神河町地域防災計画

令和４年３月

神 河 町 防 災 会 議

目　　次

第１編　総　　則

第 １ 節　計画の趣旨 1
第 ２ 節　防災機関の事務又は業務の大綱 4
第 ３ 節　神河町の自然的及び社会的条件 14
第 ４ 節　風水害等の危険性と被害の特徴 15
第 ５ 節　既往地震の概要 18
第 ６ 節　地震被害の危険性と被害の特徴 20

第２編　災害予防計画

第 １ 章　基本方針 27

第 ２ 章　災害応急対策への備えの充実 28
第 １ 節　組織体制の整備【住民生活課】 28
第 ２ 節　防災訓練の実施【住民生活課、消防団】 29
第 ３ 節　広域防災体制の確立【住民生活課】 32
第 ４ 節　災害対策拠点の整備・運用【住民生活課】 34
第 ５ 節　情報通信機器・施設の整備と活用【住民生活課】 35
第 ６ 節　防災拠点の整備【住民生活課、健康福祉課、公立神崎総合病院】 38
第 ７ 節　大規模火災の予防対策の推進【住民生活課】 41
第 ８ 節　防災資機材の整備【住民生活課】 43
第 ９ 節　災害医療システムの整備
【公立神崎総合病院、健康福祉課、神河町社会福祉協議会】 44
第１０節　緊急輸送体制の整備【建設課、住民生活課】 45
第１１節　避難対策の充実【住民生活課、総務課、健康福祉課、教育課】 46
第１２節　備蓄、調達体制の整備【住民生活課、上下水道課、健康福祉課】 51
第１３節　災害時帰宅困難者対策の推進【ひと・まち・みらい課、教育課】 54
第１４節　家屋被害認定士制度等の整備【税務課】 55
第１５節　廃棄物対策の充実【住民生活課】 56
第１６節　災害時要援護者対策の強化【健康福祉課、住民生活課】 57
第１７節　災害ボランティア活動の支援体制の整備【住民生活課、健康福祉課】 64
第１８節　水防対策等の充実【住民生活課】 66
第１９節　土砂災害対策の充実【建設課】 67
第２０節　中山間地域等の集落散在地域対策の推進【建設課、住民生活課】 68
第２１節　大規模広域災害時の受入れ対策【住民生活課】 69
第２２節　重要施設の防災対策【上下水道課、公立神崎総合病院】 70

第 ３ 章　住民参加による防災力の向上 71
第 １ 節　防災に関する学習等の充実【住民生活課、教育課】 71
第 ２ 節　自主防災組織の育成【住民生活課】 74
第 ３ 節　消防団の充実強化【住民生活課】 76
第 ４ 節　企業等との連携【住民生活課】 77

第 ４ 章　安全で安心できる防災基盤の整備 79
第 １ 節　地震防災緊急事業の推進【住民生活課】 79
第 ２ 節　防災対策事業の推進【住民生活課】 80
第 ３ 節　建築物等の耐震性の確保【建設課、住民生活課、教育課】 82
第 ４ 節　地盤災害の防止施設等の整備 84

第 1 款　砂防対策の推進【建設課】 84
第 2 款　急傾斜地崩壊災害対策の推進【建設課】 85
第 3 款　地すべり防止対策の推進【建設課】 87
第 4 款　治山施設の整備【建設課、地域振興課】 88
第 5 款　宅地造成等の規制【ひと・まち・みらい課、建設課】 89
第 6 款　災害危険区域対策の実施【建設課、住民生活課】 91
第 7 款　防災営農計画の推進【地域振興課】 92
第 5 節　水害の防止施設等の整備 93
第 1 款　河川施設の整備【建設課、住民生活課】 93
第 2 款　ため池施設の整備【建設課】 96
第 6 節　交通関係施設の整備 97
第 1 款　道路防災対策の推進【建設課】 97
第 2 款　ヘリポート施設の整備【住民生活課、建設課】 99
第 7 節　ライフライン関係施設の整備 100
第 1 款　電力施設等の整備【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社】 101
第 2 款　電気通信施設等の整備【西日本電信電話株式会社】 102
第 3 款　水道施設等の整備【上下水道課】 103
第 4 款　下水道施設等の整備【上下水道課】 105

第 5 章　その他の災害の予防対策の推進 106
第 1 節　雪害の予防対策の推進【建設課】 106
第 2 節　危険物等の事故の予防対策の推進 107
第 1 款　危険物の保安対策の実施【住民生活課】 107
第 2 款　火薬類の保安対策の実施【住民生活課】 108
第 3 款　毒物・劇物の保安対策の実施【住民生活課】 110
第 4 款　ガスの保安対策の実施【住民生活課】 111

第３編　風水害等災害応急対策計画

第 1 章　基本方針 113

第 2 章　迅速な災害応急活動体制の確立 114
第 1 節　組織の設置【各対策班共通】 114
第 2 節　動員の実施【各対策班共通】 121
第 3 節　情報の収集・伝達 124
第 1 款　気象予報等伝達計画【危機管理対策班】 124
第 2 款　災害情報収集伝達計画【各対策班共通】 130
第 3 款　災害通信計画【危機管理対策班】 134
第 4 節　防災関係機関等との連携促進 137
第 1 款　自衛隊への派遣要請【危機管理対策班、総務班】 137
第 2 款　関係機関との連携【危機管理対策班、総務班】 140
第 5 節　災害救助法の適用
【危機管理対策班、要援護者支援班、医療班、教育情報班】 142

第 3 章　円滑な災害応急活動の展開 144
第 1 節　水防活動の実施【神河町水防計画】 144
第 2 節　被災者救出計画【危機管理対策班、消防団】 145
第 3 節　救急医療の提供【危機管理対策班、医療班】 147
第 4 節　医療・助産対策の実施【危機管理対策班、医療班】 150
第 5 節　交通・輸送対策の実施 154
第 1 款　交通の確保対策の実施【危機管理対策班、現地対策班】 154
第 2 款　緊急輸送対策の実施【総務班、現地対策班、資材輸送班】 156

第 3 款　兵庫県消防防災航空隊ヘリコプター支援要請計画【危機管理対策班】 159
第 6 節　避難対策の実施【各対策班共通】 161
第 7 節　住宅の確保【危機管理対策班、現地対策班】 170
第 8 節　食料の供給
【危機管理対策班、総務班、資材輸送班、現地対策班、教育情報班】 174
第 9 節　応急給水の実施【上下水道対策班】 177
第１０節　物資の供給【危機管理対策班、総務班、資材輸送班、現地対策班】 179
第１１節　健康対策の実施【要援護者支援班、医療班】 182
第１２節　感染症対策の実施【要援護者支援班】 183
第１３節　遺体の火葬等の実施【危機管理対策班、要援護者支援班、消防団】 185
第１４節　生活救援対策の実施【要援護者支援班】 187
第１５節　災害時要援護者支援対策の実施【要援護者支援班】 188
第１６節　愛玩動物の収容対策の実施【総務班、教育情報班】 190
第１７節　災害情報等の提供と相談活動の実施【危機管理対策班、総務班】 191
第１８節　廃棄物対策の実施【危機管理対策班、総務班、現地対策班】 194
第１９節　災害ボランティアの受入【要援護者支援班】 196
第２０節　ライフラインの応急対策の実施 197
第 1 款　電力の確保【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社】 197
第 2 款　ガスの確保
【兵庫県プロパンガス協会・財団法人兵庫県エルピーガス防災協会】 200
第 3 款　電気通信の確保【西日本電信電話株式会社】 201
第 4 款　水道の確保【上下水道対策班】 202
第 5 款　下水道の確保【上下水道対策班】 204
第２１節　教育対策の実施【教育情報班】 206
第２２節　農林業関係対策の実施【資材輸送班】 209
第２３節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進
【現地対策班、資材輸送班】 212
第２４節　被災建築物・宅地応急危険度判定の実施【現地対策班、総務班】 214
第２５節　り災証明の発行【危機管理対策班、情報連絡班】 216
第２６節　税・使用料の徴収猶予及び減免【情報連絡班】 218

第４編　地震災害応急対策計画

第 1 章　基本方針 219

第 2 章　迅速な災害応急活動体制の確立 220
第 1 節　組織の設置【各対策班共通】 220
第 2 節　動員の実施【各対策班共通】 226
第 3 節　情報の収集・伝達 229
第 1 款　災害情報収集伝達計画【各対策班共通】 229
第 2 款　災害通信計画【危機管理対策班】 233
第 4 節　防災関係機関等との連携促進 236
第 1 款　自衛隊への派遣要請【危機管理対策班】 236
第 2 款　関係機関との連携【危機管理対策班、総務班】 240
第 5 節　災害救助法の適用
【危機管理対策班、要援護者支援班、医療班、教育情報班】 241
第 3 章　円滑な災害応急活動の展開 243
第 1 節　地震火災の消火活動の実施【危機管理対策班、消防団】 243
第 2 節　被災者救出計画【危機管理対策班、消防団】 246
第 3 節　救急医療の提供【危機管理対策班、医療班】 248
第 4 節　医療・助産対策の実施【危機管理対策班、医療班】 251
第 5 節　交通・輸送対策の実施 255

第 1 款　交通の確保対策の実施【危機管理対策班、現地対策班】 255
第 2 款　緊急輸送対策の実施【総務班、現地対策班、資材輸送班】 258
第 3 款　兵庫県消防防災航空隊ヘリコプター支援要請計画【危機管理対策班】 260
第 6 節　避難対策の実施【各対策班共通】 262
第 7 節　住宅の確保【危機管理対策班、現地対策班】 271
第 8 節　食料の供給
【危機管理対策班、総務班、資材輸送班、現地対策班、教育情報班】 275
第 9 節　応急給水の実施【上下水道対策班】 278
第１０節　物資の供給【危機管理対策班、総務班、資材輸送班、現地対策班】 280
第１１節　健康対策の実施【要援護者支援班、医療班】 283
第１２節　感染症対策の実施【要援護者支援班】 284
第１３節　遺体の火葬等の実施【危機管理対策班、要援護者支援班、消防団】 286
第１４節　生活救援対策の実施【要援護者支援班】 288
第１５節　災害時要援護者支援対策の実施【要援護者支援班】 289
第１６節　愛玩動物の収容対策の実施【総務班、教育情報班】 291
第１７節　災害情報等の提供と相談活動の実施【危機管理対策班、総務班】 292
第１８節　廃棄物対策の実施【危機管理対策班、総務班、現地対策班】 295
第１９節　災害ボランティアの受入【要援護者支援班】 297
第２０節　ライフラインの応急対策の実施 298
第 1 款　電力の確保【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社】 298
第 2 款　ガスの確保
【兵庫県プロパンガス協会・財団法人兵庫県エルピーガス防災協会】 301
第 3 款　電気通信の確保【西日本電信電話株式会社】 302
第 4 款　水道の確保【上下水道対策班】 303
第 5 款　下水道の確保【上下水道対策班】 304
第２１節　教育対策の実施【教育情報班】 306
第２２節　危険物等の応急対策の推進【危機管理対策班】 310
第２３節　農林業関係対策の実施【資材輸送班】 314
第２４節　公共土木施設等の応急復旧及び余震対策の推進
【現地対策班、資材輸送班】 316
第２５節　被災建築物・宅地応急危険度判定の実施【現地対策班、総務班】 318
第２６節　り災証明の発行【危機管理対策班、情報連絡班】 320
第２７節　税・使用料の徴収猶予及び減免【情報連絡班】 322

第 4 章　その他の災害の応急対策の推進 323
第 1 節　大規模火災の応急対策の推進【危機管理対策班、消防団】 323
第 2 節　危険物等の事故の応急対策の推進 325
第 1 款　危険物事故の応急対策の実施【危機管理対策班】 325
第 2 款　高圧ガス事故の応急対策の実施【危機管理対策班】 327
第 3 款　火薬類事故の応急対策の実施【危機管理対策班】 328
第 4 款　毒物劇物事故の応急対策の実施【危機管理対策班】 330
第 5 款　放射性物質事故の応急対策の実施【危機管理対策班】 331
第 3 節　突発重大事案の応急対策の推進【危機管理対策班】 322

第５編　災害復旧復興計画

第 1 章　災害復旧事業の実施 334
第 1 節　災害復旧事業の実施【各課】 334
第 2 節　被災者等の生活再建等の支援【各課】 337
第 3 節　災害義援金の募集【住民生活課】 341

第 2 章　災害復興 342

第 1 節　組織の設置【各課】 342
第 2 節　復興計画の策定【各課】 343

資　　料　　編　　別途資料編参照

第１編　　総　　則

第１節　計画の趣旨

１．　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、神河町の地域にかかる災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、町民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

（１）　神河町及び神河町の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、指定公共機関等及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

（２）　防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等の災害予防に関する計画

（３）　災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、災害情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画

（４）　災害復旧・復興に関する計画

（５）　「ゾーンディフェンス」と「マンツーマンディフェンス」による「共助」の支援体制の確立

（６）　その他神河町の地域にかかる防災に関し、神河町防災会議が必要と認める事項

２．　計画の性格と役割

（１）　この計画は、風水害等（風水害、雪害、大規模火災、危険物等の事故、突発重大事案）及び地震災害に関して、町その他の防災関係機関さらには関係団体や住民の役割と責任を明らかにするとともに、基本的な指針を示すものである。

（２）　この計画は、次のような役割を果たすことを期待するものである。

①　町その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び風水害等対策並びに地震災害対策の立案、実施にあたっての指針となること。

②　関係団体や住民においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となること。

（３）　この計画は、風水害等及び地震災害の防災に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えることとする。

（４）　この計画は、兵庫県地域防災計画を基準とするとともに、県及び西播磨地域の市町等と密接な連携を図るものとする。

３．　計画の構成

（１）　この計画は、計画編及び資料編で構成する。

（２）　計画編の構成は、次のとおりとする。

第１編　総則
第２編　災害予防計画
［第１章］　基本方針
［第２章］　災害応急対策への備えの充実
［第３章］　住民参加による防災力の向上
［第４章］　安全で安心できる防災基盤の整備
［第５章］　その他の災害の予防対策の推進
第３編　風水害等災害応急対策計画
［第１章］　基本方針
［第２章］　迅速な災害応急活動体制の確立
［第３章］　円滑な災害応急活動の展開
第４編　地震災害応急対策計画
［第１章］　基本方針
［第２章］　迅速な災害応急活動体制の確立

［第３章］　円滑な災害応急活動の展開
［第４章］　その他の災害の応急対策の推進
第５編　災害復旧復興計画
［第１章］　災害復旧事業の実施
［第２章］　災害復興

４．　基本方針

（１）　災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、人命の保護を最重視し、経済的被害を最小化するとともに、被害の迅速な回復を図れるよう、「減災」の考え方を基本とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備える。

（２）　災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ハード・ソフト対策を組み合わせた一体的な災害対策を推進する。

（３）　行政の対策「公助」には限界があることから、住民一人ひとりが自らの命や財産を守る「自助」、地域において自分たちのまちを自分たちで守る「共助」を適切に組み合わせた取組みを推進する。

（４）　地域住民、事業者、民間団体、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら防災の取組みを推進する。また、避難所の設置・運営、救援物資、仮設住宅など、あらゆる対策において、男女共同参画の視点から女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや障害者・高齢者・子育て家庭等の災害時要援護者等のニーズに配慮する。

（５）　最新の科学的知見や阪神・淡路大震災、東日本大震災など過去の災害における経験、教訓を継承することにより、地域における防災・減災の知恵や方法を育み、新しい「災害文化」の確立を図り、絶えず災害対策の改善を図る。

５．　重点を置くべき事項

（１）　災害への即応力の強化

被害の甚大な地域ほど情報が少ないという教訓を踏まえ、情報は自ら取りに行くという姿勢のもと、災害発生時の積極的な情報の収集・伝達・共有体制を強化するとともに、町、県及び関係機関等の間で、連携・協力・支援の体制を構築する。

（２）　被災地への迅速な物資供給と要員派遣

被災現場は混乱しており、具体的な支援ニーズの発信が困難であるという教訓を念頭に支援ニーズの把握に努めるとともに、これまでの被災経験を踏まえて、必要とされる物資及び要員についての緊急支援を確実に被災地に届く仕組みを整備する。

（３）　住民の円滑かつ安全な避難

住民の避難行動は安全が第一であるという原則に則り、平常時から緊急時の避難場所や避難路等について、ハザードマップや実戦的な避難訓練を通じて住民との情報共有を図る。また、雨量や河川水位等に関する情報をもとに、空振りをおそれることなく迅速、的確な避難勧告等の発令に資する取組みや、夜間の突発的な豪雨等においても機能する確実な情報伝達手段の整備に努め、特に、避難行動要支援者の避難にあたっては、避難支援体制の充実強化を促進する。

（４）　被災者へのきめ細やかな支援

被災者の一刻も早い生活復興を支援するため、トイレ対策等生活環境を含めた避難所の運営を適切に行う。また、迅速に家屋被害認定を行うとともに、被災者支援システム（被災者台帳）などの仕組みの活用も図り、被災者のニーズに応じたきめ細やかな各種支援施策の具体化や周知に努める。

（５）　事業者や住民との連携

食料や生活用品等物資の供給をはじめ、多様な分野で民間からの支援を得るため、事業者や事業者団体との間に、実効性の確保に留意した災害時応援協定を締結するなど、平常時から連携体制の強化を図る。町地域防災計画の周知等を通して、自主防災組織や消防団等、住民主体による地域防災力の充実強化を支援し連携を深める。

（６）　円滑かつ迅速な復興

住民の参画なくして地域の復興はなし得ないという教訓を踏まえ、住民と行政をつなぐ中間支援組織など多様な主体の参画のもと、創造的復興を目指す復興計画等を策定する仕組みを整備する。

（７）　避難所での集団感染を防止するための避難所対策

令和２年の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。

６．　計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を行う。

７．　計画の周知徹底

この計画は、神河町職員、防災関係施設の管理者、その他防災関係機関等に周知し、また、特に、必要と認めるものについては、住民にも理解を得るものとする。

８．　用語

この計画中、用語の定義は、次のとおりとする。

用　　語	定　　義
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
災害時要援護者	高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう（災害対策基本法で定める「要配慮者」のこと）。
避難行動要支援者	災害時要援護者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。
避難支援等関係者	災害の発生に備え、避難行動要支援者の支援を担う町、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。
地区防災計画	地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、町等が活動の中心となる町地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。
避難場所	災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。
指定緊急避難場所	避難場所のうち町が指定したもの。
避難所	避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
指定避難所	避難所のうち町が指定したもの。
り災証明書	災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。
被災者台帳	被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。

第２節　防災機関の事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、町、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体は、主として次に掲げる事務又は業務を処理するものとする。

資料編・５．関係機関連絡先一覧

第１　指定地方行政機関

機　関　名	災　害　予　防	災害応急対策	災　害　復　旧	災害復興
兵庫県警察本部 TEL 078-341-7441		１．管区内各府県警察の指導・調整 ２．多管区警察局との連携 ３．関係機関との協力 ４．情報の収集及び連絡 ５．警察通信の運用		
近畿総合通信局 TEL 06-6942-8502	１．非常時の重要通信確保体制の整備 ２．非常通信協議会の指導育成 ３．情報伝達手段の多様化・多重化の促進	１．災害時における通信手段の確保 ２．災害対策用移動通信機器等の貸出し		
近畿財務局 神戸財務事務所 TEL 078-391-6941		１．仮設住宅設置可能地の提示 ２．金融機関に対する緊急措置の指示	１．災害復旧事業費査定の立会 ２．地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資	復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局 兵庫事務所 TEL 078-325-8925		救援等にかかる情報の収集及び提供		
兵庫労働局・労働基準部・監督課 TEL 078-367-9151 姫路労働基準監督署 TEL 079-224-1481	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	１．労働災害発生情報の収集 ２．労働災害の二次災害防止 ３．労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償	災害復旧工事等における労働災害防止	災害復興工事等における労働災害防止

機　関　名	災　害　予　防	災害応急対策	災　害　復　旧	災害復興
近畿農政局 姫路地域センター ℡ 079-281-3692	1.農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2.農作物等の防災管理指導 3.地すべり区域(直轄)の整備	1.土地改良機械の緊急貸付け 2.農業関係被害情報の収集報告 3.農作物等の病害虫防除の指導 4.食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん	1.各種現地調査団の派遣 2.農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3.被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
（農林水産省）		災害救助用米穀の供給（売却）		
近畿中国森林管理局 兵庫森林管理署 ℡ 0790-62-0595	1．国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 2．国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3．林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	
近畿経済産業局 ℡ 06-6966-6000		1．災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 2．事業者（商工業等）の業務の正常な運営の確保 3．電力・ガスの供給の確保	1．生活必需品、復旧資器材の円滑な供給の確保 2．被災中小企業の振興 3．ライフライン（電力、ガス、工業用水道）の復旧	1．被災地の復興支援 2．ライフライン施設等の本格復興 3．被災中小企業の復興その他経済復興の支援
中部近畿産業保安監督部 近畿支部 ℡ 06-6966-6056 ℡ 06-6966-6050 ℡ 06-6966-6062	1．電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2．鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1．電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2．鉱山における災害時の応急対策		

機　関　名	災　害　予　防	災害応急対策	災　害　復　旧	災害復興
近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 ℡ 079-282-8211	１．直轄公共土木施設の整備と防災管理 ２．応急機材の整備及び備蓄 ３．指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	１．直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 ２．災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 ３．直轄公共土木施設の二次災害の防止 ４．緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	直轄被災公共土木施設の復旧	
近畿運輸局 神戸運輸監理部 ℡ 078-321-3473		１．所管事業に関する情報の収集及び伝達 ２．特に必要があると認める場合の輸送命令	１．被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 ２．交通機関利用者への情報提供 ３．被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力	１．被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 ２．被災関係事業者等に対する支援
（兵庫陸運部） ℡ 050-5540-2066	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	１．所管事業に関する情報の収集及び伝達 ２．交通機関利用者への情報の提供 ３．旅客輸送確保にかかる代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 ４．貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 ５．道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集		
神戸地方気象台 ℡ 078-222-8901		気象、地象、水象に関する観測、予報、警報（地象のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る）及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供

機　関　名	災　害　予　防	災害応急対策	災　害　復　旧	災害復興
近畿地方測量部 TEL 06-6941-4507	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援	
近畿地方環境事務所 TEL 06-4792-0700	１．地盤沈下防災対策 ２．廃棄物処理にかかる防災体制の整備 ３．飼育動物の保護等にかかる支援	１．所管施設等の避難場所等としての利用 ２．緊急環境モニタリングの実施 ３．地盤沈下地域状況の把握 ４．災害廃棄物等の処理対策 ５．危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び支援	１．環境監視体制に関する支援措置 ２．災害廃棄物等の処理	１．環境配慮の確保

第２　自衛隊

機　関　名	災　害　予　防	災害応急対策	災　害　復　旧	災　害　復　興
陸上自衛隊第３師団第３特科隊(姫路) TEL 079-222-4001 (夜間・休日とも)		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施		

第３　兵庫県

機　関　名	災　害　予　防	災害応急対策	災　害　復　旧	災　害　復　興
兵庫県教育委員会 TEL 078-341-7711(代)	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	１．教育施設（所管）の応急対策の実施 ２．被災児童生徒の応急教育対策の実施 ３．文化財の被害状況の報告	１．被災教育施設（所管）の復旧 ２．文化財の復旧・修復	１．学校教育充実のための対策の実施 ２．体験を通じての生きる力を育む教育の推進 ３．児童生徒のこころのケアの実施

機　関　名	災　害　予　防	災害応急対策	災　害　復　旧	災害復興
兵庫県警察本部 ℡ 078-341-7441		１．情報の収集 ２．救出救助、避難誘導等 ３．交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民心の安定
企画県民部 防災企画局 防災企画課 ℡ 078-362-9805 企画県民部 災害対策局 災害対策課 ℡ 078-362-9981	県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整	県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整	県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整	県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整
中播磨県民センター 総務防災課 ℡ 079-281-9035	１．県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 ２．市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 ３.防災に関する組織体制の整備 ４.防災に関する学習の実施 ５.県所管施設の整備と防災管理	１.県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 ２.市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 ３.災害応急対策にかかる組織の設置運営 ４.災害情報の収集・伝達 ５.災害情報の提供と相談活動の実施 ６.県所管施設の応急対策の実施	１．県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 ２．市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 ３.県所管施設の復旧	１．市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援 ２．災害復興対策に係る組織の設置運営 ３．災害復興計画の策定及び住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施
姫路県税事務所 ℡ 079-281-9102			災害時における税の減免に関すること	
西播磨県民センター 県民室環境課 ℡ 079-281-9202			廃棄物処理施設の復旧	
中播磨健康福祉事務所 ℡ 079-281-9210 （福崎保健所 ℡ 0790-22-1234）		１．福祉施設等における人的被害調査 ２．医療救護 ３．防疫、給水等応急保健衛生対策	１．保健衛生関係施設の復旧 ２．福祉関係施設の復旧	

機　関　名	災　害　予　防	災害応急対策	災　害　復　旧	災害復興
姫路農林水産振興事務所 TEL　079-281-9267	１．農林関係施設の整備及び防災管理 ２．保安林、地すべり防止施設等の整備、治山事業の推進 ３．災害予防対策についての推進指導	１．農林関係施設の対応策 ２．応急救助用食料のあっせん	１．農林関係施設の復旧 ２．被災農林業者に対する災害融資の指導及び助成	
姫路農業改良普及センター TEL　079-281-9250	災害予防対策についての推進指導	災害時における病害虫の防除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等の応急対策	被災農家に対する災害融資の指導及び助成	
姫路土地改良センター TEL　079-281-9364	農業土木施設の整備及び防災管理	農業土木施設の応急対策	被災農業土木施設の復旧	
姫路土木事務所 TEL　079-281-9459 福崎事業所 TEL　0790-22-1290	１．所管公共土木施設の整備と防災管理 ２．水防力の整備強化	１．所管公共土木施設の応急対策 ２．水防警報の発表、伝達及び水防応急対策	所管被災公共土木施設の復旧	
播磨西教育事務所 TEL　079-281-9585	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	１．所管教育施設の応急対策 ２．被災児童生徒の応急教育対策	所管被災教育施設の復旧	
福崎警察署 TEL　0790-23-0110		１．被害実態の把握 ２．被災者の救出及び救護 ３．緊急時の避難の指示、警告 ４．町民の避難誘導活動 ５．行方不明者の捜索及び遺体の見分 ６．交通の安全と円滑の確保 ７．防犯対策		

第４　町

機　関　名	災　害　予　防	災害応急対策	災　害　復　旧	災害復興
神　河　町 ℡ 0790-34-0001	１．防災に関する組織体制の整備 ２．防災に関する訓練の実施及び防災思想の普及 ３．防災に関する施設及び設備の整備及び点検 ４．防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検 ５．その他災害予防の推進	１．避難の勧告、指示又は誘導 ２．情報の収集、伝達及び被害調査 ３．被災者に対する救助及び救護措置 ４．災害時における応急教育 ５．廃棄物、環境対策の実施 ６．緊急輸送の確保 ７．災害時における保健衛生 ８．その他災害発生の防御又は拡大の防止措置 ９．その他災害応急対策の推進	１．施設及び設備の復旧 ２．災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付 ３．各種支援制度の適用 ４．町税の減免措置等 ５．その他災害復旧の推進	町の地域にかかる災害復興の総合的推進

第５　指定公共機関

機　関　名	災　害　予　防	災害応急対策	災　害　復　旧	災害復興
独立行政法人 国立病院機構 近畿ブロック 事務所 ℡ 06-4790-8388	防災訓練の実施（トリアージ訓練等）	災害時における医療救護		
独立行政法人 水資源機構 関西支社 ℡ 06-6763-5182	ダム施設（所管）等の整備と防災管理	ダム施設（所管）等の応急対策の実施	被災ダム施設（所管）等の復旧	
日本郵便㈱ 神崎郵便局 ℡ 0790-32-0050 大河内郵便局 ℡ 0790-34-0050		１．災害時における郵政事業運営の確保 ２．災害時における郵政事業にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策	１．被災郵政事業施設の復旧	
日本銀行 神戸支店 ℡ 078-334-1111		金融特例措置の発動	金融機関に対する緊急措置の指導	
日本赤十字社 兵庫県支部 ℡ 078-241-9889		１．災害時における医療救護 ２．こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） ３．救援物資の配分		

機　関　名	災　害　予　防	災害応急対策	災　害　復　旧	災害復興
日本放送協会 神戸放送局 ℡ 078-252-5000	放送施設の整備と防災管理	１．災害情報の放送 ２．放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
兵庫県道路公社 ℡ 078-232-9633 播但連絡有料道路 ℡ 0790-22-4900	有料道路施設の整備と防災管理	高速道路の応急対策	被災有料道路施設の復旧	
西日本旅客鉄道株式会社 福知山支社 ℡ 0773-22-4303	鉄道施設の整備と防火管理	１．災害時における緊急鉄道輸送 ２．鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の復旧	
日本通運株式会社 神戸支店 ℡ 078-252-2011		災害時における緊急陸上輸送		
西日本電信電話株式会社 兵庫支店 ℡ 078-393-9440	電気通信施設の整備と防災管理	１．電気通信の疎通確保と設備の応急対策 ２．災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧	
関西電力送配電株式会社 兵庫支社（姫路） ℡ 0800-777-3081	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
ＫＤＤＩ㈱ 関西総支社 ℡ ００７７－７１０１	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	
ソフトバンク㈱ ℡ 03-6889-2000	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	

第６　指定地方公共機関

機　関　名	災　害　予　防	災害応急対策	災　害　復　旧	災　害　復　興
神姫グリーンバス株式会社 粟賀営業所 ℡ 0790-32-1021 社団法人兵庫県トラック協会 ℡ 078-882-5556	１．道路状況の把握 ２．災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送		
㈱ラジオ関西 姫路支社 ℡ 0792-24-3121 ㈱サンテレビジョン ℡ 078-303-3130 兵庫エフエム放送株式会社 （Kiss-FM KOBE） ℡ 078-322-0899	放送施設の整備と防災管理	１．災害情報の放送 ２．放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	

機　関　名	災　害　予　防	災害応急対策	災　害　復　旧	災　害　復　興
一般社団法人兵庫県医師会 TEL 078-231-4114 神崎郡医師会 TEL 0790-22-6015		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	外傷後ストレス等の被災者への精神的身体的支援
公益社団法人兵庫県看護協会 TEL 078-341-0240		１．災害時における医療救護 ２．避難所における避難者の健康対策		
一般社団法人兵庫県歯科医師会 TEL 078-351-4181		１．災害時における緊急歯科医療 ２．身元不明遺体の個体識別		
一般社団法人兵庫県薬剤師会 TEL 078-341-7585		１．災害時における医療救護に必要な医薬品の提供 ２．調剤業務及び医薬品の管理		
一般社団法人兵庫県獣医師会 TEL 078-945-6619		災害時における動物救護活動		
一般社団法人兵庫県エルピーガス協会 TEL 078-361-8064	エルピーガス供給設備の防災管理	１．エルピーガス供給設備の応急対策の実施 ２．災害時におけるエルピーガスの供給	被災エルピーガス供給設備の復旧	

第７　公共的団体

機　関　名	災　害　予　防	災害応急対策	災　害　復　旧	災　害　復　興
姫路市中播消防署		１．火災・救急・救助等の災害応急活動		
神河町消防団	１．防災訓練の実施 ２．火災予防運動の実施	１．消防防災活動 ２．人命の救助、財産保全活動 ３．災害危険地域の警戒 ４．被害情報の収集伝達		

第７　公共的団体

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
自主防災かみかわ	１．防災関係機関が実施する防災対策への協力 ２．防災訓練等への積極的な参加	１．被災者の救出、被災世帯の調査、救援物資の配布等の協力 ２．避難の誘導及び被害情報の伝達		
兵庫西農業協同組合	１．農業用施設及び農作物の管理指導 ２．防除用農薬の備蓄及び防除用器具の整備	１．町の行う農業関係被害調査、応急対策に関する協力 ２．農作物等の災害応急対策についての指導	被災農家に対する融資又は融資の斡旋	
神河町商工会		１．救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保及び斡旋 ２．災害時における物価安定についての協力		
中はりま森林組合		１．共同利用施設の災害応急対策 ２．復旧資材等の確保及び斡旋	被災組合員に対する融資又は融資の斡旋	
神河町社会福祉協議会	１．ボランティアの登録 ２．ボランティアコーディネーターの養成	１．災害時におけるボランティア活動に関する連絡調整 ２．災害時におけるボランティアの受入態勢の確保 ３．災害救助金品の募集、被災者の救護その他市が実施する応急対策についての協力		

第３節　神河町の自然的及び社会的条件

第１　自然的条件

１　位置及び町域の概況

神河町は、平成17年11月７日にハートがふれあう住民自治のまちづくりを目指して旧神崎町、旧大河内町が合併して誕生した。兵庫県のほぼ中央に位置し、東は多可町、西は宍粟市に接しており、南は市川町・姫路市、北は朝来市に接し播磨と但馬を結んでいる。

面積は、202.23ｋ㎡でそのうち８割以上を山林が占めており、千町ヶ峰を筆頭に1,000ｍ級の山々をはじめ、峰山・砥峰高原は関西でも有数の高原地帯となっている。

河川は、市川を筆頭に、その市川に流れ込む支流として、栃原川、犬見川、小田原川、越知川、猪篠川があり各々に渓を形成している。

第２　社会的条件

人口は、神河町の行政の中心部の寺前地区付近と商業の中心部の中村、粟賀町、福本地区に集中している。65歳以上の人口が35％以上となっており、高齢化が顕著となっている。

昼夜間人口比率については、姫路市などへの従業・通学により80％を切っている。

第４節　風水害等の危険性と被害の特徴

第１　兵庫県内での風水害の発生状況

県内で発生する風水害としては、停滞前線による豪雨、雷雲の発達等による局地性豪雨、台風による風水害（高潮、波浪害を含む）、異常潮位現象による高潮、フェーン現象等による火災などが考えられる。

このうち、兵庫県内を襲った過去の風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、発生時期は７月上旬と９月に集中している。

平成29年10月23日未明に県内に最接近した台風21号の強風などによる影響で、吉冨では春日神社の本殿一部損壊と拝殿が倒壊し、また、中村では埋田神社の本殿が一部損壊する被害が発生した。

また、平成30年６月29日に発生した台風第７号や前線の影響により、暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。神河町では、人的被害はなかったが、連続雨量約700ｍｍを観測し、家屋２戸が床下浸水と多数の土砂崩れが発生した。

人的被害の大きなものは下表のとおりであるが、これ以外にも多くの災害が記録されている。

	災害の名称	発生年月日	死者	負傷者	被災地域
梅雨前線	梅雨前線による豪雨	昭和 7. 7. 1～ 2	44人	19人	主として東播磨地域
	梅雨前線による豪雨	昭和13. 7. 3～ 5	731人	1,463人	県内全域（特に神戸市）
	梅雨前線による豪雨	昭和36. 6.24～28	41人	119人	阪神・淡路・東播磨地域
	昭和42年7月豪雨	昭和42. 7. 9	100人	102人	阪神・淡路地域
	昭和46年7月豪雨	昭和46. 7.17～18	22人	100人	西播磨地域
台風	室戸台風	昭和 9. 9.21	281人	1,523人	県内全域（特に神戸・但馬・淡路）
	阿久根台風	昭和20.10. 8～11	231人	92人	県内全域（特に西播磨・東播磨・但馬）
	ジェーン台風	昭和25. 9. 3	41人	904人	県内全域
	台風16号	昭和35. 8.29	32人	65人	主として神戸・阪神地域
	台風23、24号	昭和40. 9.10～17	39人	765人	県内全域
	台風第23号	平成16.10.20～21	26人	130人	県内全域（特に但馬・丹波・淡路）
	台風第９号	平成21. 8. 9～10	20人 行方不明2人	7人	主として西播磨地域
	台風7号及び西日本豪雨	平成30. 6. 29～7.8	237人	433人	県内全域

※　昭和以降の死者20人以上のもの

第２　風水害の危険性

県内に大きな風水害をもたらしたものは、梅雨前線と台風であることから、この２つのパターンを中心に発生可能性について検討する。

１　梅雨前線による集中豪雨

梅雨前線による豪雨が、都市化が進んでいる六甲山地の南斜面に降った場合、地形的にも山と海が迫り傾斜が急なことから、甚大な被害が予想され、事実、過去にも典型的な豪雨災害がもたらされてきた。そのうち、昭和13年、36年、42年の災害のときの気象条件をみてみると、いずれも梅雨前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切って停滞しているところに熱帯低気圧が北上し前線の活動が活発化し、その結果淡路島東岸から神戸、阪神地域に多雨地域が分布していることなど、共通点が多く、同様の気象条件になれば、十分な警戒が必要である。

２　台風による風水害

台風は、1981年～2010年の平均で年に約26個発生し、うち約３個が本土に上陸している。被害の状況から台風には風台風、雨台風と呼ばれるものがある。特に雨台風は、台風自体がそのような性格を持っているのはなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向前面にあるときには、前線北側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。例えば昭和51年９月の台風17号による宍粟郡一宮町での災害などはその典型的な事例である（家島では平年の年降水量の80％を一時期に記録）。また、台風が北東に進んだ場合、昭和９年に阪神間に上陸した室戸

台風のときの最大瞬間風速が神戸市で33m/s、大阪市で 60m/sという例にみられるように、進路の東側で大きくなる傾向がある。

第３　風水害の被害の特徴

1　水害

梅雨前線による豪雨は、過去の事例を見る限り淡路島東部から神戸阪神間が特に危険性が高い。また、台風による大雨はコース、前線の有無や位置による違いが大きく、内陸部や但馬地域で降ることも少なくない。河川改修により大河川の氾濫は減少しているものの、中小河川の溢水等の被害はよくみられる。

特に、開発による保水、遊水機能の低下に伴う洪水や土砂流出などが起きやすくなる傾向もみられる。そのため、県内各地域とも河川の氾濫等による床上浸水、床下浸水、道路や耕地の冠水などの被害が考えられる。

2　土砂災害

土砂災害は、土石流、地すべり、斜面崩壊に大別できる。土石流については砂防堰堤の整備等が進んでいるものの、谷あいまで宅地化が進んでいることもあり、集中豪雨等による被害発生が考えられる。地すべりについては、神戸層群、山崎断層周辺、照来層群、北但層群、諭鶴羽山地など地すべりが起きやすい地域が存在する。また、山崩れ、崖崩れなどの斜面崩壊については、六甲山地など基岩の風化が進み、かつ急斜面の多い地域で発生の頻度が高い。

3　風害

強風による被害としては、飛来物による人的被害、海難事故、塩害などが考えられる。過去平均風速が30m／ｓを超える暴風はすべて台風によるものであり、台風の進路の東側では被害が大きくなりやすい。

第４　その他の自然災害

地震、風水害のほか、県内で発生する可能性があるのは雪害である。

過去の主な雪害は、昭和９年、昭和38年が代表的であり、昭和38年は豊岡市で１ｍ、竹野町（現豊岡市）で2.5ｍに達した。近年は暖冬傾向ということもあってそれほど多くの積雪をみることは少なかったが、平成17年度は兵庫県北部を中心に近年にはない積雪を記録し、平成24年は豊岡市で28年ぶりに１ｍを超える積雪になるなど、雪害が発生したこともあり冬季は警戒を要する。

第５　人為的な原因による災害

1　大規模火災

大規模火災は、これまでにもしばしば発生しているが、強風、乾燥といった気象条件のときに発生した火災は、大火につながりやすい。特にフェーン現象が起きたときは注意が必要である。

2　危険物事故

危険物施設についてこれまで特に大規模な事故の事例はないが、阪神･淡路大震災におけるＬＰＧ施設でのガス漏れの例もある。県内では瀬戸内海沿岸に取り扱い施設が多く、場合によっては大惨事につながるおそれもある。

2012 年９月 29 日に姫路市の化学製品製造メーカー「日本触媒」の姫路製造所で大規模な爆発事故が起き、28 歳の消防隊員１名が死亡、30 人が重軽傷を負った。

３　突発性重大事案

爆発事故等の大規模事故が発生した場合は、一度に多数の死傷者を伴うおそれがあり、非常に大きな社会的影響が予想される。

雑踏等で無差別にサリン等の物質が散布されると、物質の種類や量によるが大量の殺傷につながる危険性が高い。

第５節　既往地震の概要

有史以来、兵庫県のどこかに震度５弱以上の揺れがあったと推定される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度５弱以上を経験する頻度が高くなっている。この中で、20世紀だけをとってみると、北但馬地震（死者425人、負傷者806人）、南海地震（死者50人、負傷者69人）、兵庫県南部地震（死者6,401人、負傷者40,092人）の被害が大きい。

兵庫県のどこかに震度５弱以上の揺れがあったと推定される地震

番号	発　生　年　月　日	（推定）規模（M）	
1	599. 5.28　（推古　7. 4.27）	７．０	
2	701. 5.22　（大宝　1. 3.26）	７．０	
3	745. 6.15　（天平 17. 4.27）	７．９	
4	827. 8.11　（天長　4. 7.12）	６．５～７．０	
○5	868. 8. 3　（貞観 10. 7. 8）	７．０以上	播磨国地震
○6	887. 8.26　（仁和　3. 7.30）	８．０～８．５	
7	938. 5.22　（承平8（天慶1）. 4.15）	７．０	
8	1096.12.17　（嘉保3（永長1）.11.24）	８．０～８．５	
9	1361. 8. 3　（正平 16. 6.24）	８1/4～８．５	
10	1449. 5.13　（文安6（宝徳1）. 4.12）	５3/4～６．５	
11	1498. 9.20　（明応　7. 8.25）	８．２～８．４	
12	1510. 9.21　（永正　7. 8. 8）	６．５～７．０	
13	1579. 2.25　（天正　7. 1.20）	６．０±1/4	
14	1596. 9. 5　（文禄5（慶長1）. 7.13）	７1/2±1/4	
15	1662. 6.16　（寛文　2. 5. 1）	７1/4～７．６	
16	1707.10.28　（宝永　4.10. 4）	８．４	宝永地震
17	1751. 3.26　（寛延4（宝暦1）. 2.29）	５．５～６．０	
18	1854.12.23　（嘉永7（安政1）.11. 4）	８．４	安政東海地震
19	1854.12.24　（嘉永7（安政1）.11. 5）	８．４	安政南海地震
○20	1864. 3. 6　（文久4（元治1）. 1.28）	６1/4	
21	1891.10.28　（明治24）	８．０	濃尾地震
○22	1916.11.26　（大正5）	６．１	
○23	1925. 5.23　（大正14）	６．８	北但馬地震
○24	1927. 3. 7　（昭和2）	７．３	北丹後地震
○25	1943. 9.10　（昭和18）	７．２	鳥取地震
26	1946.12.21　（昭和21）	８．０	南海地震
○27	1949. 1.20　（昭和24）	６．３	
28	1952. 7.18　（昭和27）	６．８	吉野地震
29	1961. 5. 7　（昭和36）	５．９	
30	1963. 3.27　（昭和38）	６．９	越前岬沖地震
31	1984. 5.30　（昭和59）	５．６	
◎32	1995. 1.17　（平成7）	７．３	兵庫県南部地震
33	2000.10. 6　（平成12）	７．３	鳥取県西部地震
○34	2013. 4.13　（平成25）	６．３	

（注１）　○は県内のいずれかに震度６以上の揺れがあったと推定される地震
　　◎は県内のいずれかに震度７以上の揺れがあった地震
（注２）　なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

兵　庫　県　内　外　の　活　断　層　位　置　図

（兵庫県ホームページより抜粋）

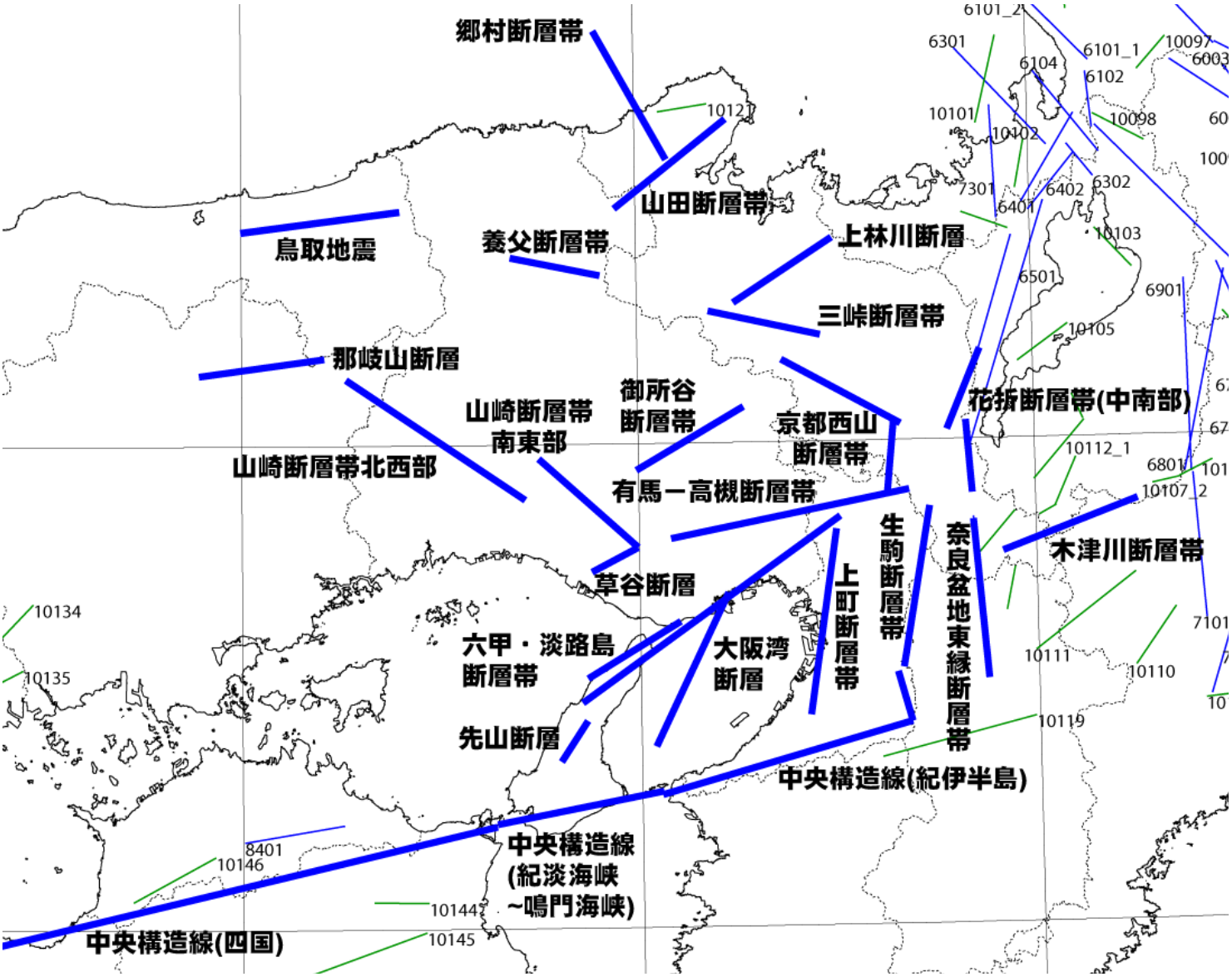

第６節　地震被害の危険性と被害の特徴

第１　地震発生の危険性

１　海溝型巨大地震－南海地震

紀伊水道ではＭ８を超える南海道地震が繰り返し発生しており、古文書等で684年、887年、1099年、1361年、1605年、1707年、1854年、1946年に起きたことが知られている。こうした意味で、比較的サイクルがわかっている地震である。

前回の「南海地震」からは既に半世紀が経過しており、前回の規模が比較的小さかったことから、次回は比較的早まるのではないかという意見もあり、また、発生時には広範囲に及ぶ被害が予想される。

なお、南海トラフの海溝型地震における以下の被害想定等は、従来の知見に基くものであり、東日本大震災を踏まえた中央防災会議の検討結果を踏まえた最大クラスの地震・津波については、同検討結果の検証後、新たな被害想定を行うこととする。

（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

（海溝型地震の今後10，30，50年以内の地震発生確率：算定基準日平成25年（2013年）１月１日）

領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			地震後経過率	平均発生間隔（上段） 最新発生時期 下段：ポアソン過程を適用したものを除く
		10年以内	30年以内	50年以内		
南海トラフの地震	８～９クラス	20%程度	60%程度	90%程度以上	0.76	次回までの標準的な値 88.2年
						67.0年前

（参考）東海地震と東南海・南海地震との関係

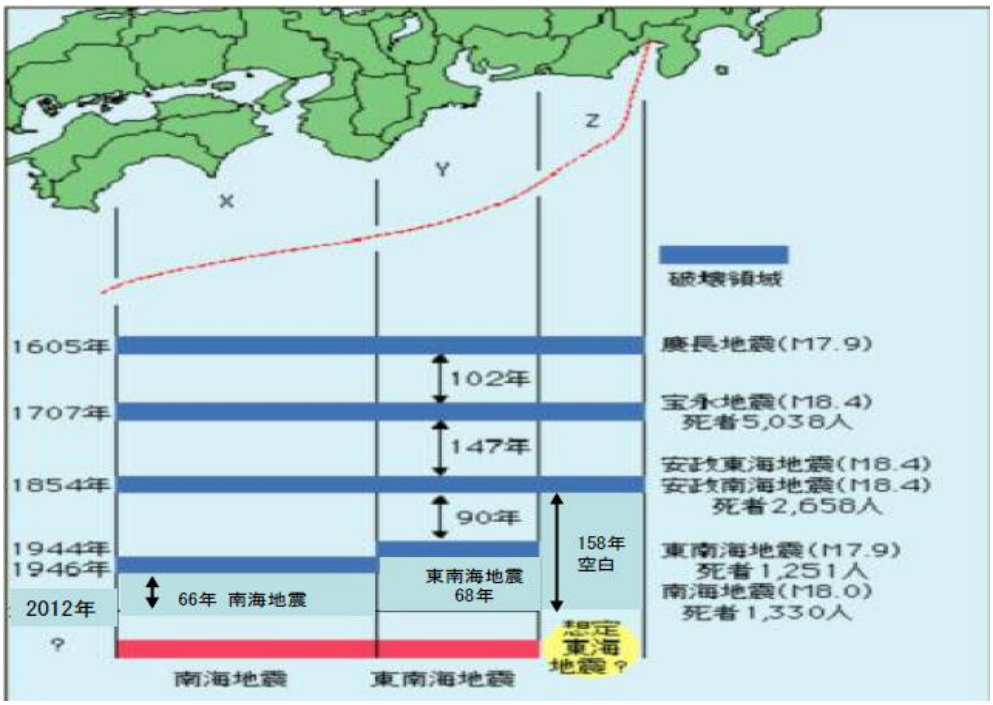

２　内陸部地震

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは、過去の活動状況がよくわかっていない。日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪み力を受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲･淡路断層帯、有馬－高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯など多くの活断層が分布しており、1995年の兵庫県南部地震は、こうした活断層による危険性について、一般に強く認識されることとなった。

（１）　六甲･淡路断層帯

六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面（みのお）市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁－淡路島東岸区間及び長さ約23kmの淡路島西岸区間の２つに区分される。六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約71kmでほぼ北東－南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁－淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが約12kmで、北西側が相対的に隆起する逆断層である。

1995年（平成７年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁－淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約30kmの範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁－淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、固有規模と記す）の地震と見なして最新活動としたが、六甲山地南縁－淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。

（２）　有馬－高槻断層帯

有馬－高槻断層帯は、神戸・阪神地域の北部から京都府まで東西に走る断層である。活動度はＢ級（0.1～1㎜／年）で、最近のトレンチ調査により1596年の慶長伏見地震の震源断層であった可能性が指摘されている。

ただ、有馬－高槻断層帯は30年以内の地震発生確率は0.1％未満と想定されている。

（３）　山崎断層帯

山崎断層帯は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田（とまた）郡鏡野町から岡山県勝田郡奈義（なぎ）町に至る断層帯である。長さは約32kmで、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。山崎断層帯主部は、岡山県勝田郡勝田町から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約80kmで、主として左横ずれの断層帯である。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東－西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。

なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎郡福崎町より南東側とではそれぞれ最新活動時期が異なる。

（４）　中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、奈良県香芝（かしば）市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市（旧南淡町）の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、ここでは佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象とした。全体として長さは約360kmで、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。

なお、中央構造線断層帯は連続的に分布しており、断層の形状のみから将来の活動区間を評価するのは困難である。ここでは主に過去の活動時期から６つの区間に区分したが、これらの区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら６つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

（５）　その他の断層

その他、活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。日本海沿岸では、過去に北但馬地震や北丹後地震（京都府）が起き、震度６を記録している。また、近隣府県にも生駒断層帯、上町断層帯、三峠・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。

なお、近年の地震動向に関して、「南海トラフ沿いの巨大地震の前後に、内陸の大地震が集中して発生していることなどから、阪神・淡路大震災以降、西日本が地震の活動期に入った。」という学説もある。

第２　活断層と地震災害

活断層の活動状況等については、まだ解明されていない点が多く、現段階では、時間、場所、規模を特定して地震の発生を予知することは不可能である。例えば、特定の地点をトレンチ調査等により調べたとしても、①文献記録のない時代については活動時期の厳密な特定が難しいこと、②活動周期が必ずしも一定であるとは断定できないことから、そこから直ちに得られる知見だけでは、かなりの幅を持った予測にとどまらざるを得ない。また、活断層と被害の関係についても、十分に判明しているとは言い難い。

そのため、今後、様々な観点から調査研究を積み上げ、データを集積し、活断層の活動の傾向や実態をより詳しく解明しなければならないが、それには長期的な取組みが必要である。

町をはじめ県、防災関係機関は、そうした認識の下に、可能な限りの防災対策の充実に努めるとともに、住民一人ひとりも地震に対する備えを怠らないことが何よりも肝要である。

第３　想定地震

兵庫県内において震度５強以上の揺れを生じさせる県内外の地震を対象とした。

（１）　想定地震の概要（神河町に関係する地震のみ記載）

想　定　地　震	30年以内の地震発生確率	想　定　震　源　地	想定規模
山崎断層帯地震	0.01%以下	山崎断層帯 （大原・土方・安富・主部南東部）	Ｍ　８．０
中央構造線断層帯地震	0.1%～3%	中央構造線断層帯 （紀淡海峡-鳴門海峡）	Ｍ　７．７

※　「30年以内の地震発生確率」は平成25年７月19日一部改定-地震調査研究推進本部地震調査委員会発表数値

「想定規模」は兵庫県地域防災計画記載数値

（２）　被害想定の条件

①　風速　　3.0m／S

②　地震の発生時期

季節・時刻による変動が大きい、火災による被害（全出火数、延焼出火数、焼失建物）、人的被害（死者数、負傷者数）については、季節別・時刻別に想定を行った。

時　刻	設定時刻における住民の状況
３～４時	ほとんどの住民が自宅で就寝している。建物倒壊による被害が最大となる。
８～９時	朝のラッシュ時。鉄道事故による被害が最大となる。
10～11時	午前中のオフィスアワー。
12～13時	昼食時。一時的に屋内人口と出火率が最大となる。
16～17時	屋外人口最大時。道路災害、ブロック塀等倒壊、落下物による被害が最大となる。
18～19時	夕食時。出火率が最大となる。

第４　山崎断層帯地震の長期評価と被害想定

（平成25年７月19日一部改定-地震調査研究推進本部地震調査委員会発表）

山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯である。ここでは、平成７年度に岡山県によって行われた調査、平成７年度から12年度にかけて兵庫県によって行われた調査及び平成19年度に産業技術総合研究所によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、草谷（くさだに）断層を含めた山崎断層帯について次のように評価した。

項目	将来の地震発生確率等	信頼度	備考
（北西部）			
地震後経過率	0.5－0.6		
今後30年以内の地震発生確率	0.09％－1.0％		
今後50年以内の地震発生確率	0.2％－2％	b	
今後100年以内の地震発生確率	0.4％－4％		
今後300年以内の地震発生確率	3％－20％		
集積確率	0.2％－4％		
（南東部）			
地震後経過率	0.4		
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0％－0.01％		
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0％－0.02％	C	
今後100年以内の地震発生確率	0.002％－0.04％		
今後300年以内の地震発生確率	0.03％－0.3％		
集積確率	ほぼ0％－0.03％		

※・地震後経過率：最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。今回の評価の数字のうち例えば山崎断層帯主部（北西部）の0.5は1100年を2300年で割った値であり、0.6は1100年を1800年で割った値である。

・集積確率：前回の地震発生から評価時点までの間に地震が発生しているはずの確率。
将来の地震発生確率等は、評価時点はすべて2013年１月１日現在。
「ほぼ0％」は0.001％未満の確率値を示す。なお、計算にあたって用いた平均活動間隔の信頼度は低い（△）ことに留意されたい。

・信頼度：b:過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が中程度で、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が中程度
C:過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性がやや低い。

本評価で得られた地震発生の長期確率には幅があるが、その最大値をとると、北西部は今後30年の間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属し、南東部は今後30年の間に地震が発生する確率は、ほぼ0％に近いが、北西部と南東部は連動してＭ8.0の地震が起きる可能性もある。被害想定については、平成25年８月19日兵庫県発表の内容によると「死者４千人、負傷者３万人、全半壊20万棟」となっているが、神河町については震度６以上の発表はされていない。

震度７は８市、震度６強は３市４町、震度６弱は９市１町。神河町の予想される最大震度は、「震度５強」とされている。

地盤の緩い沿岸部と小野、三木市周辺に震度６強以上を示す赤色が広がる。震源に近い姫路市北部や宍粟市などで６弱以下の黄色が多いのは地盤が固いためだが、「断層から南北２～４キロの範囲は震度７程度を注意すべき」と指摘されている。

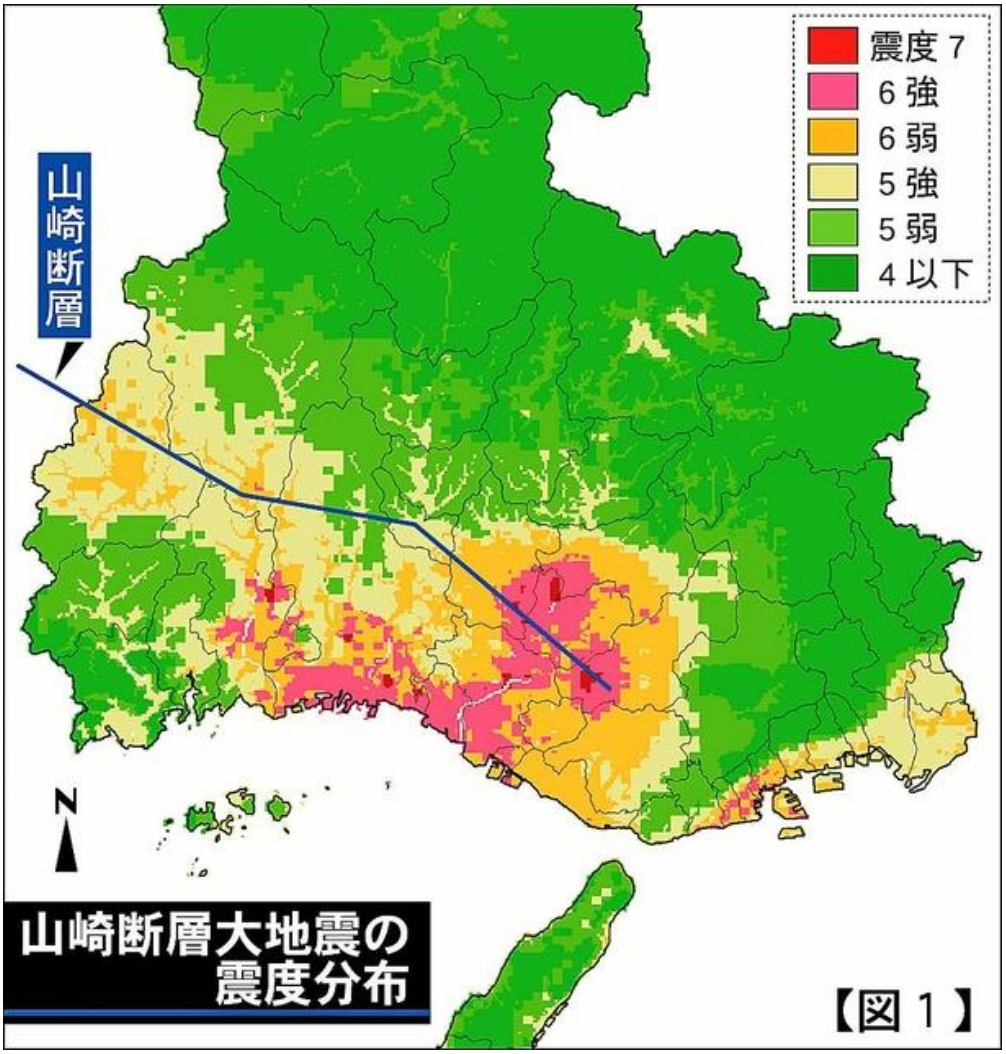

山崎断層（大原・土万・安富・主部南東部）の神河町への被害想定

建物の被害

◆揺れによる建物倒壊棟数
（全壊）　2棟（半壊）　8棟
◆液状化による建物倒壊棟数
（全壊）　2棟
◆がけ崩れによる建物倒壊棟数
（全壊）　2棟（半壊）　5棟
◆　火災による焼失件・棟数
春夏秋冬５時，１２時，１８時
全出火件数　各1件
炎上出火件数　各1件
焼失棟数　各1件

ライフラインの被害

◆上水道
管被害箇所数　3箇所
断水率　0.02%
断水人口　1日後　203人
4日後　61人
1ヶ月後　44人
復旧日数　92日
◆下水道
管被害箇所数　440箇所
下水道支障人口
1日後　46人
4日後　4人
1ヶ月後　0人
復旧日数　5日

◆電力
停電軒数　0軒
◆ガス
供給停止戸数　0戸
◆通信（固定電話・ネット回線）
被災回線数　50回線
被害率　1.0%
（携帯電話）
通信が殺到し、通信がつながりにくい

※表内の項目及び数値は兵庫県が想定した「主要4地震の詳細項目に関する被害想定結果」山崎断層（大原・土万・安富・主部南東部）編の内容から抽出、整理した。

人の被害

◆　建物倒壊による死傷者数
5時，12時，18時
死者　各1人
負傷者　各1人
重傷者　各1人
◆がけ崩れによる死傷者数
死者・死傷者　0人
◆　火災による焼死者数
5時，12時，18時
焼死者　各1人
◆　道路被害による焼死者数
死傷者　0人
◆　鉄道被害による焼死者数
死傷者　0人
◆　避難者数
建物被害　全壊・焼失　0人
半壊　5人
断水　1日後　73人
4日後　57人
1ヶ月後　42人
◆　避難者総数と避難所生活者数
避難者数　1日後　78人
4日後　78人
1ヶ月後　53人
避難所生活者数
10時間後　20人
4日後　12人
1ヶ月後　2人
◆　災害時要援護者数
1日後　高齢者　0人
乳幼児　1人
障害者　0人
要介護者　1人
4日後　高齢者　0人
乳幼児　1人
障害者　0人
要介護者　1人
1ヶ月日後
高齢者　0人
乳幼児　0人
障害者　0人
要介護者　0人
◆　帰宅困難者数
3,342人

第５　兵庫県の被害想定

兵庫県ホームページ公表（平成25年12月２日更新情報）

下記表は兵庫県による「全対象地震の基本項目（震度、建物被害、人的被害）に関する被害想定結果から神河町に関わる箇所のみを抽出し一覧表として作成したものである。

（表内の数値は全て神河町のみの数値を表示している）

断層種類	マグニチュード	想定震度	物的被害				人的被害					
			揺れ		液状化	火災	建物倒壊(冬早朝5時)			火災(焼死者数)(冬夕方18時)		建物被害(全壊・焼失・半壊)による避難者数
			全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	重傷者数	風速6m/s未満	風速6m/s以上	
有馬－高槻断層帯地震	7.7	5弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六甲・淡路島断層帯(六甲山地南縁－淡路島東岸)地震	7.9	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六甲・淡路島断層帯(淡路島西岸)地震	7.1	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六甲・淡路島断層帯(先山断層帯)地震	7.5	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山崎断層帯(那岐山断層帯)地震	7.5	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山崎断層帯(主部南東部)地震	7.3	5強	0	11	0	1	0	1	0	1	1	9
山崎断層帯(主部北西部)地震	7.7	5強	0	7	0	1	0	0	0	1	1	6
山崎断層帯(主部南東部・草谷断層)地震	7.5	5強	0	13	0	1	0	1	0	1	1	10
山崎断層帯(大原・土万・安富・主部南東部)地震	7.0	5強	2	8	2	1	1	1	1	1	1	5
中央構造線断層帯(金剛山地東縁－和泉山脈南縁)地震	7.7	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央構造線断層帯(紀淡海峡－鳴門海峡)地震	7.7	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央構造線断層帯(讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部)地震	7.4	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上町断層帯地震	7.5	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生駒断層帯地震	7.5	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三峠－京都西山断層帯(京都西山断層帯)地震	7.6	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三峠－京都西山断層帯(上林川断層帯)地震	7.2	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三峠－京都西山断層帯(三峠断層帯)地震	7.2	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪湾断層帯地震	7.5	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山田断層帯(主部)地震	7.4	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山田断層帯(郷村断層帯)地震	7.4	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
花折断層帯中南部地震	7.4	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木津川断層帯地震	7.3	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良盆地東縁断層帯地震	7.4	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御所谷断層帯地震	7.2	5強	0	0	0	1	0	0	0	1	1	2
養父断層帯地震	7.0	5弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取地震	7.2	4以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○市町毎の県内どこででも起こりうるＭ７未満の断層（伏在断層）地震。

断層種類	マグニチュード	想定震度	物的被害				人的被害					
			揺れ		液状化	火災	建物倒壊(冬早朝5時)			火災(焼死者数)(冬夕方18時)		建物被害(全壊・焼失・半壊)による避難者数
			全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	重傷者数	風速6m/s未満	風速6m/s以上	
神河町直下型地震	6.9	6強	189	1243	16	0	12	89	5	0	0	0
市川市直下型地震	6.9	6弱	43	480	12	1	3	31	1	1	1	354
福崎町直下型地震	6.9	6弱	15	294	9	1	1	18	0	1	1	203
姫路市直下型地震	6.9	5強	0	8	0	1	0	0	0	1	1	7
たつの市直下型地震	6.9	5強	0	5	0	1	0	0	0	1	1	5
宍粟市直下型地震	6.9	5強	1	56	4	1	0	3	0	1	1	38
太子町直下型地震	6.9	5強	0	1	0	1	0	0	0	1	1	2
西脇市直下型地震	6.9	5強	0	33	0	1	0	2	0	1	1	22
小野市直下型地震	6.9	5強	0	7	0	1	0	0	0	1	1	6
加西市直下型地震	6.9	5強	1	75	5	1	0	4	0	1	1	49
加東市直下型地震	6.9	5強	0	14	0	1	0	1	0	1	1	10
多可町直下型地震	6.9	6弱	4	179	10	1	0	10	0	1	1	118
朝来市直下型地震	6.9	5強	0	3	0	1	0	0	0	1	1	3
丹波市直下型地震	6.9	5強	0	6	0	1	0	0	0	1	1	5

※　兵庫県ホームページ　兵庫県の地震被害想定

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/jishinhigaisoutei.html

第２編　災害予防計画

第１章　基本方針

災害予防計画は、次の考え方のもとに作成する。

● 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開できるよう、行政が平時から備えるべき防災組織体制や連絡体制、備蓄物資などを明示する。

・平時の防災組織体制の整備と研修・訓練等の実施
・広域防災体制の確立
・災害対策拠点、情報通信機器・施設や防災拠点の整備と活用
・火災予防対策の推進、消防施設・設備の整備
・防災資機材の整備
・災害救急医療体制の整備
・緊急輸送体制の整備
・避難対策の充実
・備蓄・調達体制の整備
・家屋被害認定制度等の整備
・廃棄物対策の充実
・災害時要援護者支援対策の強化
・災害ボランティア活動の支援体制の整備
・水防対策等の充実
・土砂災害対策の充実
・中山間地等における災害対策

● 住民参加による防災力の向上

平時から、減災のための備えを実践する住民運動を展開し、自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、住民や企業等の防災活動への参加促進の方策を明示する。

・防災に関する学習の充実
・自主防災組織の育成
・防災訓練の実施
・企業等との連携

● 安全で安心できる防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧が図れる安全・安心のまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

・水害の防止施設等の整備
・建築物等の耐震性の確保
・地盤災害の防止施設等の整備
・交通関係施設の整備
・ライフライン関係施設の整備

● その他の災害の予防対策の推進

・雪害の予防対策の推進
・中山間地等の集落散在地域対策の推進
・大規模火災の予防対策の推進
・危険物等の事故の予防対策の推進
・原子力事故の予防対策

● 大規模広域災害時の受入れ対策

・避難対策
・組織体制

第２章　災害応急対策への備えの充実

第１節　組織体制の整備【住民生活課】

第１　計画の方針

神河町における防災対策の推進のため、平時から神河町防災会議等防災にかかる組織体制の整備・充実に努めることとする。

なお、防災組織体制の整備にあたっては、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画の拡大を図る。

第２　神河町防災会議（災害対策基本法第 16 条）

１　所掌事務

（１）　神河町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

（２）　神河町の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（３）　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 25 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

２　会長

会長は、町長をもって充てる。

３　委員及び定数

（１）　兵庫県知事の部内の職員のうちから町長が任命する職の者

（２）　兵庫県警察の警察官のうちから町長が任命する職の者

（３）　町長がその部内の職員のうちから指名する職の者

（４）　教育長

（５）　姫路市消防局の消防吏員から町長が任命する者

（６）　消防団長

（７）　指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

（８）　その他特に必要と認め、町長が任命する者

資料編・１．神河町防災会議条例　２.神河町防災会議運営規程　３.神河町防災会議委員会名簿

第３　神河町災害対策本部

第３編第４編第２章第１節「組織の設置」に定めるとおりとする。

資料編・４．神河町災害対策本部条例

第４　複合災害に備えた体制の整備

震災時に併発又は後発して、風水害、事故災害等の災害が複合して起こる可能性がある。

町は、県及び国と連携し、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化して災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識するとともに、備えを充実する。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

第２節　防災訓練の実施【住民生活課、消防団】

第１　計画の方針

各種防災訓練の実施を通して、実践的な対応力を涵養するとともに、訓練結果の事後評価を行うことで課題を明らかにし、その改善に努めるなど、防災対策の充実強化を図ることとする。

また、防災訓練の実施にあたっては、救出・救護等、特に災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意することとする。

第２　総合防災訓練

１　目的

町、県、その他防災関係機関は、広域災害を想定し、相互に連携して、災害応急対策を迅速かつ的確に行うための訓練を実施することにより、住民の防災意識の高揚及び参加機関の技能の習得・向上を図る。

２　参加機関

町、県、消防機関、その他防災関係機関、自主防災組織、各種団体、ボランティア、地域住民等

３　想定

（１）　風水害

過去に発生した風水害を想定した訓練

（２）　地震

播磨地域に多大な影響を及ぼすと想定される「山崎断層帯地震（播磨地域を中心に震度６～７が予想されている。）」

４　実施時期及び場所

実施時期及び場所については、防災関係機関と協議して決定する。

５　実施内容

災害対策本部の設置、情報の収集・伝達、災害広報、避難誘導、救出・救護、交通規制、救援物資の輸送、消防・水防活動等

第３　個別防災訓練

町、県、その他防災関係機関は、抜き打ちで訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

区　　分		実施主体	実施時期	実施場所	実　施　方　法
水　防　訓　練		県 町 消防団	水害が予想される時期前	訓練に適当な場所	図上、又は実地訓練。 必要に応じて、県と合同で行うものとする。他の訓練との併合も考える。
消　防　訓　練		県 町 消防団	適　宜	適　宜	図上又は実地訓練。 他の訓練との併合も考える。
災害救助訓練		県 町 消防機関並びに災害救助実施機関	必要かつ適切な時期	訓練に適当な場所	災害想定により、救助、救援を円滑に遂行するために、医療、救護、救出、炊出し、その他関連活動を個別に、又は併合して行うものとする。
その他訓練	災害情報連絡訓練	各機関等	適　宜	適　宜	気象予警報、その他情報指示、命令及び報告等を円滑に実施するために行うものとする。
	非常招集訓練				応急対策を実施するため必要な職員等を迅速かつ確実に召集でき得るよう行うものとする。
	避難訓練				被災のおそれのある地域内及び学校、病院、福祉施設、集会所等の建造物内の人命保護を目的として実施するものとする。

第４　自主防災組織の防災訓練

地区毎に予想される災害に対応した訓練を実施する。

（１）　火災の発生　⇒　消火器・消火栓・可搬ポンプ等の取扱い訓練、避難訓練等
（２）　水害の発生　⇒　水防訓練、避難訓練等
（３）　土砂災害等の発生　⇒　避難訓練等
（４）　地震の発生　⇒　倒壊家屋からの救出訓練等

非常時に有効な実践的訓練等

1　消火器、消火栓、可搬ポンプ等の取扱い訓練
2　倒壊家屋からの救出救護訓練
3　負傷者の手当及び救命訓練
4　災害時要援護者の参加する避難誘導訓練
5　給食給水訓練

第５　住民、事業所等の訓練

災害発生直後の応急体制の確立を目的として、自治会、自主防災組織、事業所等は、通報訓練、避難訓練、初期消火訓練等を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、災害時要援護者の参画を含めた多くの住民の参画を得て、ハザードマップの確認、家具や備品の固定、飛散防止用フィルムの貼付等、被害減少のための予防的な取組みを加味するよう工夫するとともに、警報や緊急地震速報、避難指示等を正しく理解し的確に行動できるよう、そうした事態を想定した実践的な訓練も取り入れるなど、課題に応じた訓練の実施に努める。

第６　職員研修

（１）　町は、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、防災に関する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、災害対策要員の対応能力の向上に努める。

（２）　町は、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

第３節　広域防災体制の確立【住民生活課】

第１　計画の方針

災害が大規模である場合は、町単独で災害応急対策にあたることが困難な状況が予想され、広域的な応援協力を求める必要があるため、応援協定の締結を促進するとともに、広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

第２　相互応援協定

１　兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

（１）　協定締結市町等

兵庫県及び県下全市町

（２）　応援の内容

ア　応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供

イ　応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣

ウ　被災者の受入れ

エ　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

資料編・３２．兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

２　播磨広域防災連携協定に関する協定

（１）　協定締結市町等

播磨地域 12 市９町

（２）　応援の内容

ア　応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供

イ　応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣

ウ　被災者の受入れ

エ　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

資料編・４４．播磨広域防災連携協定

３　西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

（１）　協定締結市町等

西播磨地域５市６町

（２）　応援の内容

ア　応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供

イ　応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣

ウ　被災者の受入れ

エ　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

資料編・３３．西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

第３　消防相互応援協定

１　姫路市、市川町、福崎町及び神河町における消防相互応援協定書

資料編・３４．姫路市、市川町、福崎町及び神河町における消防相互応援協定書

２　朝来市及び神河町における消防相互応援協定書

資料編・３５．朝来市及び神河町における消防相互応援協定書

３　神河町多可町広域消防相互応援協定

資料編・４０．神河町多可町広域消防相互応援協定

第４　中播磨・西播磨地域広域防災対応計画の検討・推進

県及び中播磨・西播磨地域の各市町等は、連携して輸送、備蓄をはじめ広域で対応する項目について、県民センターブロック及び隣接市町圏単位等での相互連携、相互補完を基礎とした広域防災ネットワーク体制を検討し、中播磨・西播磨地域全体の広域防災対応計画の作成を推進している。

第５　受援・応援体制の整備

関西広域連合「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルの作成を検討する。

なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮することとする。

＜受援業務の例＞

（１）　他自治体等応援要員受入れ
（２）　救命救助・消火部隊受入れ
（３）　重傷患者広域搬送、ＤＭＡＴ、救護班受入れ
（４）　救援物資受入れ
（５）　広域避難
（６）　ボランティアの受入れ　等

第６　広域避難・広域一時滞在の体制の整備

１　県、町は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に、円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めることとする。

２　また、県、町、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努めることとする。

その際、国、県、町、関係機関等からなる地域総合治水協議会（水防法第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築に努めるものとする。

３　県、町は、県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組みを活用した協力体制の活用等も検討するものとする。

第４節　災害対策拠点の整備・運用【住民生活課】

第１　計画の方針

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保や各種データの整備保全、業務継続性の確保について定める。

第２　防災中枢機能等の確保・充実

町役場、消防庁舎、災害拠点病院、避難所等災害応急対策にかかる機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保（耐震性や水害などによる浸水対策等）、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となる燃料の備蓄に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定し、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

また、被災により町役場が使用できなくなった場合に備え、暫定的な代替候補施設を設定するとともに、災害対策本部機能を維持するために必要な設備の確保に努める。

第３　各種データの整備保全

町は、災害復旧・復興への備え、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、固定資産課税台帳、道路台帳、水道台帳、下水道台帳、町営住宅台帳、地籍、建築物、地下埋設物等情報、図面データ及び航空写真データの整備保存並びにバックアップ体制）について整備しておく。

第４　業務継続性の確保

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため、業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行うとともに、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

第５節　情報通信機器・施設の整備と活用【住民生活課】

第１　計画の方針

災害時の情報収集・伝達手段の確保は、速やかに災害応急対策を実施する場合のキーポイントとなるものである。

したがって、地域情報化計画に基づき情報通信機器・施設の整備を行い、関係各機関との通信手段の確保に努めるものとする。

第２　関係機関との連絡手段一覧

町 ←→ 県	災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、兵庫衛星通信ネットワークシステム、一般電話
町 ←→ 警察	災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、一般電話
町 ←→ 消防局	災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、兵庫衛星通信ネットワークシステム、一般電話
町 ←→ 消防団	防災行政無線放送、一般電話、デジタル簡易無線機、防災ネットかみかわ
町 ←→ 自主防災組織	防災行政無線放送、一般電話、ハンドセット、防災ネットかみかわ
本庁 ←→ 支庁舎	防災行政無線放送、一般電話

第３　本町における通信手段

１　災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）

県、市町、消防局、警察本部、警察署、関係公共機関との連絡に用いる。

情報収集システム	・市町に設置する地震計（気象庁設置分含む）に接続し、地震情報を入手 ・気象庁のシステム（Ｌ－ＡＤＥＳＳ）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報配信業者から気象情報を入手 ・（財）河川情報センターの端末を災害対策本部に設置 ・兵庫県河川情報システムに接続し、河川情報を入手 ・ライフライン各社から災害情報を入手 ・兵庫県土砂災害情報提供システムから「地域別土砂災害危険度」の配信を受信（平成 25 年３月４日から）
地震被害予測システム	・観測情報に基づき、地震被害予測を実施 ・訓練モードによって災害訓練、教育等に活用
危機管理システム	・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ・活動状況をデータベースとして記録・管理 ・ポップアップシステム ・物資情報を管理
災害情報システム	・危険箇所等防災情報の事前登録 ・被害・活動状況の管理
GIS（地理情報システム）	・道路・危険箇所等の基本情報の事前登録 ・被害状況を防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示

映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ注警報や気象情報等を表示
ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁ＷＡＮ、光専用線、ＩＳＤＮ回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用ＶＰＮをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関に防災端末を配置 ・市町・消防本部等に防災端末を設置
バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。
災害対応支援システム	・需要推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定を支援する。

２　兵庫衛星通信ネットワークシステム

県、市町等は、被災、輻輳等により公衆回線網、専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を使用して関係機関との通信を確保し迅速・的確な応急対策を図る。

第４　防災行政無線の整備と活用

本町における住民への情報伝達手段について、光ケーブルを利用したＣＡＴＶ告知放送からデジタル防災行政無線システム（同報系）を活用し、各家庭に設置する戸別受信機により実施する。また各集落公民館等に屋外拡声子局を設置し、双方向通信機能を利用し災害対策本部との通信手段を整備し平成 29 年度から運用を行っている。

第５　その他の通信手段の活用

１　非常無線通信

災害時に加入電話等が使用できなくなった場合は、電波法第 52 条の規定に基づき、兵庫地区非常通信協議会の所属機関に非常無線通信の利用を要請するものとする。

２　アマチュア無線

日常より町内のアマチュア無線愛好家と連携を密にし、災害時の通信業務の補完的役割を要請できるように体制を整備しておく。

３　公衆用無線 Wi-Fi の活用

災害発生時に、指定避難所等において SSID「00000Japan」による一般開放を行い住民等が広く情報収集できる状態を確保するため、公衆用無線 Wi-Fi アクセスポイントを整備する。

第６　住民への情報通信手段

町は次の手段により、迅速かつ正確に住民、職員及び関係機関への防災情報の伝達を行う。

なお、防災ネットかみかわの事前登録の必要性やひょうご防災ネットアプリの普及について、広報誌などを通して定期的に登録について広報を行うものとする。

また、町有の情報媒体だけではなく、アマチュア無線倶楽部に協力等を要請することも検討し、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めるとともに、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めることとする。

①　同報一斉放送（平成 29 年度から防災行政無線（同報系）を活用）
②　防災ネットかみかわ
③　町ホームページ
④　Ｌアラート
⑤　ＦＡＸ
⑥　広報車

⑦　ＳＮＳ（Facebook、Instagram、twitter）
⑧　ＬＩＮＥ
⑨　ひょうご防災ネットアプリ

第７　テレビ会議システムによる県等とのホットラインの整備

災害時に町、県、県民センター等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、フェニックス防災端末にテレビ会議システムを導入し、県災害対策センター、町、県民局等複数拠点とのテレビ会議を行っている。

第６節　防災拠点の整備【住民生活課、健康福祉課、公立神崎総合病院】

第１　地域防災拠点の整備

１　災害対策本部の整備

災害対策本部の設置については、基本的には役場２階中会議室とし、本部設置時必要な次の事項を調達できる体制を整えておく。

（１）通信手段の確保（電話、FAX、電子メール）
（２）テレビ、ラジオ
（３）管内地図、掲示板等
（４）その他（防災服、腕章）

なお、大規模災害が発生し、防災関係機関が常駐するような場合には、災害対策本部室を３階第３会議室に移設するものとする。

２　災害対策本部の代替機能の確保

役場庁舎が被災し災害対策本部が設置できない場合に備え、予備施設として神崎支庁舎、中央公民館、保健福祉センターを指定する。いずれにも設置できない場合は、被害の少ない町有施設とする。

第２　医療拠点の整備

１　公立神崎総合病院の整備

本町は、神崎郡３町、朝来市生野町と、その周辺を含む地域の中核的な医療機関としての役割を担う公立神崎総合病院を有するため、災害時の医療拠点として、災害対策本部との連携や救護班の派遣等について、定期的に協議を行うものとする。

２　公立神崎総合病院の代替場所の確保

公立神崎総合病院が被災し機能が発揮できない場合には、その機能を災害種別に応じて、次の施設に移し、速やかに医療活動が行えるように努める。

災害種別	場　　所
風水害	公立神崎総合病院　２階以上
地 震	神崎小学校体育館及びグラウンド

第３　コミュニティ防災拠点

住民により組織される自主防災組織の育成に努め、各地区に住民の防災活動拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を推進する。

１　コミュニティ防災拠点に必要な機能（例）

（１）　災害時においての緊急避難、避難応急生活が可能な機能
　・指定緊急避難場所、指定避難所
　・備蓄施設
（２）　情報通信設備
　・圏域内の住民への情報連絡装置（拡声器等）
　・災害対策本部や他の拠点等との交信が可能な通信設備
（３）　対象地区内の防災活動に必要な設備
　・備蓄施設（小型発電機、ポンプ等）
　・耐震性消防用貯水槽（雨水や河川水等の利用も検討）
（４）　電気、飲料水等の自給自足機能
　・自家発電設備
　・耐震性飲料用貯水槽・井戸　など

２　施設構成

日常的に住民が身近に感じ、また利用できる開放的な施設であることを前提とする。当施設には、緊急時用の情報通信設備や救援物資・防災用資機材の収容スペース、応急医療設備など

が備えられている必要があり、想定される施設は、各地区の指定避難所とする。

第４　災害時要援護者専用避難所

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、福祉避難所を設置するものとし、ヘルパー等必要なスタッフを確保するように努める。

資料編・２１．避難所及び収容人員一覧

第５　物資の一時集積場所

災害が発生した場合は、調達物資及び援助物資を次の場所に集積し、職員のほかボランティア等の協力のうえ、円滑な物資の供給に努めるものとする。

名　　称	所　在　地	電話番号
グリーンエコー笠形「海洋センター体育館」	神河町根宇野 1019-13	（0790）32-1307
神河町中央公民館「グリンデルホール」	神河町寺前 64	（0790）34-1450

第６　広域防災拠点の整備

県は、大規模災害時において救援・救護、復旧活動等の拠点となる広域防災拠点を整備する。広域防災拠点は、被災地外から被災地への人員や物資搬入等救援・復旧のための前線基地であるため、広域的な交通上の枢要な地区を対象に、フェイル・セーフの観点から複数箇所整備する。

配置にあたっては、陸路や空路等により１時間以内で救援・復旧のための人員や物資が到着できることを基本とし、半径 15km をカバー圏域として配置することとし、その他地形や人口分布などの地域的な特性に応じて整備する。

１　機能

（１）　救援機材の備蓄及び地域内外からの物資の集積・配送拠点

（２）　救援・復旧活動にあたる機関の部隊駐屯拠点

２　構成

（１）　中核となる公園等の広場

広域的な応急対策、復旧・復興時の支援対策など防災活動基地としての役割を担う。

・緊急物資、復旧資機材の集積・配送基地（荷卸し・仕分け・保管・荷積みヤード）

・他都市からの救援部隊・要員の駐屯基地（要員の野営・宿泊場所、車両の集結スペース）

・救助資機材等の備蓄施設

・防災ヘリポート

・緊急用ライフライン設備

（２）　防災センター施設

応急対策・支援活動のための情報収集・発信及び指示・調整機能を担う。

・事務室及び会議室

・物資備蓄設備

３　配置計画

（１）　全県拠点

県内各地域の広域防災拠点を支援する大規模中核拠点

広域防災拠点名称	要員宿泊 出動機能	物資集・ 配送機能	備蓄機能	所在地
三木総合防災公園	◎	◎	◎	三木市志染町

（２）　ブロック拠点

物資集配送、要員宿泊・出動のほか、備蓄のための拠点

広域防災拠点名称	要員宿泊 出動機能	物資集・ 配送機能	備蓄機能	所在地
西播磨広域防災拠点	○	○	○	赤穂郡上郡町 （播磨科学公園都市内）

（３）　その他の拠点

既存施設を利用した物資集積・配送、要員宿泊・出動のための拠点

広域防災拠点名称	要員宿泊 出動機能	物資集・ 配送機能	備蓄機能	所在地
手柄山中央公園	○	○	×	姫路市
市川町スポーツセンター	○	○	×	市川町

第７節　大規模火災の予防対策の推進【住民生活課】

第１　計画の方針

住民の生命、財産を自然災害や火災などの不測の災害から守るため、消防・防災体制の充実強化は重要な課題である。

本町の消防・防災体制については、消防事務を姫路市に平成 19 年４月から委託をし、広域的に対応しているが、住宅の増加や建造物の多様化に伴い、消防ポンプ自動車の更新や防火水槽の設置等消防器具や施設の更新と機動力を高める必要がある。また、火災は初期消火が重要であり、地域の消防団組織の役割は極めて重要である。特に昼間には人手も少なく、初期能力を高めることが必要であることから、消防団組織を７ブロック 32 分団制から７分団 32 部制に再編、初動時の人員確保など消防・防災体制の強化を進める。あわせて、自主防災組織の育成が課題である。

第２　消防団の状況

１　消防団組織

本町の消防団は、資料編のとおり組織され活動している。

資料編・１４．神河町消防団の組織及び担当区域

２　消防団の活性化の促進

（１）　若手リーダーの育成、レクリエーション活動の実施等青年層の入団促進
（２）　女性消防団員の入団促進
（３）　自主防災組織、消防本部との連携強化
（４）　消防団拠点施設の整備
（５）　通信体制、消防車両等の整備による機動力の強化
（６）　装備や設備の小型化、軽量化
（７）　防火衣、防火帽等安全装備の充実

第３　消防施設等の整備強化

消防施設・設備について、同時多発火災への対応も踏まえ、地震防災緊急事業五箇年計画（知事作成）に基づき、計画的な整備を進めることとする。

本町における消防力の現況は、消防力の基準・消防水利の基準にてらしてみると、概略充足している現況である。これからは機能の低下した施設の更新等補充に努め、また新機材等消防力の増大となる施設機材の導入を図る。

このため、消防施設強化促進法及び消防施設整備費補助金交付要綱に基づく消防施設整備補助事業及び防災まちづくり事業等を利用して徐々に強化していくようにする。

また、水道設備等の被害によって消防水利の確保に支障をきたすことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川等の自然水利の利用、水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努めることとする。

第４　火災予防対策

１　一般予防対策

町及び姫路市消防局の行う予防消防行政については、立入検査を強化するとともに、広報活動による防火思想の普及徹底を図り、予防消防の基本である警火心の高揚を期する。

このため、毎年全国一斉に実施される春秋火災予防運動に町内一円で広報活動を行うとともに、平常時においても広報活動を行うものとする。

２　建築物の火災予防

町（姫路市消防局）は、建築物の新築等にあたっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図るものとする。

３　林野火災予防対策

（１）　広域的、総合的消防体制の確立

林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期、火災警報時における警戒体制、林野火災に対処する組織の強化を図る。

（２）　出火防止対策

林野火災の出火原因については、大部分が失火であることから出火防止に関する啓発の強化、火災多発危険期における巡視を実施する。

（３）　装備の近代化

火災の発生に際して被害の軽減を図るため防火帯、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を促進する。

４　自衛隊の派遣要請

大規模な山林火災については、隣接の消防本部・消防団に応援を求めるとともに、なお消防力が不足する場合には自衛隊の派遣を要請し防御にあたるものとする。

また、消防用資機材については、森林組合等における資機材の保有数を把握し、災害時に速やかに調達できるよう協議をしておく。

５　防火管理者の育成と活用

学校、病院、工場などの政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物で、未だに設置していないものについては、所定の講習を受講することによって資格を取得させ、また現在１名しか置いていないものについても更に１名を育成するよう指導する。

既に資格を取得しているものについては、現任教育を実施して、さらに高度な技術と知識を習得させ、これらの防火管理者によってその対象物予防対策を強化させる。

６　特殊危険物（放射性物資）の予防対策

放射性物資等の特殊危険物については、消防庁よりの通知に基づきその取扱所等に具体的な予防対策を樹立させる。

７　自主防災組織・自衛消防組織の育成強化

自主防災組織・自衛消防組織の協力による緊急時の消防防災活動の育成強化を推進するとともに、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。

第８節　防災資機材の整備【住民生活課】

第１　計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて防災資機材等を整備充実し、その機能を十分発揮させ防災活動が円滑に実施できるよう点検整備を推進する。

第２　水防資機材の整備

１　水防倉庫

定期的に水防資機材の整備点検を実施するものとする。

また、災害発生時に町の保有する資機材では防ぎきれない事態に備え、あらかじめ調達先、調達方法等の調達体制を確立しておくものとする。

本町における水防倉庫は、次のとおりである。

名　　称	所　在　地	備　　考
本部防災倉庫	神河町役場	
神崎水防倉庫	神河町神崎支庁舎	
長谷水防倉庫	センター長谷	
越知水防倉庫	越知分団消防器具庫隣	

２　資機材等の現状

水防倉庫での備蓄状況は、資料編に掲げるとおりである。

資料編・１５．水防倉庫資機材備蓄状況一覧

第３　救出救助用資機材の整備

１　町は、本部防災倉庫、神河中学校備蓄倉庫や神崎支庁舎等に食料、資機材等を備蓄しているが、平素から災害の発生に備えて救出救助用資機材のより一層の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し直ちに使用できるよう点検整備しておくものとする。

２　救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体、業者等が所有する救助用機械器具等の実態を把握するとともに、災害発生時にはこれらの機械器具を借り上げできるよう協力体制を確立しておくものとする。

第９節　災害医療システムの整備
【公立神崎総合病院、健康福祉課、神河町社会福祉協議会】

第１　計画の方針

災害時の医療需要に対応するため、公立神崎総合病院の機能充実を図るとともに、多数の負傷者等に対する救急医療や避難所、仮設住宅等における医療対策を想定した災害医療システムの整備に努めるものとする。

第２　災害医療体制の整備

１　災害拠点病院

県は、二次保健医療圏域に地域の基幹病院となる災害拠点病院として、防災設備も備えた拠点病院を整備している。中播磨保健医療圏域での災害拠点病院は次のとおり。

・姫路赤十字病院
・独立行政法人　国立病院機構　姫路医療センター
・兵庫県立姫路循環器病センター

また、公立神崎総合病院は災害対応病院の役割を担う。その主な役割は次のとおり。

・災害拠点病院に準ずる病院として、病院機能により中等症以上の患者を中心に受入れる。また、透析患者についても受入れる。
・広域災害救急医療システム（ＥＭＩＳ）に参加し、医療機関の被災状況と診療機能（患者の受入可否・数）等に関する情報の提供・共有を行う。

２　医薬品等の備蓄

（１）　町は、発災後３日間程度診療機能を維持するために必要な分量の医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意する。
（２）　町は、各医療機関にも医薬品等の備蓄を奨励する。

３　災害時を想定した医療体制の検討

公立神崎総合病院は、周辺地域において中核的な医療機関としての役割を担っているため、次の事項について、神崎郡医師会、姫路市消防局、兵庫県薬剤師会等と調整し、整備を図る。

（１）　救護班の編成
（２）　救護所の設置
（３）　医薬品の備蓄（調達）
（４）　災害時要援護者のニーズに応じた支援の提供
（５）　重症患者の搬送体制
（６）　水等の供給体制
（７）　その他必要事項

４　医療ボランティアの受入

県において災害救援専門ボランティア制度を設け、管理運営を行っているので、町は社会福祉協議会に受入窓口を定め、公立神崎総合病院と連携して受入体制を整備する。

５　仮設救護所の設置

町は、必要に応じて避難場所、小中学校等公共機関や、災害現場に救護所を設置する。
なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

第３　住民への広報

住民に対し非常持出品の中に医薬品の常備を行うことを周知し、その他血液型、病歴、通院先、保険証（コピー）等の個人情報を記したものを備えるよう広報を行うものとする。

第１０節　緊急輸送体制の整備【建設課、住民生活課】

第１　計画の方針

災害時における災害応急活動に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制の整備について定める。

第２　緊急輸送路ネットワークの設定

災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また被災者に緊急物資を供給するため、県はあらかじめ緊急輸送路の設定を行うこととなっている。

１　緊急輸送路ネットワークの形成

県は、道路状況や輸送拠点等の面から災害時の緊急輸送路を検討し、緊急時における輸送活動に適した円滑で効率的なネットワークを形成することとなっている。

２　路線の種類

（１）　幹線緊急輸送路

県は、県外からの物資流入拠点と、県内 20 箇所に設けた物資の備蓄・積替地点である広域輸送拠点を結ぶ幹線道路を設定し、県内いずれの地点で災害が発生した場合でも、被災地へ物資輸送ができるよう、その通行確保に努めることとなっている。

（２）　一般緊急輸送路

県は、広域輸送拠点に集められた物資を、各市区町に定められた地域輸送拠点に送るための道路設定をし、当該地域が被災した場合に、その通行確保に努めることとなっている。

３　本町における緊急輸送路

本町における緊急輸送路は、次のとおりである。

輸送路の種別	路　線　名	管　理　者
幹線緊急輸送路（高速）	播但連絡道路	兵庫県道路公社
幹線緊急輸送路（平面）	国道 312 号（一般）	兵庫県
一般緊急輸送路	県道加美宍粟線（主要地方道）	兵庫県

第３　ヘリコプターの臨時離着陸場の整備

県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、町及び県はその活用を図り、災害時における航空輸送を確保するものとする。

第１１節　避難対策の充実【住民生活課、総務課、健康福祉課、教育課】

第１　計画の方針

避難とは安全な場所に退避し、難を逃れることである。避難路が安全かどうかを事前に確認せず避難所へ向かうのは、望ましい行動であるとは言えない。住民は自助の精神に基づき、「自らの命は自ら守る」を実践し、より安全な避難行動を選択することが大切である。平時から一時（いっとき）避難場所と指定避難所、避難経路を検討、把握しておく必要がある。町はできる限り正確で迅速な避難情報の伝達に努めるとともに、町が定義する避難行動要支援者の避難支援にあたる。本節では町が平常時に周知すべき避難行動のあり方と、指定避難所の設定方針などを定める。

避難に関する体制整備にあたっては、災害が重複して発生しうることを考慮するよう努める。

第２　避難行動のあり方

町は避難行動に必要な次の考え方を広報紙や、ふれあいミーティングなどの機会に周知し、自助を促すものとする。

（１）　あらかじめ自らの指定緊急避難場所と指定避難所、避難経路を把握し、安全な避難行動を選択する。

（２）　防災災害情報を幅広く収集する。

（３）　家屋が流出したり、浸水したりするおそれがある地域の人は早めの避難を心がける。

（４）　自助による避難が困難な人は、自主防災組織や隣保、消防団などに、あらかじめ支援を要請する。

（５）　予定する指定緊急避難場所へたどり着くことが困難な場合は、近くの安全な場所に一時的に避難し、安全を確認してから指定緊急避難場所に向かう。

（６）　浸水深が50cm(膝上)を上回る場合の避難は大変危険である。流速が早い場合は浸水深が20cm程度であっても歩行が困難である。また、浸水深が10cm程度であってもマンホールや用水路の位置が分からず危険である。逃げ遅れた場合は、自宅が河川から離れており浸水想定深が３m未満であれば、洪水流を避け自宅の２階に垂直避難を行う。

（７）　洪水や土砂災害の危険がある場合、避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではない。一時的に頑丈な建物の２階へ逃れ、安全を確認した後、指定緊急避難場所へ向かう。

（８）　自動車は浸水深が20cm程度でコンピュータが冠水し停止するおそれがある。また、ドアが水圧で開かず、脱出できないこともあることから、自動車での避難はできる限り避ける。

（９）　避難行動の妨げにならないよう非常持出品（懐中電灯、貴重品、食糧、衣料、日用品など）はリュックサックなどで携行する。

第３　指定緊急避難場所及び指定避難所の選定

町は、学校や町管理施設等の公共的施設を対象に収容人員や災害に対する安全性等を考慮し、あらかじめ指定緊急避難場所等を選定し、住民に対して周知を行う。ただし、被害程度や避難者の状況に応じて、コミュニティ防災拠点（自治会公民館など）や民間施設を指定緊急避難場所等として新たに指定できるものとする。避難生活を余儀なくされる被災者の立場を考慮し、柔軟に避難所の事後指定を行うものとする。

１　指定緊急避難場所

災害対策基本法第 49 条の４に基づき指定する指定緊急避難場所は、災害からの危険を回避するために、災害の危険が及ばない場所又は施設を町が指定する。町は小中学校の校舎や運動場、町所有の公園、野球場を中心に指定緊急避難場所と位置づける。また、集落公民館等の住民にとって身近な施設についても指定緊急避難場所と位置づける。

ただし、住民は安全な避難行動を自ら事前に検討し、町が指定する指定緊急避難場所にこだわることなく発災時には一時的に避難できる場所（近隣の頑丈な住宅や鉄筋コンクリート造の施設など）を把握するよう努める。なお、指定緊急避難場所の具体は第３編から第４編の各応急対策計画に示す。

２　指定避難所

災害対策基本法第 49 条の７に基づき指定する指定避難所は、一時的に危険を回避するために、また避難生活が長期に渡る場合は生活の拠点になる場所となる。町は小中学校を中心に指定避難所と位置づけ、担当職員を配置し運営を行う。ただし、住民は安全な避難行動を自ら事前に検討し、町が指定する避難所にこだわることなく発災時には一時的に避難できる場所（近隣の頑丈な住宅や鉄筋コンクリート造の施設など）を把握するよう努める。なお、指定避難所の具体は第３編から第４編の各応急対策計画に示す。

３　福祉避難所と福祉避難室

高齢者や障害者などの要援護者の避難生活が円滑に送られるよう町は福祉避難所を設定する。また、まさに災害が起ころうしている時点では、各指定緊急避難場所に福祉避難室を設け、要配慮者を支援する。なお、福祉避難所の具体は第３編から第４編の各応急対策計画に示す。

４　広域避難及び広域一時滞在への配慮

（１）　指定避難所を指定する際にあわせて広域避難及び広域一時滞在の用に供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得るよう努める。

（２）　大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在にかかる応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

（３）　県、町、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、国、県、町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

５　留意事項

（１）　学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意する。そのため、指定にあたって、教育委員会及び当該学校と町は十分協議し、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努める。

（２）　町は、指定避難所の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、避難先を適切に確保するよう努めるものとする

（３）　指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

（４）　女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した滞在場所の運営に努める。

（５）　飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮する。また、愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。

（６）　避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努める。

（７）　町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

（８）　町は、住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

（９）　町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

（10）　町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

（11）　町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

（12）　町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等が適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉部局が連携を図る。また、町は、避難所での３密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

（13）　指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等へ周知するよう努めることとする。

第４　避難所の整備

町指定の避難所は、地区の防災拠点と位置づけて各種防災施設及び防災機能の整備を図り、避難者の円滑な収容とその安全確保に努める。

１　安全確保等

（１）　施設の耐震診断を実施し、問題のある施設については、事業計画を立て、補強あるいは建て替え等の実施に努める。

（２）　避難所及び周囲の耐震化、不燃化を図るとともに、バリアフリー化することを目標とし、通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進する。

（３）　特に、想定した災害以外の災害危険箇所地域内にある避難所については防災措置を充分にとり、被災した場合の代替施設もあらかじめ選定しておく。

（４）　避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）計画的な整備の推進を図る。

（５）　避難所の施設・設備の整備にあたっては、災害時要援護者にも十分配慮する。

（６）　過去の災害での事例を参考に必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。

（７）　平常時から、井戸の整備をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保方策を検討し、準備しておく。

２　避難者の迅速な収容と滞在援助

（１）　適切な照明の整備

（２）　給水施設の整備

（３）　トイレ、換気、夏の暑さや冬の寒さ対策等生活環境設備の整備

（４）　情報通信機器の整備

（５）　バリアフリーへの対応等災害時要援護者への配慮

（６）　男女共同参画の視点による整備、運営

（７）　その他ライフライン関係設備の整備及び耐震化

第５　避難所運営体制の整備

避難所運営にあたり、各避難所の責任者は、施設管理者、自治会、自主防災組織、ボランティア及び事業所防災組織等と協力し、避難所の管理・運営に努める。

また、避難所開設期間が７日を超えることも想定し避難所管理・運営体制を整備するととも

に、避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにしておく。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定していたとしても原則として開設しないものとする。

1　避難所運営マニュアルの整備

県が作成した「避難所管理運営指針（平成 25 年版）」等に基づき、自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者その他の関係機関等とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルを整備し、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図る。

2　避難所運営知識の普及

平常時において自主防災組織や住民に対し、災害時における避難所の管理・運営のための必要な知識等の普及に努める。

3　避難所運営組織の育成

（1）　自主防災組織等の協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

（2）　自主防災組織等は、地域の居住者、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。

（3）　災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておく。

4　避難所開設・運営訓練

避難所管理者、地域の防災組織等が連携した避難所開設・運営訓練を実施しておく。

第６　避難誘導体制の確立

（1）　自治会、自主防災組織ごとの避難誘導計画の作成を支援するとともに、地域の実情に応じた訓練を指導する。

（2）　避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者にかかる避難誘導及び避難支援体制の整備に努める。

（3）　避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

第７　避難所等の周知

災害時に迅速に避難ができるよう避難所等について、次の方法により住民への周知を行う。

（1）　ホームページ、広報誌などに掲載する。

（2）　避難所を記したハザードマップなどを作成し、各戸に配布する。

（3）　自主防災組織、自治会の訓練や町防災訓練等において、周知を図る。

（4）　避難所付近に避難所の名称、方向等を示した誘導標識の設置を検討する。

（5）　指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

第８　避難指示等発令判断

躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、避難指示等を行う際に、県又は国に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第９　「マイ避難カード」の普及による住民の避難意識の向上

町は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、住民の避難意識の向上を図る。

第１０　新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策

町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保や避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。

また、町は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映することとする。

第１２節　備蓄、調達体制の整備【住民生活課、上下水道課、健康福祉課】

第１　計画の方針

１　災害発生から３日間程度は、平常のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、水、食料、生活必需物資の備蓄の検討を行い、又は災害時に業者等から速やかに調達できる体制の構築に努めるものとする。

２　町、県は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努めるものとする。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

３　町、県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第２　食料の確保

１　食料給与対象者

（１）　避難所等に収容されている被災者
（２）　住家が被害を受け、炊事ができない被災者
（３）　病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
（４）　救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

２　目標数量

区　　分	住民による備蓄	行政による備蓄	
		町	県
コミュニティ域又は小・中学校区レベル（個人）	１人３日分 （現物備蓄）→ ※南海トラフ巨大地震の場合は７日分	被災者の１日分相当量 （現物備蓄） ↓	
町域レベル		被災者の１日分相当量 （現物又は流通在庫備蓄）	→↓
広域レベル			被災者の１日分相当量 （現物又は流通在庫備蓄）
合　計	３日分（７日分）	２日分	１日分

（注）矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

３　品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮する。

なお、食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。

（１）　炊出し用米穀、アルファ化米、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
（２）　即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類、調理缶詰等の副食
（３）　粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品
（４）　ビタミン、ミネラル類の不足を補う食品（例：果物缶詰、野菜ジュース、ドライフルーツなど）

４　確保方法

（１）　町による備蓄

町は、次の箇所に、食料、生活必需物資を備蓄している。備蓄状況は、資料編に掲載のとおりである。

本部防災倉庫	神河中学校体育館備蓄倉庫
神崎支庁舎	越知谷アクティブセンター
神崎小学校体育館	寺前小学校体育館
旧南小田小学校体育館	センター長谷

資料編・１６．防災倉庫資機材備蓄状況一覧

（２）　住民への広報の実施

平時から３日分程度（出来れば１週間分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織等を通じて啓発する。

（３）　組合、業者等との協定締結

優先的に被災者に食料の確保が図れるように、災害時の調達について、各組合、業者等と協定の締結に努めるものとする。

（４）　県への要請

町のみでは食料の確保が困難な場合は、県に調達又は供給のあっせんを要請する。

第３　生活必需物資の確保

１　生活必需物資給与対象者

（１）　住家が被害を受けた者

（２）　被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

（３）　生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

２　目標数量

食料の項に準ずる。ただし、物品によっては、幼児、女性等対象者や使途を考慮して数量を見積もることとする。

３　品目

あらかじめ、調達先及び在庫量の確認を行う品目は次のとおりである。このうち、過去の災害等を勘案して、特に発災から３日以内に確実に必要となると考えられる品目について、重点的に取組むとともに、災害時要援護者のきめ細やかなニーズにも配慮することとする。

区　　分	特　に　重　要　な　品　目　例
寝　　具	毛布　ほか
外　衣　・　肌　着	下着　ほか
身　の　回　り　品	タオル　ほか
炊事道具・食器	哺乳瓶、カセットコンロ、ガスボンベ　ほか
日　　用　　品	トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ 生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ろうそく　ほか
光　熱　材　料　等	懐中電灯、乾電池　ほか

（注）調達先は、今後の協定締結を含め、リストを作成しておくものとする。

４　衛生物資

町は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。

県は、災害時に被災市町の避難所運営において、不足した場合に広域応援調整ができるよう、衛生物資等を備蓄する。

①　品目

あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

区分	必要な物資・衛生資材等
感染対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル　など
健康管理用資機材等	非接触型体温計*　など
運営スタッフ防護用物資等	マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード*　など
避難所運営資機材等	間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*含む）、受付用パーティション*、換気設備、除菌・減菌装置*、清掃用具一式、トイレ関連備品一式　など

＊県で備蓄する衛生物資

②　方法

ア　町は、コミュニティ域又は小・中学校レベル及び町域レベルで備蓄を行うこととする。

イ　県は、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等に備蓄することとする。

ウ　県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等の備蓄物資を充当する。

５　確保方法

食料の項に準ずる。

第4　応急給水

１　対象

水道の給水が停止した断水世帯等

２　目標数量

発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の１人１日３ℓを給水することをひとつの目安に、給水体制を整備することとする。

給水目標水準	災害発生から３日間 ４日～10 日目 11 日～20 日目 21 日目以降	１人１日 １人１日 １人１日 １人１日	３ℓ ３ℓ～20ℓ 20ℓ～100ℓ 100ℓ～被災前の水準

３　給水体制

（１）　町は、災害時に備え山田水源地倉庫及び高朝田水道倉庫に運搬給水に必要な給水タンク等を設置している。

・給水タンク（２ｔ）	２台
・給水タンク（１ｔ）	１台
・ポリ容器（10ℓ）	90 個

（２）　発電機等の機材の確保を図るとともに、管路の復旧修繕及び仮設配管、臨時給水栓に要する資機材等の確保体制の整備に努める。

第１３節　災害時帰宅困難者対策の推進【ひと・まち・みらい課、教育課、建設課】

第１　計画の方針

災害により交通機能が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、災害時帰宅困難者対策について定める。

第２　通勤・通学・帰宅困難者への支援

（１）通勤・通学・帰宅途中その他外出先で救援が必要になった者に対して、避難所への収容等、適切な対応を図る。また、滞在場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや災害時要援護者の多様なニーズに配慮した滞在場所等の運営に努める。

（２）　事業所、学校等は、従業員、児童・生徒等の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努める。

（３）　災害時要援護者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて通勤・通学及び帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。

（４）道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行うこととする。

第３　普及啓発

（１）　「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、家族等の間での災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努める。

（２）　災害時帰宅困難者の帰宅訓練コースを設定するなど、災害時帰宅困難者を想定した訓練等の実施に努める。

第１４節　家屋被害認定士制度等の整備【税務課】

第１　計画の方針

家屋被害認定士制度の整備、被災建築物応急危険度判定制度の整備、被災宅地危険度判定制度の整備について定める。

第２　調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制の整備

住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第３　判定資機材の備蓄

町は県と分担して、応急危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄することとする。

備蓄品目：判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

第４　実施体制の整備

実施本部業務マニュアルに基づき、県に必要な支援を要請する

第１５節　廃棄物対策の充実【住民生活課】

第１　計画の方針

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、廃棄物対策への備えについて定める。

第２　災害廃棄物処理計画の策定

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、町は、あらかじめ災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について定めておく。

また、町は廃棄物処理施設等の耐震化等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、廃家電の４分別に努めることを明記する。

第３　災害廃棄物処理計画の内容

災害廃棄物処理計画には、目的、組織・体制、災害に備えた資機材の備蓄計画、仮置場の配置計画、仮置場の運営計画、排出ルール（分別）、ごみ発生量の推計、処理計画、応援の要請、仮設トイレの設置計画・管理計画、住民への広報等を記載する。

第１６節　災害時要援護者対策の強化【健康福祉課、住民生活課】

第１　計画の方針

近年、高齢者人口の増加が著しく、本町においても急速に高齢化が進展しつつある。

こうした高齢者のほか障害者や乳幼児といった災害時の一連の行動に対してハンディキャップを負う災害時要援護者に対して各種対策を実施し、災害時の安全確保を図る。

第２　地域安心拠点の整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアサービスの供給が、災害時における災害時要援護者対策にもつながることから、住民の自立と相互の助け合いを基調として高齢者・障害者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点を整備する。

第３　災害時要援護者の把握と情報伝達体制の整備

１　災害時要援護者の日常的把握

民生委員・児童委員、ホームヘルパー、自主防災組織、ボランティア団体等の活動を通じ、高齢者、障害者等の要援護者の状況を把握し、コミュニティ・ファイル等を作成しておくなど、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。

２　災害時要援護者支援体制の整備

（１）　推進組織の整備

町は、災害時要援護者の担当課を健康福祉課と定め、庁内横断で災害時要援護者を支援する体制の整備を行う。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努めることとする。

（２）　避難行動要支援者名簿の整備

町は、平常時から自力での避難が困難な災害時要援護者（以降、避難行動要支援者と言う）の所在等を関係部局で把握している情報を集約することで把握し、避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。

避難行動要支援者名簿は、災害時要援護者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとするとともに、町役場等の被災等を含むいかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努め、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

また、避難行動要支援者名簿には、災害時要援護者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

①　氏名
②　生年月日
③　性別
④　住所又は居所
⑤　電話番号その他の連絡先
⑥　避難支援等を必要とする事由
⑦　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

（３）　避難行動要支援者名簿の共有

町は、災害時要援護者に対する情報伝達体制の整備、避難訓練の実施、避難支援・安否確認体制の整備を図り、災害時の避難支援等に活用するため、避難行動要支援者名簿を庁内関係課と共有するとともに、本人の同意を得ることを基本に、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供するよう努めることとする。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

（４）　個別支援計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備

町は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、住民生活課や健康福祉課との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更

等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新するとともに、庁舎等の被災等の事態に生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。

（５）　訓練・研修の実施

町は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努めることとする。

３　情報伝達体制の整備

町は、災害時に迅速・的確に災害時要援護者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。

また、高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮するとともに、外国語による防火防災対策の啓発に努める。

４　障害者への情報伝達方法の確立

通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。

５　緊急通報システムの整備

町は、ひとり暮らしなどの高齢者の家庭で、緊急事態が発生したときには、姫路市消防局に通報される緊急通報システムを導入しているが、今後ともなお一層の整備・拡充の促進を図るものとする。

６　防災知識の普及・啓発

高齢者等に対して、避難場所や避難のタイミングである高齢者等避難が発令された時の行動など防災知識の普及・啓発に努め、災害時における的確な対応能力を高める取組みを促進する。

７　救出・救護体制の整備

災害時においては、災害の同時多発により、警察、消防等の防災関係機関による救出・救護活動が大幅に制約されることが予想されるため、災害時要援護者に対し、自主防災組織を中心とした住民相互の連携による地域全体のバックアップ体制を図り、救出・救護体制を確立していくことが必要である。

このため、町は、自主防災組織、神河町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体等との連携を図り、地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。

８　災害時要援護者のうち、避難行動要支援者の避難支援を強化することに努めるものとする。

第４　安全な避難場所の確保

（１）　町は、指定避難所において、バリアフリー化や障害者向けトイレ、福祉避難室の確保など、災害時要援護者がすごしやすい環境の確保に努めることとする。

（２）　また、町は、社会福祉施設等との協定により、災害時に災害時要援護者を受入れるために必要な配慮がなされた福祉避難所の確保に努めることとする。

（３）　さらに、町は、福祉避難所が不足する場合に備えて、旅館やホテル等の使用について検討しておくこととする。

（４）　安全が確認された後に、災害時要援護者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

（５）　避難支援等関係者等は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することを原則とする。そのため、避難支援等関係者等の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者とその家族に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

第５　災害時要援護者に配慮した食料・物資の確保

県及び町は、流動食、粉ミルク、車いす、紙おむつなどの災害時要援護者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努めることとする。

第６　平常時の地域ケアシステムとの連携

１　介護・看護事業者等との連携

町は、災害時の情報伝達、安否確認や被災要援護者の生活支援などについて、地域の介護・看護事業者との連携を図ることとする。

県及び町は、高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備することとする。

また、安否確認や福祉避難所設置等につき、介護・看護事業者と町が協定を締結するなど、自治会等だけでなく様々な関係者の力を結集し支援することに努めることとする。

２　社会福祉施設等の対応力の強化

（１）　県及び町は、社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取組みを進めるよう、啓発に努めることとする。

（２）　県は、民間社会福祉施設の防災資機材（小型発電機、組立式水槽、備蓄倉庫等）の整備の促進を指導することとする。

（３）　県及び町は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。

ア　車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備

イ　光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

３　社会福祉法人相互間の協力関係の構築

県及び町は、社会福祉施設等が被害を受けた場合に備え、社会福祉法人相互間の協力体制を構築するよう働きかけることとする。

第７　社会福祉施設等の整備

１　社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

２　防災教育、防災訓練の実施

（１）　施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

（２）　施設の構造や入所者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するものとするが、災害時に地域住民の協力が得られるよう、訓練に際しては、施設の近隣住民の参加を得て実施するものとする。

（３）　浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し避難訓練を実施する等、警戒避難体制の整備を図るとともに、総合的な災害対策を講じる。町は、その実施状況の点検を行う。

第８　高齢者、障害者等に配慮した避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者、障害者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めるものとする。

第９　外国人対策の強化

外国人町民等の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行うこととする。

また、携帯電話のメール機能を活用し、災害時等に緊急情報（地震、津波、気象情報）や避難情報を発信する「ひょうご防災ネット（http://bosai.net）」が、平成 18 年度から「ひょうごＥネット」として「英語、韓国語、ベトナム語、中国語、ポルトガル語」での発信をはじめた事も考慮し、今後の参画も検討課題とし、適切な情報伝達に努めるものとする。

第 10　難病患者等への支援体制の整備

県及び医療機関、介護保険事業所等と連携し、在宅人工呼吸器装着難病患者等、医療依存度の高い難病患者を把握するとともに、災害時に避難入院先の確保や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができるよう、体制整備を進める。

第 11　避難行動要支援者支援指針のポイント

避難行動要支援者に対する対策を検討し、「避難行動要支援者」に対しての救援措置が円滑に行えるよう、「避難行動要支援者名簿」を作成する。

そのための指針を以下に示す。

１　避難行動要支援者とは

「避難行動要支援者」とは、防災上、何らかの配慮を要する者をいう。具体的には、高齢者（ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ねたきり高齢者、認知症高齢者等）、身体障害者（視覚・聴覚障害者、音声言語機能障害者、肢体不自由者、内部障害者、難病患者等）、知的障害者、精神障害者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等で、次のようなハンディキャップを持っている人たちをいう。

①　自分の身の危険を察知できない。
②　危険を知らせる情報を受け取ることができない。
③　身の危険を察知できても救助者に伝えられない。
④　危険を知らせる情報を受け取っても、対応行動ができない。
⑤　災害時（避難準備情報発表から平常の生活が回復するまでの間）被災地で生活する際に何らかの配慮が必要である。

「避難行動要支援者」とは、自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいい、この者について、町が「避難行動要支援者名簿」を作成する。

２　「避難行動要支援者名簿」の作成

「避難行動要支援者名簿」の作成にあたり、要介護度、障害の程度、家族構成（一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯など）等を総合的に判断する。また、行政の保有する情報に加え、民生委員・児童委員等の持つ情報、地域の避難支援体制を整備する際に得られた情報に配慮する。

３　「避難行動要支援者名簿」の取扱規定

「避難行動要支援者名簿」の作成、保管、提供、使用について別途「避難行動要支援者名簿取扱規定」を作成し、「避難行動要支援者名簿」の取扱については規定を遵守し、個人情報保護に努めるとともに、支援時には同意を得ていない住民に対しても支援の手が差し伸べられるよう細やかな支援体制が出来るよう工夫を行うものとする。

【地域には様々な災害時要援護者が住んでいる】

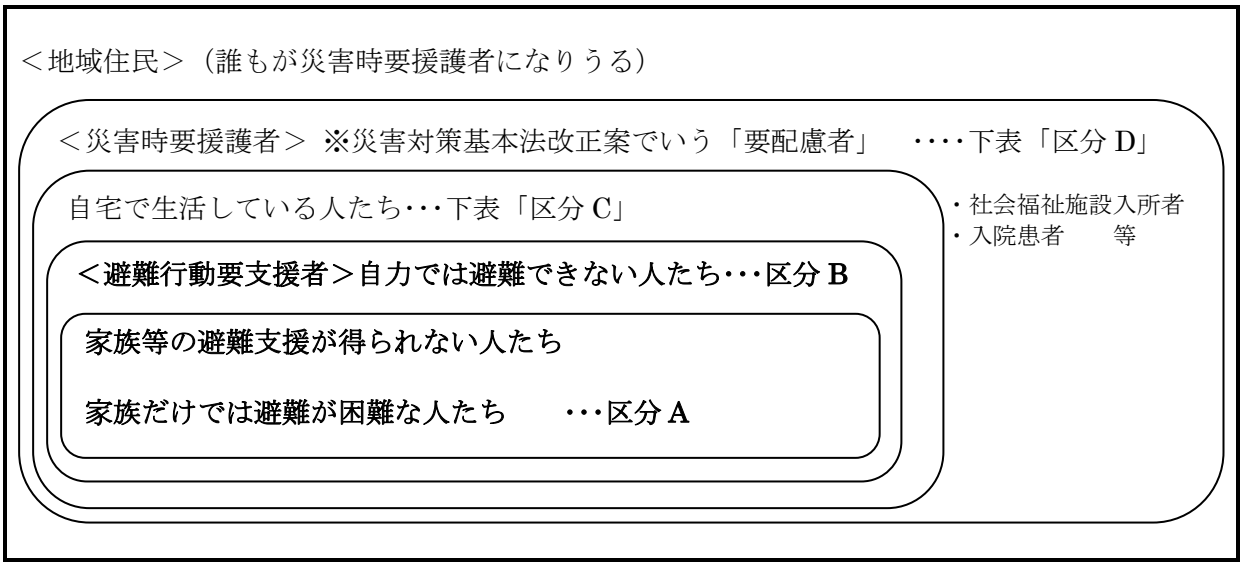

○「避難行動要支援者名簿」の作成対象等（「区分」は上記参照）

区　分	A	B	C	D
「避難行動要支援者名簿」の作成対象	対象	対象	（対象外）	（対象外）
「個別支援計画」の作成対象	対象	（対象外）	（対象外）	（対象外）
「マイ避難カード」の作成対象	（対象外）	対象	（対象外）	（対象外）

４　想定する避難支援モデルフロー

町が作成する避難行動要支援者名簿を自治会等と共有し、避難行動要支援者一人ひとりに対応する個別支援計画を作成して「みんなで逃げる！」体制を整備する。

<table>
<tr><th rowspan="2">神河町災害対策本部
（防災部局中心）</th><th rowspan="2">災害時要援護者支援班
（福祉部局）</th><th colspan="2">避難支援組織</th><th rowspan="2">避難行動
要支援者</th></tr>
<tr><th>役員（窓口）</th><th>避難支援者</th></tr>
<tr><td>〈平常時〉
○避難所の指定・環境整備
○情報伝達体制の整備
○備蓄物資の準備</td><td>要介護者、障害者等のデータから避難行動要支援者名簿を作成
（民生委員・児童委員の福祉票等で名簿を補正）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="10"></td><td colspan="4">制度の広報、地域説明会の開催</td></tr>
<tr><td>必要に応じて名簿提供についての本人の意向を確認</td><td colspan="2">避難支援組織の整備</td><td>名簿共有に関する意思表示</td></tr>
<tr><td rowspan="2">避難行動要支援者名簿を地域支援組織に提供</td><td rowspan="4">個別支援計画の作成</td><td></td><td>本人の希望を聴取</td></tr>
<tr><td rowspan="2">避難行動要支援に避難支援者を選任</td><td>必要な情報を提供</td></tr>
<tr><td>避難支援組織からの情報により名簿を補正</td><td rowspan="2">個別支援計画集約</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難方法、避難場所等を相談</td></tr>
<tr><td>福祉避難所の指定</td><td rowspan="2">避難支援ﾏｯﾌﾟ作成</td><td rowspan="2">配布</td><td rowspan="2">配布</td></tr>
<tr><td>定期的に名簿更新</td></tr>
<tr><td colspan="3">避難行動要支援者避難訓練の実施</td></tr>
<tr><td>〈災害発生時〉</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>高齢者等避難の発令</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">避難支援行動を開始</td><td>避難開始</td></tr>
<tr><td></td><td>要援護者避難支援連絡会議開催</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">指定避難所・福祉避難所開設</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">避難支援・避難</td></tr>
<tr><td rowspan="2">避難指示</td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>安否確認・集約</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>災害発生</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">危険が迫ったら支援打切り避難</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">緊急安全確保</td><td colspan="3">要請により可能な限り消防、警察等が救助</td></tr>
</table>

５　想定する被災者支援の体系

災害発生後は、避難行動要支援者名簿登載者に加えて新たな要援護者も探索してニーズに対応した支援を提供する。

〔平常時の生活の拠点〕

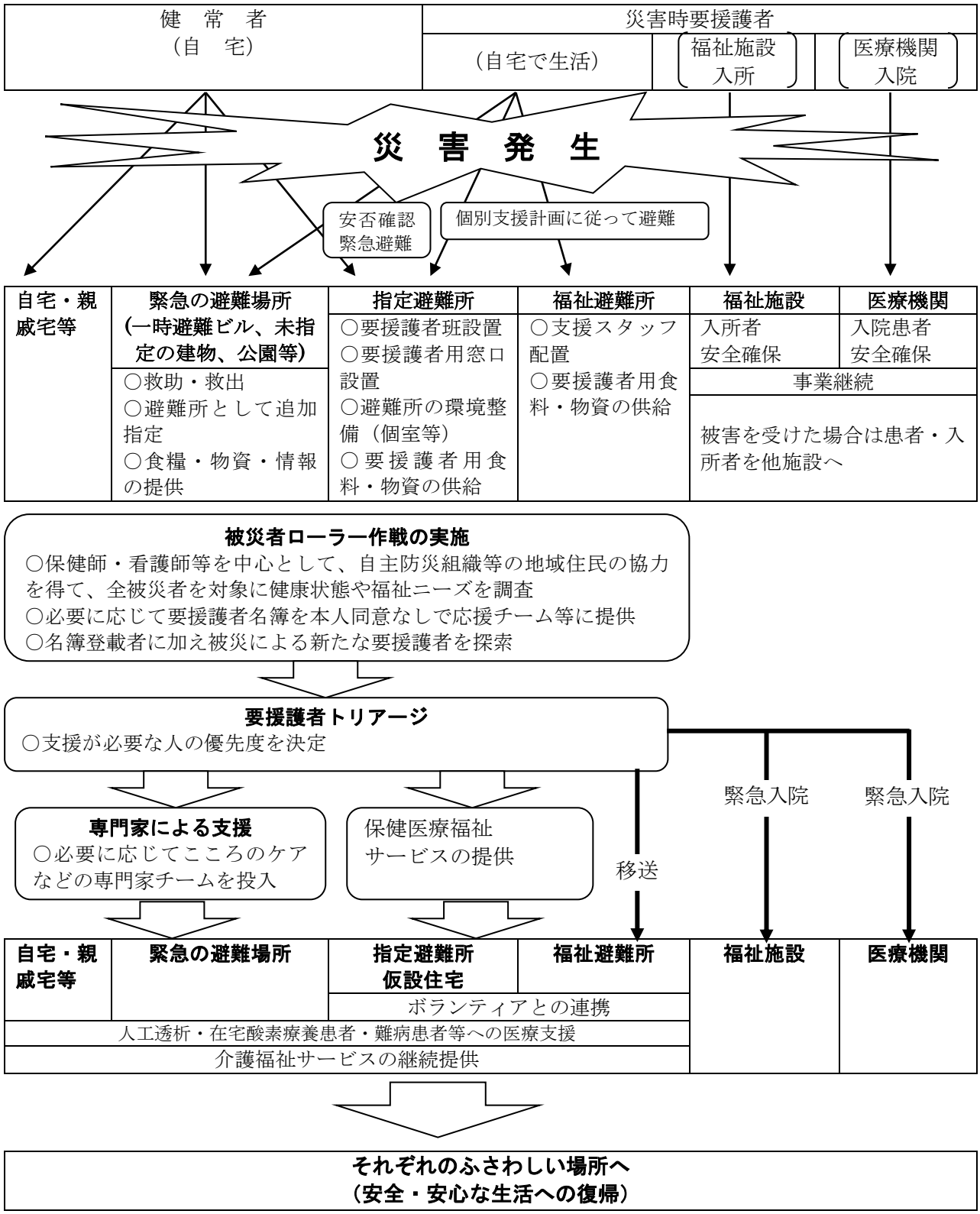

第１７節　災害ボランティア活動の支援体制の整備【住民生活課、健康福祉課】

第１　計画の方針

大規模な災害が発生した場合に、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するためには、町及び防災関係機関だけでなく、住民の自主的な防災活動への参加及び災害応急対策に対する知識、技術及び意欲をもったボランティアの自発的支援が必要であるため、ボランティアが円滑に救援活動を行えるよう体制の整備を図るものとする。

第２　受入体制の整備

１　災害ボランティア活動の条件整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、神河町社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害にかかるボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのための活動マニュアルの作成、ネットワーク化、活動拠点の整備、活動資機材の整備その他の条件整備に努めることとする。

２　ボランティア活動の支援拠点の整備

町は、神崎支庁舎をボランティア活動の支援拠点として、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、各ボランティア団体と連携を図るものとする。

第３　災害ボランティアの活動内容

大規模災害が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとする。

	活　動　項　目	主 な 活 動 内 容
1	災害情報、生活情報等の収集、伝達	災害発生後の被害状況、住民の安否確認、ライフライン等の復旧状況、生活情報等の町災害対策本部と住民との情報収集・伝達等
2	避難所等における炊出し、清掃等の被災者支援活動	水くみ、炊出し、救援物資の仕分け・配布、避難者の世話等
3	救援物資、資機材の配分、輸送	救援物資の搬出入（仕分け・配布・配達等）
4	軽易な応急・復旧作業	在宅高齢者のための水くみ・食事の提供、被災者の家屋の片づけ等
5	災害ボランティアの受入事務	名簿の作成・管理

第４　町内のボランティア団体

本町において、現在平常時より活動しているボランティア団体は、資料編のとおりである。

資料編・２７．町内ボランティア団体一覧

第５　ボランティアの育成

災害時の応急対策活動において、ボランティアの協力は極めて大きな援助となるため、次によりボランティアの育成に努める。

（１）　ボランティアの防災への理解を深めるため、防災知識、人命救助等について情報提供を行う。また、県が実施している災害ボランティア登録・研修制度への加入促進を図る。

（２）　町外からのボランティアの受入れ体制について検討する。

（３）　自治会、自主防災組織等各種団体に、防災活動やボランティアについての情報提供を行うとともに、救命講習会の活用を通じて必要な知識、技術を学ぶ講習会を開催し、災害時にボランティア的な役割を担ってもらえるよう努める。

（４）　自治会、自主防災組織等各種団体相互で連携し、情報共有等を行えるような場を設置するとともに、活動拠点の整備を促進する。

第６　ボランティアセンターの設置

町及び神河町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置を行うとともに、ボランティアに貸出す資機材の整備及びボランティアの活動場所の確保を行う。

災害ボランティアの受入れについて、平時から自主防災組織等住民との円滑な関係づくりを行い、災害時には、被災地域のボランティアニーズを把握し、ボランティア団体等への情報提供支援を実施する。

第７　感染症の拡大が懸念される状況下における対応

感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び町は、感染予防措置を徹底することとする。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県は、災害ボランティアの PCR 検査費用を支援するなど派遣環境を整備することとする。

第１８節　水防対策等の充実【住民生活課】

第１　計画の方針

水災による被害の軽減を図るため、洪水、雨水出水にかかる浸水想定区域の避難確保措置等、水防対策について定める。

第２　浸水想定区域における避難確保措置

浸水想定区域ごとの洪水予報等の伝達方法、避難場所・避難経路等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定める。

（１）　伝達方法

洪水予報等の伝達方法は、電話、ＦＡＸ、防災行政無線、電子メール、広報車等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用いる。

（２）　浸水想定区域内の要援護者利用施設

浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要援護者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。避難確保計画を策定していない施設の所有者又は管理者に対し、町長は同計画を作成するよう指示する。

また、要援護者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、町長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第３　住民への周知

浸水想定区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、住民への周知を図るため、公表・配布に努める。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

また、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害リスクの分かりやすい提供に努める。

第１９節　土砂災害対策の充実【建設課】

第１　計画の方針

土砂災害による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく対策について定める。

第２　住民への周知

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、以下に例示する方法により、住民に周知する。

１　平常時からの防災意識の高揚を促すための周知
（１）　土砂災害警戒区域等を記載した印刷物（ハザードマップ等）の作成・公表・配布
（２）　土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置
（３）　過去の土砂災害に関する情報の提供
（４）　土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供

２　緊急時の警戒避難を促すための周知
（１）　雨量情報の提供
（２）　避難指示等の伝達

第３　要援護者利用施設に対する対応

土砂災害警戒区域内にある主として、高齢者、障害者、乳幼児その他防災上の配慮を要する者が利用する施設で、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設への土砂災害警戒情報等の伝達方法は、電話、FAX、防災行政無線、電子メール、広報車等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用いる。

また、土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。避難確保計画を策定していない施設の所有者又は管理者に対し、町長は同計画を作成するよう指示する。

また、要援護者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、町長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第４　土砂災害に関する知識の普及啓発

土砂災害の予測困難性の広報や地域の災害履歴確認、地域住民の参画と協働によるハザードマップの作成を通じて、住民の防災意識の向上を図る。

第２０節　中山間地域等の集落散在地域対策の推進【建設課、住民生活課】

第１　計画の方針

災害時に孤立するおそれのある集落について把握に努め、予防対策について定める。

第２　計画の内容

（１）　災害時に孤立するおそれのある集落については、関係機関と協力しながら、警戒・連絡体制の確立を図る。

（２）　町は、孤立するおそれのある集落との情報通信手段の確保に努めるとともに、救急・救援体制の構築に努める。

（３）　災害時の食料及び物資について、住民による自主備蓄や備蓄倉庫等の整備など総合的な備蓄体制の確立に努める。

（４）　町は、県と協力しヘリコプター等による支援を検討するとともに、ヘリコプター臨時離発着場候補地の選定に努める。

第３　孤立集落対策

災害時に孤立するおそれのある集落は、町内 16 箇所と予想される。予想される地区については、ハンドセット（全集落設置）、発電機を配備し、防災訓練等にて災害時への対応をとっている。

孤立集落一覧

番号	集落名	ハンドセット	発電機
1	新田区	設置済み	配備済み
2	作畑区	設置済み	配備済み
3	大畑区	設置済み	配備済み
4	越知区	設置済み	配備済み
5	猪篠区一部（奥猪篠）	設置済み	配備済み
6	南小田区	設置済み	配備済み
7	上小田区	設置済み	配備済み
8	川上区	設置済み	配備済み
9	大川原区	設置済み	配備済み
10	本村区	設置済み	配備済み
11	赤田区	設置済み	配備済み
12	重行区	設置済み	配備済み
13	為信区	設置済み	配備済み
14	峠区	設置済み	配備済み
15	栗区	設置済み	配備済み
16	渕区	設置済み	配備済み

第２１節　大規模広域災害時の受入れ対策【住民生活課】

第１　計画の方針

県内外において起こりうる大規模広域災害を想定し、町外の避難者の受入れについて定める。

第２　避難対策

町は、指定避難所の中から広域一時滞在の用にも供することについて他の市町村からの被災住民を受入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努めるものとし、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るように努める。

町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第３　組織体制

町は、国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策(町外における応援活動を含む。)を行うために必要があれば、災害対策支援本部等の名称により、災害対策本部を設置して職員を動員する対応を行う。

第４　広域避難体制の整備

（１）　町は、広域的な避難に備えて、県と連携し、他の市町村と避難所の提供等についての協議を行うほか、広域避難を想定した市町村間での応援協定等の締結に努める。

（２）　町は、長期的な避難の受入れとなった場合の情報伝達方法、問い合わせ窓口の設置、生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。なお、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てる。

○受入れ施設(平成 27 年３月 31 日)

番号	避難所名	収容可能人員(人)	浸水想定深(m)	土砂災害警戒区域	所在地	電話番号	原子力災害時受入地区
1	神崎小学校体育館	246	0.5	―	粟賀町611	32-0025	福井県小浜市西相生
2	寺前小学校体育館	201	-	―	寺前435-1	34-0024	福井県小浜市東相生

第２２節　重要施設の防災対策【上下水道課、公立神崎総合病院】【新　設】

第１　計画の方針

町内の医療施設、ライフライン施設等について、発災後も最低限の業務遂行が可能となるよう体制の整備に努めるものとする。

第２　内容

（１）重要施設の登録

県、町は、ライフライン事業者等と、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、事業者から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録するものとする。

重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有するものとする。

（２）平時の取組

重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後７２時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行うものとする。

また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努めるものとする。

第３章　住民参加による防災力の向上

第１節　防災に関する学習等の充実【住民生活課、教育課】

第１　計画の方針

防災活動を円滑に実施するため、職員に対し防災知識の向上及び各種業務の習熟に努め、また住民に広く防災思想の普及、徹底を図り、防災学習を推進するものとする。

第２　住民への普及

１　一般住民に対する防災思想の普及

住民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

２　災害教訓の伝承支援

県及び町は、災害教訓の伝承について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援することとする。

３　防災力強化県民運動の展開への協力

町は、町民の防災意識の向上を図り、地域の防災力を高めるため、防災に関する実践活動に参加する、県民、学校、企業などの様々な主体が行動する防災力強化県民運動を展開することとする。

その中で、豪雨災害等において、地域の住民すべてが安全に避難できるよう、自治会、自主防災組織等が中心となり、地域ぐるみで避難路や危険箇所の確認、避難訓練、災害時要援護者の支援などに取組む“みんなで逃げよう”減災防災運動を推進することとする。

４　一般住民に対する防災知識の普及

所管業務に関する次の事項等について広報し、住民の防災意識の高揚を図ることとする。

また、必要により職員及び消防団員を広報のため派遣する。

（１）　周知方法

ア　防災行政無線、告知放送等による普及
イ　広報紙、冊子、その他印刷物による普及
ウ　広報車の巡回等による普及
エ　映画、ビデオによる普及
オ　標語、図面、作文等の募集による普及
カ　その他

（２）　周知内容

ア　町の防災対策の概要の周知徹底を図る。
イ　過去の災害の実情をとりあげ、再び同じ災害を繰り返さないように住民に再認識させる。特に危険区域における住民に対してはその地域に即した防災教育を実施するものとする。
ウ　風水害、大火、地震など、災害の種別ごとに特徴をとらえ、住民が知っておくべき心得及び注意事項等を普及する。

平　時　の　心　得	災害発生時の心得
①　周辺地域の災害危険性の把握 ②　家屋等の点検、室内の整理点検 ③　家族内の連絡体制の確保（災害用伝言ダイヤルの活用等） ④　火災の予防 ⑤　応急救護等の習得 ⑥　避難の方法（避難路、避難所の確認） ⑦　食料、飲料水、物資の備蓄（３日分） ⑧　非常持出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等） ⑨　自主防災組織への参加 ⑩　災害時要援護者及び外国人への配慮 ⑪　ボランティア活動への参加	①　災害発生時にとるべき行動（場所別） ②　出火防止と初期消火 ③　自宅及び周辺地域の被災状況の把握 ④　救助活動 ⑤　テレビ・ラジオ等による情報の収集 ⑥　避難実施時に必要な措置 ⑦　避難所での行動 ⑧　自主防災組織の活動 ⑨　自動車運転中及び旅行中等の心得

５　職員が習熟すべき事項

（１）　職員は、それぞれの業務を通じ、また講習会、研修会、見学・現地調査、印刷物等により、次の事項の習熟に努める。

ア　町の防災体制と防災上処理すべき業務
イ　災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
ウ　各関係機関等との連絡体制と情報収集伝達活動
エ　関係法令の運用
オ　災害発生原因についての知識
カ　過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等
キ　その他

（２）　地域防災計画を基本に、災害応急対策にかかる共通マニュアル及び各対策部のマニュアルを整備するなど、職員に対し災害時の各自の行動の周知徹底に努める。

６　防災上重要な施設の職員等に対する教育

（１）　防災上重要な施設における防災教育

災害予防責任者（施設管理者）は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図ることとする。

（２）　防災関係機関における防災教育

防災関係機関の災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努めることとする。

（注）「防災上重要な施設」とは、災害の発生のおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者（災害予防責任者）に対しては、災害対策基本法第 48 条により、防災訓練の実施が義務付けられている。

７　児童生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、地域社会の実情に即し、児童生徒の発達段階や経験に即応して防災教育を行う。

（１）　災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげ、防災知識の向上を図る。

（２）　学校行事等の一環として防災訓練を実施し、初期消火、避難方法等について習得させる。

（３）　防災施設、防災関係の催し等の見学及び起震車の体験学習を行い、災害に対する平時の心得及び災害時の措置等について指導する。

（４）　パンフレットの配布、ポスターの掲示、映画、ビデオ等の貸出し上映等により普及を行うとともに、防災に関する図画、作文を募集するなど意識啓発に努める。

（５）　学習を通してボランティアの理念等について習得を図るとともに、実践的活動を促進する。

８　文化財の保護

文化財の防災対策並びに災害発生時の対応について周知、徹底を図る。

（１）　文化財を災害から守るために平時において、文化財の所在等の確認とリスト化する。

（２）　防災訓練等を通して文化財への防災意識の徹底を図る。

（３）　災害発生時の対応の周知に努める。

第２節　自主防災組織の育成【住民生活課】

第１　計画の方針

災害時における住民等の自主的な初期防災活動が災害の拡大防止に極めて重要なことであり、地域住民及び事業所等による自主防災組織の育成強化を促進するものとする。

・訓練等を実施し、体制が機能することを確認する。
・自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等が連携し避難支援を行う体制を整備する。
・消防団、元気な高齢者、中高生等の協力を得る。
・日頃から支えあうコミュニティづくりが重要である。

第２　実施機関

（１）　町は、災害対策基本法第５条第２項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図るものとする。その際、消防団とは相互に有機的連携のもとに積極的に協力するものとする。
（２）　住民は、災害対策基本法第７条第２項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めることとする。

第３　住民による自主防災組織

１　自主防災組織の規模

地域住民が自主的な防災活動を行ううえで、地域の実情に応じた適正な規模の地区を単位として組織の設置を促進するものとし、本町においては、住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される自治会を１単位とするが、広範囲な災害に対応するため１本部８支部体制の自主防災組織を設置している。

２　防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模・態様によりそれぞれの内容が異なることも考えられるが、結束した活動が求められることから本部において、要綱、活動基本計画を定め、活動を行うこととする。

計画に盛り込むべき事項としては、次のようなものが考えられる。

（１）　自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
（２）　防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）
（３）　防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）
（４）　情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法等）
（５）　出火防止・初期消火に関すること。（消火方法、体制等）
（６）　救出・救護に関すること。（活動内容、医療機関への連絡等）
（７）　避難誘導及び避難生活に関すること。（避難の指示の方法、災害時要援護者への対応、避難路、避難場所、避難所の運営協力等）
（８）　給食・給水に関すること。（食料、飲料水の確保、炊出し等）
（９）　防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法等）

３　自主防災組織の編成及び活動内容

自主防災組織の編成及び活動内容としては、一般的には次のようなものが考えられる。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

（１）　他の地域への通勤者が多いこと等のため、昼夜いずれの場合でも自主防災活動に支障のないよう組織編成についても検討する。
（２）　地域の実情に応じ、例えば水害危険地区では水防班、がけ地崩壊危険地区では巡視班等についても検討する。
（３）　地域内の事業所等と協議のうえ、事業所の自衛消防組織や従業員も自主防災組織の中で、一定の役割を担うべく位置づける。
（４）　活動班員については、特定の地域に片寄らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に配置する等（例えば、消防経験者は消火救出班、アマチュア無線有資格者は情報連絡班、医師、看護師は救助救護班等）組織の活動に実効性をもたせる。
（５）　女性や若者の参画促進やリーダー育成に努める。
（６）　地域における「マイ避難カード」作成の普及促進

活　　動　　内　　容

平　常　時　の　活　動	災　害　発　生　時　の　活　動
①防災に関する知識の向上 ②防災関係機関・隣接の自主防災組織との連絡 ③地域における危険度の把握 ④地域における消防水利の確認 ⑤家庭における防火・防災等予防上の措置 ⑥家庭における情報収集・伝達体制の確認 ⑦避難所・医療救護施設の確認 ⑧防災資機材の整備、管理 ⑨防災訓練の実施等	①出火防止と初期消火 ②負傷者の救助 ③地域住民の確認 ④情報の収集・伝達 ⑤避難誘導、避難生活の指導 ⑥給食・給水 ⑦他地域へ応援

４　自主防災組織における備蓄

（１）　初期消火用資機材の備蓄

自主防災組織は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備え、また防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進し、初期消火力の向上に努める。

（２）　救出資機材の備蓄

自主防災組織は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達体制の確立を推進する。また、町もこうした地域の取組みを支援する。

５　安全・安心コミュニティ・ファイルの作成

地域の防災力や防災意識の向上及びコミュニティ活動の活性化を図るため、地域団体・住民が、安全・安心の確保の観点から地域を点検し、その情報の共有を目指す「安全・安心コミュニティ・ファイル」つくりを推進する。

第４　地区防災計画

自主防災組織など地区居住者等は、共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の防災活動における計画を地区防災計画として定め、町防災会議に提案することができる。

町防災会議は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第３節　消防団の充実強化【住民生活課】

第１　計画の方針

地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、町等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。

第２　消防団の充実強化対策

（１）　消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施
（２）　消防団員に対する教育訓練の実施
（３）　消防団員の処遇の改善
（４）　消防団の装備の改善
（５）　消防団の活動拠点施設の整備
（６）　女性消防団員の加入促進
（７）　住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

第３　消防団の教育訓練及び消防施設等保全計画の実施

消防団の教育訓練及び消防施設等保全計画の実施については、本編第２章「災害応急対策への備えの充実」第７節「大規模火災の予防対策の推進」に準じて行う。

第４節　企業等との連携【住民生活課】

第１　計画の方針

災害が大規模であるほど、地域による、又は企業等の組織化された集団による防災活動の重要性が高まってくるため、災害時の連携について企業等との協力に努めるものとする。

第２　平常時及び災害時に企業が果たす役割

１　平常時対策

（１）　自衛防災組織の育成
（２）　防災訓練の実施
（３）　地域の防災訓練への参加
（４）　事業継続計画（ＢＣＰ）及び防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
（５）　防災体制の整備
（６）　物資の備蓄

２　災害時の役割

（１）　従業員、顧客の安全
（２）　経済活動の維持
（３）　ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第３　事業所の自衛防災組織

１　対象施設

（１）　多数の者が利用する施設（中高層建築物、旅館、学校、病院等）
（２）　危険物等を取扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取扱う施設）
（３）　多数の従業員のいる事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
（４）　複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル）等

２　自衛防災計画の作成

（１）　予防計画
　ア　予防管理組織の編成
　イ　火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物等の点検整理
　ウ　消防用設備等の点検整備
（２）　学習訓練計画
　ア　防災学習
　イ　防災訓練
（３）　応急対策計画
　ア　応急活動組織の編成
　イ　情報の収集伝達
　ウ　出火防止及び初期消火
　エ　避難誘導
　オ　救出救護

３　自衛防災組織の活動

（１）　平常時
　ア　防災訓練
　イ　施設及び設備等の整備
　ウ　従業員等の防災に関する教育の実施
（２）　災害時
　ア　情報の収集伝達
　イ　出火防止及び初期消火
　ウ　避難誘導

エ　救出救護

第４　町の役割

（１）　自衛防災組織の育成指導
（２）　事業継続計画（ＢＣＰ）及び防災マニュアルの作成支援
（３）　地域の防災訓練等への参加促進
（４）　防災に関するアドバイス

第４章　安全で安心できる防災基盤の整備

第１節　地震防災緊急事業の推進【住民生活課】

第１　計画の方針

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の推進について定める。

第２　内　容

１　計画作成者

県知事

２　計画年度

平成 28 年度～平成 32 年度

３　対象事業

県地域防災計画で定めている事項のうち、次の施設等の整備等である。

（１）　避難地
（２）　避難路
（３）　消防用施設
（４）　消防活動が困難である区域の解消に資する道路
（５）　緊急輸送を確保するため必要な道路
（６）　医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
（７）　社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
（８）　公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
（９）　（６）から（８）までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建設物のうち、地震防災上補強を要するもの
(10)　砂防法第 1 条に規定する砂防設備、森林法第 41 条に規定する保安施設事業にかかる保安施設、地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
(11)　地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
(12)　地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線その他の施設又は設備
(13)　地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
(14)　地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資材等の物資の備蓄倉庫
(15)　負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
(16)　老朽住宅密集市街地にかかる地震防災対策
(17)　その他地震防災上緊急に整備すべき施設であって政令で定めるもの

４　事業の実施

町は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業の計画的執行に努めるものとする。

第２節　防災対策事業の推進【住民生活課】

第１　計画の趣旨

緊急に防災機能の向上を図るため、防災対策事業の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

第２　内　容

1　防災基盤整備事業

「災害時に強い安心安全なまちづくり」を進めるため重点的に実施する必要のある防災基盤の整備を推進する。

（1）　対象事業

次のような施設・設備であって、地方公共団体が単独事業として計画的に行う安全なまちづくりのための公共施設の整備事業であることとする。

区 分	事　業　例
消防防災施設整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、防災情報通信施設等

（2）　防災基盤整備事業計画

① 町は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定にあたり、あらかじめ県に協議し、県は、所要の調整を図り、あらかじめ消防庁に協議することとする。

② 県は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定にあたり、あらかじめ消防庁に協議することとする。

（3）　財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

（4）　事業の実施

県及び町は、防災基盤整備事業計画に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努めることとする。

2　公共施設等耐震化事業

「災害に強い安心安全なまちづくり」の一環として、公共施設等耐震化事業により公共施設等の耐震化を推進する。

（1）　対象事業

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進める必要のある施設を対象とする。なお、建築物については、原則として、非木造の２階以上又は延床面積 200 ㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性にかかる建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第３条第２項の規定の適用を受けているものを対象とする。（→「建築物等の耐震性の確保」の項を参照）また、耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を含むものとするが、当該施設の全部改築は対象としない。

① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設

② 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎を含む。）

③ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。）等

（2）　公共施設等耐震化事業計画

① 町は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した公共施設等耐震化事業計画の策定にあたり、あらかじめ県に協議し、県は、所要の調整を図り、あらかじめ消防庁に協議することとする。

② 県は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した公共施設等耐震化事業計画の策定にあたり、あらかじめ消防庁に協議することとする。

（３）　財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

（４）　事業の実施

県及び町は、公共施設等耐震化事業計画に基づき、公共施設等耐震化事業の計画的執行に努めることとする。

第３節　建築物等の耐震性の確保【建設課、住民生活課、教育課】

第１　計画の方針

地震等災害による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化の推進を図る。特に、既存建築物の耐震改修、応急対策上の重要建築物の耐震性の強化を年次的・計画的に推進するものとする。また、災害復旧時の根幹となる道路等の公共施設についても、あらかじめ耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するものとする。

第２　公共施設対策

１　老朽建築物の改築促進

（１）　地震発生時における避難、救護、応急対策活動等の拠点となる防災上重要な建築物の耐震性及び耐火性の強化を図る。

（２）　老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨造りの耐震・耐火建物への改築を促進する。

（３）　耐震判定の実施検討を図る。

２　学校施設の整備

災害時における児童生徒、教職員等の安全の確保を図るため、また被災者の避難所として次のような整備を図る。

（１）　校舎等の耐震性の確保

新耐震基準（昭和56年）導入前に建築された校舎等について、耐震診断を実施し、計画的に耐震補強工事を推進した。結果、町内のすべての学校等の耐震性の確保については、平成26年度に完了。

（２）　設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめとしてテレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員等の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

第３　一般建築物対策

耐震対策は、建築基準法を基準として一定の高い水準が確保されているが、建築基準法は建築物のすべての形状まで定めるものでなく、新しい構造方法を規制するものとはなっていない。また、既存の建築物においては、ピロティ形式のものや壁量が極めて少ないもの、柱の配置及び建築形状が不安定なもの等が少なくなく、これらについては、耐震性の向上を図る改修等が必要である。

町は、建築物の設計、工事管理の業務に携わる建築士や建設業者等の関係団体に対し、建築基準法施行上の協力を要請して、遵法精神の高揚に努めることとする。

また、町は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、建物等災害予防意識の啓発と既存民間住宅等の耐震化を促すため、県及び建築関係各種団体とともに広報・パンフレットを通じ広報活動を行う。

新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じる。

第４　簡易耐震診断推進事業

町は、町内全域の昭和56年以前に建築された住宅について、住宅所有者の希望に応じ耐震診断を行うことにより住宅の安全に関する町民の意識を高め耐震化の促進に努める。

（１）　事業内容

昭和56年５月31日以前に着工した住宅のうち、「我が家の耐震診断推進事業」で診断を受けていない住宅で、簡易耐震診断を希望する住宅所有者は町に申し込みを行い、専門家の耐震診断を受ける。

（２）　負担割合

申請希望者は自己負担なし。

第５　神河町住まいの耐震化促進事業の推進

町は昭和56年５月31日以前着工の住宅で、耐震診断の結果「安全性が低い」と判断された住宅に対して、住宅の耐震化工事等に補助金を出すことで住宅の耐震化を進めます。

１　住宅改修工事費補助
対象工事：住宅に耐力壁の増設や、金物補強などにより安全性を確保する工事

２　住宅建替え工事費補助
対象工事：安全性が低いと判定された住宅を除去し、かつ、同じ場所に住宅を建替える工事

３　屋根軽量化工事費補助
対象工事：耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上1.0未満と診断された又は簡易耐震診断で評点が0.7以上1.0未満と診断された木造戸建住宅の屋根を『非常に重い屋根（土葺き瓦屋根など）』から『重い屋根（引っかけ桟瓦葺き屋根）』又は『軽い屋根（スレート、瓦棒葺き屋根など）』に軽量化する工事

４　シェルター型工事費補助
対象工事：安全性が低いと判定された住宅に住宅が倒壊しても安全な空間を確保する耐震シェルターを設置する工事

５　防災ベッド等設置費補助
対　　象：住宅が倒壊しても安全な空間を確保する防災ベッドを設置する費用

第６　建築物の落下物対策の推進

１　ガラス、看板等の落下防止
町は、多数の人が通行する道路に面する建物のガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防止の安全対策や、看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行うものとする。

２　家具等転倒防止
町は、タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレット等の配布を通じて、町民に対し家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

３　ブロック塀の倒壊防止対策
町は、住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報誌等を活用し啓発を図るとともに、町内の通学路、避難路及び避難所等を重点にブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
また、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう広報するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣等を奨励するとともに、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

第７　社会基盤施設の老朽化対策の推進

町は、急速な老朽化が懸念される社会基盤施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を行い、社会基盤施設の健全性を確保する。

第４節　地盤災害の防止施設等の整備

第１款　砂防対策の推進【建設課】

第１　概　要

急峻な山林と河川にはさまれた本町は、河川の流下延長が短くかつ急勾配であり、またその降雨の傾向は、集中的、局地的な豪雨が多く、土石流による被害も想定される。

これらの被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるために次の対策を定める。

第２　事業計画

土石流による被害を防止するため年次計画により砂防ダムがほとんどの指定河川に建設されている。今後は、砂防ダムの機能強化のため、下流河川の整備や砂防ダムの増設等の対策を推進する。

第３　警戒避難体制

土石流危険渓流については、発生の時期、規模等予想では判断できないので、町は、平素より危険予想箇所を巡視し、危険度を把握するものとする。また、平常時はもちろんのこと豪雨時に警戒を強め、災害の発生が予想される場合には、住民を迅速に安全な場所に避難させられるよう警戒避難体制の整備を図るとともに、地域住民に対しても避難体制の周知の徹底を図るものとする。

第４　本町における土石流危険渓流

本町における土石流危険渓流は、資料編のとおりである。

危険渓流数	164渓流
土砂災害警戒区域（土石流）	164箇所
土砂災害特別警戒区域	51箇所

資料編・９．土石流危険渓流一覧

第２款　急傾斜地崩壊災害対策の推進【建設課】

第１　概　要

本町は、山地面積が町の８割以上を占め、急峻な山峡に多くの集落があるため、これらの集落の裏山はいわゆる急傾斜地を形成しており、豪雨時にはその崩壊により人的、物的被害の発生が予想される。平成18年３月15日に峠地内で発生したがけ崩れでは、人的被害は発生しなかったが、県道長谷市川線が損壊し、通行止めになったことにより住民生活に大きな障害を来した。現在では災害復旧も完了したが、引き続き予防対策が望まれる。

これらの被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるために次の対策を定める。

第２　危険箇所の現況

本町における急傾斜地に関わる危険箇所は、資料編のとおりである。

急傾斜地崩壊危険箇所	224箇所
土砂災害警戒区域（急傾斜の崩壊）	207箇所
土砂災害特別警戒区域（急傾斜の崩壊）	180箇所

資料編・１０．急傾斜地崩壊危険箇所一覧

第３　危険箇所のパトロールの強化及び普及啓発

急傾斜地の崩壊による災害を未然に防止するため、また被害を最小限に止めるため事前措置として、平素から急傾斜地崩壊危険箇所を巡視し、その土質、地質、地下水、危険度を把握するよう努める。

また、地域住民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図る。

第４　急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、人家密集地域における危険度の高い急傾斜地から指定し、防止工事を行うよう県に要請する。

第５　警戒避難体制の確立

急傾斜地の崩壊による災害を未然に防止するために必要な警戒避難体制の確立を図るとともに、地域住民に対しても周知徹底を図るものとする。

１　警戒体制

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２０条の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の警戒体制を定める。

（１）　情報の収集及び気象警報等の伝達方法

危険区域内に消防団員又は住民の中から情報連絡員を定め、災害の発生するおそれがある場合、又は大雨警報等が発令されたときには、連絡を密にし、情報の収集、気象警報の伝達を図るものとする。

（２）　雨量の測定は、フェニックス防災システムや土砂災害システムで行い、警戒体制に入ってからの測定間隔は10分とする。

（３）　第１警戒体制においては、危険区域の警戒、巡視、住民に対する広報を実施する。

（４）　第２警戒体制においては、住民に対して、必要に応じ災害対策基本法第５６条に規定する警告、同法第５９条に規定する事前措置、同法第６０条に規定する避難の指示の処置を実施するものとする。

警　　戒　　基　　準

区　　分	前日までの連続雨量が100㎜以上あった場合	前日までの連続雨量が40㎜～100㎜あった場合	前日までに降雨がない場合
第１警戒体制	当日の日雨量が、50㎜を超えたとき	当日の日雨量が、80㎜を超えたとき	当日の日雨量が、100㎜を超えたとき
第２警戒体制	当日の日雨量が50 ㎜を超え、時間雨量30㎜程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80 ㎜を超え、時間雨量30㎜程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100㎜を超え、時間雨量30㎜程度の強雨が降り始めたとき

２　避難体制

危険箇所に対する安全措置が不完全である間、その住民に対する避難措置の確立が最も必要である。

町は、がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合、あるいは危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な避難指示ができるよう、伝達方法その他必要事項についてあらかじめ避難計画の確立に努めるものとする。

また、避難の万全を図るため、避難場所、避難経路及び心得をあらかじめ危険区域住民に徹底させておくものとする。

第３款　地すべり防止対策の推進【建設課】

第１　概　要

地すべりは、規模が大きく、被害は広範囲に及ぶおそれがある。平成18年７月19日に川上地内で発生した地すべりでは、人的被害が発生しなかったが、県道一宮生野線が通行止めになる被害が発生している。

なお本町には、県指定による地すべり危険箇所は以下のとおりとなっている。

地すべり危険箇所	３箇所
土砂災害警戒区域-地すべり	２箇所
土砂災害特別警戒区域-地すべり	０箇所

資料編・１１．地すべり危険箇所一覧

第２　事業計画

地すべり、土砂崩壊等を未然に防止するよう点検と防災体制の整備を図りながら対策工事を実施し、地すべりを誘発助長する行為を制限し、災害を防止する。

第３　警戒避難体制

警戒体制・避難体制については、本節第２款「急傾斜地崩壊災害対策の推進」に準ずる。

第４款　治山施設の整備【建設課、地域振興課】

第１　概　要

本町の林野面積は176.32ｋ㎡であり、本町の総面積の87％を占めており、本町の主産業として発展してきた林業は、50年生以上の杉、桧林が70％以上を占め、生産活動は停滞している。本町の地形は、急峻で、台風あるいは集中豪雨による被害が発生しやすく、平成16年の台風16号及び23号では町内の山林に多大な風倒木被害をもたらした。これに対する治山治水施設等は十分とはいいがたく、山地崩壊や土砂流出が発生し、洪水の可能性がある。一部地域は山腹崩壊危険地区又は崩壊土砂流出危険地区に指定されている。

第２　危険区域の実態把握

本町における山地災害危険地区は、資料編のとおりである。

山腹崩壊危険地区	70箇所
崩壊土砂流出危険地区	131箇所
地すべり危険地区	３箇所
土砂災害警戒区域（地すべり）	２箇所
土砂災害特別警戒区域	０箇所

資料編・１２．山地災害危険地区一覧

第３　事業計画

梅雨期、台風期等における山地災害を未然に防止するため、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区を中心に、毎年災害発生時期前に治山施設等の点検の実施に努めるものとする。

また、崩壊した林地、はげ山を復旧し、荒廃を防止するとともに、保安林を整備し、防災林を造成して、災害の予防を図る

第５款　宅地造成等の規制【ひと・まち・みらい課、建設課】

第１　計画の方針

宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出等の災害を予防するため、規制等を実施し、災害の発生を防止する。

第２　事業計画

１　今後行われる宅地造成工事に対する防災指導

今後行われる宅地造成工事に対しては、宅地造成等規制法に定める技術的基準を確実に履行せしめるとともに、常時パトロールを強化し、無許可工事及び手抜き工事等の違反工事の発見に努める。

２　既成危険宅地に対する保全対策

（１）　宅地保全調査の実施

宅地造成工事において、地震に伴う土砂の流出、地すべりに対処して、県・関係警察署等関係機関と協力して宅地保全合同調査を実施する。この調査結果に基づき、災害の危険が発生するおそれのあるものについては、その危険度、緊急度を考慮し次の３区分に分類する。

ア　宅地造成に伴って、周囲の家屋、交通路（軌道を含む）に直接被害を与えるおそれのあるもの。

イ　宅地造成に伴って、間接に付近の家屋及び土地に被害を与えるおそれのあるもの。

ウ　ア・イ以外の小規模の被害で止まると思われるもの。

（２）　宅地保全措置

各宅地造成について現地保全調査の際、それぞれの関係者に対し口頭で防災措置を指導するとともに、次の措置を行う。

（３）　宅地所有者等関係者に対し、聴聞したうえ、宅地保全について法に基づく技術的基準の指導を行う。

（４）　現地調査の際、口頭指示した防災措置を直ちに実施するよう文書で要請するとともに県に対し勧告又は改善の措置をするよう上申する。

３　宅地保全相談所の活用

宅地造成等規制法の趣旨徹底を期するとともに宅地造成工事規制区域外においても適正な宅地造成工事を指導育成するため、宅地造成工事に伴う宅地の保全のため一般町民の相談にあたる窓口として、中播磨県民センター県土整備部建築課内に常設の相談所が、また、梅雨時期及び台風期前に必要に応じて設置される現地巡回相談所を利用するよう指導する。

４　宅地造成工事に対する防災指導

山地開発等宅地造成により急斜面を形成し、地震時にはその崩壊により、人的、物的被害が発生する危険性が大きい。花崗岩の風化した真砂土地区は特に危険性が大きいため、これらの被害を未然に防止し、或は最小限に止めるための対策を指導していく。

５　既成危険宅地に対する保全対策

地すべり、土砂崩壊等、未然に防止するよう点検と防災体制と整備の指導を行い、対策工事を順次実施するとともに、地すべり、崩壊等を誘発助長する行為には制限を加えて災害を防止する。

（１）　危険地区の把握及び防災パトロールの強化

危険防止の事前措置として平素から危険予想箇所を巡視し、その土質、地質、地下水、危険度等を把握するよう努める。

（２）　人家密集地にある危険箇所は行為の制限、防災措置の勧告、改善命令等により適切な管理を行う他、防災措置に要する資金について補助、融資等により崩壊対策事業の推進を図る。

（３）　災害を防止するため必要な警戒避難体制を確立する。

６　出水・がけ崩れ等危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、住民に対し警戒を促すとともに建築物の建築の禁止又は制限・災害危険住宅の除却又は移転を実施し、災害の防止に努めるものとする。

（１）　建築基準法第39条に基づく災害危険区域に関する条例による区域指定を協議し指定を受ける。

（２）　住宅等居室を有する建築物は原則として禁止する方向で指導する。

（３）　指定区域内の災害危険住宅の除却又は移転については、国、県の助成又は融資をうけるよう進達する。

７　危険住宅の除却又は移転

町は、『神河町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱』に基づき、災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助することとし、国、県は、町の補助金の一部を負担する。

第６款　災害危険区域対策の実施【建設課、住民生活課】

第１　計画の方針

出水、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を、災害危険区域に指定されるよう関係機関に働きかけるとともに住民に対し、警戒を促して災害の防止に努めるものとする。

第２　事業計画

本町では、今のところ災害危険区域に指定された地域はないが、著しく危険と認められる地域については、町長が関係機関と協議して区域指定されるよう努めるものとする。

第３　災害時要援護者が利用する施設に対する対応

土砂災害警戒区域内にある主として、高齢者、障害者、乳幼児その他防災上の配慮を要する者が利用する施設で、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設への土砂災害警戒情報等の伝達方法は、電話、fax、防災行政無線、電子メール、広報車等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用いる。

また、土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し避難訓練を実施する等、警戒避難体制の整備を図る

第７款　防災営農計画の推進【地域振興課】

第１　計画の方針

農産物の災害を未然に防止するため、情報の早期伝達・農業施設の整備・指導体制等の災害予防対策を推進するものとする。

第２　技術対策

農産物を各種災害から防ぎょするため、町は、関係機関と常に連携を密にし、気象情報に対応した技術指導の万全を期するよう指導するものとする。

災害発生のおそれがある場合には、県及び各農業関係機関、団体からの協力を得て、次の事項を協議し、凍霜害、干害、風水害、寒害等の予防技術対策の樹立と普及徹底に努めるものとする。

（１）　異常天候による農作物等の防災対策に関すること。
（２）　各関係機関相互の連絡調整に関すること。
（３）　防災対策の普及浸透措置を講ずること。
（４）　その他必要と認めること。

第３　農業用施設の整備

町及び関係機関は、農地の災害を未然に防止するため、地震及び大雨等の際には連絡を密にし、協力体制をとるとともに、次のような施設の整備を行うものとする。

１　農用施設

ハウス、農舎、畜舎、共同利用施設等の災害を最小限に防止するため補強の措置を図るものとする。

２　資材の確保

（１）　防除器具の確保

ア　町、営農組合及び兵庫西農業協同組合等は、町内の病害虫防除器具並びに災害防護器具を点検整備し、災害時に円滑に使用できるようにする。

イ　町内の防除器具ではまかなえない大規模災害に備え、県や他市町への応急対策用資機材等の要請体制の確立を図るものとする。

（２）　薬剤等

災害の発生が予測される場合は、薬剤等が迅速に確保されるよう兵庫西農業協同組合等を通じて必要量の備蓄を行う。

（３）　肥料

災害に備え、兵庫西農業協同組合等を通じ最低数日間の肥料の備蓄を推進する

３　農地

農産物の安全生産及び生産性向上のための、圃場の適切な維持管理に努めるものとする。

第５節　水害の防止施設等の整備

第１款　河川施設の整備【建設課、住民生活課】

第１　概　要

本町の河川は、市川を筆頭に、その市川に流れ込む支流として、栃原川、犬見川、小田原川、越知川、猪篠川があり、各々に渓を形成している。急峻な山林と河川にはさまれた本町では、河川の流下延長が短くかつ急勾配であり、豪雨時には災害の発生する危険性があり、十分な警戒態勢を整え災害の防止を図る必要がある。

このため主要河川については、順次改修が行われているが、今後とも関係機関と協力し、河川改修を強力に推進していくことが課題となっている。

また、水害を軽減するため、国、県の洪水による浸水想定区域の指定にあわせて、浸水想定区域、避難場所等を明示したハザードマップ等を作成し、住民に配布し周知するものとする。

第２　事業計画

河川の改修は、より大きな災害にも耐えられるよう弱点部分の補修に心がけ、継続的に事業を推進していく。

第３　重要水防箇所

本町の重要水防箇所は、資料編のとおり288箇所である。

資料編・８．神河町重要水防区域一覧

第４　量水標、水位計、雨量計の整備

1　量水標

本町に関係する量水標の設置場所は、次のとおりである。

	設置箇所	河川名	所在地名	表示水深	監視部
01	俵野橋上流右岸	越 知 川	新田地内	高水位まで２．０ｍ	越 知 谷
02	田中橋上流右岸	越 知 川	作畑地内	高水位まで１．５ｍ	越 知 谷
03	井根橋下流右岸	越 知 川	作畑地内	高水位まで１．５ｍ	越 知 谷
04	森橋右岸橋台	越 知 川	大畑地内	橋げたまで１．５ｍ	越 知 谷
05	ふれあい橋上流左岸	越 知 川	大畑地内	橋げたまで２．０ｍ	越 知 谷
06	学校橋左岸上流	越 知 川	越知地内	高水位まで２.０ｍ	越 知 谷
07	宮の谷橋下流左岸	越 知 川	岩屋地内	高水位まで１．５ｍ	越 知 谷
08	茶ノ木原橋橋脚	越 知 川	岩屋地内	橋げたまで２.０ｍ	越 知 谷
09	神明橋下流左岸	越 知 川	根宇野地内	高水位まで２．０ｍ	根 宇 野
10	野尻谷橋橋脚（左岸側）	越 知 川	根宇野地内	橋げたまで２．０ｍ	根 宇 野
11	山田橋下流左岸	越 知 川	山田地内	高水位まで２．０ｍ	山　　田
12	観音橋上流左岸	越 知 川	中村地内	高水位まで１．０ｍ	中　　村
13	しんこう大橋下流左岸	市　　川	貝野地内	高水位まで２．０ｍ	貝野・加納
14	排水ゲートロ下流右岸	越 知 川	貝野地内	高水位まで２．０ｍ	貝野・加納
15	粟賀大橋直下右岸	越 知 川	加納地内	高水位まで２．０ｍ	貝野・加納
16	中井堰上流右岸	越 知 川	加納地内	高水位まで２．０ｍ	貝野・加納
17	昭和橋橋脚	市　　川	寺野地内	橋げたまで３.０ｍ	寺　　野
18	観音橋橋脚	越 知 川	吉冨地内	橋げたまで２.０ｍ	吉　　冨
19	段床橋橋脚（左岸側）	猪 篠 川	吉冨地内	橋げたまで２．０ｍ	吉　　冨

	設置箇所	河川名	所在地名	表示水深	監視部
20	久子橋下流右岸	猪 篠 川	吉冨地内	高水位まで２．０ｍ	吉　　冨
21	中所橋上流左岸	猪 篠 川	大山地内	高水位まで１．０ｍ	大　　山
22	比延橋橋台側面右岸	小田原川	比延地内	橋げたまで２．０ｍ	比　　延
23	住石事務所前右岸	市　　川	鍛治地内	高水位まで２．０ｍ	鍛　　治
24	第一栗谷橋上流左岸	小田原川	上岩地内	高水位まで２．０ｍ	上　　岩
25	新田橋橋脚（右岸側）	小田原川	高朝田地内	橋げたまで２．０ｍ	高 朝 田
26	宮野橋上流左岸	小田原川	宮野地内	橋げたまで２．０ｍ	宮　　野
27	日和橋上流右岸	小田原川	南小田地内	橋げたまで１．０ｍ	南 小 田
28	抜居橋下流右岸	小田原川	上小田地内	橋げたまで３．０ｍ	上 小 田
29	大河グラウンド東左岸	市　　川	大河地内	高水位まで２．０ｍ	大　　河
30	福井橋上流左岸	市　　川	大河地内	高水位まで２．０ｍ	大　　河
31	蛍橋上流左岸	犬 見 川	大川原地内	高水位まで２．０ｍ	長　　谷
32	為信橋橋脚	市　　川	為信地内	橋げたまで３．０ｍ	長　　谷
33	栗橋下流左岸	市　　川	栗地内	高水位まで２．０ｍ	栗　　渕
34	渕橋橋脚（左岸側）	栃 原 川	渕　地内	橋げたまで２．０ｍ	栗　　渕

２　水位計

本町には10箇所の水位計が設置され、河川の状況をインターネットサイトで監視を行い、水位の動向を注視するとともに災害予防に努めるものとする。

本町に関係する水位計設置場所は次のとおりである。

水位計名称	設置箇所	河川名	所在地名	監視サイト
01	学　校　橋 （旧越知谷小学校前）	越 知 川	越知　　地内	町防災気象情報サイト 県河川監視システム
02	観　　音　　橋	越 知 川	中村　　地内	町防災気象情報サイト
03	市　場　橋　北	越 知 川	東柏尾　地内	国土交通省 川の防災情報
04	大　　山　　橋	猪 篠 川	杉　　地内	町防災気象情報サイト 県河川監視システム
05	犬見川合流南	市　　川	長谷　　地内	国土交通省 川の防災情報
06	寺　　前　　橋	市　　川	鍛治　　地内	国土交通省 川の防災情報
07	昭　　和　　橋	市　　川	寺野　　地内	町防災気象情報サイト 県河川監視システム
08	渕　　橋	栃 原 川	渕　　地内	町防災気象情報サイト
09	蛍　　橋	犬 見 川	長谷　　地内	町防災気象情報サイト
10	日　　和　　橋	小田原川	南小田　地内	町防災気象情報サイト

３　雨量計

本町には、次のとおり13箇所の雨量計が設置されており、雨量の状況をインターネットで監視を行い災害予防に努めるものとする。

名称		所在地名	近接河川	監視サイト
1	寺前	神河町役場（神河町寺前64）	小田原川・市川	町防災情報サイト
2	新田	新田ふるさと村（新田340-1）	奥越知川	町防災情報サイト
3	上越知	神河町越知724-2	越知川	国土交通省川の防災情報
4	越知	神河町越知402-5	越知川	国土交通省川の防災情報
5	根宇野	グリーンエコー笠形（根宇野1019-13）	越知川	町防災情報サイト
6	神崎	市場橋	越知川	国土交通省川の防災情報
7	貝野	しんこうタウン（貝野240-4）	市川・越知川	町防災情報サイト
8	猪篠	ヨーデルの森（猪篠1868）	猪篠川	町防災情報サイト
9	宮野	旧宮野橋（宮野262）	小田原川	町防災情報サイト
10	上小田	上小田小学校（上小田362）	小田原川	町防災情報サイト
11	大河内	神河町上小田786	小田原川	国土交通省川の防災情報
12	川上	川上小プール横（川上483）	犬見川	町防災情報サイト
13	足尾	足尾谷川横（長谷288-3）	犬見川	国土交通省川の防災情報

４　河川監視カメラ

本町には、次のとおり7箇所の河川監視カメラが設置されており、河川の状況をCATV文字放送等で監視を行い災害予防に努めるものとする。

名称		設置箇所	近接河川	閲覧方法
01	学　校　橋 （旧越知谷小学校前）	越知　　地内	越 知 川	CATV文字放送システム
02	観　　音　　橋	中村　　地内	越 知 川	CATV文字放送システム
03	大　　山　　橋	杉　　地内	猪 篠 川	CATV文字放送システム
04	昭　　和　　橋	寺野　　地内	市　　川	CATV文字放送システム
05	渕　　橋	渕　　地内	栃 原 川	CATV文字放送システム
06	蛍　　橋	長谷　　地内	犬 見 川	CATV文字放送システム
07	日　　和　　橋	南小田　地内	小田原川	CATV文字放送システム

監視するサイトは以下のとおり

○【神河町ホームページ　神河町防災気象情報サイト】

○【国土交通省　川の防災情報】　http://www.river.go.jp/

水位　　長谷（犬見川合流南）、寺前(寺前橋)、神崎（市場橋北）

雨量　　越知・上越知（越知）、神崎（東柏尾）、足尾（本村）、大河内（上小田）

○【県河川監視システム】

越知川　越知学校橋　http://hyogo.rivercam.info/himeji/detail/ochi.html

猪篠川　杉大山橋　http://hyogo.rivercam.info/himeji/detail/sugi.html

市　川　昭和橋　http://hyogo.rivercam.info/himeji/detail/terano.html

第２款　ため池施設の整備【建設課】

第１　趣旨

豪雨等によるため池の決壊による被害を防止するための対策について定める。

第２　内容

１　ため池の整備・廃止計画

決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設等が存在し、人的被害を及ぼすおそれがあるとして「防災重点農業用ため池」に指定したため池のうち、被害規模等から優先的に防災工事を実施するものとして「兵庫県防災工事等推進計画(令和３年３月策定)」に位置付けたため池の改修及び利用実態のないため池の廃止を計画的かつ着実に進める。

２　ため池災害の普及啓発

ため池の破損・決壊による災害を未然に防ぐため、年に１回程度、ため池管理者等に対して「ため池管理者講習会」を実施し、点検、改修の技術指導を行うとともに防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行う。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与える恐れのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供する。

第６節　交通関係施設の整備

第１款　道路防災対策の推進【建設課】

第１　概　要

道路は、播磨と但馬を結ぶ播但連絡道路と国道312号線が南北に延びており、基幹道路を形成している。そこから延びる道路としては、県道長谷市川線が南に市川町と県道一宮生野線が北に朝来市とつながっている。

また県道加美宍粟線が、東は多可町と西には宍粟市とつながるなど町内隈なく道路が整備されており、交通の便については、非常に優れていることもあり、今後交通量の増加が予想されている。

これらの国・県道を町道や農道が補完し、集落と国・県道、集落間を連結している。現在まで国・県等関係機関と協力して町内幹線道路である国・県道やこれを補完する町道・農道の整備を積極的に進めてきたが、依然として未改良区間も多く残されており、今後も引き続き整備を進めていくことが必要である。

また、生活道路は住民の日常生活の上で最も身近な問題であり、今後もその整備拡充を図るとともに、交通安全と緑の空間を取り入れた良好な居住環境づくりが必要である。

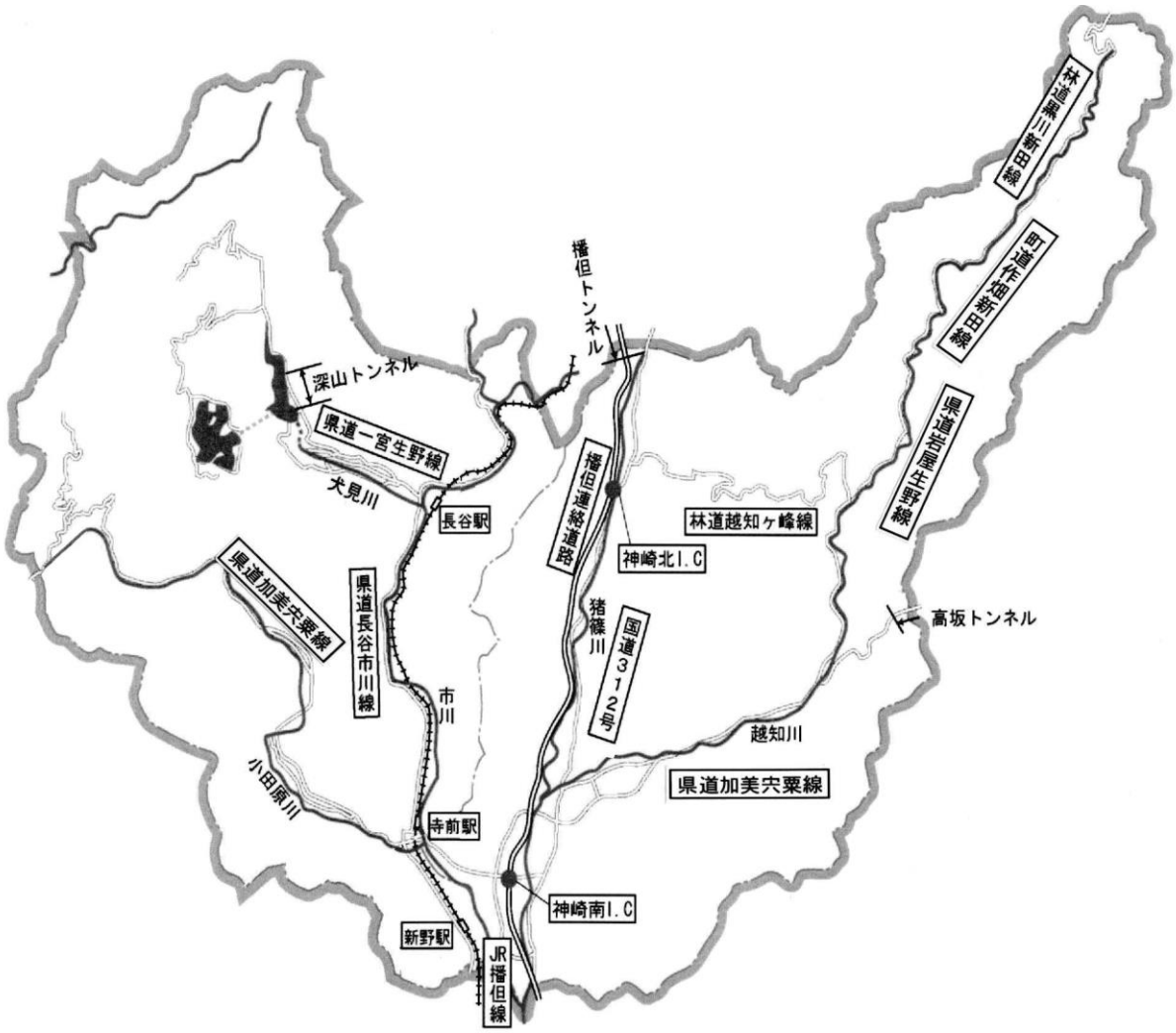

第２　予防対策

路側法面の被覆工事の促進など、道路構造を保全し、安全で快適な居住環境と円滑な道路交通を確保するため、平素より計画的、効率的に点検を行い、異常の早期発見に努め、緊急時には無線機等の活用による緊急情報の収集、広報を行う。

第３　事業計画

道路は単に生活道という役割だけでなく、災害時の緊急物資等の輸送路、避難路、また延焼遮断帯という防災上重要な役割を担っている。今後災害時における迅速な応急対策が図られるよう、また災害の未然防止のため、幹線道路と生活道路との連携した交通体系の整備並びに道路の幅員拡張及び舗装補修等の計画的な推進を図るものとする。

橋梁は、耐震工法等により耐震化を推進するとともに、計画的かつ効率的に点検を行う。

第２款　ヘリポート施設の整備【住民生活課、建設課】

第１　計画の方針

本町は、202.27ｋ㎡に及ぶ広範囲な町域を有し、集落間を結ぶ国道及び主要地方道が比較的整備されているとはいえ、急傾斜地等の危険箇所も多く、災害により道路が寸断された場合に輸送路が断たれるほか、孤立する地区が出る可能性も考えられるため、ヘリポートの整備に努め輸送手段の確保を図るものとする。

第２　緊急時離着陸場の確保

町は、孤立するおそれのある地区に対して、緊急時に離着陸が可能な場所の確保に努める。

第３　本町におけるヘリコプターの臨時離着陸場適地

本町におけるヘリコプターの臨時離着陸場適地は、資料編のとおりである。

資料編・１９．ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

第７節　ライフライン関係施設の整備

第１款　電力施設等の整備【関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社】

第１　計画の方針

電力設備について、災害による事故を未然に防止し、また、発生した被害を早期に復旧するための諸施策について定める。

第２　内　容

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、風水害、塩害、雪害、雷害、土砂崩れ、地震等の自然災害による被害予防及び被害の早期復旧のため、電力施設の整備等を推進することとする。

１　電力設備の災害予防措置に関する事項

水力発電設備、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備の各設備等については、建築基準法及び電気設備に関する技術基準、社内規程等を十分考慮した設計を行い、電力設備の災害予防措置を講じる。

２　町との相互連携協力体制

関西電力（株）及び関西電力送配電（株）は、災害に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。

（１）町との協調

平常時には、町の防災会議等へ参画し、最低年１回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が町災害対策本部と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

①防災会議等への参画

防災会議等には、委員を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成及び改訂や被害想定の検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

②災害対策本部等との協調

この計画が円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

ア　災害に関する情報の提供及び収集

イ　災害応急対策及び災害復旧対策

（２）地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、帰宅困難者の受入、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、町からの要請があった場合は検討・協力する。

３　復旧用資機材等の確保及び整備に関する事項

（１）　復旧用資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

（２）　復旧用資機材等の輸送

復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

（３）　復旧用資機材等の整備点検

平常時から復旧用資機材等の数量把握および整備点検を行う。

（４）　復旧用資機材等の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

（５）　食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

食糧・医療・医薬品等の保有量を定め、その確保を図る。

（６）　復旧用資機材の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公

共用地等の候補地について、神河町防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

4　電気事故の防止に関する事項

（1）　電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

（2）　広報活動

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか電気火災を防止するため、住民に対し広報活動を行う。

5　災害予防に関する事項

（1）　防災訓練

災害対策を円滑に推進するため年１回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練の実施に当たっては、町の被害想定を反映させた実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うものとともに、次回の訓練に反映させる。また、町が実施する防災訓練には積極的に参加する。

（2）　防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会、講演会の開催、社内報への関連記事掲載等の方法により従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

また、南海トラフ巨大地震により予想される地震および津波に関する知識や、南海トラフ巨大地震が発生した場合の行動・役割等に関する防災教育を実施し、南海トラフ巨大地震に対する認識を深めることにより、従業員が災害に対し正しく恐れ、備えるよう努めるものとする。

第２款　電気通信施設等の整備【西日本電信電話株式会社】

第１　計画の方針

電気通信施設について災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

第２　内　容

西日本電信電話㈱は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

１　通信施設の強化

（１）　建物及び鉄塔

建物及び鉄塔は、独自の構造指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準に満足するよう設計し、診断及び補強を実施する。また、建物は、耐火構造とするほか周辺の諸条件により保護施設(水防壁、水防板等)を設置する。

（２）　所内設備

ア　機械設備

建物に設備している交換機、伝送設備などについて振動による倒壊、損傷を防止するため、局舎のハリ、壁及び床などに支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないよう固定し、耐震補強を実施することとする。

イ　電力設備

電力設備は、建物へ支持金具により固定し、蓄電池は耐震枠による移動防止などの対策を講じているが、さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化を実施することとする。

（３）　所外設備

ア　都市部における通信ケーブルの計画的な地中化を推進

イ　地下埋設物等、注意標識板の整備・充実

ウ　災害対策機関の通信回線は、当該加入者伝送路の２ルート化を推進

エ　主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ化

２　災害対策用機材の整備・点検

（１）　通信途絶用無線網の整備

（２）　災害対策用機器の整備・充実

（３）　復旧機材の備蓄

３　防災訓練の実施

（１）　災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実、防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加することとする。

（２）　演習の種類

ア　災害対策情報伝達演習

イ　災害復旧演習

ウ　大規模地震を想定した復旧対策演習

（３）　演習の方法

ア　広域規模における復旧シミュレーション

イ　事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習

ウ　防災機関における総合防災訓練への参加

第３款　水道施設等の整備【上下水道課】

第１　計画の方針

水道施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず、迅速な復旧を可能にするため、次の対策を行うものとする。

第２　内　容

１　水道施設の整備

風水害、震災等による断・減水をできるだけ少なくするため、重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づいた計画を作成し、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に整備を進めることとする。

（１）　重要度の高い基幹施設
　ア　水源池、配水池等の構造物
　イ　主要な管路

（２）　防災上重要な施設
　ア　避難所予定施設
　イ　公立神崎総合病院ほか医療施設
　ウ　社会福祉施設

（３）　施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な施設
　ア　情報電送設備
　イ　自家発電設備

２　水道施設の保守点検

水道施設について巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査を実施することとする。

（１）　貯水施設
　上流流域内の荒廃防止

（２）　取水施設
　施設の保守

（３）　浄水施設
　ア　付帯設備の保守
　イ　消毒設備の保守
　ウ　薬品注入設備の保守

（４）　導・送・配水施設
　ア　付属配管・諸設備の保守
　イ　幹線管路の相互連絡

３　水道施設の新設等

耐震性診断、立地条件等を勘案の上、老朽施設(管路)を、計画的に更新することとする。

（１）　耐震性の高い管材料の採用
（２）　伸縮可撓継手の採用

４　断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急性遮断弁の配置）による被害区域の限定化を図ることとする。

５　図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握することとする。

６　「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく相互応援活動

県内の各市町及び各水道事業体において締結された協定に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

７　災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

８　教育訓練並びに平常時の広報

町は、災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施することとする。

（１）　職員に対する教育及び訓練

ア　教育　　防災体制、災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催

イ　訓練　　動員・行動計画に基づく訓練

（２）　住民に対する平常時の広報並びに訓練

ア　広報

事前対策並びに災害対策

飲料水の確保

給水方法の周知徹底

水質についての注意

広報の方法

イ　訓練

給水訓練等

第４款　下水道施設等の整備【上下水道課】

第１　計画の方針

公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラントなどの下水道施設について、災害による浸水防除機能の低下を防ぎ、また災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず、迅速な復旧を可能にするため、次の対策を行うものとする。

第２　内　容

１　下水道施設等の機能保持

災害発生時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進めることとする。

２　システム的な耐震性の強化

下水道施設等が被害を受けた場合にも機能を保持できるよう、次のようなシステム的対応により耐震性の向上を図ることとする。また、電力や水道の停止時の機能確保のために、非常用電力・用水等の確保を図ることとする。

（１）　重要な管渠の２ルート化
（２）　ネットワーク幹線の整備
（３）　施設の複数化
（４）　自家発電設備の整備
（５）　用水供給設備の整備

３　下水道施設等の保守点検

下水道施設等の災害による被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握しておくとともに、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施することとする。また、必要に応じて災害対策を講じておくこととする。

（１）　下水道台帳の整備
（２）　既往災害履歴の作成
（３）　耐震点検
（４）　日常点検保守
（５）　被災の可能性が高い箇所の把握

４　災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

第５章　その他の災害の予防対策の推進

第１節　雪害の予防対策の推進【建設課】

第１　計画の方針

本町では、なだれ危険区域の指定箇所はないが、集落が山間部に点在する地域も多く雪害による危険を想定しなければならない。

雪害から集落を保護し人命を守るための総合的な対策の確立を図るものとする。

第２　計画の内容

積雪による山崩れ、交通途絶等、雪害の予防を図るため必要な対策として、概ね次に掲げる事業について計画するものとする。

１　交通の確保対策
２　積雪対策
３　なだれ対策
４　融雪水害対策
５　警戒避難体制の整備

第２節　危険物等の事故の予防対策の推進

第１款　危険物の保安対策の実施【住民生活課】

第１　計画の方針

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、石油化学製品の開発、利用の拡大及び生活様式や生産様式の高度化により、危険物の取扱量は著しく増加しており、災害発生時においては深刻な被害の発生が予想される。

災害の発生を未然に防止するため、町（姫路市消防局）及び危険物施設関係者等との連携協力のもとに保安体制の強化を図るものとする。

第２　保安対策

１　町（姫路市消防局）及び県は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行うこととする。

２　町（姫路市消防局）及び県は、次の保安対策を実施するものとする。

（１）　危険物施設の把握と防災計画の策定

関係機関は、常に危険物施設及び貯蔵され取扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定することとする。

（２）　監督指導の強化

関係機関は、危険物を取扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させることとする。

（３）　消防体制の強化

町（姫路市消防局）は、各事業の火災防災計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進することとする。

（４）　防災教育

関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方途につき視聴覚教育を含む的確な教育を行うこととする。

第３　危険物施設数

本町における危険物施設は、次のとおりである。

区分／消防本部別	総計	製造所	貯蔵所								取扱所						事業
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	一般取扱所	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	
神河町	66		42	6	8		13		15		24	13	11	6	―	5	

第２款　火薬類の保安対策の実施【住民生活課】

第１　計画の方針

火薬類を使用する事業所等において、火災、爆発等の災害の発生を防除するため、定期自主検査の実施、従事者の保安教育の強化推進、防災訓練等により自主防災体制の確立に努めるよう関係機関に指導を促す。

第２　火薬類関係事業所における警戒体制の整備

台風の接近等により、作業の実施が危惧されるとき又は火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立することとする。

１　警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発令、雷の発生及び火薬庫付近での山火事の発生等により事業所が警戒事態となったとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令することとする。

２　警戒措置の実施

（１）　事前調査

河川からの鉄砲水、土砂崩れ及び落雷への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形、落雷の頻度等の地域的特性等を事前調査することとする。

（２）　警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施することとする。

３　作業規制

天候の状況に応じて、発破作業の中止等の作業規制を行うこととする。

第３　火薬類関係事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静かつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立することとする。

１　防災組織の確立

防災組織の編成方法及び各班の業務内容を明らかにすることとする。

２　連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立することとする。

３　緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立することとする。

４　相互応援体制の確立

災害が発生し、一つの事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との相互応援体制を確立することとする。

第4　保安教育の実施

１　県、警察及び関係団体は、火薬類に関する各種講演会において、事業者に対して火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させることとする。

２　事業者は、従業員に対し定期的かつ施設の新設等の機会ごとに保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図ることとする。

３　主な教育項目は、次のとおりとする。
（１）　関係法令
（２）　火薬類に関する性質、保安管理技術
（３）　地震に関する知識
（４）　災害時における応急対策及び避難方法

第５　防災訓練の実施

１　事業者は、取扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努めることとする。

２　主な訓練項目は、次のとおりとする。
（１）　緊急通信・通報・伝達訓練
（２）　非常招集動員訓練
（３）　救助・避難訓練
（４）　応急措置実施訓練
（５）　消火訓練
（６）　広報訓練

第６　防災技術の研究

関係機関及び事業者は、火薬類の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努めることとする。

第７　火薬類施設

本町の火薬庫所有事業は、次のとおりである。

名　　称	住　　所	連絡先	備　考
細田火薬店	神河町岩屋 664-3	0795-35-0005	１棟
住友石炭鉱業（株）	神河町鍛治 173	0790-34-0101	２棟

第３款　毒物・劇物の保安対策の実施【住民生活課】

第１　計画の方針

毒物又は劇物により住民の保健衛生上に危害の生じることを防止するため、次の事業を計画的に実施して、防災対策の確立を図る。

第２　保安対策

町その他の関係機関は、毒物劇物営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させるとともに、毒物劇物によって住民の保健衛生上に危害を生ずるおそれがあるときは直ちに中播磨健康福祉事務所（福崎保健所）、福崎警察署及び姫路市消防局に届け出るとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう県及び関係機関に指導を要請する。

また、町は住民に対しては、毒物劇物の取扱い及び保存に関する知識の普及を図り、誤って災害を引き起こさないように努める。

第４款　ガスの保安対策の実施【住民生活課】

第１　計画の方針

高圧ガス、プロパンガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、高圧ガス関係事業所、プロパンガス製造・販売事業者及びＬＰガス消費者に対し、火災、爆発等の災害の発生を防除するため、定期自主検査の実施、従事者の保安教育の強化推進・防災訓練等により防災体制の確立に努めるよう指導する。

第２　事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静かつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立することとする。

１　防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

２　連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立することとする。

３　緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立することとする。

４　相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立することとする。

第３　防災資機材の整備

１　県及び町（姫路市消防局）は、事業所に対して防災資機材等の整備促進を図るとともに、その管理について指導することとする。

２　県及び町（姫路市消防局）は、事業所に対し、効果的な防災資機材等の整備充実を指導するとともに、報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の種類及び数量の把握に努めることとする。

３　事業者は、防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努めることとする。

４　事業者は、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備することとする。

第４　プロパンガス販売事業所

本町におけるプロパンガス販売事業所は、次のとおりである。

事業所名	所在地	電　　話
秋山ガスショップ（有）	神河町中村 38-2	（0790）32-0127
三木産業（株）寺前営業所	神河町上岩 107-1	（0790）34-0078
(株)ＪＡドリーム粟賀ＬＰガスセンター	神河町粟賀町 321-1	（0790）32-1212

第３編　風水害等災害応急対策計画

第１章　基本方針

災害応急対策計画は、風水害を中心として、次の考え方のもとに作成する。

● 迅速な災害応急体制の確立

災害応急対策を迅速に展開するため、町その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災拠点（物資の一時集積場所、ヘリポート等）をあらかじめ定める。

● 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ、明示する。

・ボランティアの適切な受入れ
・住民に対する迅速、的確な情報提供
・災害発生時にその拡大を防止し、危険を除去するための水防・消火等の活動
・人命救助活動と公立神崎総合病院を中心とした負傷者等に対する救急医療活動
・避難対策、食料・飲料水・緊急物資等の供給、応急仮設住宅の提供、保健・衛生対策、生活救援対策等、被災者に対する救援・救護活動
・円滑な救助・救急、水防活動等を支え、また被災者に食料、物資等を供給するための緊急輸送の確保
・上水道、下水道施設等の応急復旧活動
・学校における児童・生徒の安全確保と教育機能の早期回復のための活動
・二次災害を防止するための活動

● その他の災害の応急対策の推進

雪害、大規模火災、危険物等の事故、突発重大事故の応急対策について明示する。

なお、災害応急活動の実施にあたっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、主要項目について、概ねの順序を示すと次の通りである。

区分	災害応急活動体制	災害応急活動の内容		
発災直後	・災害対策要員の確保（初動体制の確立） ・被害情報の収集・伝達 ・災害対策本部の設置 ・関係機関への応援要請	・住民等への情報提供	・人命救助、救急医療 ・水防等、被害の拡大の防止 ・避難収容	・交通規制 ・緊急輸送
第２段階	（必要に応じ、各災害応急活動展開のための個別組織を検討）	・住民等の相談窓口の開設 ・ボランティア等の受入れ	・保健・衛生対策 ・仮設住宅の確保 ・教育機能の回復 ・生活救援対策	・二次災害対策 ・ライフライン、交通施設の復旧

第２章　迅速な災害応急活動体制の確立

第１節　組織の設置

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　災害対策本部の設置及び廃止の防災関係機関及び住民への迅速な周知 2　各所属員の担当事務の把握 3　本部長の職務代理者の順位 ①副町長⇒②防災特命参事⇒③住民生活課長⇒④総務課長⇒⑤建設課長 4　災害対策本部設置場所　：　神河町役場	各　対　策　班　共　通

第１　計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、町は、災害対策本部を設置し、防災関係機関と緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

第２　準備態勢

防災特命参事は、気象警報等が発表されるおそれがある場合、住民生活課、総務課、建設課の必要人員を参集・待機させ、情報収集及び発信を行うことができる。

第３　災害警戒本部の概要

名　称	災害警戒本部
設置者	町　長
本部長	町　長 町長が病気等登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者の中から次の順位で本部設置等必要な災害対策を行う。 第１順位　副町長　　第４順位　総務課長 第２順位　防災特命参事　　第５順位　建設課長 第３順位　住民生活課長　　第６順位　その場における最高責任者
設置基準	災害警戒本部は、次の事項に該当した場合に設置し、直ちに告示するとともに、防災関係機関及び住民に通知又は公表する。 (1) 暴風、大雨、洪水警報が発表され、災害の発生のおそれがあり、第２非常配備体制が配備されたとき (2) 小規模な災害が発生し、中規模の災害が発生することが予想される又は発生したとき (3) その他本部長が、特に必要と認めるとき
設置場所	役場本庁舎　２階中会議室 役場庁舎被災時は、神崎支庁舎、中央公民館、大河内保健福祉センターを代替候補地とする。
構　　成	管理職員、防災担当者、消防主任は、招集された時は速やかに参集し、別表１のとおりに配備につき、神河町水防計画書（風水害等初動対応マニュアル）に基づき所掌業務を行う。なお、本部長は、初期の応急対策を強化するため、必要に応じて関係職員を配備することができる。
業　　務	災害警戒本部は、風水害等に備えるため、以下の業務を重点的に行い、適宜、本部長に報告を行う。 1　初動応急対策並びに配備態勢の検討 2　気象情報や被害情報の収集・伝達 3　防災関係機関等との連絡・調整及び応急対策に係る業務 4　その他、本部長が必要と認める業務
廃止基準	災害警戒本部は、次の事項に該当した場合に廃止し、直ちに告示するとともに、防災関係機関及び住民に通知又は公表する。 (1) 災害対策本部が設置されたとき (2) 災害発生のおそれがなくなったとき

第４　災害対策本部の概要

名　称	災害対策本部
設置者	町　長
本部長	町　長 　町長が被災や病気等により登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者の中から次の順位で本部設置等必要な災害対策を行う。 第１順位　副町長　　第４順位　総務課長 第２順位　防災特命参事　　第５順位　建設課長 第３順位　住民生活課長　　第６順位　その場における最高責任者
設置基準	災害対策本部は、次の事項に該当した場合に設置し、直ちに告示するとともに、防災関係機関及び住民に通知又は公表する。 (1) 暴風、大雨、洪水警報が発表され、第３非常配備体制が配備されたとき、又は災害対策について特別の措置が必要と認められたとき (2) 気象庁が、神河町に特別警報を発表したとき (3) 大規模な災害が発生したあるとき
設置場所	役場本庁舎　２階中会議室又は３階第３会議室 　役場庁舎被災時は、神崎支庁舎、中央公民館、保健福祉センターを代替候補地とする。
構　　成	全職員は、招集された時は、速やかに参集し、別表１のとおりに配備につき、地域防災計画に基づき別表２の災害対策（警戒）本部の事務分掌（各所掌業務）を行う。
業　　務	町の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。
廃止基準	災害対策本部は、次の事項に該当した場合に廃止し、直ちに告示するとともに、防災関係機関及び住民に通知又は公表する。 (1) 災害の危険が解消したと認められるとき (2) 災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき

別表１　災害対策（警戒）本部組織編成図

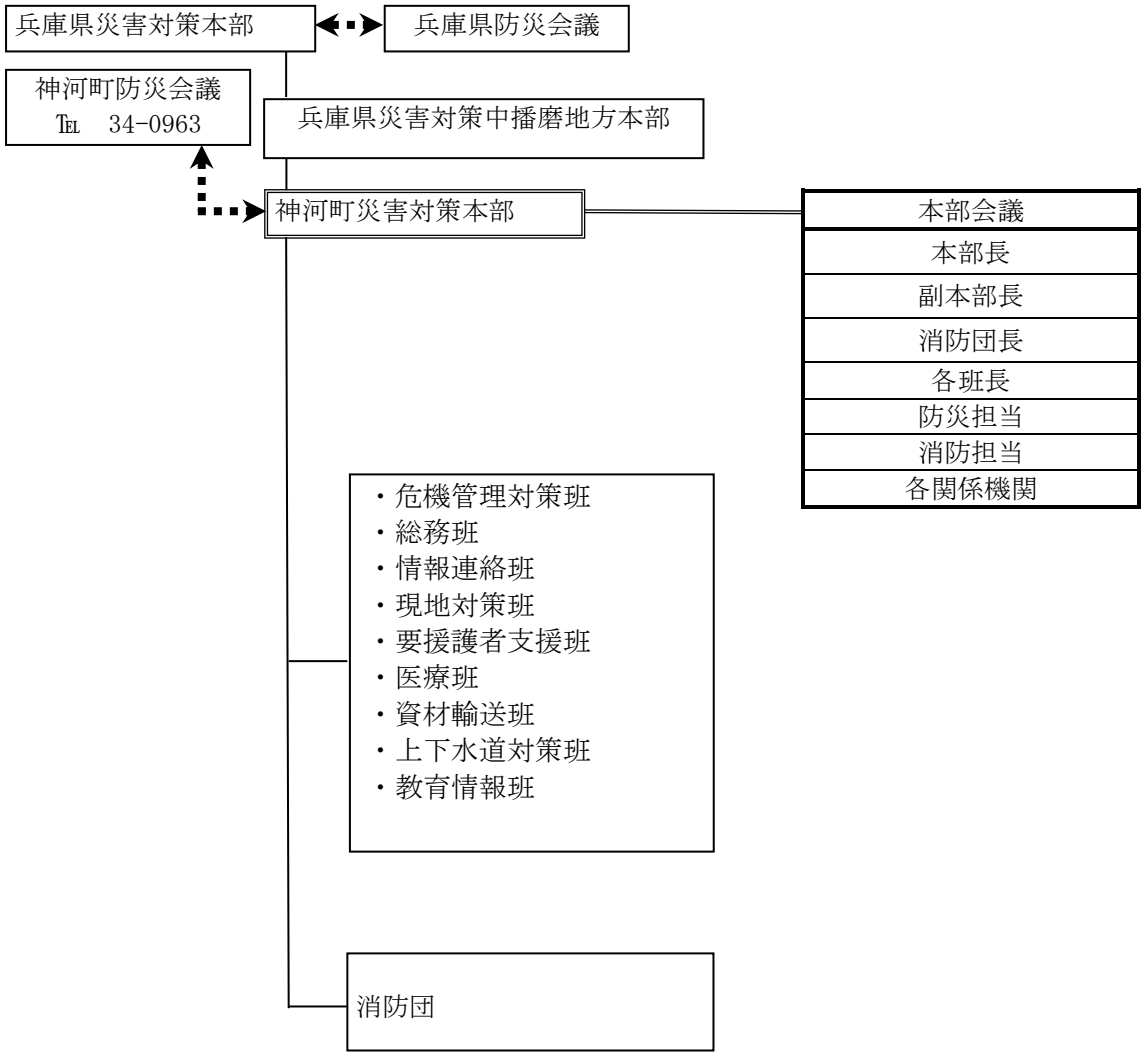

別表２　災害対策（警戒）本部の事務分掌

対策班名	担当課	時期区分			事務分掌
		初動	応急	復旧	
危機管理対策班	住民生活課	●			1　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること
		●			2　消防団の出動要請に関すること
		●	●		3　防災資機材の調達に関すること
		●	●		4　町内における災害応急対策の総合調整に関すること
		●	●		5　災害応急対策に係る他支町、県、国、県警察、自衛隊との連絡調整に関すること
		●	●		6　役場仮庁舎・現地対策本部の設置・移転等に関すること
		●	●	●	7　緊急速報メールに関すること
		●	●	●	8　防災ネットかみかわの活用に関すること
		●	●	●	9　防災会議及び本部会議に関すること
		●	●	●	10 町災害対策（警戒）本部の設置・運営に関すること
		●	●	●	11 業務継続計画の発動及び解除に関すること
		●	●	●	12 災害時受援計画の発動及び解除に関すること
		●	●	●	13 防災行政無線に関すること
		●	●	●	14 フェニックスの活用に関すること
		●	●	●	15 県等への災害報告に関すること
		●	●	●	16 自治組織の連絡調整・支援に関すること
		●	●	●	17 各関係機関との連絡及び調整に関すること
		●	●	●	18 危険物資等の保安対策に関すること
		●	●	●	19 有害物資等の保安対策に関すること
			●	●	20 被災者台帳に関すること
			●	●	21 広域支援の受入場所の確保に関すること
			●	●	22 災害救助法の適用申請事務に関すること
				●	23 水質検査に関すること
				●	24 町営住宅に関すること
				●	25 死体の処理、埋葬に関すること
				●	26 廃棄物、し尿の処理に関すること
				●	27 フェニックス共済に関すること
				●	28 災害復興計画に関すること
				●	29 被災者住宅の再建支援に関すること
				●	30 被災者生活復興資金貸付制度に関すること
				●	31 被災者生活再建支援金に関すること
				●	32 住宅災害復興融資利子補給に関すること
				●	33 災害応急対策の実施状況等の整理に関すること

対策班名	担当課	時期区分			事務分掌
		初動	応急	復旧	
総務班	総務課	●			1　避難住民の誘導に関すること
		●	●	●	2　職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に関すること
		●	●	●	3　職員の活動支援、安否、補償等に関すること
		●	●	●	4　町の所有に属する財産・車両等の管理等に関すること
		●	●	●	5　広報・広聴に関すること
		●	●	●	6　外国人の保護に関すること
		●	●	●	7　報道機関への報道要請及び情報提供に関すること
		●	●	●	8　輸送車両の確保及び配車に関すること
			●	●	9　指定避難所の運営（開設１週間程度から）に関すること
			●	●	10　災害応急対策関係予算その他財産に関すること
			●	●	11　国、地方公共団体等からの視察対応に関すること
			●	●	12 高速道路援助申請証明書の発行
			●	●	13 災害に係る問い合わせ、相談、要望等の応対に関すること
			●	●	14 電算システム、通信設備、ネットワークの点検・確保及び復旧に関すること
			●	●	15 町議会への報告、連絡調整並びに提出資料の整理に関すること
				●	16 人権の擁護に関すること
				●	17 不服申立、争訟等に関すること
				●	18 義援金の募集・配分及び広報活動に関すること
				●	19 義援金配分委員会に関すること
				●	20 兵庫県義援金の取扱いに関すること
情報連絡班	税務課 会計課	●	●		1　気象及び地震等の情報収集・伝達・記録に関すること
		●	●	●	2　写真等による情報の記録・収集等
			●		3　被災情報の収集・提供・記録に関すること
			●		4　人的被害及び家屋被害等のとりまとめに関すること
			●	●	5　安否情報の収集・提供等に関すること
			●	●	6　家屋の被害調査及び報告に関すること
			●	●	7　家屋の被害調査及び土地等の損害評価調査に関すること
				●	8　町税・諸収入に関すること
				●	9　罹災証明書に関すること
				●	10 被災者への租税等減免に関すること
資材輸送班	地域振興課 地籍課	●	●		1　資機材の配分及び輸送に関すること
		●	●	●	2　食品、生活必需品の給与、確保、記録に関すること
			●	●	4　救援物資の集配等に関すること
			●	●	5　費用の出納及び物品の調達に関すること
			●	●	6　運送の計画、手配、運営に関すること
			●	●	7　応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達に関すること

対策班名	担当課	時期区分			事務分掌
		初動	応急	復旧	
現地対策班	建設課 ひと・まち・みらい課	●	●		1　消防団の災害応急対応の指示に関すること
		●	●	●	2　道路の状況確認、確保、情報提供に関すること
		●	●	●	3　ライフライン（電気・ガス・電話）の確保に関する連絡調整等に関すること
		●	●	●	4　市街地等の状況把握、対策に関すること
		●	●	●	5　公共土木施設等の状況把握、対策に関すること
		●	●	●	6　農林道の状況確認、確保、情報提供に関すること
		●	●	●	7　危険箇所、支障となる工作物の除去等に関すること
		●	●	●	8　土木資機材等の手配に関すること
		●	●	●	9　道路障害物の除去に関すること
		●	●	●	10 緊急輸送道路に関すること
		●	●	●	11 交通規制に関すること
			●		12 応急公用負担等に関すること
			●		13 応急危険度判定に関すること
			●	●	14 応急仮設住宅等の手配、建設、供与に関すること
			●	●	15 災害における救助に関すること
			●	●	16 災害の応急、復旧等に関すること
			●	●	17 用地の確保、土地の使用・提供等に関すること
			●	●	18 商工業関係の被害調査等に関すること
			●	●	19 観光業、観光客の保護に関すること
			●	●	20 農林水産業に関すること
			●	●	21 家畜防疫、へい獣処理等に関すること
要援護者支援班	健康福祉課	●	●	●	1　災害時要援護者の保護に関すること
		●	●	●	2　避難所の避難者状況の収集・報告に関すること
		●	●	●	3　福祉避難所の開設・運営に関すること
		●	●	●	4　他対策部に属しない生活支援及び保護に関すること
			●		5　社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること
			●	●	6　災害時における心のケアに関すること
			●	●	7　被災者の福祉に係る相談及び情報提供に関すること
			●	●	8　入浴施設、トイレ等の確保、提供に関すること
			●	●	9　被災地における防疫・保健指導等に関すること
			●	●	10 感染症の予防・対策等に関すること
			●	●	11 食品衛生、食中毒防止等に関すること
			●	●	12 住民の健康維持、保健衛生に関すること
			●	●	13 ボランティアに関すること
				●	14 社会福祉施設の復旧に関すること

対策班名	担当課	時期区分			事務分掌
		初動	応急	復旧	
医療班	公立神崎総合病院	●	●		1　救護所の開設・運営に関すること
		●	●	●	2　医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）に関すること
		●	●	●	3　福祉避難所（病院）の開設・運営に関すること
		●	●	●	4　入院患者の保健に関すること
			●	●	5　避難所等での保健活動に関すること
			●	●	6　病院施設等の応急・復旧対策に関すること
上下水道対策班	上下水道課	●			1　上下水道施設等の監視及び状況把握に関すること
			●	●	2　上下水道施設等の応急・復旧対策に関すること
			●	●	3　給水対策に関すること
			●	●	4　断水エリアの特定
			●	●	5　応急給水計画の作成、実施
			●	●	6　飲料水の確保及び給水
教育情報班	教育課	●			1　指定避難所の運営（開設から１週間程度）に関すること
		●	●	●	2　文教施設等の状況把握、対策、提供に関すること
		●	●	●	3　文化財の保護に関すること
			●	●	4　児童生徒の保護に関すること
			●	●	5　児童生徒の応急教育に関すること（心のケアを含む。）
			●	●	6　保育所園児の保護に関すること
			●	●	7　保育所園児の応急保育に関すること
消防団	消防団本部	●			1　避難住民の誘導に関すること
		●			2　災害時要援護者の避難の補助に関すること
		●			3　消火及び災害の防除、軽減に関すること
		●			4　団員の招集、水防信号及び水防記録に関すること
		●			5　情報の受理及び連絡に関すること
		●			6　本部及び各分団との連絡並びに状況の報告に関すること
		●			7　水防区内を巡視し、量水標、堤防及び要警戒箇所の監視に関すること
		●	●		8　住民への情報伝達及び町内情報の収集に関すること
		●	●		9　河川水位の監視及び報告に関すること
		●	●		10 道路障害物の除去に関すること
		●	●		11 避難住民等の救援の補助に関すること
			●		12 災害における救助に関すること
		●	●	●	13 資材輸送の補助に関すること

第２節　動員の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　災害時における各自の役割の周知 2　配備体制に従った各課配備者の決定 3　初動体制の確立 (1)配備体制、(2)被害状況調査、(3)防災関係機関への連絡、(4)資材等の準備、 (5)各対策班毎に応急対策活動の実施 4　勤務時間外の対応 (1)迅速な伝達の実施、(2)自主参集の判断	各対策班共通

第１　計画の方針

災害応急対策活動に必要な災害応急対策要員を招集し、その活動を確実にするための各対策班において状況に応じた人員の動員を図るものとする。

第２　動員体制

1　災害対策本部未設置における配備体制

（1）　災害対策本部等を設置するに至らない小災害発生することが予想される場合は、平常勤務体制で対処し、状況に応じて準備体制で対処する。

（2）　勤務時間外において、町内の地域に、大雨警報（注意報）、洪水警報（注意報）のいずれかが発表され被害が生じるおそれがあるときは、以下のとおり対応することとする。

ア　防災担当は、直ちに気象情報等の収集にあたり、必要に応じてこれらの状況を防災特命参事に報告することとする。

イ　防災特命参事は、直ちに関係課長等に連絡し準備態勢を確立することとする。

2　災害対策本部等設置における配備体制

	災害の状況	配備体制	体制内容	参集者
	災害発生のおそれがあるが、その時間規模等推測困難な段階	準備態勢	気象情報の収集・伝達等にあたるとともに、町長に状況を報告し災害警戒本部等の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぎ、速やかに参集できる体制を整えることとする。	防災特命参事、住民生活課長、総務課長、建設課長、防災担当
第1号配備	①小規模の災害が発生すると予想される場合 ②水防指令１号が発令されたとき ③町長が当該配備体制の必要を認めたとき	警戒体制	気象、被害等の情報収集等を行い、状況に応じ速やかに災害警戒本部に移行できるよう配備する。	管理職員、消防団長、防災担当、消防主任
第2号配備	①小規模の災害が発生した段階又は中規模の災害が予想される場合 ②水防指令２号が発令されたとき ③町長が当該配備体制の必要を認めたとき	災害警戒本部	気象、被害等の情報収集等災害対策に関する連絡調整に万全を期し、各応急対策主管課等は、災害状況の情報連絡を円滑に行い、状況により必要な応急対策が実施できるよう配備する。	管理職員、消防団長、防災担当、消防主任、所属人員のうち予め定めた人員
第3号配備	①中規模の災害が発生、又は大規模な災害が発生することが予想された場合 ②水防指令３号が発令されたとき			全員
	①人家、人命等に危険が及ぶ大規模の災害が発生した場合 ②神河町に特別警報が発令されたとき ③本部長が当該配備体制の必要を認めたとき	災害対策本部	県、国、県警察、自衛隊との連絡調整等を速やかに行い、班員等の安全確保を図りながら、状況により必要な応急対策が実施できるよう直ちに配備する。	

※町内の災害の状況が、通常の参集基準に満たない場合でも、中播磨・西播磨地域広域防災対応計画における基準を満たす場合は職員の動員を行うこと。

３　本部連絡員の設置

（１）　各班長は、本部連絡員を定め、あらかじめ防災特命参事に通知しなければならない。

（２）　本部連絡員は、本部会議及び班相互の連絡業務に従事する。

４　配備指令の伝達系統

配備は、原則として、災害対策本部長が決定し、次のとおり伝達することとする。

（１）　勤務時間内の場合

配備は、原則として、災害対策本部長が決定し、庁内放送、電話等を用い速やかにその旨を周知するものとする。

（２）　休日、勤務時間外の場合

総務課長等は、情報を覚知したときは、防災行政無線放送やメール等を用い、速やかにその旨を周知するものとする。

７　職員の動員計画

職員は、配備の命令を受けたときは、次のとおり対処することとする。

（１）　原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備につくこととする。

（２）　勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被害等のため配備につくことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡することとする。

（３）　勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡することとする。ただし、管理職員及び防災・消防担当職員は、これに関わらず直ちに配備につく。

（４）　勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、道路状況あるいは交通機関の途絶等のため各所属場所に赴くことができないときは、それぞれ最寄りの町指定避難所及び町内出先機関等に赴き、当該施設の長の指示に従って職務に従事することとする。なお、この場合には、当該施設の長は、緊急に赴いた職員を掌握し、所属長に連絡することとする。ただし、管理職員及び防災・消防担当職員は、これに関わらず直ちに配備につくように努める。

（５）　職員は、勤務時間外において、非常災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに速やかにあらかじめ定められた場所に参集するものとする。

（６）　勤務時間外に災害が発生したときは、交通の混乱等で参集に時間がかかることが予想されるので、先に参集した職員は、各種情報の収集伝達等、初動活動にあたるものとする。

（７）　勤務時間外に配備の命令を受けた場合においては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長又は町災害対策本部事務局に連絡する。この場合において、各所属長は、各職員からの連絡で得た情報を速やかに町災害対策本部事務局へ報告する。

８　動員における留意事項

（１）　動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、風水害発生直後の動員対象から除外する。これらに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

ア　職員自身が、風水害発生時に療養中又は災害の発生による疾病の程度が重症である場合

イ　親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、職員が付き添う必要がある場合

ウ　自宅から火災が発生し又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合

エ　同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等がおり、職員の介護や保護がなければ、そのものの最低限の生活が維持できない場合

オ　自宅又は親族の居住する住宅が被害を受け、職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合

（２）　参集時の留意事項

ア　職員は、風水害が発生したときは、ラジオ・テレビ等により、災害の状況、風水害関連情報等を収集し、必要な配備体制をとる。

イ　参集する際は、応急活動に便利で安全な服装とし、手拭い、水筒、食料、携帯ラジオ、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。

第３節　情報の収集・伝達

第１款　気象予警報等伝達計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　注意報・警報等の基準の把握 2　伝達系統の周知徹底 3　通信途絶時の備え（ラジオ等の配備） 4　災害が発生するおそれがある異常現象発見時の措置 (1)　発見者　→　町長又は警察に通報 (2)　警察官　→　町長及び上部機関に報告 (3)　町　長　→　・気象官署及び中播磨県民センターに通報 ・住民に対し周知徹底	危機管理対策班

資料編・45. 播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書

第１　計画の方針

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第２　気象注意報・気象警報等の種類、基準及び地域細分

1　注意報・警報

【神戸地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準　令和３年６月３日現在】

神河町	府県予報区	兵庫県	
	一次細分区域	南部	
	まとめた地域	播磨北西部	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準*4	16
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準*4	148
	洪水	流域雨量指数基準	市川流域=27.8，越知川流域=21.4，小田原川流域=12.8
		複合基準*1*4	越知川流域=（5，19.2）
		指定河川洪水予報による基準	－
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 35cm
	波浪	有義浪高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準*4	7
		土壌雨量指数基準*4	111
	洪水	流域雨量指数基準	市川流域=22.2，越知川流域=17.1，小田原川流域=10.2
		複合基準*1	越知川流域=（5，13.7） 小田原川流域=（5，10.2）
		指定河川洪水予報による基準	－
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義浪高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程　100m	
	乾燥	最小湿度 40％で実効湿度 60％	

	雪崩	①積雪の深さ 70cm 以上あり降雪の深さ 20cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 9℃以上又は 24 時間雨量 10mm 以上*2	
	低温	最低気温-4℃以下*3	
	霜	4 月以降の晩霜　神戸地方気象台で最低気温 4℃以下、姫路特別地域気象観測所で最低気温 2℃以下	
	着氷		
	着雪	24 時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：2℃以下	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	110mm

＊１（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している
＊２ 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値
＊３ 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値
＊４ 表面雨量指数基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準、指定河川洪水予報による基準について、単位ではなく数値のみである。

２　特別警報について

警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかける。

【特別警報の種類及び発表基準】

現象の種類	基準	
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

３　記録的短時間大雨情報

兵庫県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

４　気象情報

気象情報とは、気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

５　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

６　火災警報

町長は、神戸地方気象台が発表する火災気象通報を、兵庫県知事からフェニックス防災システム等により受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、消防法第22条に基づき火災警報を発することとする。

神戸地方気象台は、気象状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達した場合、兵庫県知事に対して火災気象通報を行うこととする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

火災気象通報を行う場合の基準

乾燥注意報	実効湿度が南部60%以下で、最小湿度が40%以下となる見込みがあるとき。
強風注意報	陸上で兵庫県南部12m/ｓ、北部10m/ｓ、海上で15m/ｓ以上の風が吹く見込みのとき

７　水防警報

国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定した河川について、洪水により災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨警告して行う発表をいう。

種　類	内　容
第１段階（待機）	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
第２段階（準備）	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員召集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。
第３段階（出動）	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令する。
第４段階（解除）	水防活動の終了の通知を行う。
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。

８　洪水予報

気象庁長官（あらかじめ定められている河川については、国土交通大臣と気象庁長官とが共同して）は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う発表をいう。

９　土砂災害警戒情報

兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。

１０　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連づけるものである。

「居住者等がとるべき行動」「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても町が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒レベルと避難に関する情報

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル１ （早期注意情報）	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）注：大雨に関して明日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合
警戒レベル２ （注意報） （氾濫注意情報）	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報（気象庁が発表）
警戒レベル３ （警報） （氾濫警戒情報）	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難（町が発令）
警戒レベル４ （土砂災害警戒情報） （氾濫危険情報）	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。	避難指示（町が発令） ※地域の状況に応じて緊急的に避難を促す場合に発令
警戒レベル５ （大雨特別警報） （氾濫発生情報）	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保（町が発令） ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

（出典：「避難勧告等に関するガイドライン」内閣府　令和３年５月）

第３　伝達系統

気象予警報等は、兵庫衛星通信ネットワークにより、町にファクシミリで一斉同報されるとともに、西日本電信電話㈱が警報を町に通知する。

町は、伝達された予警報をそれぞれ速やかに関係機関に通知するとともに、通信途絶時に備え統括部にラジオ等を配備し、気象予警報等の収集に努めるものとする。

１　気象予警報

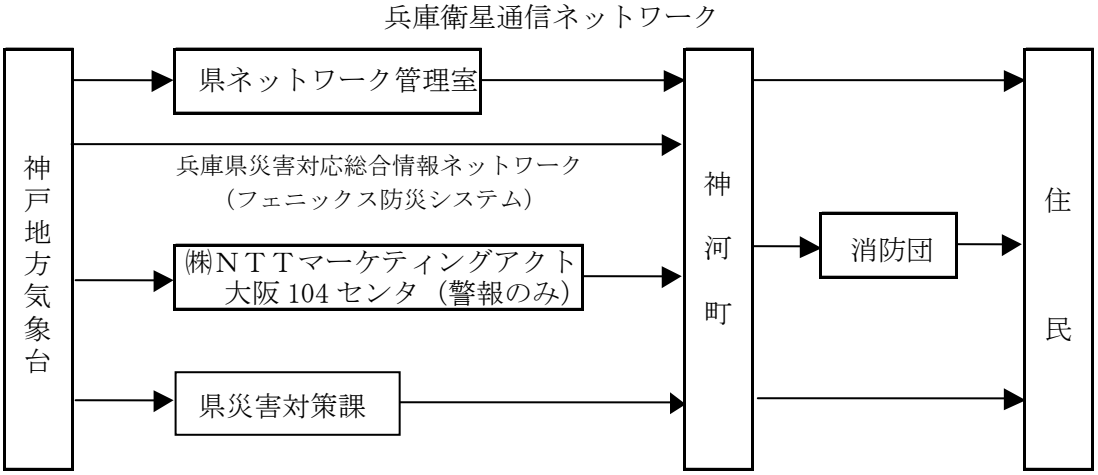

２　火災警報

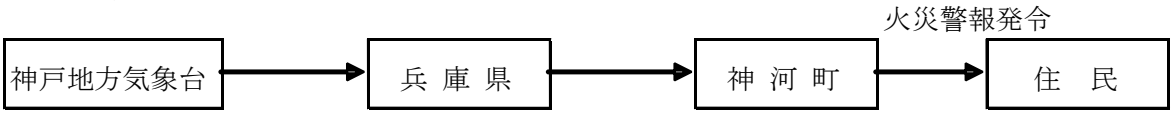

１の伝達系統による。

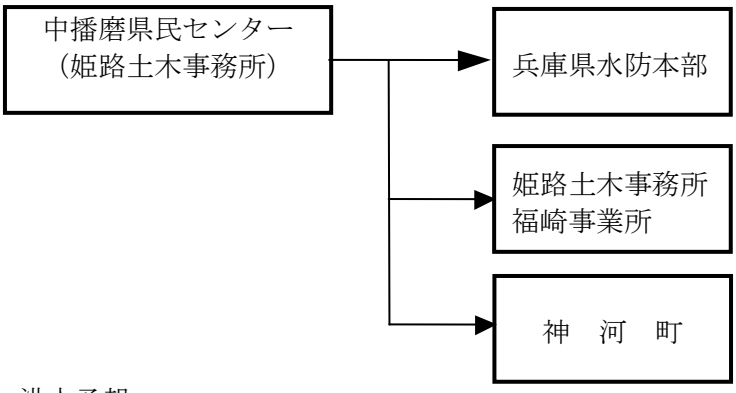

４　洪水予報

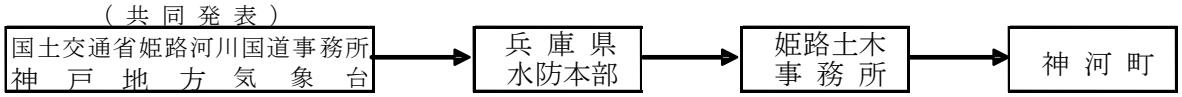

５　特別警報

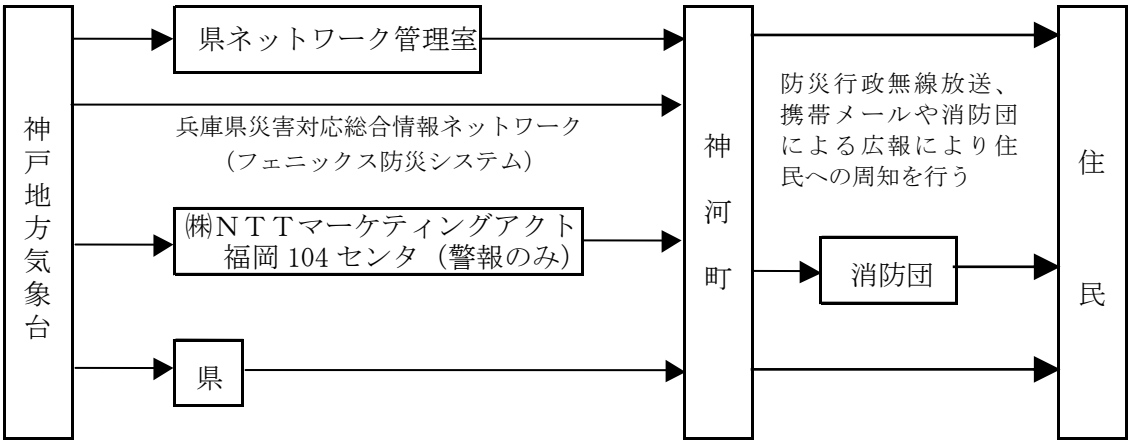

第４　災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常現象（洪水等）を発見したときは、次の方法により関係機関に通報するものとする。

１　発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報するものとする。

２　警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに町長及び上部機関に通報するものとする。

３　町長の通報

前記１、２により通報を受けた町長は、直ちに気象官署及び中播磨県民センターに通報するとともに、住民に対し周知徹底を図るものとする。

異常現象の通報伝達系統図

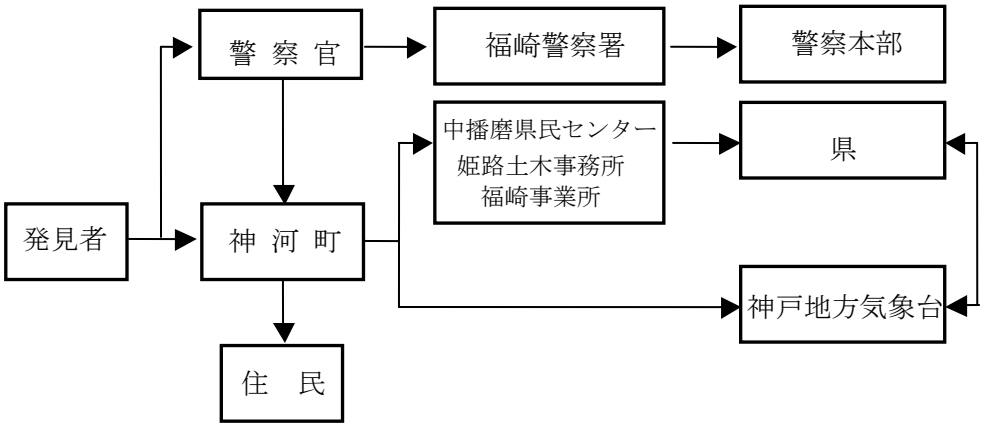
警 察 官
福崎警察署
警察本部
中播磨県民センター
姫路土木事務所
福崎事業所
県
発見者
神 河 町
神戸地方気象台
住　民

第２款　災害情報収集伝達計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　被害状況総括責任者　→　危機管理対策班 2　報告系統 担当班長　→　危機管理対策班　→　本部長 3　各班の調査事項の周知徹底 4　県への報告 ［通常］　町　→　県災害対策中播磨地方本部（中播磨県民センター）　→　県 ［非常］　町　→　消防庁 5　報告内容 ①　緊急報告、②　災害概況即報、③　被害状況即報、④　災害確定報告 6　被災者支援のための情報の収集・活用	各対策班共通

第１　計画の方針

被害状況等の災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠であるので、被害の発生拡大状況や二次災害の危険性の把握、災害救助法適用を要請するため、「人的被害」「住家被害」「公共土木施設等の被害」等の情報を収集・整理し、県及び関係機関と緊密に連絡を取り合うものとする。

第２　実施機関

町は、その所管する施設物並びに町の区域内について、被害状況及び応急対策実施状況の収集並びに応急対策に関する必要な指示伝達を行うものとする。

なお、町が甚大な被害を受け、自ら行うことが困難なときは、県、その他の市町に応援を求めて行うものとする。

第３　被害状況の収集及び報告の系統

1　被害状況の報告は、危機管理対策班においてとりまとめるものとする。

2　各班長は、町内に災害が発生したときは、速やかに災害による被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、危機管理対策班を経て本部長に報告し、本部長は、必要により県に報告するものとする。

3　報告は、災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、その経過に応じて逐次行うものとし、最終の報告は応急措置完了後速やかに行うものとする。

第４　県への報告

1　報告基準

町は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告することとする。

（一般基準）

（1）　災害救助法の適用基準に合致するもの

（2）　災害対策本部を設置したもの

（3）（1）又は（2）に定める災害になるおそれのある災害。

（4）　神河町内の被害は軽微であっても、隣接する市町村で大きな被害が生じている災害。

（風水害）

（5）　崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（6）　河川の溢水等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（雪　害）

（7）　雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（8）　道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

（社会的影響基準）

（9）　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

（その他）

（10）　災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

２　報告系統

町は、前記１の報告基準に達した場合には、県に災害情報を報告することとするが、通信の不通等により県に報告できない場合には、内閣総理大臣（消防庁）に対して直接災害情報を報告することとする。ただし、その場合にも町は県との連絡に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告することとする。

（注）県（地方本部・災害対策本部）及び消防庁の連絡窓口を次のとおりとする。

		県の連絡窓口		消防庁の連絡窓口	
		災害対策中播磨地方本部（中播磨県民センター）	災害対策本部（災害対策センター）	通常時（応急対策室）	夜間・休日等（宿直室）
NTT回線	電話	079-281-3001 079-281-9035（夜間）	078-362-9900	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	079-285-1102	078-362-9911 078-362-9912	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話			9-90-49013	9-90-49102
	FAX			9-90-49033	9-90-49036
地域衛生通信ネットワーク	電話	7-173-511 7-173-512	7-151-5330,5332 5343,5367	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102
	FAX	7-173-611	7-151-6380	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

３　災害情報の収集・伝達手段

（１）　町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに町域の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力することとする。

（２）　町は、必要に応じて一般電話、ファクシミリ、電子メールなども活用することとする。

（３）　有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク等を利用することとする。また、必要に応じ、警察無線等他の防災機関に協力を求め、通信手段を確保する。

（４）　すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

（５）　携帯電話、アマチュア無線等についても有効に活用できるよう、体制の整備を図るものとする。

４　報告内容

県への報告の種類は、次のとおりである。

（１）　緊急報告

①　町は、庁舎等の周辺の状況〔庁舎緊急報告〕の様式により県（災害対策本部、中播磨県民センター経由）へ、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告することとする。

（報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえないこととする。）

②　町は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、町及び姫路市消防局への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（中播磨県民センターを経由して県災害対策本部）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく、直接報告することとする。

（報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常気象にかかる情報があれば適宜補則することとする。
報告は、様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。）

（２）　災害概況即報

町は、報告すべき災害を覚知したときは直ちに第一報を県に報告し、災害の初期段階で被災状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、［災害概況即報］により把握できた範囲から直ちに県へ連絡することとする。

（３）　被害状況即報

町は、被害状況に関する情報を収集し、原則として防災端末、又はそれによりがたい場

合は衛星通信やファクシミリ、電子メール等最も迅速な方法で、［被害状況即報］により県に報告することとする。

被害状況をとりまとめる時間は、県により指定されるが、町は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時県に報告することとする。

（４）　災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに県に文書で災害確定報告を行うこととする。

第５　支援要請

町は、大規模な被害により単独に応急活動あるいは行政事務を実施することが困難になった場合の主な応援要請経路をあらかじめ定めておくこととする。

第６　被災者支援のための情報の収集・活用

１　住民からの問い合わせに対する回答

必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

２　被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

３　り災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

被害状況等報告災害対策本部の設置状況

様式２　市町村

被害状況等報告

災害対策本部の設置状況（　　月　　日　午前 午後　　時現在）

報告年月日及び報告者名	平成　　年　　月　　日							
災害の原因								
災害発生日時	平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日							
災害発生場所又は災害が予想される場所								
災害に対してとられた措置の概要	名称		設置日時		廃止日時		災害対策基本法に基づく対策本部設置の有無	
(1)災害対策本部及び水防本部の設置状況								
(2)避難の勧告・指示等の状況	勧告年月日	市町名(地区名)	避難理由	避難場所	避難者数		避難年月日	
					世帯数	人員	開始日時	解除日時
(3)消防職・団員の出動状況	区分	市町名(地区名)	出動目的	出動年月日			出動延人員	
	消防職員			月　日～　月　日				
	消防団員			月　日～　月　日				
(4)災害救助法の適用状況	適用市町名			適用年月日				
				平成　年　月　日　時　分				
(5)その他参考事項								

※「火災発生」の欄には、災害に起因して発生した火災のみを記入すること。

被害区分				被害	被害区分			被害
人的被害	死者				その他	河川	箇所	
	行方不明					港湾	箇所	
	負傷者	重傷	人			砂防	箇所	
		軽傷	人			水道	箇所	
住家被害	全壊		棟			清掃施設	箇所	
			世帯			がけくずれ	箇所	
			人			鉄道不通	箇所	
	半壊		棟			被害船舶	隻	
			世帯			電話	回線	
			人			電気	戸	
	一部破損		棟			ガス	戸	
			世帯			ブロック塀等	箇所	
			人					
	床上浸水		棟		罹災世帯数		世帯	
			世帯		罹災者数		人	
			人		火災発生	建物	件	
	床下浸水		棟			危険物	件	
			世帯			その他	件	
			人		公立文教施設		千円	
非住家	公共建物		棟		農林水産業施設		千円	
	その他		棟		公共土木施設		千円	
その他	田	流出・埋没	ha		その他の公共施設		千円	
		冠水	ha		小計		千円	
	畑	流出・埋没	ha		その他	公共施設被害市町数	団体	
		冠水	ha			農産被害	千円	
	文教施設		箇所			林産被害	千円	
	病院		箇所			畜産被害	千円	
	道路橋梁	決壊	箇所			水産被害	千円	
		冠水	箇所			商工被害	千円	
		流失	箇所			その他	千円	
		破損	箇所		被害総額		千円	

第３款　災害通信計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　通信施設の利用 (1)　通常　⇒　①災害対応総合情報ネットワークシステム　②兵庫衛星通信ネットワーク ③電話　④電報　⑤FAX (2)　非常　⇒　上記のほか、①非常・緊急通話　②非常・緊急電報 2　１で不足する場合　⇒　①非常通信経路計画による他機関の通信施設の利用 3　通信設備の使用優先順位の周知	危機管理対策班

第１　計画の方針

災害発生時には通信連絡網の混乱が予想されるため、気象予警報の伝達、災害情報の収集及び応急対策の指示連絡方法を定め、迅速かつ正確な通信連絡により災害応急対策の円滑な実施を図るものとする。

第２　災害時における通信連絡

災害時における災害通信連絡については、一般加入電話及び災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)等により速やかに行うものとする。

第３　通信連絡の確保

1　災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)

町は、県、市町、消防本部、警察との間を光回線及びＩＳＤＮで二重化された災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)で結んでおり、通信連絡の確保を図っている。

2　兵庫衛星通信ネットワーク

（１）　衛星系

町は、被災、輻そう等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク(衛星系)を使用して関係機関との通信を確保する。

（２）　地上系

被災等により衛星系システムが使用できない場合には、地上系システムにより通信の確保を図るものとする。

3　災害対策基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等

災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施等に関し、緊急かつ特別の必要があるとき、又は一般加入電話が途絶した場合等においては、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条に基づき、次の方法により通信設備を優先的に利用し、又は使用し、通信手段を確保するものとする。

（１）　電気通信設備の優先利用

非常災害時においては、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）で電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれのあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取扱わなければならないことになっており、これを利用する。

非常通話	1　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電話は、非常電話として取扱われ、他の通話に先だって最優先的に接続される。 (1)　気象、水象、地象、若しくは地震の観測の報告又は警報を内容とする通話であって、気象機関相互間において行うもの (2)　洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項を内容とする通話であって、水防機関(消防機関を含む。以下同じ。)相互間において行うもの (3)　災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする通話であって、消防機関又は災害救助機関相互間において行うもの (4)　鉄道その他の交通施設(道路等を含む。以下同じ。)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの (5)　通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

非常通話	(6)　電力施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの (7)　災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする通話であって、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者がその災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対して行うもの 2　原則として、あらかじめ兵庫支店の承認を受けた番号の加入電話で請求しなければならないが、相手方の電話番号は登録しておく必要はない。 3　非常通話の請求に際しては、非常通話の必要な理由を電話交換取扱者に説明しなければならない。 なお、説明を求められた場合には、非常通話の必要な理由を具体的に説明しなければならない。
緊急通話	1　火災その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電話は、緊急電話として取扱われ、他の通話に先だって接続される。 (1)　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間において行うもの (2)　天災、事変その他の災害に際し、その災害状況を報道するための市外通話であって、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間において行うもの 2　原則として、あらかじめ兵庫支店の承認を受けた番号の加入電話で請求しなければならないが、相手方の電話番号は登録しておく必要はない。 3　緊急通話の請求に際しては、緊急通話の必要な理由を電話交換取扱者に説明しなければならない。 なお、説明を求められた場合には、緊急通話の必要な理由を具体的に説明しなければならない。
非常電報	1　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は、非常電報として取扱われ、他のすべての電報に先だって伝送及び配達される。 (1)　洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、水防機関(消防機関を含む。以下同じ。)相互間に発受するもの (2)　災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、消防機関又は災害救助機関相互間に発受するもの (3)　鉄道その他の交通施設(道路等を含む。以下同じ。)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの (4)　通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの (5)　電力施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの (6)　災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする電報であって、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者がその災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対して発するもの (7)　気象、水象、地象、若しくは地震の観測の報告又は警報に関する電報であって、気象機関相互間に発受するもの 2　非常電報を発信するときは、発信人は非常電報であることを告げるものとする。 3　非常電報を発信する場合において、電報取扱局の請求があるときは、発信人はその電報が非常電報に該当するものであることを証明しなければならない。
緊急電報	1　火災その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は、緊急電報として取扱われ、他の一般電報に先だって伝送及び配達される。 (1)　航空機の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とする電報であって、遭難の事実を知った者と、その救援に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの (2)　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの (3)　天災、事変その他の災害に際し、その災害状況の報道を内容とする電報であって、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間に発受するもの 2　緊急電報を発信するときは、発信人は緊急電報であることを告げるものとする。 3　緊急電報を発信する場合において、電報取扱局の請求があるときは、発信人はその電報が緊急を要するものであることを証明しなければならない。

（２）　有線電気通信設備又は無線設備

一般公衆電話が途絶した場合は、町長は、有線電気通信法第 3 条第 4 項第 3 号に掲げる次の者の協力を得て、当該有線・無線通信設備を使用し、通信連絡を確保するものとする。ただし、災害対策基本法第 57 条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続きにより行うものとする。

ア　警察事務を行う者（警察電話及び無線）

イ　消防事務を行う者（消防電話及び無線）

４　非常通信経路計画

災害時において、有線電気通信回線が利用できないか、又は利用することが著しく困難な場合に「兵庫地区非常通信経路計画」により通信経路を確保するものとする。

（１）　通報内容

ア　人命の救助、遭難者の救助に関するもの

イ　犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの

ウ　防災関係機関が災害応急対策を講じる場合に必要なもの

エ　鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の調達、運搬要員の確保などに関するもの

オ　その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関係して緊急措置を要する内容。

（２）　非常通報の記載方法

ア　用紙は特に規定していないが、できるだけ電報頼信紙を使用することとする。

イ　頼信紙の記載欄又は用紙の上部に「非常」と朱書することとする。

ウ　あて先は、住所、氏名をはっきり書くこととする。また、なるべく電話番号を括弧で囲み付記することとする。

エ　通報の形式は、文書形式でも電報形式でも良いが、本文の文字は 200 字以内(カタカナ)とすることとする。

オ　発信人の住所、氏名、電話番号を発信人欄に記載することとする。

（３）　発信依頼

非常通報の発信(伝送)の依頼は、原則として「非常通信経路計画」により選定した受付局に対して行うこととする。

非　常　通　信　の　経　路

区　間	総　合 信頼度	町役場 からの 距　離	（発着信局）　　非常通信経路　　（発着信局）	県　庁 までの 距　離
神河町 ⇔神戸市	B	K 0.1	ＪＲ寺前駅 ―――――――― ＪＲ元町駅	K 0.4

第４　通信設備の使用優先順位

災害発生時における通信は、相当の輻そうが予想されるので、次のものから優先して発信するものとする。

１　人命に関するもの

２　財産に関するもの

３　災害の予防、発生及び救助に関するもの

４　災害の予報又は警報に関するもの

５　その他町長が必要と認めたもの

第４節　防災関係機関等との連携促進

第１款　自衛隊への派遣要請

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　派遣要請の要求 〔通　常〕　⇒　知事 〔緊　急〕　⇒　自衛隊に直接通知 2　要請明示事項　⇒　①災害状況及び要請理由　②派遣希望期間 ③派遣希望区域及び活動内容　④その他必要事項 3　受入体制の整備　⇒　①現場責任者の設定　②必要資機材の準備 ③派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備 4　ヘリポート予定地　⇒　町民グラウンド、グリーンエコー笠形、ふれあい広場	危機管理対策班

第１　計画の方針

災害の発生に際し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、自衛隊法第83 条に基づき、自衛隊の派遣を知事に要請し、迅速、的確な救助活動の実施を図るものとする。

第２　実施責任者

自衛隊の派遣要請要求は、町長が知事に対して行う。ただし、緊急の場合で、町長が不在等のときは、本部長の職務代理者が行うものとする。

第３　災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、自衛隊の活動内容としては概ね次による。

区　分	活　動　内　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の捜索活動	行方不明者、傷者等の捜索救助(通常他の救援作業等に優先して実施)
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等
消火活動	利用可能な消防車等その他防火用具(必要な場合は、航空機等)による消防機関への協力(消火剤などは、通常関係機関が提供)
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫(薬剤等は、通常派遣要請者[町長]が提供)
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない限度で実施
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る)
炊飯及び給水	炊飯及び給水の支援
物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

第４　災害派遣要請手続

1　要請手続

（1）　町長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、中播磨県民センター長、福崎警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し自衛隊の派遣要請要求を行うものとする。

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　要請責任者の職氏名

オ　災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類

カ　派遣地への最適経路
キ　連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示
ク　その他参考となるべき事項

（２）　町長は、通信の途絶等により、知事に対して要請ができない場合には、直接その旨及び災害の状況を、自衛隊に通知することができる。なお、この場合において町長は、事後速やかに知事にその旨通知しなければならない。

災害派遣及び撤収要請手続経路

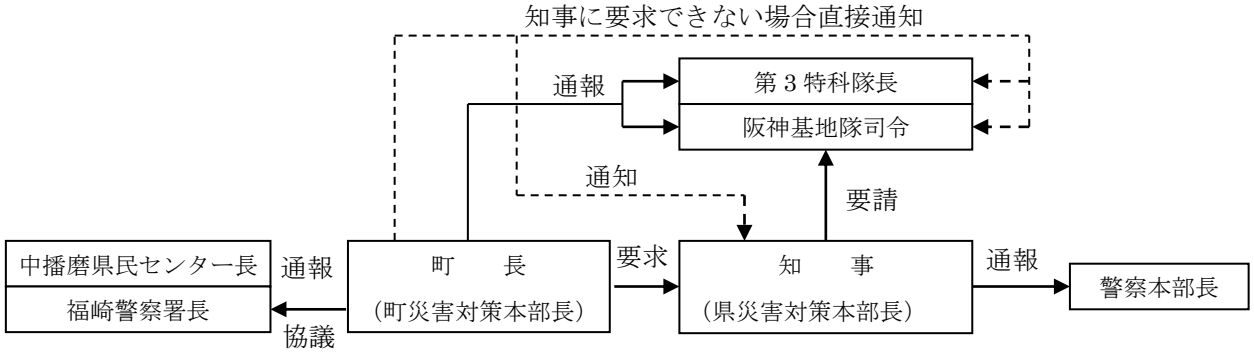

２　連絡先

自衛隊の災害派遣要請連絡先は、資料編に記載のとおりである。

資料編・２０．自衛隊災害派遣要請連絡先

第５　自衛隊災害時の対応

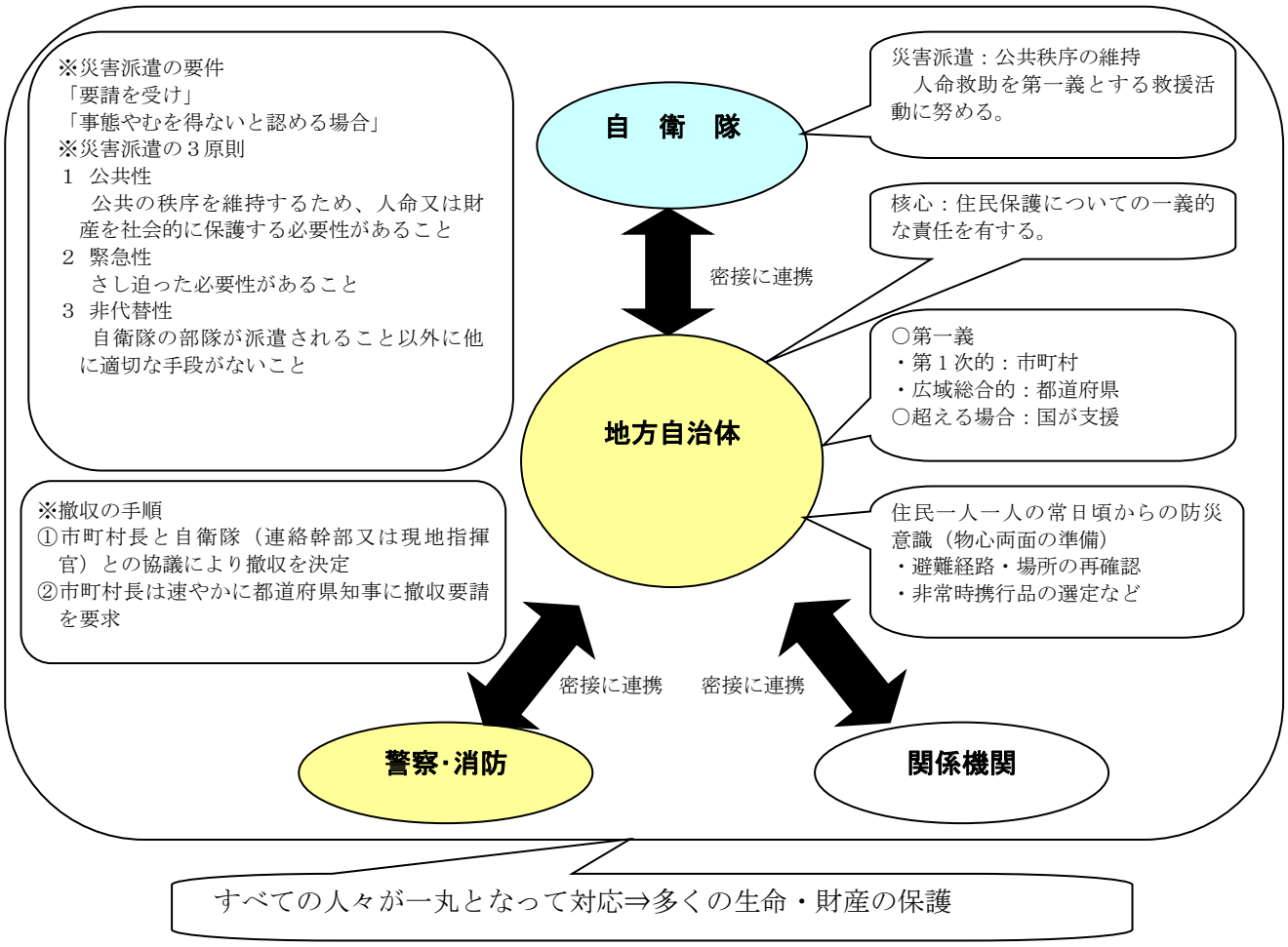

第６　自衛隊派遣受入体制及び準備

町は、自衛隊の派遣が決定したときは、自衛隊の応急対策における救護活動が迅速かつ効果的に実施できるように次の事項についてあらかじめ準備しておくものとする。

１　作業実施期間中の現場責任者の設定
２　派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備にかかるものを除く）
３　派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

第７　ヘリコプター臨時離着陸場適地

町内のヘリコプター臨時離着陸場適地は、資料編に記載のとおりである。

資料編・１９．ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

第８　自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。なお、その場合には、事後できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとるものとする。

自主派遣の判断基準は、次のとおりである。

１　災害に際し、関係機関に対して当該災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
２　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、市町長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
３　航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
４　その他災害に際し、上記１から３に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第９　撤収要請

町長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議のうえ、知事に自衛隊の撤収の要請を行う。

第10　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として災害派遣を受けた町が負担するものとする。

１　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備にかかるものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
２　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
３　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
４　派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊装備にかかるものを除く。）

第２款　関係機関との連携

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　応援要請先 ①他市町　②県　③指定地方行政機関　④自衛隊 2　連絡窓口　⇒　住民生活課 3　受入体制の確立　⇒　①作業内容　②作業場所　③宿泊場所等	危機管理対策班 総務班

第１　計画の方針

町内に災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合に備え、積極的に相互応援協定の締結に努めるとともに、災害に際し町のみでは対応が困難な場合には、本計画に基づき作成した『神河町災害時受援計画』により、県及び他の市町等に応援を要請し迅速な対策を図るものとする。

第２　実施責任者

県、他市町等への応援要請は、町長が行う。

第３　実施基準

応援協力の要請は、住民の生命及び財産を保護するための応急対策の実施が不足又は困難と判断される場合とする。

第４　応援要請

1　他市町への応援要請

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定に基づき、他の市町長等に対し応援を求めることができる。

2　県への応援要請

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定の基づき、知事に対し次の事項を明記した文書をもって応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（1）　災害の状況及び応援を求める理由
（2）　応援を希望する機関名
（3）　応援を希望する物資、資機材、器具等の品名及び数量
（4）　応援を必要とする期間
（5）　応援を必要とする場所
（6）　応援を必要とする活動内容
（7）　その他必要な事項

3　指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の長に対し、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、災害対策基本法第30条に基づき、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

（1）　町長が指定地方行政機関の職員の派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を要請する期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣に必要な事項

（２）　町長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

ア　派遣の斡旋を求める理由
イ　派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
ウ　派遣の斡旋を求める期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

第５　応援受入体制の確保

１　連絡体制の確保

町長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び他市町等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

また、相互の協力が円滑に行われるようあらかじめ協議をしておくものとする。

２　受入体制の確保

（１）　連絡窓口の明確化

町長は、県及び他市町等との連絡を速やかに行うため、住民生活課に連絡窓口を定めておくものとする。

（２）　受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入態勢を確立しておくものとする。

第６　相互応援協力の推進

町長は、平素より他市町との相互応援協定の締結を推進し、災害に備えることとする。

町が現在締結している協定は、資料編のとおりである。

資料編・３２．兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定
・３３．西播磨地域災害時等相互応援に関する協定
・３４．姫路市、市川町、福崎町、及び神河町における消防相互応援協定書
・３５．朝来市及び神河町における消防相互応援協定書
・３７．災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書（大河内郵便局）
・３８．災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書（神崎郡郵便局）
・４０．神河町多可町広域消防相互応援協定
・４２．災害時等の応援に関する申し合わせ（姫路河川国道事務所）
・４４．播磨広域防災連携協定
・４５．播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書

第７　県に対する兵庫県消防防災航空隊ヘリコプター出動要請

災害に際し、兵庫県消防防災航空隊ヘリコプターの活動を必要とする場合には、第３章第５節第３款「兵庫県消防防災航空隊ヘリコプター支援要請計画」の定めるところにより知事に消防防災ヘリコプターの出動要請を行うものとする。

第８　自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際し、自衛隊の救援を必要とする場合には、本節第１款「自衛隊への派遣要請」に定めるところにより知事に自衛隊の派遣の要請を行うものとする

第９　「応急対策職員派遣制度」よる応援職員の派遣

町は、「応急対策職員派遣制度」基づく県の要請により、被災市町村の災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員として職員を派遣するものとする。

第５節　災害救助法の適用

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　住家滅失世帯数の算定基準 (1)　全壊・全焼等世帯　⇒　1世帯 (2)　半壊・半焼等顕著な損傷世帯　⇒　１／２世帯 (3)　床上浸水・土砂堆積等による一時的居住不能世帯　⇒　１／３世帯 2　町の災害救助法適用基準 (1)　基準１号　⇒　40世帯　(2)　基準２号　⇒　20世帯 3　災害救助法に基づく救助の実施内容及び基準の周知	危機管理対策班 要援護者支援班 医療班 教育情報班

第１　計画の方針

一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

第２　実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、知事から通知された事項については、町長が行うものとする。

第３　災害救助法の適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号に該当するときに、災害救助法が適用される。

1　基準１号(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第１条第１項第１号)

町の住家滅失世帯数が、下表の基準に達したとき。

町　の　人　口	住家滅失世帯数
10,884人（2021年12月31日現在）	40世帯

2　基準２号(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第１条第１項第2号)

県の区域内の住家のうち滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ町の区域内の住家滅失世帯数下表の基準に達したとき。

町　の　人　口	住家滅失世帯数
10,884人（2021年12月31日現在）	20世帯

3　基準３号(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第１条第１項第３号)

県の区域内で被害世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯数が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のために生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合。

4　基準４号(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第１条第１項第４号)

多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること。

（１）　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合。

（２）　被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合。

（注）　住家滅失世帯数の算定基準は、次のとおりである。（全て住家を対象とする。）

①　全壊し、又は全焼した世帯は、１世帯とする。

②　半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって１世帯とする。

③　床上浸水、土砂の堆積等により一時的な居住不能世帯は、３世帯をもって１世帯とする。

第４　災害救助法の適用手続

（１）　災害救助法の適用申請手順

①　家屋の被害状況等を把握し、災害救助法の適用基準に該当する又は該当する見込みがあるか判断する。

②　口頭又は電話により、知事に災害救助法の適用を申請する。

（２）　救助実施状況の取りまとめ

①　各部局が実施する救助実施状況を把握し、実施内容を取りまとめる。

②　救助の期間の延長が必要な場合は、知事にその旨を要請する。

（３）　救助実施状況の報告

①　各部局が実施した救助実施状況に関して、様式を作成する。

②　様式を取りまとめ、救助の実施内容及び救助にかかった費用等を県に報告する。

（４）　災害救助法が適用されない場合の救助

災害対策基本法第５条に基づき、本部長が応急措置を実施する。

報　告　系　統　図

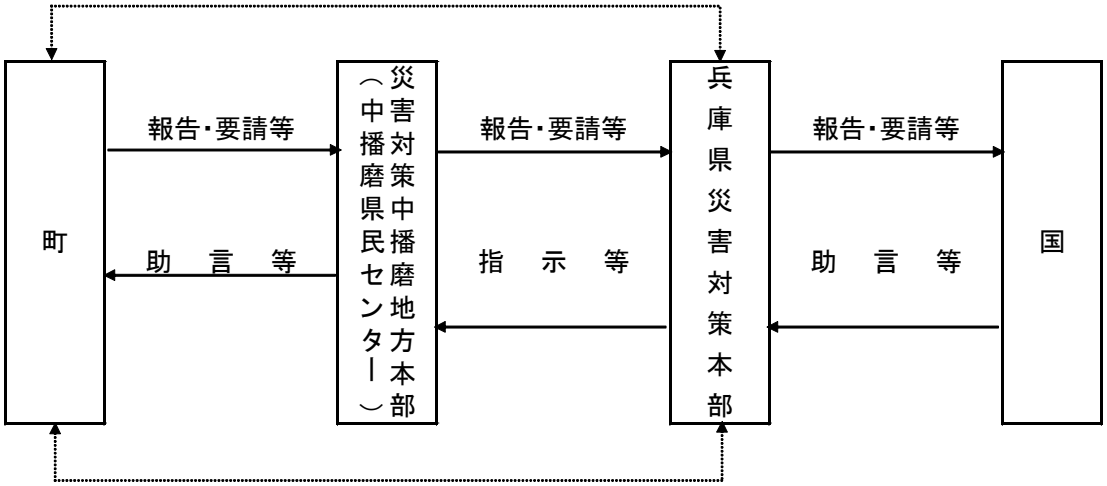

（注）　……　は、緊急の場合及び補助ルートとする。

第５　救助の実施内容

知事は次の救助を実施する。この場合において、町長は知事から通知された事項について行うものとし、その他については知事を補助し救助を実施するものとする。

1　避難所の供与
2　応急仮設住宅の供与
3　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
4　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
5　医療及び助産
6　災害にかかった者の救出
7　災害にかかった住宅の応急修理
8　学用品の給与
9　埋葬
10　死体の捜索及び処理
11　災害によって住居、又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第６　災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は資料編に掲載のとおりであるが、この基準により実施することが困難な場合は知事に要請し、内閣総理大臣の同意を得て知事が定める基準により実施するものとする。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第３章　円滑な災害応急活動の展開

第１節　水防活動の実施

町における水防対策は、暴風、大雨、洪水警報が発表され若しくは国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所及び兵庫県姫路土木事務所より水防警報の発令があり、水防活動の必要が認められるときは、警戒体制又は災害警戒本部を設置し、適切な水防活動を行う。水防活動の内容は、「神河町水防計画書」（風水害初動対応マニュアル）に基づき行う。

風水害による被害が大規模になるおそれがある場合は、本計画に基づく災害対策本部に移行し、本計画の定めるところにより活動を実施する。

資料編・６．神河町水防計画（風水害初動対応マニュアル）

第２節　被災者救出計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　救出班の編成　→　町職員、消防団員等 2　救出活動 (1)　関係機関と連絡、協力 (2)　一般の救出作業では困難な場合　⇒　姫路市消防局 (3)　救助機械器具が不足する場合　⇒　建設業者、運送業者、関係機関及び区域住民等の協力を得て調達 3　県への協力要請 明示事項　⇒　①応援理由　②必要人員・資機材等　③応援場所　④応援期間等	危機管理対策班 消防団

第１　計画の方針

災害のため、生命、身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出して、その者の保護を図るものとする。

第２　実施責任者

被災者等の捜索及び救出は町長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事が行うものとするが、知事から通知された事項については、町長が行うものとする。

第３　救出の方法

1　救出班の編成

救出活動は、町職員、消防団員等により救出班を編成して行い、負傷者等の早期発見に努めるものとする。なお、班編成にあたっては、本部長、消防団長と協議して編成するものとする。

2　救出活動

（1）　救出作業

救出班は、装備している資機材を活用し、班員を指揮して救出活動にあたる。この場合において、現場付近の関係機関と連絡をとり協力するものとする。

又、特殊な救出作業、高所、低所等の救出について一般の救出作業では困難な場合は、姫路市消防局に要請するものとする。

（2）　救助機械器具の調達

要救助者の状況に応じて救出作業に必要な人員、設備、機械器具を利用して救出を行うものとするが、不足する場合は、建設業者、運送業者、関係機関及び区域住民等の協力を得て行うものとする。

第４　県への協力要請

1　災害が甚大で、町内のみの動員又は町が保有している資機材では救出が困難な事態の場合は、県に可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請するものとする。

（1）　応援を必要とする理由
（2）　応援を必要とする人員、資機材等
（3）　応援を必要とする場所
（4）　応援を必要とする期間
（5）　その他必要な事項

2　高所からの救出、孤立した場合の救出等で町の救出班では救出し得ないような場合は、自衛隊の救出活動を県に要請するものとする。

なお、県と連絡がつかない場合には、直接自衛隊に連絡し、事後速やかに県に報告するものとする。

第５　自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

（１）　組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
（２）　救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
（３）　警察、消防機関等への連絡

第６　災害救助法適用時の費用限度額及び期間等

災害救助法が適用された場合の被災者救出の費用限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第３節　救急医療の提供

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　事故が発生した場合の関係機関の業務の分担　→　第２に定めるとおり 2　負傷者の発見、連絡 負傷者の発見者 第１報受信機関 →　関係機関に速やかに連絡 ・災害発生の日時・場所 ・災害の状況 ・死傷者数の数 3　負傷者の搬送　→　①救急自動車等による搬送 ②救急自動車が不足する場合は次の措置を実施 ・救急指定病院の患者搬送車の活用 ・その他の応急的に調達した車両の活用 ・隣接町の応援要請 ③県又は神戸市にヘリコプターの出動要請	危機管理対策班 医療班

第１　計画の方針

災害により、短時間に集団的に発生する負傷者などの発見、通報から搬送、救急医療の提供にいたるまでのケア対策について定める。

第２　実施責任者

業　務	担当機関			
	一般道路上の場合	一般有料道路・高速道路上の場合	鉄道上の場合	工場・鉱山等の場合
発見・通報	事故等発見者	事故等発見者	事故等発見者	事故等発生責任機関
関係機関への連絡	第１報受信機関 警　察 消　防	第１報受信機関 道路公団等 警　察 消　防	事故等発生責任機関 第１報受信機関 警　察 消　防	事故等発生責任機関 第１報受信機関 労働基準局 産業保安監督部 警　察 消　防
現場における傷病者の救出	警　察 消　防	警　察 消　防 道路公団等	事故等発生責任機関 警　察 消　防	事故等発生責任機関 （警　察） （消　防）
医療施設への傷病者の搬送	警　察 消　防		事故等発生責任機関 消　防	事故等発生責任機関 消　防
援護班医療関係者の出動要請	事故等発生責任機関 （町） （県）	事故等発生責任機関 （町） （県）	事故等発生責任機関 （町） （県）	事故等発生責任機関
現場及び搬送中の救急処置	医療関係者及び救急隊員	医療関係者及び救急隊員	医療関係者及び救急隊員	医療関係者及び救急隊員
傷病者の収容	救急指定病院 その他の医療機関 事故等発生責任機関 町	救急指定病院 その他の医療機関 事故等発生責任機関 町	事故等発生責任機関	事故等発生責任機関
死体の収容	事故等発生責任機関 町	事故等発生責任機関 町	事故等発生責任機関	
関係機関への協力（出動）要請	警　察 町 県 事故等発生責任機関	警　察 町 県 事故等発生責任機関	事故等発生責任機関 町 県	事故等発生責任機関 （町） （県）

第３　実施方法

1　負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等発生責任機関から第１報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ関係機関（第２に掲げる機関）に直ちに連絡することとする。

２　現場における負傷者等の救出

救出を要する負傷者に関する通報を受信した救出担当機関は、災害の規模・内容等を考慮のうえ、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出にあたることとする。

３　現場から医療施設への負傷者等の搬送

（１）　負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関は、直ちに救急車、船艇及び救急隊員を現場に出動させ搬出にあたることとする。

（２）　救出自動車等が不足する場合は、次に応急措置を講じることとする。

ア　救急指定病院の患者搬送車の活用

イ　その他の応急的に調達した車両の活用

ウ　隣接町の応援要請

（３）　搬送担当機関は、空中輸送を必要とするときは、神戸市消防局に県消防防災ヘリコプター又は自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。尚、ドクターヘリの要請は県医務課へ要請を行う。

４　医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急処置

（１）　事故等発生責任機関は、事故等の規模・内容を考慮のうえ、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急処置の万全を期することとする。

（２）　町は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等発生責任機関等から要請があり必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させることとする。

医　療　関　係　者　の　出　動　要　請　図

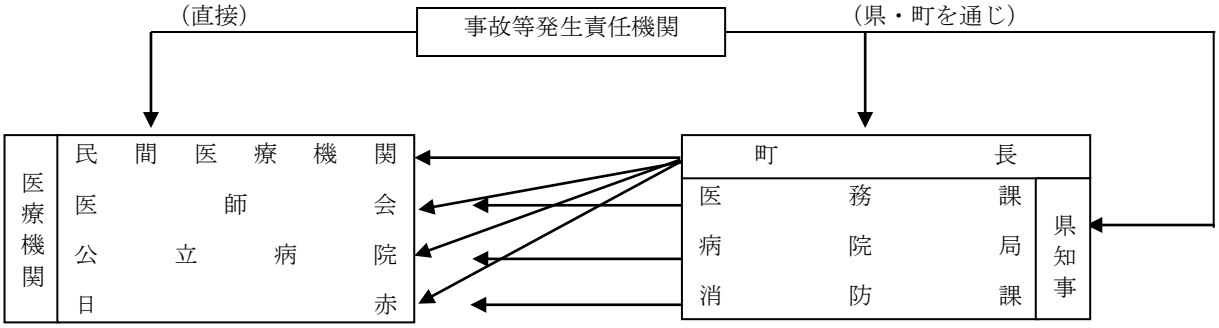

５　負傷者等の収容

（１）　負傷者等の収容については、事故等発生責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設を活用することとする。

ア　公立神崎総合病院

イ　その他の救急告示病院、医療施設

ウ　公民館、学校に設置された救護所

エ　寺院、すぱーく神崎（死者の場合）

（２）　死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに福崎警察署に連絡し、死体見分その他所要の処理を行わなければならない。

速やかな死体見分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、県医師会を通じて兵庫県警察との事前合意に基づいて、兵庫県医師会死体検案認定医等の臨床医の協力も得ることとする。

６　関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時期を失することなく関係機関に協力を要請することとする。

7　諸活動の調整

県に災害対策本部が設置された「事故等」の場合にあたっては、県災害対策本部長（又は県災害対策本部長の指名する者）が、諸活動の調整にあたるものとする。

なお、県に災害対策本部が設置されない「事故等」の場合にあっては、概ね次の機関の現場指揮者が諸活動の調整にあたるものとする。

区　分	陸　上　事　故　等　が　発　生　し　た　場　合			
	一般道路上の場合	一般有料道路・高速道路上の場合	鉄道上の場合	工場・鉱山等の場合
諸活動の調整にあたるもの	警察又は町の（消防機関）現場指揮者	同　左	事故等発生責任機関の現場指揮者	事故等発生責任機関の現場指揮者

第４　医療機関の災害初動時相互応援協力

1　公立神崎総合病院は、「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」に基づき、情報集約担当病院あるいは総合調整担当病院を通じて西播ブロックの会員病院へ応援要請を行うものとする。

なお、総合調整担当病院及び西播ブロックにおける情報集約担当病院は、次のとおりである。

（1）総合調整担当病院

第１次総合調整担当病院…会長が開設する会員病院
第２次総合調整担当病院…第１次総合調整担当病院が被災した場合、副会長が開設する病院
第３次総合調整担当病院…第１次及び第２次総合調整担当病院が被災した場合、東播ブロックの理事の会員病院
第４次総合調整担当病院…第１次、第２次及び第３次総合調整担当病院が被災した場合、但馬ブロックの理事の会員病院

（2）情報集約担当病院（兵庫県自治体病院開設協議会西播磨ブロック）

開設者名	病院名	担当課	情報集約担当病院	
			第１次	第２次
相生市	相生市民病院	庶務課	赤穂市民病院	たつの市民病院
赤穂市	赤穂市民病院	総務課	相生市民病院	たつの市民病院
神河町	公立神崎総合病院	総務課	公立宍粟総合病院	市立西脇病院
たつの市	たつの市民病院	庶務課	相生市民病院	高砂市民病院
宍粟市	公立宍粟総合病院	庶務課	公立神崎総合病院	相生市民病院
兵庫県	県立姫路循環器病センター	庶務課	県立加古川医療センター	高砂市民病院

2　公立神崎総合病院は、災害により被災した場合、兵庫県広域災害・救急医療情報システムにより、患者転送要請、医療スタッフ応援要請を行う。

また、被災をまぬがれた場合は、受入可能患者数、医療スタッフ提供可能数等の支援情報を入力し、要請に対応できるようにする。

資料編・３９．兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

第５　費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理できるものは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とする。

第４節　医療・助産対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　救護所の設置⇒①救護所設置予定場所に必要に応じ設置 ②設置した場合は地域住民に広報車などにより周知徹底 2　救護班の編成 (1)　編成基準　⇒医師１名、看護師４名（補助員２名を含む）、事務連絡員１名、 (2)　不足する場合は、神崎郡医師会等に応援要請 3　医療マンパワーの確保 (1)　中播磨健康福祉事務所(福崎保健所)と連携してマンパワーの活動調整の実施 (2)　県を通じて災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣を要請	危機管理対策班 医療班

第１　計画の方針

災害のため医療機関が混乱し、被災者の住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し及び助産の処置を確保し、被災者の救護に万全を図るものとする。

本町では、公立神崎総合病院において広域的な医療活動を行うものとする。

第２　実施責任者

被災者等に対する保健医療活動は、町長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行う。

第３　救護所の設置

1　町は、次のような場合に救護所を設置するものとする。なお、救護所を開設した場合には、速やかに当該地域住民に広報車等により周知を図るものとする。

（１）　現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合

（２）　患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

（３）　被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

2　救護所の設置予定場所

救護所の設置予定場所は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・２１．避難所及び収容人員一覧

第４　救護班の編成及び活動

災害発生とともに、町内医療機関において医師１名、看護師４名（補助員２名を含む。）、事務連絡員１名計６名による救護班を編成する。なお不足する場合は、神崎郡医師会等に応援を要請するものとする。

発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は内科的治療を中心に、災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療にあたる。

第５　医療マンパワーの確保

1　医療マンパワーの活動調整

町は中播磨健康福祉事務所（福崎保健所）と連携して医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置等、マンパワーの活動調整を行うものとする。

中播磨健康福祉事務所（福崎保健所）は、地域医療情報センター（中播磨健康福祉事務所企画課）等と連携を図り、医療マンパワーの配置等を決定し指示するものとする。

2　災害救護専門ボランティア（医療ボランティア）

町は、県を通じて災害救護専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣を要請するものとする。

３　広域救急医療体制

中播磨地域において大災害が発生した場合、町、郡内の医療機関のみでは対応が困難となることが予想される。そのため、中播磨中部二次保健医療圏域地域において策定している災害救急医療マニュアルに基づき、圏域内の医師会、医療機関、県等の関係機関と連携を密にし被災者の対応にあたる。

第６　医薬品等の確保

町は、町内の医療機関及び薬局・薬店より医療活動に必要な医薬品、医療資器材を確保するものとする。特に、発災後３日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮することとする。

確保すべき品目は、次のとおりとする。

区　　分	期　　間	主　な　医　薬　品
緊急処置用	発災後３日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤　等
急性疾患用	３　日　目　以　降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤　等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病，高血圧等への対応

医療機関及び薬局・薬店は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・２５．医療機関一覧
・２６．町内薬局・薬店一覧

第７　負傷者の搬送

救護所において応急処置を施したのち、さらに医療行為を必要とするときは、庁用車等を使用し後方の病院又は医療機関へ搬送する。

また、早急に医療を施さなければならない場合で、空中輸送を必要とするときは、神戸市消防局に県消防防災ヘリコプター又は自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。尚、ドクターヘリの要請は県医務課へ要請を行う。

第８　書籍及び帳簿等の整備

医療及び助産を施した場合は、次の書類、帳簿等を整備及び保存しなければならない。

１　救助実施記録日計票
２　医薬品衛生材料受払簿
３　救護班活動状況
４　病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
５　医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
６　助産台帳
７　助産関係支出証拠書類

第９　災害救助法適用時の費用限度額及び期間等

災害救助法が適用された場合の医療及び助産の費用限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

災害時の医療救護体制のイメージ

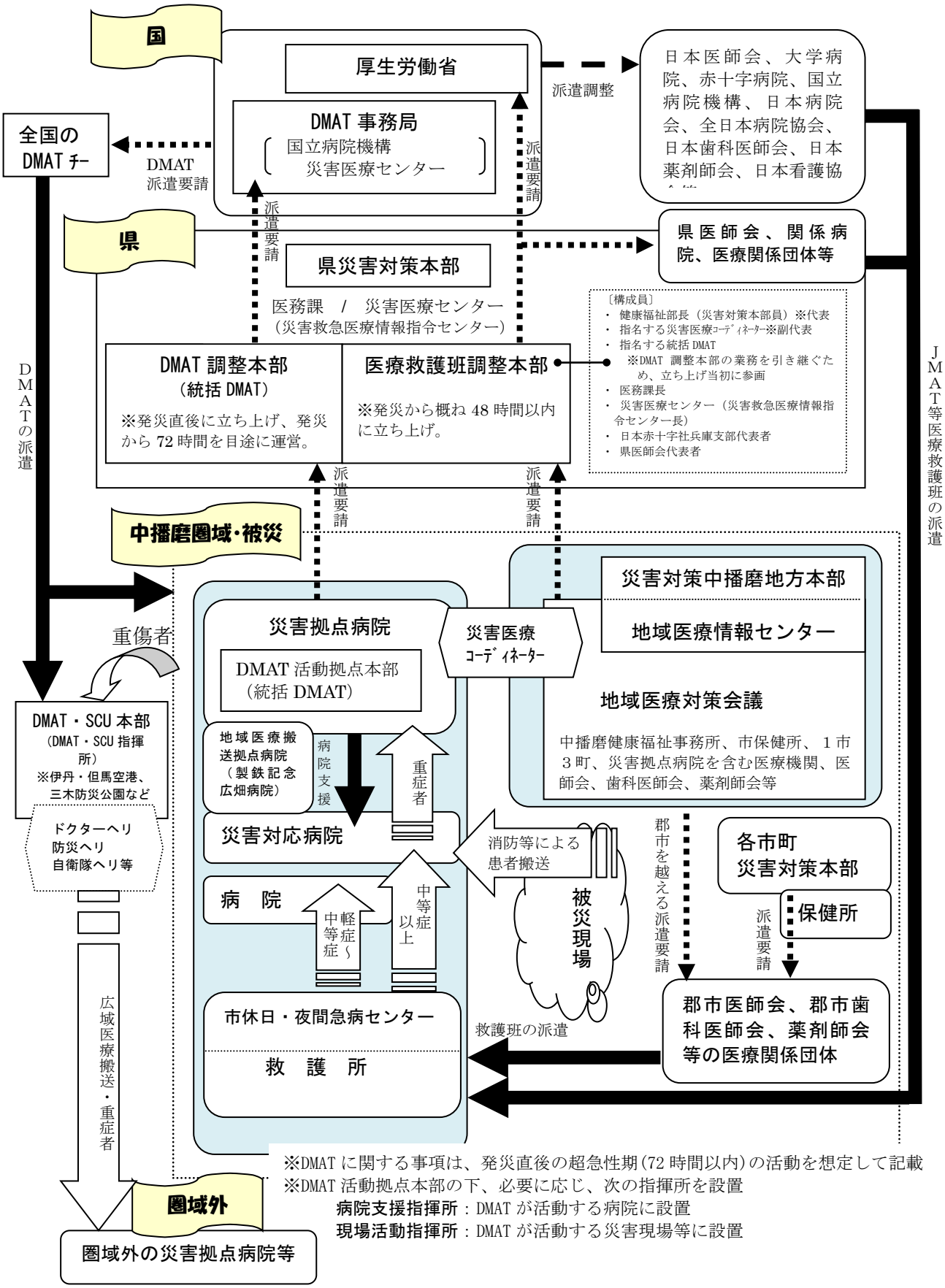

※DMAT に関する事項は、発災直後の超急性期(72 時間以内)の活動を想定して記載
※DMAT 活動拠点本部の下、必要に応じ、次の指揮所を設置
病院支援指揮所：DMAT が活動する病院に設置
現場活動指揮所：DMAT が活動する災害現場等に設置

災　害　救　護　活　動　体　系　図

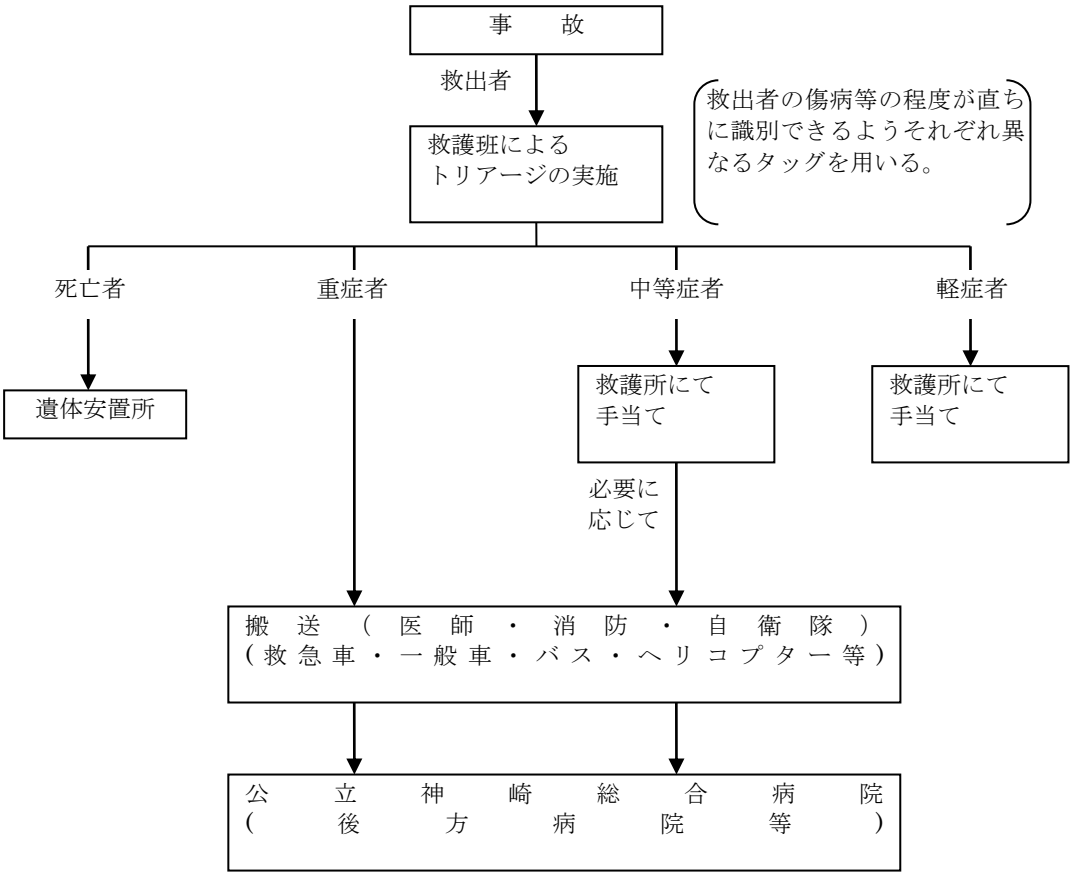
事　故
救出者
救護班による
トリアージの実施
救出者の傷病等の程度が直ちに識別できるようそれぞれ異なるタッグを用いる。
死亡者
重症者
中等症者
軽症者
遺体安置所
救護所にて
手当て
救護所にて
手当て
必要に
応じて
搬送（医師・消防・自衛隊）
(救急車・一般車・バス・ヘリコプター等)
公立神崎総合病院
(後方病院等)

第５節　交通・輸送対策の実施

第１款　交通の確保対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
１　道路・橋梁等の危険箇所・災害箇所の調査の実施 ２　被害状況を警察等関係機関へ連絡 ３　住民への交通規制に関する広報の実施 ４　緊急啓開道路の確保	危機管理対策班 現地対策班
資料編・４１．災害時の応援に関する申し合わせ（国交省近畿地方整備局） **資料編・４２．災害時等の応援に関する申し合わせ（姫路河川国道事務所）**	

第１　計画の方針

災害により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路建設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれにかかる応急対策を行い、交通の確保を図るものとする。

第２　実施責任者

１　町長は、自ら管理する道路、橋梁の応急処置を行い、福崎警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、町で対処することができないときは、県に要員等の応援を要請する。

２　交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範　　囲	根　拠　法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 町長	１　道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 ２　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第 46 条第１項
警察	公安委員会	１　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ２　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	道路交通法 第４条第１項
	警察署長	道路交通法第４条第１項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法 第５条第１項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法 第６条第４項

第３　交通応急対策

１　危険箇所の把握

災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合、福崎警察署と連携協力して道路パトロールを強化し、道路、橋梁等の危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。

２　道路、橋梁等の応急処置

町は、町の管理する道路、橋梁等に危険箇所、災害箇所を発見した場合は、被災状況を調査するとともに、被災状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置などの応急工事により交通の確保を図る。

その際、緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。

３　道路管理者等自らによる車両等の移動

車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合、又は車両の故障、前後に車両が近接している等により運転者等自らでは直ちに移動できない場合、運転者等が不在の場合は、道路管理者等自らにより車両等を移動する。

４　通報連絡体制の確立

（１）　道路、橋梁等に危険箇所、災害箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報するものとする。通報を受けた警察官又は町長は、関係機関に連絡するものとする。

（２）　電力、通信、水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、速やかに応急処置を行い交通を確保する。

５　交通規制

道路管理者は、交通規制を実施する場合には、通行の禁止等を行う区域又は区間、対象、期間等を福崎警察署に連絡するとともに、道路標識に設置、迂回路の設定及び表示等を行い、交通の混乱を未然に防止するものとする。

６　広報活動

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、緊急通行車両の通行の障害とならないよう、福崎警察署との連携により広報車、表示板の掲示又は報道機関を活用し、交通関係業者、一般通行者に対し速やかに広報するものとする。

第４　通行禁止等における義務及び措置命令

１　車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

２　警察官等の措置命令及び措置

（１）　警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

なお、上記措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためにやむを得ない限度において、当該措置にかかる車両その他の物件を破損することができる。

（２）　自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の権限として規定されている車両の移動等の措置命令及び措置を準用できる。

第５　緊急啓開道路の確保

災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点を結ぶ主要道路において、町道については町長が啓開し、国道・県道については各道路管理者に啓開を要請し、応急対策の実施体制の確保を図るものとする。

緊急啓開作業を行うにあたっては、福崎警察署、消防機関等の各防災関係機関と連絡を密にし、救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、町内建設業者等との協力により迅速かつ効果的に実施するものとする。

第２款　緊急輸送対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　輸送の順位　⇒　(1)生命の安全確保に要するもの (2)災害の拡大防止に要するもの (3)災害応急対策に要するもの 2　輸送の方法　⇒　①車両、②ヘリコプター、③人力等 3　町有車両の集中管理及び配車　⇒　総務班 4　車両燃料の確保 5　緊急通行車両の事前確認又は申請手続の実施	総務班 現地対策班 資材輸送班

第１　計画の方針

災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図る。

第２　実施責任者

応急対策に必要な人員及び物資等の緊急輸送は町長が実施する。

第３　緊急輸送活動の基本方針

1　輸送にあたっての配意事項

町は、輸送活動を行うにあたって、次のような事項に配慮して行うこととする。

（1）　人命の安全
（2）　被害の拡大防止
（3）　災害応急対策の円滑な実施

2　輸送対象の想定

（1）　第１段階
　ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員及び物資
　イ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
　ウ　政府・県・町各災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等
　エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等
　オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（2）　第２段階
　ア　上記(1)の続行
　イ　食料、水等生命の維持に必要な物資
　ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送
　エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

（3）　第３段階
　ア　上記（2）の続行
　イ　災害復旧に必要な人員及び物資
　ウ　生活必需品

第４　輸送路等に関する状況の把握

町は、広域応援の実施に備え、関係機関の協力を得て、ヘリポート、緊急輸送路等の被災状況等の把握に努めるものとする。

第５　輸送方法

輸送方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を総合的に勘案して、次のうち最も迅速、適切な方法により行うものとする。

1　自動車による輸送

（1）　車両の確保

ア　町有車両

災害時における町有自動車の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務班が行い、各部は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは総務班に依頼するものとする。

総務班は、稼動可能な車両数を掌理し、要請に応じ配車を行う。

町有車両の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・１７．庁用自動車一覧（町有車両一覧）

イ　その他の車両の確保

町有車両が不足する場合又は町有以外の車両を確保する必要がある場合は、営業用、自家用車等を借り上げ、なお次の関係機関に協力を要請する。

(ｱ)　県災害対策本部

(ｲ)　兵庫県トラック協会

(ｳ)　神姫グリーンバス株式会社

(ｴ)　その他

（2）　燃料の確保

緊急通行車両等の燃料を確保するため、町内の給油所等に要請する。なお、災害時に円滑な対応が図れるよう、あらかじめ協定の締結について検討することとする。

2　ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合に、町長は、県に消防防災航空隊ヘリコプター等による輸送を要請するものとする。

また、必要により、県に自衛隊の派遣を要請するものとする。

3　人力による輸送

前各号による輸送が不可能な場合は、人力輸送を行うものとする。

第６　緊急通行車両の確認

緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限が行われた場合は、災害対策基本法施行令第33 条の規定に基づき、知事又は公安委員会が緊急通行車両の確認(標章及び証明書の交付)を行う。

町長は、災害応急対策による緊急輸送をする場合は、知事又は公安委員会へ緊急通行車両の申出をし、標章並びに緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

なお、町は災害応急対策に従事する車両を事前に届け出て、確認を済ませておくものとする。

第７　緊急通行車両の標章及び証明書

１　標章

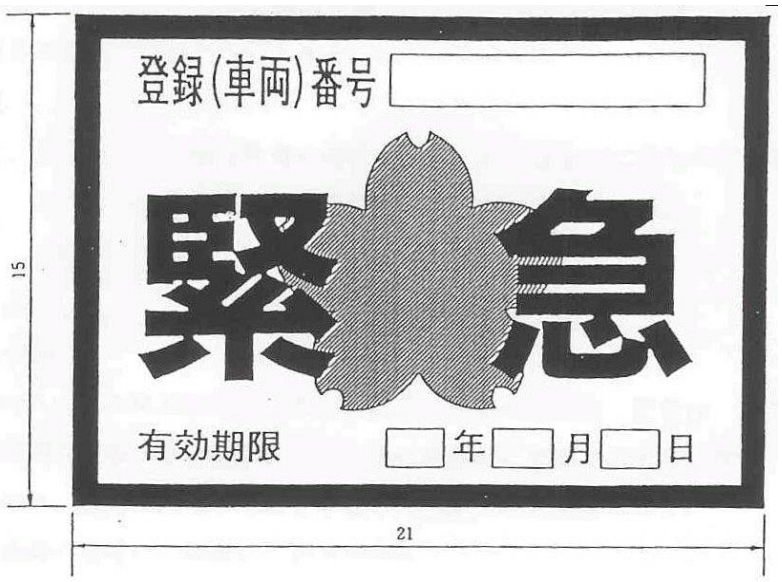

備考　１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　厨子の長さの単位は、センチメートルとする。

２　証明書

第　　号	緊急通行車両確認証明書		年月日 知　　事　㊞ 公安委員会　㊞
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使　用　者	住　　所	（　）　局　　番	
	氏　　名		
通　行　日　時			
通　行　経　路	出発地	目的地	
備　　考			

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

第３款　兵庫県消防防災航空隊ヘリコプター支援要請計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　要請の範囲　⇒　①救急活動、②救助活動、③火災防御活動、④災害応急対策活動 2　要請方法 (1) あらかじめ電話等で神戸市消防局司令課に要請 (2) 事後、所定の要請書を県(消防課)に提出 3　連絡事項　⇒　①災害の発生場所・発生時間・内容・原因、②要請を必要とする理由、 ③活動内容・目的地・搬送先、④現場の状況・受入体制・連絡手段等	危機管理対策班

第１　計画の方針

災害の状況に応じ、県に対し消防防災航空隊ヘリコプターの出動を要請し、迅速な応急対策を行うものとする。

第２　実施責任者

消防防災航空隊ヘリコプターの出動要請は、町長及び姫路市消防局長が行うものとする。ただし、緊急の場合で、町長及び姫路市消防局長が不在等のときは、職務代理者が行うものとする。

第３　実施方法

1　要請の範囲

町長及び姫路市消防局長は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の用務に該当するとき、神戸市消防局司令課に消防防災航空隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。

（1）　救急活動
（2）　救助活動
（3）　火災防御活動
（4）　災害応急対策活動

2　要請方法

県消防防災航空隊ヘリコプターの要請は、あらかじめ電話等により神戸市消防局警防部司令課に要請し、事後速やかに所定の要請書を県(消防課)に提出するものとする。ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

3　緊急要請連絡先

区　　分	要　請　先	電　話　番　号	ＦＡＸ番号
8:45～17:30	テレビ会議システム	－	－
上記時間外	神戸市消防局司令課	078-331-0119	078-362-8529
県災害対策本部が設置された場合	災害対策本部事務局 (県災害対策センター内)	078-362-9900	078-362-9911

4　連絡事項

町は、神戸市消防局司令課に支援を要請する場合、次の事項について連絡を行うものとする。

（1）　災害の発生場所、発生時間、内容、原因
（2）　要請を必要とする理由
（3）　活動内容、目的地、搬送先
（4）　現場の状況、受入体制、連絡手段
（5）　現地の気象条件
（6）　現場指揮者
（7）　その他必要事項

５　町の措置事項

支援を要請する場合には、町は次の措置を行うものとする。

（１）　着陸すべき場所に、適当な人員を配置し、危険防止のための措置を行う。

（２）　着陸場にいたる交通機関等を確保する。

（３）　現地責任者を離着陸場に待機させ、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

（４）　緊急輸送の場合、患者の航空機輸送について医師が承認していることを明らかにする。
なお、輸送のため、搭乗できるのは医師又は看護師１名とする。

６　手順

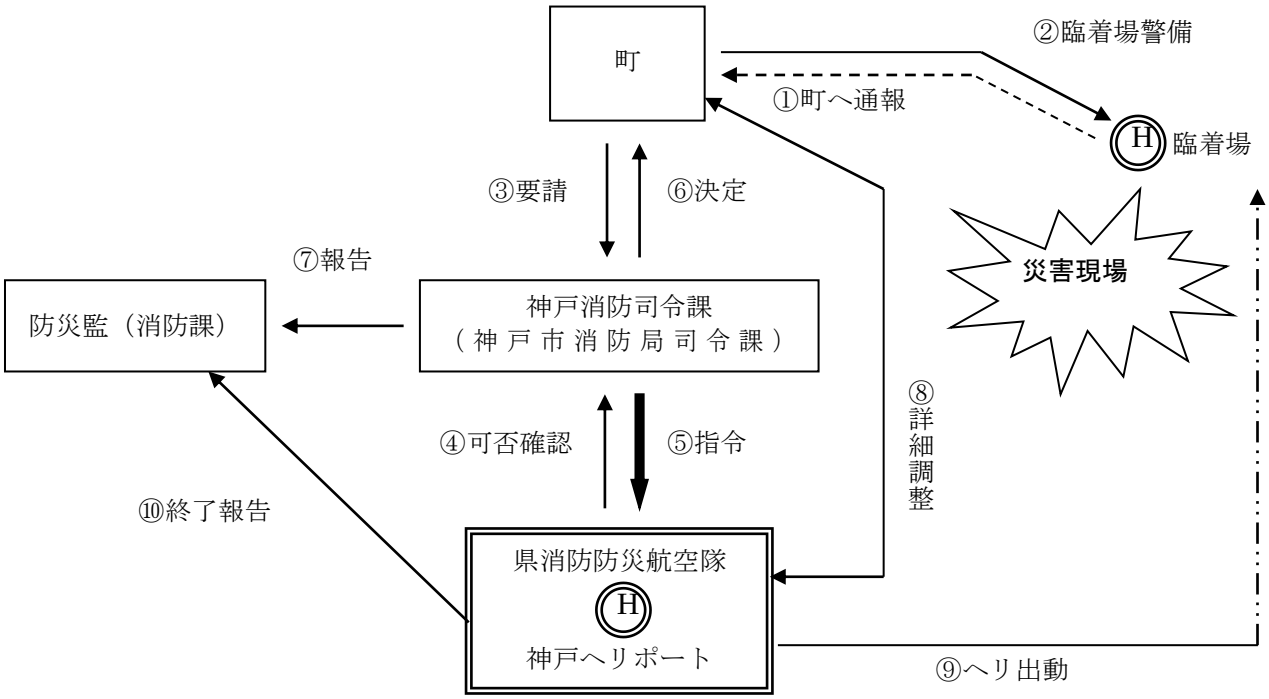

７　その他

航空機の運航は、原則として昼間に限るものとし県の災害対策用務に支障のないときとする。

第６節　避難対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　避難指示等の実施　⇒　中播磨県民センター　⇒　知事へ報告 2　避難の周知徹底 (1)　伝達方法　⇒　①広報車による伝達　②防災行政無線放送、メールによる伝達 ③戸別訪問による伝達　④警鐘、サイレン等による伝達 (2)　避難指示等の内容　⇒　①避難対象地域 ②避難経路及び避難先 ③避難時の服装、携行品 ④避難行動における注意事項 3　避難誘導時の災害時要援護者の把握 4　避難所の開設 ①職員の派遣　②避難所の点検(施設等の被害状況調査)　③水、食料等の確保 5　町内の施設では収容できない場合　⇒　県に要請 〔周知事項〕　⇒　①避難希望地域　②避難者数　③避難期間　④輸送手段等 6　学校における避難計画　⇒　各校において策定	各対策班共通

第１　計画の方針

災害に際し、危険区域にある住民を安全な区域に避難させるため、防災関係機関と連絡協調し、避難指示等及び避難誘導等の措置を行い、住民の生命、身体の保護を図るものとする。

具体的な判断基準は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」によるものとする。

資料編・７．避難指示等の判断・伝達マニュアル

第２　避難指示等の種類と実施者

1　避難指示等の種類

避難情報等	発令時の状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
【警戒レベル４】 避　難　指　示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害等が発生した状況	・避難指示等の発令後で、避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに生命を守る最善の行動をとる

2　避難指示等の実施者

避難の指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

区分	実施者	発令基準及び根拠法令	報告・通知
高齢者等避難【警戒レベル3】	町長	高齢者等避難発令時に住民の計画的な避難を円滑に実施させる必要があるとき。	知事に報告
避難指示【警戒レベル4】	町長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（災害対策基本法第60条第１項）	知事に報告
	知事	当該災害の発生により、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。（災害対策基本法60条第6項）	公示を要する。
	警察官	町長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき。（災害対策基本法61条）	町長に通知
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。（自衛隊法第94条）	町長に通知
	知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（地すべり等防止法第25条）	警察署長に通知
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水のはん濫により著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（水防法第29条）	警察署長に通知
緊急安全確保【警戒レベル5】	町長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（災害対策基本法60条１項）	知事に報告
	知事	当該災害の発生により、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。（災害対策基本法60条第6項）	公示を要する。
	警察官	町長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき。（災害対策基本法61条）	町長に通知
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。（自衛隊法第94条）	町長に通知
	知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（地すべり等防止法第25条）	警察署長に通知
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水のはん濫により著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（水防法第29条）	警察署長に通知

※　避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

３　警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うことができる。

なお、知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基

本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策本法第73条第1項）

（１）設定基準及び実施者

実施者	設定基準及び根拠法令	通知・報告
町長又はその委任をうけて町長の職権を行う町の吏員	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために必要があるとき（災害対策基本法第 63 条第 1 項）	―
知事	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために必要があるとき（災害対策基本法第 73 条第 1 項）	公示を要する
警察官	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う吏員がその場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき（災害対策基本法第 63 条第 2 項）	町長に通知
災害派遣を命ぜられた自衛官	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う吏員がその場にいないとき（災害対策基本法第 63 条第 3 項）	町長に通知

（２）規制の内容及び実施方法

ア　町長は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。

イ　町長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

第３　避難の周知徹底

１　避難指示等の伝達方法

避難のための指示は町長が行い、伝達は次のいずれかの方法により、住民に迅速かつ確実に周知するものとする。

（１）　広報車により住民に伝達周知させる。

（２）　防災行政無線放送、携帯メール、テレビ、ラジオ等の情報伝達手段により住民に伝達周知させる。

（３）　災害対策本部及び関係機関の広報車を動員し、関係地域を巡回して伝達周知させる。

（４）　その他上記による伝達が不可能な場合あるいは夜間停電時及び豪雨、暴風雨の場合には、消防団、自主防災組織等に協力を依頼し、戸別訪問で伝達周知させる。

（５）　その他警鐘、サイレン等を鳴らして伝達周知させる。

２　避難指示等の内容

避難指示等を行う場合、住民に次の事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全の確保を図るものとする。

（１）　避難指示等が出された地域名

（２）　避難経路及び避難先

（３）　避難時の服装、携行品

（４）　避難行動における注意事項

ア　火気の点検

イ　家屋の戸締り

ウ　携帯品

エ　服装

オ　その他

第４　知事への報告

避難指示等を実施したときには、速やかにフェニックス防災システムに入力し県へ報告する。

第５　関係機関への連絡

１　施設の管理者への連絡

町内の避難所として利用する学校、公民館等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求めるものとする。

２　警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に避難指示等の内容を伝えるとともに、協力を求めるものとする。

３　隣接町への連絡

隣接町の施設を利用しなければならない住民に対し、避難指示等を行うときは、その内容を直ちに当該町へ連絡し協力を求めるものとする。

第６　避難誘導活動

避難誘導は、人命の安全を第一に考え、混乱を避け、安全かつ円滑に行うよう努めるとともに、災害時要援護者の避難にも十分配慮するものとする。

１　事前処理

（１）　避難所・避難経路の確認

町長は、避難の万全を図るため、避難所、避難経路等をあらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

（２）　避難行動要支援者の把握

町は、災害発生直後から、名簿等に基づき、地域の民生委員、自主防災組織等の避難支援機関、介護・看護事業者、支援団体を通じて避難行動要支援者の安否確認を行う。

２　避難誘導

（１）　避難の誘導は、総務班を中心とした町職員のほか、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるものとする。

（２）　町は、あらかじめ名簿や避難支援計画等により災害時要援護者（避難行動要支援者）の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難誘導と確認に努める。また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

（３）　住民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難経路等を把握しておく。

（４）　予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かう。

（５）　町は、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう普及啓発に努める。

（６）　町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは，居住者等に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

（７）　外来者、一時滞在者の避難誘導については、警察、消防、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て行う。

（８）　避難広報、避難誘導等の閉鎖活動を行う町職員、消防職団員、民生委員・児童委員などについては、無線等の情報伝達手段を備えることなど、安全の確保を図り、自らの命を守ることを最も基本とし、避難誘導等を行う。

３　誘導の優先順位

避難の誘導は、災害時要援護者及び各々に必要な避難支援者から優先的に避難させる。

４　避難方法

住民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かうこととする。

５　避難用自家用車の使用自粛
町は、住民が避難に自家用車を使用しないよう徹底指導するものとする。

６　避難時の携帯品
避難誘導をする者は、避難立退きにあたっての携帯品を必要最小限度(貴重品、必要な食料、衣類、日用品等)とするよう適宜指導するものとする。

第７　避難所の開設及び管理等

１　避難所の開設
（１）　町長は、災害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を収容保護するものとする。
（２）　避難所は、町長が指定した学校、集会施設等の公共施設とするが、さらに不足するとき又は災害の状況により民間施設を利用するものとする。
（３）　原則として町が避難所の開設の要否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設することとする。
（４）　指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定していたとしても原則として開設しないものとする。
（５）　想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付ける。
（６）　町長は、避難所での３密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討することとする。
（７）　町長は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

資料編・２１．避難所及び収容人員一覧

２　避難所管理職員の派遣
災害対策本部は、参集職員等の情報に基づき、避難所開設の必要度の高い所から町職員及び消防団員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたるものとする。
また、広域避難所が開設され、人員が不足する場合は、必要に応じて職員を派遣する。

３　避難住民の把握
町は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊出し等を行うものとする。

４　パトロール隊の巡回活動
町は、必要により警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施することとする。なお、町で対応が困難な場合は、県に要請するものとする。

５　心身の健康維持対策
町は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持に細かく配慮した対策を講じるよう努めるものとする。

６　避難所の運営
（１）　避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行う。
（２）　町と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保する。
（３）　非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
（４）　災害時要援護者や女性、子育て家庭等への配慮
①　災害時要援護者に対しては、特に、部屋割りの段階において家族の希望を聞き、可能な限り要望に沿うよう努めるなど、十分に配慮するとともに、必要に応じて、福祉避難所を開設する。長期の避難生活が予想される場合は、被災現場から離れた適切な医療施

設等に移送することについても検討する。

② 女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくりなど男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

③ 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

（５） 必要に応じて、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

（６） 避難の長期化への対応

① 避難が長期化した場合は、たたみ、布団、冷暖房機、洗たく機、仮設トイレ、仮設風呂などの調達にも配慮する。なお、その確保が困難な場合は、県にあっせんを依頼する。

② 必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施し、防犯等安全の確保に努める。

③ 避難所生活では極度のストレスに悩まされることから、こころのケア対策を実施する。

④ 感染症予防のための衛生対策や食品衛生対策を実施する。

（７） 避難者の自活力の育成

自活力の育成に配慮した対応に努める。

自主防災組織等は、避難所の運営に対して、町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

（８） 町は、避難所の開設時には、避難場所開設指令に基づき、迅速に避難所ごとに担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織とも連携して、円滑な初動対応を図ることとする。

（９） 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

ア 施設等開放区域等の明示

イ 避難者誘導・避難者名簿の作成

ウ 情報連絡活動

エ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

オ ボランティアの受入れ

カ 炊き出しへの協力

キ 避難所運営組織づくりへの協力

ク 重傷者への対応

(10) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保することとする。

(11) 町は、避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受け入れにあたっては、受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行うこととする。

(12) 町は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行うこととする。

(13) 町は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めることとする。

(14) 町は、必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施することとする。なお、町で対応が困難な場合は、県が実施することとする。

(15) 県、町は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持に細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。

(16) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚

起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

7　避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

8　災害時の町内宿泊施設の有効活用

長期の避難生活が予想される場合、災害時要援護者は町が指定している避難所及び広域避難所での避難生活を送ることは困難であるため、社会福祉施設や町内の協定宿泊施設を有効活用し、応急仮設住宅の完成、あるいは住宅の再建・補修の完了まで宿泊できるように優先的に配慮する。

第８　保健・衛生対策

1　救護所の設置

町は、現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、救護所の設置予定場所を特定し、救護班を編成し救護所を拠点に巡回活動を行うものとする。

2　仮設トイレの確保

町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理するものとする。その確保が困難な場合は、県にあっせん要請を行うものとする。

3　入浴、洗濯対策

町は、仮設風呂や洗濯機等の日常生活施設の整備を図るものとする。その確保が困難な場合は、県に、民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を行うものとする。

4　食品衛生対策

食品の衛生管理に配慮する。

5　感染症予防対策

ア　感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。

イ　県、町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第９　大災害時における措置等

大規模災害等により、町内の公共施設及び民間施設では被災者を収容できない場合には、隣接町の施設を避難所として利用することについて、次の事項を明らかにして県に要請するものとする。

1　避難希望地域
2　避難を要する人員
3　避難期間
4　輸送手段
5　その他必要事項

第10　避難所の閉鎖

町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し指示するものとする。ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させる等の措置をとるものとする。

第11　学校等における避難計画

保育所、幼稚園及び学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重かつ安全な避難の実施を期するものとする。

1　実施責任者

実施責任者は、小・中学校は校長、幼稚園は園長、保育所は所長とする。

2　避難の順位

避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年あるいは年少者を最初に避難させるものとする。

3　避難誘導責任者及び補助者

避難誘導責任者は、小・中学校は教頭、幼稚園、保育所は上席職員とし、補助員はその他の教職員とする。

4　避難誘導の要領、措置

（1）　避難誘導にあたっては、教職員を必ず付けて誘導する。

（2）　避難はまず屋外運動場等広場を目標とし、状況判断のうえ第2目標へ誘導する。

（3）　避難にあたっては、十分状況判断のうえ、履物、学用品等の携行を考慮する。

（4）　実施責任者は、避難誘導の状況を逐次教育長又は町長に報告し、教育長は町長及び保護者に通報する。

（5）　災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

5　児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

（1）　児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握したうえで、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

（2）　災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

（3）　災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

6　避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法について計画をたて、明らかにしておく。

7　実施責任者は、毎年1回以上避難訓練を実施するとともに、必要に応じて避難計画を修正する。

第 12　広域避難・広域一時滞在

1　県内における広域避難及び広域一時滞在

（1）　広域避難及び広域一時滞在を行う必要がある場合

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告のうえ、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れについて直接協議することができる。

町は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

（2）　広域一時滞在の協議を受けた場合

町は、県内他市町から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる避難所を決定し、被災住民を受入れる。

2　県外における広域避難・広域一時滞在

（1）　広域避難及び広域一時滞在を行う必要がある場合

町は、県と協議のうえ、他の都道府県域における広域避難・広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。

（２）　広域一時滞在の協議を受けた場合

町は、県から他の都道府県内被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる避難所を決定し、被災住民を受入れる。

３　被災住民に対する情報提供と支援

被災市町村は、広域一時滞在を受入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

広域一時滞在を受入れた市町村は、被災市町村と連携し、受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第13　災害救助法適用時の費用限度及び期間等

災害救助法が適用された場合の被災者救出の費用限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第７節　住宅の確保

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　用地の選定　→　①公共用地を優先 ②飲料水の入手、衛生環境、交通の便、学校への距離等を考慮 2　建設資材及び業者の確保 3　入居者及び修理対象者の選考 (1)　高齢者、障害者等を優先 (2)　被災者の資力その他実情の調査 4　障害物の除去　→　対応が困難な場合は県に応援要請 5　住宅相談窓口の設置	危機管理対策班 現地対策班

第１　計画の方針

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対し、県、その他関係機関の協力のもとに、応急仮設住宅の設置あるいは応急修理等を実施する。

第２　住宅対策の主な種類と順序

1　災害直後直ちに行う必要のあるもの

（1）　避難所の設置
（2）　空き家の斡旋
（3）　緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
（4）　仮設住宅の供与、住宅の応急修理、障害物の除去
（5）　建築基準法による建築制限、禁止区域指定
（6）　住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、斡旋

2　上記１に引き続き実施すべき対策で、できるだけ早く実施すべきもの

（1）　住宅金融公庫による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
（2）　公営住宅法による災害公営住宅等の建設
（3）　公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
（4）　罹災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
（5）　土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施
（6）　都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
（7）　民間住宅の復興に対する支援

第３　応急仮設住宅の供与

1　供与対象者

（1）　住家が全焼、全壊又は流出した者であること。
（2）　住居する住家がない者であること。
（3）　自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

2　応急仮設の供与要請

（1）　住宅の被害状況、応急仮設住宅に関するニーズ等を把握するとともに、建設用地の選定及び既存空き住宅について調査する
（2）　町は、次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請する。
　ア　被害戸数
　イ　設置を必要とする型別戸数、建設場所
　ウ　連絡責任者
（3）　県は町から供給あっせんの要請があったとき、もしくは自ら必要があると認める場合に対応する。
（4）　県は町からの情報等に基づき、応急仮設住宅の供与方法を決定する。

３　応急仮設住宅の建設

（１）　実施機関

応急仮設住宅の建設は県で実施し、管理は町で実施することとする。　なお、災害救助法適用町が一つのみなどの場合は、町による建設も検討することができる。

（２）　建設方法

ア　町は、平時から、あらかじめ建設可能な土地を把握しておくこととする。

イ　建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮することとする。

ウ　県は、大規模災害を想定し、プレハヴ建築協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。

エ　県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や、国（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に建設業者や資機材のあっせん等を要請することとする。

オ　住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮することとする。

カ　県、町は、必要に応じ高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。

４　県への協力要請

町は、大規模災害により町では対応できない場合には、次の事項を県に示して、供給の斡旋を要請するものとする。

（１）　被害戸数

（２）　設置を必要とする戸数

（３）　調達を必要とする資機材の品目及び数量

（４）　連絡責任者

（５）　その他参考となる事項

５　民間賃貸住宅の借上げ

（１）　県、町は、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借上げて供給する。

（２）　県、町は、平時から業界の協力を得られるよう努める。

６　入居者の選定

町は、入居者の選考にあたって民生委員児童委員の意見等を徴し、被災者の資力その他の生活条件等を十分調査のうえ認定するものとする。また、高齢者、障害者の優先入居等、災害時要援護者に十分配慮するものとする。

７　管理主体

町において、通常の管理を行うこととする。

８　生活環境の整備

（１）　町は、仮設住宅の整備とあわせて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進するものとする。

（２）　町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要なひとり暮らし高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めるものとする。

第４　住宅の応急修理

１　町は、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半焼）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損個所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施するものとする

２　町は、建築業者が不足したり建築資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示して斡旋、調達を依頼するものとする。
（１）　被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
（２）　修理を必要とする戸数
（３）　調達を必要とする資機材の品目及び数量
（４）　派遣を必要とする建設業者数
（５）　連絡責任者
（６）　その他参考となる事項

第５　住宅等に流入した土石等障害物の撤去

１　町は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施することとする。

２　町は、対応が困難なときは県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めることとする。
（１）　除去を必要とする住家戸数
（２）　除去に必要な人員
（３）　除去に必要な期間
（４）　除去に必要な機械器具の品目別数量
（５）　除去した障害物の集積場所の有無
（６）　その他参考となる事項

第６　公営住宅法による災害公営住宅

１　実施機関
　災害公営住宅は、原則として町が建設し、管理するものとする。ただし、被害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理するものとする。

２　建設のための要件
（１）　暴風雨、洪水その他の異常な自然現象による場合
　ア　被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
　イ　町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
　ウ　滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の10％以上のとき
（２）　火災による場合
　ア　被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
　イ　滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の10％以上のとき
（３）　入居者の条件
　ア　当該災害により住宅を滅失した世帯であること
　イ　月収が26万8千円を超えない世帯であること。ただし、当該災害発生の日から３年を経過した後は20万円を超えない世帯であること。（月収は世帯の所得合計から同居親族１人について38万円等を控除した額の１／12）
　ウ　現に居住し、又は同居しようとする親族がある世帯であること。（ただし、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令で定める者にあっては、本項は適用しない。）
（４）　建設戸数
　被災滅失戸数の30％以内（激甚災害の場合は50％以内）
（５）　規格
　住宅１戸の床面積の合計が19㎡以上75㎡以下
（６）　国庫補助
　標準建設費の２／３国庫補助（激甚災害の場合は３／４）
（７）　建設年度
　原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

第７　公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施するものとする。

第８　被災住宅に対する融資等

災害の被災者に対しては、被災住宅の復興に必要な資金として、独立行政法人住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

第９　住宅相談窓口の設置

町は、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずるものとする。

第10　災害救助法適用時の費用限度額及び期間等

災害救助法が適用された場合の仮設住宅の建設又は応急修理の費用限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第８節　食料の供給

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　災害時の調達　→　①小売販売業者に提供依頼 ②県へ供給斡旋要請 2　救援物資集積場所　→　①グリーンエコー笠形「海洋センター体育館」 ②神河町中央公民館「グリンデルホール」 3　炊き出し実施予定場所　→　①避難所予定場所 ②①で対応できない場合は、給食センター等の公共建築物 4　町の備蓄 (1)　中播磨・西播磨地域広域防災計画による保存食料の備蓄 (2)　災害時要援護者、少数者に配慮した品目の設定 5　住民に対し３日分の食料の備蓄の推進	危機管理対策班 総務班 資材輸送班 現地対策班 教育情報班

第１　計画の方針

災害の発生により食料の確保ができない被災者及び災害応急対策従事者に対して、防災関係機関の協力のもとに速やかに食料の供給を行い、人心の安全に万全を期するものとする。

第２　実施責任者

被災者等に対する食料の供給は、町長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第３　食料の供給

1　供給対象者

供給対象者は、次のとおりであるが、高齢者、乳幼児、児童、身体障害者に対して優先的に供給するものとする。

（1）　避難所等に収容されている被災者

（2）　住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者

（3）　病院、旅館等の滞在者及び縁故先への一時避難者

（4）　救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2　供給品目

供給する品目として一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮するものとする。

なお、食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。

（1）　炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食

（2）　即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類、調理用缶詰等の副食

（3）　粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

（4）　ビタミン、ミネラル類の不足を補う食品（例：果物缶詰、野菜ジュース、ドライフルーツなど）

第４　食料調達計画

1　事前協議

町長は、食料の調達に関する計画の策定にあたっては、被災者想定に基づく必要数量等を把握のうえ、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、あらかじめ生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、協力体制の確保に努めるものとする。

2　米穀の調達

（1）　町は、町内では食料の供給が困難な場合には、必要に応じ次の事項を示して県に供給斡旋を要請するものとする。

ア　供給斡旋を必要とする理由

イ　必要な副食の品目及び数量

ウ　引き渡しを受ける場所及び引き渡し責任者
エ　荷役作業者の派遣の必要の有無
オ　その他参考となる事項

（２）　災害救助法が発動された場合で、かつ県と連絡がつかない場合には、町長は「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定書」に基づき、兵庫農政事務所に対して、災害救助用米穀の引渡しを要請するものとする。

３　その他の食品の調達
町長は、食糧販売業者、商工会及び製パン業者に、副食、調味料等及び乾パン等の供給を要請し調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、県に食料の供給を要請するものとする。

第５　災害時における食料集積場所

町長は、県等から輸送される食料の集積場所として、次の場所を救援物資集積場所とする。なお、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告しておくものとする。また、災害時には、管理責任者を配置し、管理の万全を期するものとする。

救　援　物　資　集　積　場　所

名　　称	所　在　地	電話番号
グリーンエコー笠形「海洋センター体育館」	神河町根宇野 1019-13	（0790）32-1307
神河町中央公民館「グリンデルホール」	神河町寺前 64	（0790）34-1450

第６　炊き出しの実施方法及び場所

１　実施方法
炊き出しの実施については、町職員をもって行うが、その他災害を受けていない地域の自治会、自主防災組織、また状況によりボランティアの協力を得て行うものとする。

２　県への協力要請
町長は、多大な被害を受けたことにより町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請するものとする。

３　配給方法
町長は、避難所又は炊き出し対象地区ごとに、それぞれ基準量に従い確実な配分を実施する。

４　炊き出し実施予定場所
炊き出しは、避難所予定場所で行うものとする。ただし、避難所において対応できない場合には、給食センター等の公共建築物を利用して行うこととする。

第７　町の備蓄の推進

１　西播磨５市６町における「中播磨・西播磨地域広域防災対応計画」により、保存食料等の備蓄を図るものとする。

２　町災害対策本部のほかに学校等避難所となる施設への備蓄も今後検討を行っていく。なお、平成19年４月から神河中学校体育館備蓄倉庫等にアルファ化米、毛布、仮設トイレ等を備蓄している

資料編・１６．防災倉庫資機材備蓄状況一覧

３　災害時要援護者への配慮
備蓄・調達品目の設定においては、暖かいもの、軟らかなもの等、高齢者等の災害時要援護者への配慮をするものとする。

４　少数者への配慮

通常の配給食料を受けつけることのできないアレルギー性疾患等の患者及び乳幼児のために、必要な食料、調整粉乳等の備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

第８　住民による備蓄の推進

大規模災害発生時には、食料の確保が困難であることから、平素より住民に対し世帯人数の３日分（出来れば７日分）の食料の備蓄を行うよう広報を行うものとする。

第９　調達体制の強化

災害時に食料の調達を速やかに行うため、町は次の事項を実施するものとする。

１　町内小売販売業者のリスト作成
２　食料品関係の組合、業者等との災害時の供給協定の締結の検討

第10　輸送

（１）輸送にあたっては、緊急輸送路を活用する。

また、輸送協定を締結する業者に対して、災害発生時での「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の発行を効率的に受けさせるため、業者から警察に「緊急通行車両事前届出書」を提出させ、「緊急事前届出済証」の交付を受けさせることとする。また、災害発生時には、これらの業者に搬送を依頼する。

（２）町長は、物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう調整を行う。

第11　災害救助法適用時の費用限度額及び期間等

災害救助法が適用された場合の食品給与の費用限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第９節　応急給水の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
１　給水方法 (1)　町保有応急給水資機材による運搬給水 (2)　相互応援協定町、県に応援を要請 (3)　医療機関、救護所、避難所等緊急性の高いところから優先して給水 ２　応急復旧　→　町の能力では復旧が困難な場合は、給水装置工事事業者に応援要請 ３　住民に対し３日分の飲料水の備蓄の推進	上下水道対策班

資料編・４３．災害時における飲料水の提供に関する協定書

第１　計画の方針

災害のため飲料水が、枯渇し、又は汚染し、現に飲料水に適する水を得ることができない者に対し、必要最小限の飲料水及び生活用水の確保を図り、円滑な飲料水の供給を行うものとする。

第２　実施責任者

被災者等への飲料水及び生活用水の供給は町長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第３　給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者に供給する。

第４　水源及び給水量

１　水源

町は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応するものとする。

２　給水量

町は、災害発生から３日以内は１人１日３ℓ、10日目までには３～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準まで回復させるものとする。

内容／時系列	期　間	１人あたり水量（ℓ／日）	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第１次給水	災害発生から３日間	３	生命維持のため最小限必要量	自己貯水による利用とあわせ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第２次給水	４日目から10日まで 11日目から20日まで	３～20 20～100	調理、洗面等最低限生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第３次給水	21日目から完全復旧まで	100～被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※　期間は、水道が４週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

第５　給水方法及び広報

１　給水の方法

（１）　町は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、町保有応急給水資機材等による運搬給水を実施する。

ア　飲料水が汚染したと認められるときは、ろ水器により浄水して供給する。

イ　被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から容器により運搬供給する。

ウ　飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、又は交付して飲料水を確保する。

上下水道課所有応急給水資機材

・給水タンク（２ｔ）	２台
・給水タンク（１ｔ）	１台
・ポリ容器（10ℓ）	90 個

（２）　町は、必要な人員、資機材等が不足するときは、相互応援協定による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請するものとする。

ア　給水を必要とする人員
イ　給水を必要とする期間及び給水量
ウ　給水する場所
エ　必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
オ　給水車両借り上げの場合は、その必要台数
カ　その他必要な事項

（３）　給水は、医療機関、救護所、避難所等緊急性の高いところを優先して行う。

２　広報

給水を実施する場合には、町は、広報車等を使用してその時間及び場所について広報するものとする。

第６　給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合は、迅速かつ効果的に応急復旧を行うとともに、町の能力をもって応急復旧困難な場合は、町内給水装置工事事業者の応援を求めて実施する。

資料編・２８．町指定給水装置工事事業者一覧

第７　住民による備蓄の推進

大規模災害発生時には、給水が困難であることから、平素より住民に対し世帯人数の３日分程度（出来れば７日分）の飲料水の備蓄を行うよう広報を行うものとする。

第８　災害救助法適用時の費用限度額及び期間等

災害救助法が適用された場合の飲料水供給の費用限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第１０節　物資の供給

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　物資の調達及び配分 (1)　調達　→　①資材輸送班が実施 ②備蓄品の供出 ③小売業者、商工会等に要請 ④県に供給斡旋要請 (2)　配分　→　①資材輸送班が実施 ②区長を各地区の物資支給責任者とし協力要請 2　救援物資の集積場所　→　①グリーンエコー笠形「海洋センター体育館」 ②神河町中央公民館「グリンデルホール」 3　非常災害用木材の調達　→　中はりま森林組合に協力を要請	危機管理対策班 総務班 資材輸送班 現地対策班

第１　計画の方針

災害時における被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与並びに物資の供給については、県その他関係機関の協力のもとに実施し、被災者の日常生活の確保を図るものとする。

第２　実施責任者

被災者等への緊急物資の供給は町長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、町長は、知事から通知された事項を行うものとする。

第３　供給対象者

供給対象者は、次のとおりである。

1　住家が被害を受けた者
2　被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
3　生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

第４　衣料等物資の範囲

災害のため、供給する衣料等物資は次に掲げるもののうち必要と認めた最小限度のものとする。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児のニーズにも配慮することとする。

1　寝具（就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等）
2　外衣（作業衣、婦人服、子供服等）
3　肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等）
4　身の回り品（タオル、手拭等）
5　炊事道具（鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等）
6　食器（茶わん、汁わん、皿、はし等）
7　日用品（石けん、ちり紙、歯みがき等）
8　光熱材料（マッチ、ローソク、薪、木炭等）
9　その他（日常生活に欠くことのできないと認められるもの）

※　障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

第５　物資の供給及び配分

1　物資の購入及び配分計画の樹立

町は、世帯構成員別被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を樹立し、これにより購入し、給与又は貸与するものとする。

2　物資の調達

町は、備蓄品の供出を行うとともに、町内の小売業者、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等を調達するものとする。

３　県への応援要請

町は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして供給斡旋を要請するものとする。

（１）　供給斡旋を必要とする理由
（２）　必要な緊急物資の品目及び数量
（３）　引き渡しを受ける場所及び引受責任者
（４）　連絡部及び連絡担当者
（５）　荷役作業員の派遣の必要の有無
（６）　その他参考となる事項

４　救援物資の受入及び供給、配分の要領

（１）　物資の給与又は貸与は、各地区の物資支給責任者を各区長とし、その協力により行うが、必要により自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。
（２）　配分に際しては、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえ、配給品目、数量等を明らかにして、被災者間に不公平が生じないよう適切に実施する。
（３）　救援物資等の集積、配送に関し、民間物流事業者等の倉庫、資機材やノウハウを活用するため協定の締結を推進する。
（４）　協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。
（５）　受入物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。

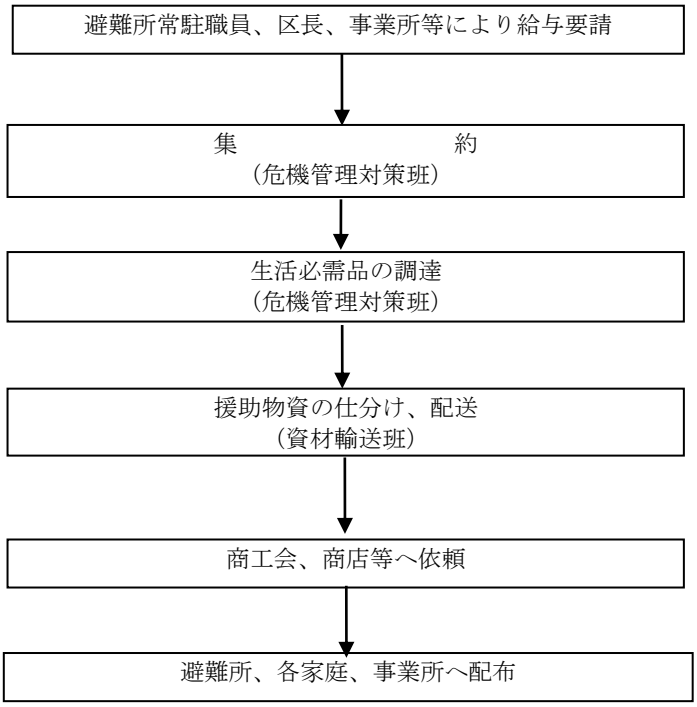

第６　救援物資の集積場所

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、次のとおりである。

救　援　物　資　集　積　場　所

名　　称	所　在　地	電話番号
グリーンエコー笠形「海洋センター体育館」	神河町根宇野 1019-13	（0790）32-1307
神河町中央公民館「グリンデルホール」	神河町寺前 64	（0790）34-1450

第７　非常災害用木材の供給

町は、災害発生に際し、中はりま森林組合等に協力を要請し、木材を供給するものとする。

第８　輸送

（１）輸送にあたっては、緊急輸送路を活用する。

　また、輸送協定を締結する業者に対して、災害発生時での「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の発行を効率的に受けさせるため、業者から警察に「緊急通行車両事前届出書」を提出させ、「緊急事前届出済証」の交付を受けさせることとする。また、災害発生時には、これらの業者に搬送を依頼する。

（２）町長は、物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。

第９　災害救助法適用時の費用限度額及び期間等

　災害救助法が適用された場合の被服等の給与の費用限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第１１節　健康対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　巡回健康相談の実施⇒県及び県看護協会と連携 (1)　巡回健康相談及び家庭訪問 (2)　コミュニティや見守り体制づくり (3)　生活不活発病等の予防 2　巡回栄養相談の実施⇒県栄養士会、中播磨健康福祉事務所等と連携 ・避難所、仮設住宅、給食施設等を巡回 3　こころのケア対策の実施⇒県及び中播磨健康福祉事務所と連携 ・こころのケアに関する相談訪問活動の実施	要援護者支援班 医療班

第１　計画の方針

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策の実施について定める。

第２　巡回健康相談の実施

1　町、県及び県看護協会は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

2　町、県及び県看護協会は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談及び健康教育を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。

3　町及び県は、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握及び県との連携に努め、支援が必要な者については、医療機関（救護班）やこころのケアチーム等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。

4　町及び県は、巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努める。

5　町及び県は、サービス提供に向け保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行う。

第３　巡回栄養相談の実施

1　町は、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県栄養士会、中播磨健康福祉事務所等と連携して、避難所、仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握するとともに、早期にアレルギー対策を実施し、栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談を実施する。

2　町は、避難所解消後においても、被災者の食の自立が困難である場合には、中播磨健康福祉事務所等と協力して、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養のバランスの適正化を支援する。

3　町は、巡回栄養相談の実施にあたり、中播磨健康福祉事務所等と協力して、災害時要援護者をはじめ被災者の栄養状態の把握に努める。

第４　こころのケア対策

1　こころのケアに対する相談・普及啓発活動

町は、中播磨健康福祉事務所等と協力して、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努める。

2　こころのケア相談窓口の設置

町及び県は、被災の状況を踏まえ、被災者の精神的不安に長期的に対応するとともに、被災精神障害者の地域での生活を支援するため、中播磨健康福祉事務所等と協力して、地域に根ざした精神保健活動の拠点となるこころのケア相談窓口を設置する。

第１２節　感染症対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　感染症班の編成⇒要援護者支援班を中心として編成 2　検病調査及び健康診断 (1)　県の編成する検病調査班により実施 (2)　町は、県と協力して避難場所、滞水地域等の検病調査、検水を実施 3　感染症の処置⇒知事の指示により主に次の事項を実施 ①　感染症の病原体に汚染された場所の消毒 ②　ねずみ族、昆虫等の駆除 ③　物件にかかる措置 ④　生活用水の供給 4　感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに県に連絡 5　器具器材の整備、点検の実施	要援護者支援班

第１　計画の方針

災害発生時における感染症措置は、生活環境の悪化、感染症及び食中毒の発生防止並びに二次感染予防の重要性を鑑み行われるものであるから、迅速かつ的確な感染症の実施方法等を定めることにより、被害を最小限にとどめ町民の健康安全の確保を図るものとする。

第２　実施責任者

災害時における感染症対策は町長が実施する。ただし、町における被害が甚大であるため又は町の機能が著しく阻害されているため、町長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事が代執行を行うものとする。

第３　感染症班の編成

感染症対策の実施のため要援護者支援班を中心として感染症班を編成する。感染症班は、関係機関・関係者と協議のうえ、当該災害に即応した感染症対策を企画し、町における感染症対策活動を推進する。

第４　感染症の処置

感染症予防上必要があると認める場合及び県の指示があった場合は、災害の規模、態様に応じ、次の措置を行う。

1　感染症の病原体に汚染された場所の消毒
2　ねずみ族、昆虫等の駆除
3　物件にかかる措置
4　生活用水の供給

第５　感染症の種別及び方法

1　検病調査及び健康診断

検病調査及び健康診断は、県の編成する検病調査班により実施されるが、町は避難場所、滞水地域など悪条件の地域を県と協力して検病調査、検水を行うものとする。

2　感染症の病原体に汚染された場所の消毒

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この款において「法」という。）第 27 条に基づく知事の指示により感染症の病原体の性質その他の状況を勘案し、また消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して次に定める場所を消毒する。

（1）　感染症の患者がいる場所又はいた場所
（2）　感染症で死亡したものの死体がある場所又は汚染された疑いのある場所
（3）　感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

3　ねずみ族、昆虫等の駆除

法第 28 条に基づく知事の指示により、対象区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の状況を勘案し、また消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して駆除を実施する。

4　物件にかかる措置

法第 29 条に基づく知事の指示により、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、感染症の病原体の性質その他の状況を勘案し、また消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次により実施する。

（1）　消毒にあっては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。

（2）　廃棄にあっては、消毒、(3)に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。

（3）　物件措置としての滅菌にあっては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火災滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

5　生活用水の供給

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止した場合には、町は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

6　患者に対する措置

感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに県に通知する。また、県が行う感染症指定医療機関への搬送について協力するとともに、県の指示により患者住家等の消毒の実施及び指導を行うものとする。

7　避難所の感染症対策指導等

町は、県感染症対策職員の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図るものとする。

8　県への連絡

町長は、感染症が発生し、又は発生するおそれがある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

第６　器具器材の整備

最低限常備する必要のある器具器材は、普段より整備するとともに、災害時又はそのおそれが予想される場合に備えるべき器具器材は、随時点検を行い、いつでも使用できる状態に保っておく。

第１３節　遺体の火葬等の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　遺体の捜索 (1)　消防団等に協力要請し捜索班を編成 (2)　必要により県及び近隣町の応援を要請 2　遺体の収容処理 (1)　消防機関等に協力要請 (2)　遺体の一時保存　⇒　①原則として町内医療機関及びすぱーく神崎 ②寺院等の借り上げ ③適当な施設がない場合は天幕、幕張り等の設置 3　遺体の埋葬 (1)　原則として火葬 (2)　町で実施できない場合は県に調整を要請	危機管理対策班 要援護者支援班 消防団

第１　計画の方針

災害により既に死亡していると推定される者の捜索及び死亡者が発生した場合の処理及び埋葬について、関係機関の協力のもとに応急的な対策を実施し、人心の安定を図るものとする。

第２　実施責任者

遺体の処置及び埋葬などは町長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第３　遺体の捜索

1　行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索を行う。

2　遺体の捜索活動は、町長が消防団員等に協力を要請し、必要な機械器具を借上げ、捜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得るものとする。

3　応援の要請

町のみでは捜索の実施が困難であり、近隣町の応援を要する場合又は遺体が流失等により他町に漂着していると考えられる場合は、県及び近隣町並びに遺体漂着が予想される町に対して、次の事項を明示して要請する。

（1）　遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

（2）　遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

（3）　応援を要請する人員又は舟艇、器具等

第４　遺体の収容処理

1　実施方法

遺体の収容及び処理は、町長が警察署など関係機関等に協力を要請して実施する。また、必要に応じ町内の医師、地域住民等の協力を求める。

2　処理の内容

（1）　遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

遺体識別等のための処置であり、原則として救護班により実施し、遺体の撮影等により身元確認の措置を行う。

（2）　遺体の一時保存

原則として、町内医療機関及びすぱーく神崎とするが、遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、寺院等の施設を借上げ、埋葬するまで保存する。適当な建物がない場合は天幕、幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

（3）　警察への通報

遺体を発見したときは、速やかに警察に通報する。

３　関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ遺体を引渡すものとする。

４　身元不明遺体の取扱い

身元不明遺体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

第５　遺体の埋火葬

１　埋火葬の基準

遺族が次のような場合で、遺体の埋火葬が困難な場合には、町が実施する。

（１）　緊急に避難を要するため、遺族において埋火葬を行うことが困難な場合
（２）　災害の際死亡した者の遺族がない場合
（３）　墓地又は火葬場の浸水又は流失等により個人では埋火葬を行うことが困難な場合
（４）　その他埋火葬を行うことが困難な場合

２　埋火葬の方法

災害により死亡した者で、その遺族が自己の資力で埋火葬を行うことが困難な場合又は身元不明の場合については、棺、骨つぼ等の現物給付を行うほか、町が火葬に付し、遺体の埋葬を行う。

（１）　埋葬は、原則として火葬とする。
（２）　埋火葬は、災害時一時混乱期に行うものであるので仮葬とする。
（３）　町内の火葬能力では不十分な場合は、県に調整を要請し、県の調整結果に基づき具体的に他町の各火葬場と打合せを行い遺体を搬送するものとする。

３　埋葬の期間

埋葬を実施する期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、災害対策本部長が必要と認めた場合は、知事に要請しその期間を延長することができる。

火　　葬　　場

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
市 川 斎 場	神崎郡市川町屋形 1068 番地の 40	(0790)28-0780

第６　災害救助法適用時の費用限度額及び期間等

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索・収容処理・埋葬の費用限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第１４節　生活救援対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 (1)　死亡した住民の遺族・・・・・・・・・・・・・災害弔慰金の支給 (2)　被害を受けた世帯の世帯主・・・・・・・・・・災害援護資金の貸付 (3)　精神又は身体に著しい障害を受けた住民・・・災害障害見舞金の支給 2　災害時要援護者への援護 (1)　社会福祉施設等への緊急保護 (2)　避難所内の和室など生活しやすい場所を優先的に利用	要援護者支援班

第１　計画の方針

災害による被災者の生活の安全を促進するための救援対策について定めるものとする。

第２　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

１　実施責任者

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく神河町災害弔慰金の支給等に関する条例に定めることにより、一定規模以上の暴風、豪雨等の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対し、災害弔慰金や災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行うこととする。なお、町は、これらの支給措置の早期実施を図るため、発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、り災証明等の交付体制を整備するものとする。

２　対象者

一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主とは次のとおりである。

（１）　死亡した住民の遺族・・・・・・・・・・・・・災害弔慰金の支給
（２）　被害を受けた世帯の世帯主・・・・・・・・・・災害援護資金の貸付
（３）　精神又は身体に著しい障害を受けた住民・・・災害障害見舞金の支給

３　実施基準等

支給対象及び貸付対象等実施基準は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・２９．災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準

４　その他の支給及び貸付

（１）　災害援護金等の支給

災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、兵庫県災害援護金の支給に関する規則に該当するときは、県が実施機関となり災害援護金等の支給を行うものとし、被災者への支給事務を町に委任するものとする。なお、実施基準等は、県地域防災計画資料編に掲載のとおりとする。

（２）　生活福祉資金

災害により被害を受け生活困窮等となり、自立更生のために資金を必要とする低所得世帯に対し、県社会福祉協議会が実施主体となって資金の貸付を行うものとする。なお、実施基準等は、県地域防災計画資料編に掲載のとおりとする。

第３　救援物資の受入れ及び配分

本章第 10 節「物資の供給」に定めるとおりとする。

第４　災害時要援護者への援護

１　社会福祉施設等への緊急保護

町は、高齢者・障害者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対し、一時入所等の措置を講じることとする。

２　避難所における配慮

町は、避難者を避難所に収容する場合は、高齢者、障害者等が避難所内の和室など生活しやすい場所を優先的に利用できるようにするなど配慮するものとする。

第１５節　災害時要援護者支援対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　災害時要援護者への情報提供 (1)　情報伝達ルート　社会福祉協議会、福祉ボランティア等 (2)　伝達手段　防災行政無線放送、広報誌、ＦＡＸ、インターネット、携帯メール、文字放送等 2　災害時要援護者への支援 (1)　避難対策、生活支援 (2)　すまい支援 (3)　社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置 (4)　外国人への情報伝達等 (5)　震災障害者（震災で障がいを負った方）への対応 (6)　震災遺児（震災で親（保護者）をなくした子ども）への対応 (7)　災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言	要援護者支援班

第１　計画の方針

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対する迅速、的確な対応について定める。

第２　災害時要援護者への支援

1　情報提供

町は、県と協力し、災害時要援護者に対する情報提供ルートの確立及び伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

（１）　情報伝達ルート　社会福祉協議会、福祉ボランティア等

（２）　伝達手段　防災行政無線放送、広報誌、ＦＡＸ、インターネット、携帯メール、文字放送等

2　避難対策、生活支援

（１）　避難行動要支援者名簿等に基づき、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と協力し、避難情報の伝達及び安否確認を行い、救助、避難誘導・支援を行う。なお、緊急の場合は、本人同意のない避難行動要支援者情報についても、個人情報保護に配慮しつつ、救助関係機関等に提供する。

（２）　負傷や馴れない避難所生活等によって要配慮状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員等の協力のもと、保健師・看護師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問などを行い、災害時要援護者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

（３）　災害時要援護者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

（４）　医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームの設置を県に要請するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。

（５）　災害時要援護者等に配慮して、福祉避難所の開設や被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

（６）　避難所等における配慮

①　相談窓口の設置

避難所等において、災害時要援護者用窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応並びに確実な情報伝達と支援物資の提供を行う。

②　食料、生活必需品の供給

粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等、災害時要援護者のニーズに対応した食料及び生活必需品の供給に配慮する。

③　福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細やかな対応に努める。その際、避難所においても、介護保険サービスの利用が可能であることに留意する。

④　快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦等が静養しやすいよう、専用スペースの確保に努める。

3　すまい支援

避難所、仮設住宅及び恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障害者等災害時要援護者の状況や利便性に配慮する。

仮設住宅について、必要に応じて、高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するよう努める。

4　社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

町及び県は、社会福祉施設の被害状況調査を実施するとともに、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

5　外国人への情報伝達等

（１）　外国人への情報提供

町は、県と協力して、インターネット等により多言語で情報提供を行うよう努める。

（２）　外国人の被災状況の把握

町、県、警察等は、相互に連絡して、安否確認（外国人住民の死亡者数確認）及びニーズの把握を行う。

6　震災障害者（震災で障がいを負った方）への対応

町及び県は、震災障害者の把握に努め、必要に応じて、こころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供及び総合的な相談を実施する。

震災障害者は、入院等で被災地外に移動する場合があり、また、障がいが固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して、所在の把握や支援を行う必要があることに留意する。

7　震災遺児（震災で親（保護者）をなくした子ども）への対応

（１）　震災遺児の把握と支援の実施

町及び県は、震災遺児の把握に努め、必要に応じて、保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

（２）　民間支援団体等との連携

震災遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

8　災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言

介護保険施設等の災害時要援護者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的に実施できていない場合には、指導・助言を行う。

第１６節　愛玩動物の収容対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　愛玩動物対策の実施⇒獣医師会及び動物愛護団体と連携 (1)　動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供 (2)　避難所等での対応の実施	総務班 教育情報班

第１　計画の方針

町は、獣医師会及び動物愛護団体と連携協力のうえ、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づいて、動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、愛玩動物の収容対策を実施する。

第２　愛玩動物対策の実施

1　飼養されている動物に対する餌の配布
2　負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
3　放浪動物の収容・保管・譲渡
4　飼養困難な動物の一時保管・譲渡
5　動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供
6　動物に関する相談の実施
7　被災動物救援体制の整備
8　犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供
9　動物の応急保護収容施設設置のための調整等
10　愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により、直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
11　町は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、獣医師会、動物愛護団体が連携・協力して設置する動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。

第１７節　災害情報等の提供と相談活動の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　実施責任者　⇒　総務班 2　広報手段　⇒　広報車、防災行政無線放送、携帯メール、ホームページ等 3　住民に対する広報 (1)　被害の状況(停電、断水及び交通機関の運行等の状況) (2)　対策の実施状況 (3)　注意事項 (4)　協力要請 4　災害放送の要請　⇒　やむを得ない場合を除き県を通じて放送を要請	危機管理対策班 総務班

第１　計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般住民、防災関係機関及び報道機関に対し、災害情報、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に提供し、人心の安定と社会秩序の維持を図り、また住民の協力を得てさらに被害の拡大防止を図るために適切かつ迅速な広報活動を行うとともに、被災者の要望等の把握に努めるものとする。

第２　実施責任者

災害時の広報活動は、総務班が行う。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係班において積極的に関係機関への通報に努め、事後危機管理対策班に報告するものとする。

第３　広報の内容

各機関は、災害に関する情報のみならず、被災状況・応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について積極的に広報するものとする

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられるが、被災者等のニーズに応じた多様な内容を提供するよう努めることとする。

1　被災状況と応急措置の状況
2　避難の必要性の有無
3　避難所の設置状況
4　交通規制及び各種輸送機関の運行状況
5　ライフラインの状況
6　医療機関の状況
7　感染症対策活動の実施状況
8　食料、生活必需品の供給状況
9　相談窓口の設置状況
10　その他住民や事業所の取るべき措置
（1）　火災、地すべり、危険物施設等に対する対応
（2）　電話、交通機関等の利用の制約
（3）　食料、生活必需品、燃料の確保

第４　広報の手段

広報車、各種放送設備等を通じて迅速に広報するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

対　象　機　関	方　法
報　道　機　関	口頭、文書、電話、ＦＡＸ、Ｌ－ＡＬＥＲＴ（災害情報共有システム）
各　関　係　機　関	災害対応総合情報ネットワークシステム、衛星通信ネットワーク、電話、ＦＡＸ、広報車、連絡員の派遣、パソコン通信、インターネット、Ｌ－ＡＬＥＲＴ（災害情報共有システム）
一般住民、被災者	広報車、防災行政無線放送、携帯メール、電話、ＦＡＸ、広報紙、サイレン、ホームページ、CATV、Ｌ－ＡＬＥＲＴ（災害情報共有システム）

対　象　機　関	方　法
庁　内　各　班	庁内放送、庁内電話、口頭、庁内メール、Ｌ－ＡＬＥＲＴ（災害情報共有システム）
そ の 他 必 要 と す る 者	掲示板、チラシ（新聞折込）、Ｌ－ＡＬＥＲＴ（災害情報共有システム）

第５　災害資料及び情報の収集

災害情報の収集については、次の要領によって収集するものとする。

１　総務班の職員を現地に派遣し、災害現場写真を撮影する。

２　町内の防災関係機関が撮影した写真の収集を図る。

３　その他災害の状況により、総務班のほかに余剰人員を招集して特別調査班を編成し、現地に派遣して資料の収集を図る。

第６　報道機関との連携

総務班は、被害状況及び対策等の情報について、必要の都度、報道機関に対し発表を行うものとする。また、町は、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に連携協力するものとする。

第７　住民に対する広報

人心の安定を図るため、被害の状況(停電、断水及び交通機関の運行等の状況)とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報するものとする。

また、広報車を利用する際は、越知谷・大山・粟賀・寺前・小田原・長谷の６ブロックに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意するものとする。

第８　相談活動

町は、被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図るものとする。

第９　災害放送の要請

１　災害時における放送要請

（１）　町長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と認めるときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次に掲げる事項を明らかにして、やむを得ない場合を除き県を通じて放送を要請するものとする。

ア　放送要請の理由

イ　放送事項

ウ　放送希望日時

エ　その他必要事項

（２）　放送の要請は、原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によるものとする。

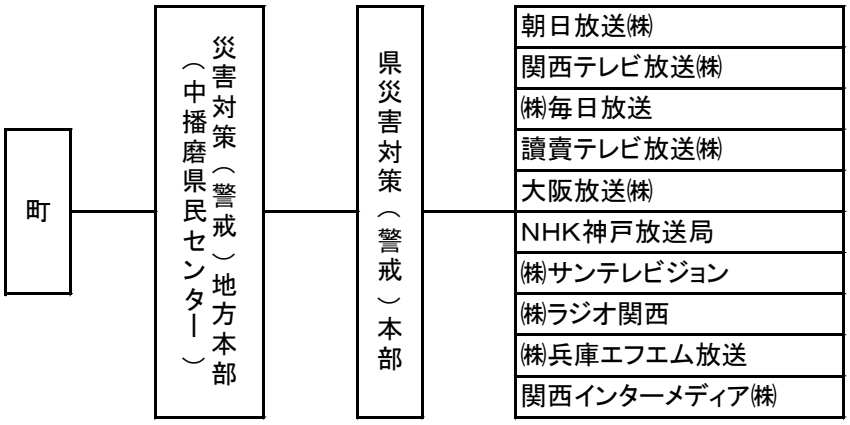

２　緊急警報放送の要請

（１）　町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に住民に対し周知する必要があると認めるときは、災害対策基本法第57条に基づき無線局運用規則第138条の２に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）を次に掲げる事項を明らかにし、やむを得ない場合を除き知事に要請するものとする。

ア　住民への警報、通知等

イ　災害時における混乱を防止するための指示等

ウ　前各号のほか、町長が特に必要と認めるもの

（２）　緊急警報放送の要請は、原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話等によるものとする。

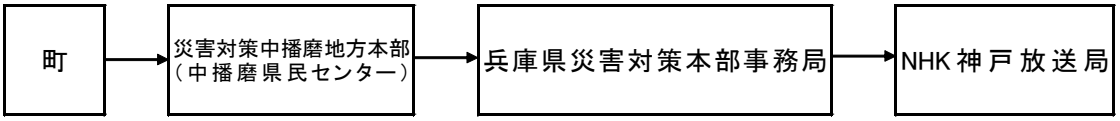

第１８節　廃棄物対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　ガレキ処理班・清掃班の編成 (1)　ガレキ処理班　⇒　現地対策班及び町内廃棄物処理業者 (2)　清掃班　⇒　各班余剰人員 2　情報の収集及び連絡　⇒　①被災状況、避難所の状況を確認 ②廃棄物の処理の必要性や処理見込みの把握 3　一時保管場所の確保 ガレキ、ごみ等を早期に処理ができない場合には、一時的な保管場所を確保する。	危機管理対策班 総務班 現地対策班

第１　計画の方針

災害により発生したガレキ(災害廃棄物)、ごみ及びし尿処理の対策について定めるものとする。

第２　実施責任者

被災地域の清掃の計画及び実施は、町長が行う。

第３　ガレキ処理班・清掃班の編成

1　ガレキ処理班

ガレキ（災害廃棄物）処理のため、ガレキ処理班を編成する。

ガレキ処理班は、現地対策班及び廃棄物処理業者により構成し、処理を行う。

2　清掃班

ごみ処理及びし尿処理のため、清掃班を編成する。

清掃班は、各班余剰人員により構成し、処理を行う。

第４　処理の方法

1　ガレキ処理

（1）　情報の収集及び連絡

町は、損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡するものとする。

（2）　仮置場の確保

ガレキ処理には長時間を要する場合があることから、選別、保管等が可能な仮置場を確保するものとする。

（3）　撤去作業

町は、災害等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上の支障があるもの等から優先的に撤去するものとする。

（4）　全体処理量の把握

町は、計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握するものとする。

（5）　処理方法

町は、現有の資機材を用いて処理を行うが、必要により建設業者等の車両を借り上げ、又は廃棄物処理業者に委託して、迅速に処理するものとする。

（6）　その他

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

2　ごみ処理

（1）　情報の収集及び連絡

町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握するものとする。

（2）　ごみ処理施設の被害状況と稼動見込みの把握

町は、中播北部クリーンセンターの被害状況と稼動見込みを速やかに把握し、必要に応

じ仮置場を確保するものとする。

（３）　生活ごみ・粗大ごみの収集、処理

町は、避難所の生活に支障が生じることがないよう避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも３～４日以内には収集を開始し、７～10 日以内には収集を完了するようにする。本町におけるごみの収集は、統括部において実施するものとするが、ごみの量が多大若しくは収集困難なときは、建設業者等の車両を借上げるとともに被災地住民及び消防団員等の協力を得て迅速に行うものとする。

（４）　ごみの一時保管場所の確保

町は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をすることとする。

３　し尿処理

（１）　情報の収集及び連絡

町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設便所の必要数やし尿の収集・処理見込みを把握することとする。

（２）　し尿処理施設の被害状況と稼動見込みの把握

町は、中播衛生施設事務組合の被害状況と稼動見込みを把握し、必要により仮設トイレを避難所等に設置するものとする。

（３）　消毒剤等の資機材の準備、確保

町は、仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をするものとする。

第５　県等への応援要請

１　町は、ガレキ・生活ごみ・し尿等の収集・処理に必要な人員、処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣町等に応援要請を行うものとする。

２　町は、近隣町等で応援体制が確保できない場合又は最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、県に対し支援の要請を行うものとする。県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

３　町は、あらかじめ民間の建設業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努めるものとする。

第６　建築物の解体撤去工事等に対する措置

町は、県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況実態調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

第１９節　災害ボランティアの受入

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
１　災害救援専門ボランティアの派遣要請 (1)　派遣要請先　⇒　県 (2)　活動分野　⇒　①救急・救助　②医療　③介護　④手話通訳、⑤建物判定 ⑥ボランティア・コーディネーター、⑦輸送 ２　災害ボランティアセンター（ボランティアの受入窓口）　⇒　神河町社会福祉協議会 ３　災害ボランティアの確保と調整 神河町社会福祉協議会、日本赤十字社兵庫県支部その他のボランティア団体と連携	要援護者支援班

第１　計画の方針

大規模な災害が発生した場合、円滑な災害応急活動を実施するため、ボランティアの受入体制の整備を図る。

第２　災害救援専門ボランティアの派遣要請

町は、災害が発生し、必要があるときは、県に対して県災害救援専門ボランティアの派遣を要請するものとする。

災害救援専門ボランティアの活動分野は、次のとおりである。

１　救急・救助
２　医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
３　介護
４　手話通訳
５　建物判定
６　ボランティア・コーディネーター
７　輸送
８　情報・通信

第３　災害ボランティアセンターの開設

町及び神河町社会福祉協議会は、大規模災害が発生した場合、神河町社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの受入窓口を定め、次の活動についてボランティアの協力を得るものとする。

１　災害情報、生活情報等の収集、伝達
２　避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
３　救援物資、資機材の配分、輸送
４　軽易な応急・復旧作業
５　災害ボランティアの受入事務

第４　災害ボランティアの確保と調整

町は、被災地域におけるボランティアニーズを把握しながら、神河町社会福祉協議会、日本赤十字社兵庫県支部その他のボランティア団体と連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努めるものとする。

第２０節　ライフラインの応急対策の実施

第１款　電力の確保【関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社】

第１　計画の方針

災害発生に際し、電力施設の防護及び被災地に対する電力供給の確保について定める。

第２　災害発生直後の対応

１　防災体制

（１）対策組織の設置

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱の各支社長が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

町内で、非常災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

ア　播磨・但馬地域非常災害対策総本部
イ　播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部
ウ　播磨・但馬地域送配電警戒本部
※送配電とは関西電力送配電のことをいう。

（２）総本部の設置基準

総本部の設置基準は、次のとおりとし、対策組織はこれに準じて設置する。

① 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。
ア　播磨・但馬地域内で震度６弱以上の地震が発生した場合
イ　播磨・但馬地域内に大津波警報が発令された場合
ウ　南海トラフ地震臨時情報が発令された場合
エ　南海トラフ域を震源とする M7.9 以上の海溝型地震が発生した場合

② 総本部の設置については、関西電力㈱の長と関西電力送配電㈱の長が協議し、決定する。
ア　非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、関西電力㈱と関西電力送配電㈱が連携して、対応していくことが必要と認められる場合
イ　その他必要な場合

（３）体制の確立

関西電力㈱および関西電力送配電㈱は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

ア 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。
イ 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

２　災害時における情報収集

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

（１）　一般情報
ア　気象、地象情報
イ　一般被害情報
ウ　対外対応状況
エ　その他災害に関する情報（交通状況等）

（２）　当社被害情報
ア　電力施設等の被害状況及び復旧状況
イ　停電による主な影響状況
ウ　復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項
エ　その他災害に関する情報

３　対策要員の確保

（１）　夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、

地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

（２）　対策組織が設置された場合は、対策要員はすみやかに所属する対策組織に出動する。

（３）　復旧要員の広域運営

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

４　情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等からの独自に収集した情報を収集し、総合的被害状況の把握に努める。

５　通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては総務室長、地域にあっては支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

６　災害時における復旧資材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

（１）　調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的すみやかに確保する。

ア　現地調達

イ　対策組織相互の流用

ウ　他電力会社からの融通

（２）　輸送手段の確保

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

（３）　復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

第３　災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

１　応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

２　応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア　水力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ　送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ　変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ　配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ　通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

３　災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分考慮し

て実施する。

４　災害時における広報活動

（１）広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

（２）広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、ＳＮＳ及びＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

※　停電情報 URL　https://www.kepco.co.jp/energy_supply/supply/teiden-info/

５　ダムの管理

関西電力㈱はダムの管理を次のとおりとする。

（１）　洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械、観測、警報施設の点検整備を行う

（２）　通知、警告

流水の状況に著しい変化が生じる前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

（３）　ダム放流

ダム放流に当たっては、「ダム管理規程」等に基づき、下流水位が急上昇しないよう、バルブを操作して放流を行う。

第４　災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、警察、消防機関等からの要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

第５　災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、 本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

第６　災害復旧に関する事項

（１）復旧計画

ア 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

(a) 復旧応援要員の必要の有無
(b) 復旧要員の配置状況
(c) 復旧用資機材の調達
(d) 復旧作業の日程
(e) 仮復旧の完了見込
(f) 宿泊施設、食糧等の手配
(g) その他必要な対策

イ 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

（２）　復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第２款　ガスの確保
【兵庫県プロパンガス協会・財団法人兵庫県エルピーガス防災協会】

資料編・４６．災害時におけるＬＰガス等の支援協力に関する協定書

第１　計画の方針

災害により機能が停止したガスの早期復旧のため、㈳兵庫県エルピーガス防災協会は、次のとおり応急対策を実施するものとする。

第２　災害発生直後の対応

１　災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合には、直ちに㈳兵庫県エルピーガス協会内に、兵庫県エルピーガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講ずることとする。

２　情報の収集伝達

集中監視システム等を活用して、被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達することとする。

３　応急対策の実施

（１）　緊急措置の周知

町、区長会等に依頼し、広報車等を利用して、直ちにプロパンガス容器のバルブを閉めるよう住民に周知する。

（２）　ローラー作戦の展開

プロパンガス消費家庭等が災害のため被害を受け、プロパンガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、2 名 1 組で点検調査(緊急調査)班を編成し、応急対策を実施する。

（３）　危険箇所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険箇所からのプロパンガス容器の撤収については、消防機関等との協力を得て迅速に回収することとする。

（４）　高齢者・身体障害者等対策

エルピーガス販売事業所の保安台帳により、高齢者･身体障害者等の家庭をチェックし、最優先で点検調査、安全対策等を実施することとする。

（５）　プロパンガスの供給

病院･避難所等を優先に、プロパンガスの供給を行うこととする。

（６）　電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションにプロパンガス電話相談窓口を開設し、住民の要望に対応することとする。

（７）　不要容器の回収

不要となったプロパンガス容器・カセットボンベについては、統括部と連携を取りながら、迅速に回収することとする。また、災害用のプロパンガス容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付け、返却を周知することとする。

（８）　要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿ＬＰガス防災協会連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得ることとする。

第３款　電気通信の確保【西日本電信電話株式会社】

第１　計画の方針

災害により機能が停止した電気通信の早期復旧のため、西日本電信電話㈱は、次のとおり応急対策を実施するものとする。

第２　内容

１　災害発生直後の対応

（１）　被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保

（２）　防護措置

設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置の実施

２　復旧作業にいたるまでの対応

（１）　通信の途絶の解消と通信の確保

災害により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。

ア　自家発電装置

イ　衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成

ウ　電話回線網に対する交換措置、伝送路切換措置等の実施

エ　応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成

オ　非常用可搬形ディジタル装置の運用

カ　臨時･特設公衆電話の設置

キ　災害時における公衆電話の無料化

（２）　通信の混乱防止

災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻そうに陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を下記により規制し、110 番、119 番、災害救助活動に関係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保することとする。

ア　通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施

イ　非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先した取扱いの実施

ウ　「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」での輻そう緩和の実施

３　復旧作業過程

（１）　復旧順位に基づく復旧箇所の決定

第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある期間、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社、及び第１順位以外の国又は地方公共団体

（２）　復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報

ア　被災状況（防災設備、規模）、応急復旧状況（特設公衆電話設置場所、設置数、災害対策機器の運用等）、回復見込み等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達することとする。

イ　被害の状況に応じた案内トーキの挿入等を通じ、一般利用者に対し、被災状況、応急復旧状況、回復見込み等を広報することとする。

第４款　水道の確保【上下水道対策班】

第１　計画の方針

災害により機能が停止した水道の早期復旧のため、町は、次のとおり応急対策を実施するものとする。

第２　災害発生直後の対応

１　応急対策人員の動員

災害発生直後直ちにあらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、災害対策を実施するものとする。

２　被害（断水状況）の把握

水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施するものとする。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うものとする。

３　県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請や、県を通じて県内町及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行うものとする。

第３　復旧過程

１　復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧にあたる工事班編成（人員･資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示するものとする。

２　施設毎の復旧方法

（１）　貯水、取水、導水並びに浄水施設

応急復旧にあたり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械･電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者等の専門技術者を動員し、早急に対処するものとする。

（２）　送･配水施設並びに給水管

配水場・ポンプ場については、上記（1）と同様に対処し、管路については、被害状況により、復旧順位を定め、幹線から段階的に復旧を進めるものとする。

ア　第一次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第一次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できる限り断水地域を解消するものとする。

イ　第二次応急復旧

第一次応急復旧により、ほぼ断水地域が解消した段階で引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

３　復旧の記録

災害の被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整えるものとする。

４　復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。

第５款　下水道の確保【上下水道対策班】

第１　計画の方針

災害により機能が停止した農業集落排水施設、コミュニティプラント施設及び公共下水道の早期復旧のため、町は、次のとおり応急対策を実施するものとする。

第２　災害発生直後の対応

１　被害状況の把握

地震発生後、町は県と緊密に連携し、処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施するものとする。

（１）　被害状況の調査と点検

災害発生後、次の事項に留意して、速やかに被害状況の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施するものとする。

ア　二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

イ　調査･点検漏れの生じないよう、あらかじめ台帳等を作成して実施する。

ウ　調査･点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

２　他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行うものとする。

第３　復旧過程

１　復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧にあたっては、その緊急度を考慮し、工法･人員・資機材等も勘案のうえ、全体の応急復旧計画を策定して実施するものとする。

２　施設毎の応急措置・復旧方法

（１）　管路施設

ア　管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じるものとする。

イ　マンホール等からの溢水

(ｱ)　水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。

(ｲ)　バキューム等を利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。

(ｳ)　分流式下水道の汚水管渠からの溢水については、土のうで囲む等の措置を講じたうえ、排水路に誘導して緊急排水する。

ウ　吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じるものとする。

（２）　ポンプ場及び処理場施設

ア　ポンプ設備の機能停止

損傷箇所などの点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じるものとする。

イ　停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認のうえ、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施するものとする。

ウ　自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努めるものとする。

エ　汚泥焼却関係設備からの消火ガスの漏洩

災害発生後、速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合は次の応急措置を講じるものとする。

(ｱ)　火気使用の厳禁及び立入禁止の措置

(ｲ)　漏洩箇所のシール

(ｳ)　漏洩箇所付近の弁等の閉鎖

オ　消毒施設からの塩素ガスの漏洩

消毒設備において、塩素ガスの漏洩が生じた場合は、保護呼吸器を着用して速やかに漏洩箇所の修復を実施し、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関及び付近の住民に連絡することとする。

カ　水質試験室における薬品類の飛散・漏洩

災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じるものとする。

キ　池及びタンクからの溢水や漏水

土のうなどによって流出防止に措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止するものとする。

3　復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。

第２１節　教育対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　災害時の役割　→　①児童・生徒等の安全確保 ②学校教育活動の早期回復 2　学校が避難所となる場合　→　学校は７日以内を原則として避難所運営に協力 3　教育施設の応急復旧 (1)　教育施設の被害状況を県教育委員会に報告 (2)　一時的な復旧工事、体育館の仮間仕切、仮設トイレの設置等の実施	教　育　情　報　班

第１　計画の方針

災害により教育施設・設備が被災し、又は児童、生徒、園児（以下「児童生徒等」という。）の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急教育及び学用品等の供給等応急対策を実施し、教育の確保を図るものとする。

第２　実施責任者

1　保育所、幼稚園、小・中学校の応急教育及び教育施設・社会教育施設の応急復旧対策並びに教職員の確保は、教育情報班が行う。

2　災害に対する各学校（園）等の措置については、校長等（以下「園長」を含む。）が具体的な応急対策をたてる。

3　教科書及び学用品の供給については、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第３　教育対策

1　災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は町が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、７日以内を原則として可能な範囲で協力することとする。

2　応急教育の実施のための措置

（１）　町教育委員会は、児童生徒等の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県教育委員会に報告することとする。

ア　短縮授業、二部授業、分散授業、リモート授業等の検討

イ　校区の通学路や交通手段等の確保

ウ　児童生徒等の衛生、保健管理上の適切な措置と指導

エ　学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合には、県教育委員会に学校給食の実施について協議、報告するほか学校給食の実施が困難になった場合も報告するものとする。

（２）　町教育委員会は、被災状況により次の措置を講ずるものとする。

ア　適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき。）

イ　授業料の免除や奨学金制度の活用

ウ　災害時における児童生徒等の転校手続き等の弾力的運用

エ　被災職員の代替等対策

(ｱ)　複式授業の実施

(ｲ)　昼夜二部授業の実施

(ｳ)　近隣府県、町等からの人的支援の要請

(ｴ)　非常勤講師又は臨時講師の発令

(ｵ)　町教育委員会事務局職員の応援

３　教育施設の応急復旧対策

（１）　学校施設の応急復旧対策

被災者が発生した場合は、災害の多少を問わず次のような措置をとるものとする。

ア　災害直後の施設の被害の範囲、程度、被害部分の位置等を説明する写真を県教育委員会に提出する。

イ　直接的応急復旧

被害を受けた部分について本工事を実施する前に一時的な復旧工事を行う。

ウ　間接的応急復旧

被害箇所そのものの復旧ではないが校舎が全壊（半壊）したために応急教育計画に基づき講堂又は体育館の仮設仕切、仮設トイレの設置等を行う。

（２）　学校施設の確保

ア　校舎

軽微な被害の校舎は即時応急修理を行い教室に不足をきたす場合は、特別教室を転用する等の処置を講じて授業を行う。なお、被害が甚大で応急修理が不可能な場合は、応急復旧が終わるまで応急教育実施予定場所において実施する。

イ　校庭

校庭の被害については使用に危険のない程度の応急修理を行い、校舎等復旧工事の完了をまって整備する。

ウ　備品等

被害により、流失、破損等使用不能の児童生徒用机、椅子の補充については、余剰のものを使用する等授業に支障のないようにするものとする。

（３）　社会教育施設の応急復旧対策

町の管理する社会教育施設（体育館、社会体育施設等）が災害等により、被害を受けた場合は次のような措置をとる。

ア　被害の程度、範囲等を調査して教育事務所を通じて電話連絡及び所定の様式により県教育委員会事務局に報告を行う。

イ　学校施設に準じて応急復旧対策を行う。

４　応急教育実施の予定場所

町教育委員会は、校長を通して、教育施設や児童生徒等の被害の状況を確認し、安全にして適切な応急教育方法の措置を講ずるとともに実施状況を逐次教育事務所を通じて県教育委員会へ報告する。学校施設の被害が激しく仮設教室の建設が著しく遅延するときは、最寄りの公民館、社寺等を借り上げて応急教育を実施する。

第４　こころのケア対策

災害によって大きく生活の変化を余儀なくされる児童生徒等の不安や心のストレスを取り除くため、相談やカウンセリングなどこころのケアの専門家や関係機関等の協力を得て実施する。

第５　文化財の応急復旧対策

指定を受けている文化財については、平素より所有者若しくは管理者によって十分管理を行うよう指導する。また、保存、修理等必要な物件について、町は県費補助を得て、順次施行するよう努める。

資料編・２３．神河町指定文化財一覧

第６　災害救助法が適用された場合の学用品の給与

町は、学校及び町教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行うこととする。

１　対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

２　学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

３　県への報告

災害により補給を要する教科書、教材、学用品の実数及び補給の状況を県教育委員会へ報告する。

第７　災害救助法適用時の費用限度額及び期間等

災害救助法が適用された場合の学用品の給与費限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第８　学校給食対策

１　災害地域における学校給食の応急措置

（１）　学校給食の実施にあたっては、町長はその実施校数、人員、給食種別（災害発生時における完全給食、捕食給食又は未実施の別）及び実施期間について所定の様式により県教育委員会に報告する。

（２）　応急給食の実施にあたっては、衛生管理に万全を期し食中毒等の事故が発生しないよう十分注意する。

２　台風等の災害に伴う学校給食関係被災害状況報告

風水害等の災害発生によって学校給食の運営が極めて困難となった場合、又は、学校給食物資に著しい被害を生じた場合等には、速やかに県教育委員会に報告する。

第２２節　農林業関係対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
１　農作物応急対策 　県、兵庫西農業協同組合、中はりま森林組合等と協力して生産者に対し応急対策の徹底 ２　農薬・飼料の確保 ３　家畜伝染病の防除　→　①防疫指導、②薬剤散布、③ワクチン接種、④消毒 ４　林産物対策 　①けい留、②早期除去、③薬剤散布	資　材　輸　送　班

第１　計画の方針

災害により農作物、林産物等に被害が発生したときは、的確、円滑な応急対策を実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

第２　実施責任者

農林業災害の応急対策は、農業関係機関等と連携し、町長が実施する。

第３　農作物応急対策

１　主要作物

町は、県及び兵庫西農業協同組合等と連携して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。また、農薬等資材取扱業者は、次の対策の実施に要する資材の確保に努めることとする。

（１）　水稲

ア　強風時の深水による被害の軽減
イ　水没苗の処理、排水、泥土の除去、病害虫の防除
ウ　倒伏した田の排水を行うこと及び成熟期に近い倒伏稲の早期収穫
エ　塩害地の散水による除塩
オ　被害激甚地における他作物への植替え

（２）　麦

ア　排水溝のさらえによる排水の促進
イ　発芽不良ほ場における追肥による分けつけ促進
ウ　出穂期における赤かび病の防除
エ　穂発芽等による品質低下の防止のための適期刈取りと迅速な乾燥調製

（３）　大豆

ア　暴風網設置による倒伏対策、株元への培土
イ　排水溝のさらえによる排水の促進
ウ　病害虫防除の徹底

２　野菜

町は、県及び兵庫西農業協同組合等と協力して、情報収集に努めるとともに、次の対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行うこととする。

（１）　排水の徹底
（２）　適切な薬剤散布
（３）　長雨期における雨上がり後の早期排水促進
（４）　施肥（追肥）の減量と吸肥性のよい液肥の使用
（５）　ハウス内の除湿の徹底、収穫物の水滴を除く
（６）　温室、ハウス等の被害部分の補修

３　果樹

町は、県及び兵庫西農業協同組合等と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。また、農薬等資材取扱業者は、次の対策の実施に要する資材の確保に努めることとする。

（１）　明きょ等による排水の促進
（２）　主幹や、主枝が裂けた部分の補強・切断
（３）　折損した結果枝の切除

（４）　倒伏木の支柱等による補強
（５）　浸食により露出した根への覆土
（６）　病害虫防除の徹底

４　花き
町は、県及び兵庫西農業協同組合等と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。また、農薬等資材取扱業者は、次の対策の実施に要する資材の確保に努めることとする。
（１）　温室、ハウス等の被害部分の補修
（２）　病害虫防除の徹底
（３）　早期排水の励行
（４）　塩害地における散水による除塩
（５）　支柱やネットによる誘引の補強、補修

５　しいたけ
町は、県及び中はりま森林組合と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。
（１）　ハウスの補強
（２）　寒冷紗（ネット）やビニールの固定
（３）　土砂崩れのおそれのある林地以外の活用（ほだ場）
（４）　流水に流される可能性のある場所以外の活用（ほだ場）
（５）　水に浸かったほだ木の洗い直しと原木の消毒

第４　畜産応急対策

１　病害虫の駆除
（１）　災害が発生したときは、畜舎を清潔に保つため、ネズミ、害虫等の防除徹底の指導に努めるものとする。
（２）　町長は、被災地における病家畜の早期発見に努め、家畜及び畜舎施設等の被害状況を家畜保健衛生所に報告するものとする。
（３）　家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、姫路家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の散布を行う。また、発生のおそれのある疾病については、姫路家畜保健衛生所に要請し、ワクチン接種を行うものとする。
（４）　伝染病による家畜の病死又は広域感染のおそれのある病気が発生したときは、関係機関と連携し、病家畜の出荷停止、死亡獣畜の埋却並びに畜舎内外の消毒の徹底に努めるものとする。

２　飼料の確保
災害時において畜産農家は自給飼料の確保に最大限の努力をするものとし、万一手持飼料が流出し、又は供給機関からの供給が途絶えたときは、町は、県に要請する等飼料の確保に努めるとともに、貯蔵に際しては品質を損なわないよう指導するものとする。

第５　林産物災害応急対策

１　町は、中はりま森林組合と協力し被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。
２　町は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、川筋等にある木材の流失を防ぐため、直ちに関係者に対し、そのけい留を指示するものとする。
３　町は、関係者に対し、異常降雨等に際して伐採木の流失を防ぐため、それぞれ伐採木の早期搬出及び施設等に集積した木材のけい留を行い、また、林産施設の流失、損壊を防ぐ措置を指導するものとする。
４　災害により倒木、折損木等の被害を大量に受けたときは、森林病害虫の発生防除のため折損木等の早期除去を指導するものとし、状況に応じて薬剤散布の徹底に努めるものとする。

第６　流通対策

町は、災害発生時において情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めるものとする。

第２３節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　公共土木施設の緊急点検による被害状況及び危険箇所の把握 ↓ (1)　施設管理者・ライフライン施設関係者への通知 (2)　地域住民への広報 2　所要人員、資機材の調達体制の確立	現　地　対　策　班 資　材　輸　送　班
資料編・３６．災害時における応急対策業務に関する協定書（町建設業協会）	

第１　計画の方針

災害により公共土木施設が決壊、流出又は埋没等した場合には、復旧及び補強並びに付け替え等応急対策に必要な措置を速やかに講じ、人心の安定、社会経済活動の早期回復を図るものとする。

第２　実施責任者

公共土木施設の応急対策は町長が実施する。

第３　応急対策

1　土砂災害

（1）　町は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

（2）　町は、管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。

ア　緊急復旧資材の点検・補強

イ　観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）

ウ　クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策

（3）　町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

（4）　町は、地すべり防止区域において異常等が発見された場合、関係機関等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行うこととする。

2　道路、橋梁

（1）　道路管理者は、早急に緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するものとする。

（2）　道路管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や住民への周知を図るものとする。

（3）　道路管理者は、緊急輸送路について重点的に復旧を行い、交通の確保を図るものとする。

（4）　道路管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施するものとする。

3　河川

（1）　河川管理者は、緊急点検を実施し、被害状況を把握のうえ、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施するものとする。

（2）　河川管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な対応を図るものとする。

4　ため池

（1）　ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。

（2）　ため池管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。

ア　緊急復旧資材の点検・補強

イ　ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削

（3）　町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うものとする。

5　森林防災対策

（1）　町は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。

（2）　町は、管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。

ア　緊急復旧資材の点検・補強

イ　警報機付伸縮計の設置の推進
ウ　危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去

（３）　町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うものとする。

６　農業土木施設

（１）　施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努めるものとする。

（２）　既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行うものとする。

７　宅地防災対策

（１）　町は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。

（２）　町は、管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。

ア　ビニールシート等の応急措置
イ　宅地防災相談所等の設置

（３）　町は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行うものとする。

第４　動員、調達体制の確立

町は、災害時における応急工事を迅速に施工するため、あらかじめ動員の確保、動員の体制及び所要資材の調達先、調達先からの輸送方法等を定めておくものとする。

第２４節　被災建築物・宅地応急危険度判定の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　被害状況の把握　→　応急危険度判定実施の要否判断 2　応急危険度判定実施本部設置 ①　県に対し応急危険度判定士の派遣要請 ②　応急危険度判定作業の準備 ③　判定作業の広報 3　応急危険度判定の実施 ①　判定結果の表示 ②　判定結果の集計・報告 4　応急措置に関する指導・相談	現地対策班 総務班

第１　計画の方針

災害で被災した建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するための応急危険度判定について定める。

第２　応急危険度判定実施体制の確立

1　応急危険度判定実施本部の設置

（1）　応急危険度判定実施本部設置の判断

地域対策部は、災害発生後の被害概況に基づき、被災建物の応急危険度判定実施の必要性について検討を行う。

町長は、応急危険度判定の実施が必要であると認めた場合は、被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「町判定実施本部」という。）を設置する。

（2）　応急危険度判定士の派遣要請

町長は、町判定実施本部を設置したときは、県に対し応急危険度判定士の派遣の要請を行う。

2　応急危険度判定作業の準備

地域対策部は、以下のような応急危険度判定作業実施のために必要な準備を行う。

（1）　判定マップと判定場所の割り当ての決定

（2）　判定士受入名簿の作成と判定チームの編成

（3）　判定実施マニュアル、判定調査票、判定標識、判定備品等の調達

（4）　車両の調達、判定士の宿泊場所等の確保

3　判定作業の広報

総務班は、広報紙等を通じ被災者へ応急危険度判定作業に関する広報を行うこととする。なお、この応急危険度判定は、人命の安全性を確保するために緊急的に危険度を判定する作業であり、り災証明のためのものではないことを正確に広報することに留意する。

第３　応急危険度判定の実施

1　判定結果の表示

応急危険度判定士は、判定結果を、判定した建築物の入口若しくは外壁等の見やすい位置に表示するとともに、関係者へ安全指導を行うものとする。

危　　険	この建築物に立ち入ることは危険です。
要　注　意	この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい。
調　査　済	この建築物の被災程度は小さいと考えられます。

2　判定結果の集計・報告

応急危険度判定士は、判定作業を実施した場合、判定結果、進捗状況等を町判定実施本部に報告する。

町判定実施本部は、必要に応じ県判定実施支援本部へ応急危険度判定結果について中間報告を行い、判定調査完了後、判定結果の最終確定報告を行うこととする。

第４　指導・相談

１　応急措置に関する指導・相談

町は、倒壊のおそれのある建築物等の危険防止に関する相談・指導を実施するとともに、事故防止のための住民に対する広報を実施する。

２　復旧に関する指導・相談

町は、被災建築物の復旧に関する技術的な指導・相談を実施するため、必要に応じ相談窓口を設置し、次の相談を行う。

（１）　復旧に関する技術的指導及び相談

（２）　復旧の助成に関する相談

第５　被災宅地危険度判定の実施

被災宅地危険度判定の実施に関しては、被災建物危険度判定と同様とし、現地対策班において被災宅地応急危険度判定実施本部（以下「町判定実施本部」という。）を設置することとする。

第２５節　り災証明の発行

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　被害状況の把握　→　被害家屋調査の事前準備 2　被害家屋調査 　①　第１次調査　→　り災台帳の作成 　②　第２次調査　　再調査の申し出と再調査の実施 3　り災証明書の発行 4　その他のり災証明　　①火災　②その他	危機管理対策班 情報連絡班

第１　計画の方針

り災証明書の交付や各種の被災者救護対策の基礎となる家屋被害調査及び被災者に対する見舞金、税の減免等あるいは被災者の災害保険請求時に伴うり災証明書発行事務について定める。

第２　被害家屋調査

1　被害家屋調査の事前準備

調査部は、以下のような被害家屋調査のために必要な準備を行う。

（1）　調査全体計画を判断するため、被害の全体状況を把握する。

（2）　調査概要の検討及び全体計画の策定

（3）　調査員の確保

調査の全体量より、部員のみ又は町職員のみで対応が可能かどうか判断し、専門職（建築士等）等が必要である、あるいは、人員が不足すると予想される場合は、ボランティア建築士の募集や他町への職員派遣を要請する。

（4）　調査備品等の準備

（5）　車両の調達、応援職員等の宿泊場所等の確保

2　被害家屋調査の実施

（1）　第１次調査

被害家屋を対象に２人１組で棟単位に外観から目視調査を行う。

（2）　第２次調査

第１次調査の結果に不服のあった家屋及び第１次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、再調査を実施する。

（3）　認定基準

り災証明を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和 43 年６月 14 日結審第 115 号内閣総理大臣官房審議室長）に基づき実施する。

3　再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定結果に不服がある場合又は第１次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生の日から３月以内であれば再調査を申し出ることができる。

申し出があった家屋に対し、建築士等の専門知識を有する者の応援により、２人１組で、内部立入調査を含め再調査を実施する。

第３　り災証明書の発行

1　り災台帳の作成

判定結果、家屋データ、地番、住民基本台帳等のデータによるり災台帳を作成しり災証明書発行の基本台帳とする。

2　り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき発給する。ただし１世帯１枚の発行とする。

３　り災証明書発行の広報

総務班は、広報紙等を通じ被災者へり災証明書発給に関する広報を行うこととする。なお、地震直後に実施される被災建築物応急危険度判定とり災証明書発給にかかる被害家屋調査の違いを正確に広報することに留意する。

第４　その他のり災証明

り災証明の発行は、被害調査を所管する課（税務課）が発行する。

第５　被災者台帳の作成

町は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

また、県は、災害救助法に基づき、被災者の救助を行ったときは、町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

（被災者台帳に記載する事項）

・　氏名
・　生年月日
・　性別
・　住所又は居所
・　住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
・　援護の実施状況
・　災害時要援護者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由
・　電話番号その他連絡先
・　世帯の構成
・　り災証明書の交付状況
・　町長が台帳情報を神河町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
・　前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
・　その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

第６　家屋被害認定士養成研修への参加

災害時において、家屋の被害調査に基づく、り災証明は、被災者支援施策に大きな意味をもつ。このため、調査員が認定する被害割合が統一化されなければならない。

県では、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を養成することにより、被害調査の迅速化と統一化を目的とした研修を実施しており、町は、職員の研修への参加を推進する。

第２６節　税・使用料の徴収猶予及び減免

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　町税の納税緩和措置 (1) 期限の延長　(2) 徴収猶予　(3) 滞納処分の執行の停止　(4) 減免 2　使用料等の減免措置	情　報　連　絡　班

第１　計画の方針

被災した住民や事業者等に対し、地方税法又は町条例あるいは臨時の特例措置により、期限の延長及び減免措置をそれぞれの事態に応じて、適時適切に講じる。

第２　税の徴収猶予及び減免

1　町税の納税緩和措置

（1）　期限の延長（地方税法第20条の５の２）

被災した納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出、又は町税を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害が収まった後２ヶ月以内に限り、当該期間を延長する。

①　災害が広域にわたる場合は、町長が権限により、適用の地域及び期限の延長日を指定する。

②　その他の場合、災害が収まった後、速やかに被災した納税義務者等による申請があったときは、町長が納期限を延長する。

（2）　徴収猶予（地方税法第15条第１項）

被災した納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に１年以内の延長を行う。

（3）　滞納処分の執行の停止（地方税法第15条の７第１項）

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

（4）　減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について、次により減免を行う。

①　住民税・国民健康保険税

被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて、納期未到達分にかかる税額につき減免を行う。

②　固定資産税

被災した固定資産（土地、家屋、償却資産等）の被災の程度に応じて、納期未到達分にかかる税額につき減免を行う。

2　使用料等の減免措置

災害により甚大な被害を受け、通常の生活を確保することが困難となった者に対し、減免措置を実施する。

第４編　地震災害応急対策計画

第１章　基本方針

災害応急対策は、次の考え方のもとに作成する。

● 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に展開するため、県その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災拠点（物資の一時集積場所、ヘリポート等）をあらかじめ定める。

● 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ、明示する。

・ボランティアの適切な受入れ
・住民に対する迅速、的確な情報提供・相談活動
・災害発生時にその拡大を防止し、危険を除去するための消火・水防等の活動
・人命救助活動と公立神崎総合病院を中心とした負傷者等に対する救急医療活動
・避難対策、食料・飲料水・緊急物資等の供給、応急仮設住宅の提供、保健・衛生対策、生活救援対策等、被災者に対する救援・救護活動
・円滑な救助・救急、水防活動等を支え、また被災者に食料、物資等を供給するための交通規制、緊急輸送の確保
・上水道、下水道施設等の応急復旧活動
・学校における児童・生徒の安全確保と教育機能の早期回復のための活動
・余震に伴う災害の拡大を防止するための活動　　等

なお、災害応急活動の実施にあたっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、主要項目について、概ねの順序を示すと次の通りである。

区分	災害応急活動体制	災害応急活動の内容		
発災直後	・災害対策要員の確保 （初動体制の確立） ・被害情報の収集・伝達 ・災害対策本部の設置 ・関係機関への応援要請	・住民等への情報提供	・人命救助、救急医療 ・消火・水防等、被害の拡大の防止 ・避難収容 ・食料、物資等の供給 ・児童・生徒の安全確保	・交通規制 ・緊急輸送
第２段階	（必要に応じ、各災害応急活動展開のための個別組織を検討）	・住民等の相談窓口の開設 ・ボランティア等の受入れ	・保健・衛生対策 ・仮設住宅の確保 ・教育機能の回復 ・生活救援対策	・余震対策 ・ライフライン、交通施設の復旧

第２章　迅速な災害応急活動体制の確立

第１節　組織の設置

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　災害対策本部の設置及び廃止の防災関係機関及び住民への迅速な周知 2　各所属員の担当事務の把握 3　本部長の職務代理者の順位 ①副町長⇒②防災特命参事⇒③住民生活課長⇒④総務課長⇒⑤建設課長 4　災害対策本部設置場所　→　神河町役場	各 対 策 班 共 通

第１　計画の方針

地震が発生した場合において、町は、災害対策本部を設置し、防災関係機関と緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

第２　準備態勢

防災特命参事は、気象庁発表による「震度３」の地震を神河町域で観測したとき、住民生活課、総務課、建設課の必要人員を参集・待機させ、情報収集及び発信を行うことができる。

第３　災害警戒本部の概要

名　称	災害警戒本部
設置者	町　長
本部長	町　長 町長が病気等登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者の中から次の順位で本部設置等必要な災害対策を行う。 第１順位　副町長　　第４順位　総務課長 第２順位　防災特命参事　　第５順位　建設課長 第３順位　住民生活課長　　第６順位　その場における最高責任者
設置基準	災害警戒本部は、次の事項に該当した場合に設置し、直ちに告示するとともに、防災関係機関及び住民に通知又は公表する。 (1) 暴風、大雨、洪水警報が発表され、災害の発生のおそれがあり、第２非常配備体制が配備されたとき (2) 小規模な災害が発生し、中規模の災害が発生することが予想される又は発生したとき (3) その他本部長が、特に必要と認めるとき
設置場所	役場本庁舎　２階中会議室 役場庁舎被災時は、神崎支庁舎、中央公民館、大河内保健福祉センターを代替候補地とする。
構　　成	管理職員、防災担当者、消防主任は、招集された時は速やかに参集し、別表１のとおりに配備につき、神河町水防計画書（風水害等初動対応マニュアル）に基づき所掌業務を行う。なお、本部長は、初期の応急対策を強化するため、必要に応じて関係職員を配備することができる。
業　　務	災害警戒本部は、風水害等に備えるため、以下の業務を重点的に行い、適宜、本部長に報告を行う。 1　初動応急対策並びに配備態勢の検討 2　気象情報や被害情報の収集・伝達 3　防災関係機関等との連絡・調整及び応急対策に係る業務 4　その他、本部長が必要と認める業務
廃止基準	災害警戒本部は、次の事項に該当した場合に廃止し、直ちに告示するとともに、防災関係機関及び住民に通知又は公表する。 (1) 災害対策本部が設置されたとき (2) 災害発生のおそれがなくなったとき

第４　災害対策本部の概要

名　称	災害対策本部
設置者	町　長
本部長	町　長 町長が被災や病気等により登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者の中から次の順位で本部設置等必要な災害対策を行う。 第１順位　副町長　　第４順位　総務課長 第２順位　防災特命参事　　第５順位　建設課長 第３順位　住民生活課長　　第６順位　その場における最高責任者
設置基準	災害対策本部は、次の事項に該当した場合に設置し、直ちに告示するとともに、防災関係機関及び住民に通知又は公表する。 (1) 暴風、大雨、洪水警報が発表され、第３非常配備体制が配備されたとき、又は災害対策について特別の措置が必要と認められたとき (2) 気象庁が、神河町に特別警報を発表したとき (3) 大規模な災害が発生したあるとき
設置場所	役場本庁舎　２階中会議室又は３階第３会議室 役場庁舎被災時は、神崎支庁舎、中央公民館、保健福祉センターを代替候補地とする。
構　　成	全職員は、招集された時は、速やかに参集し、別表１のとおりに配備につき、地域防災計画に基づき別表２の災害対策（警戒）本部の事務分掌（各所掌業務）を行う。
業　　務	町の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。
廃止基準	災害対策本部は、次の事項に該当した場合に廃止し、直ちに告示するとともに、防災関係機関及び住民に通知又は公表する。 (1) 災害の危険が解消したと認められるとき (2) 災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき

別表　１　災害対策（警戒）本部組織編成図

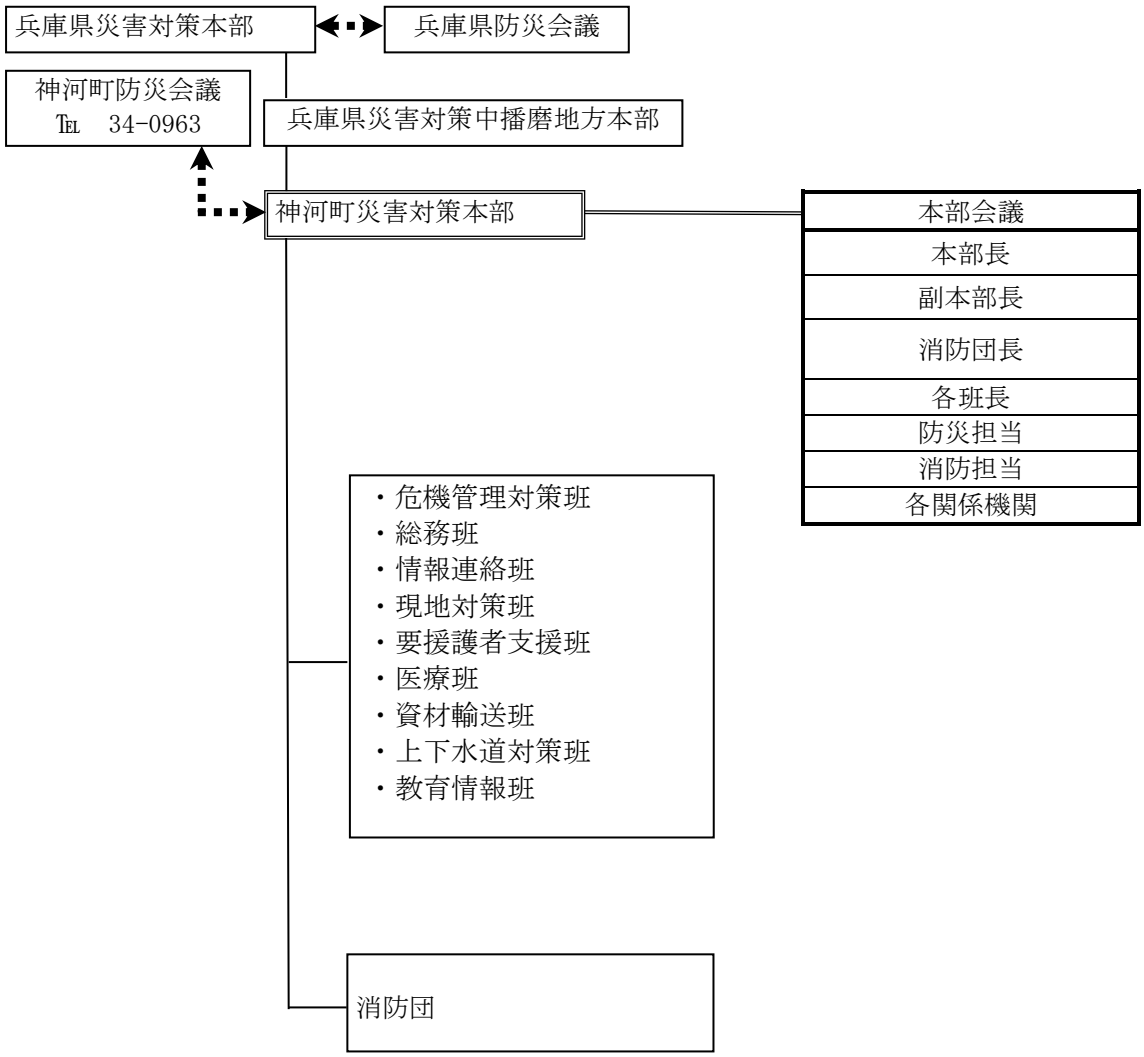

別表2　災害対策(警戒)本部の事務分掌

対策班名	担当課	時期区分			事務分掌
		初動	応急	復旧	
危機管理対策班	住民生活課	●			1　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること
		●			2　消防団の出動要請に関すること
		●	●		3　防災資機材の調達に関すること
		●	●		4　町内における災害応急対策の総合調整に関すること
		●	●		5　災害応急対策に係る他支町、県、国、県警察、自衛隊との連絡調整に関すること
		●	●		6　役場仮庁舎・現地対策本部の設置・移転等に関すること
		●	●	●	7　緊急速報メールに関すること
		●	●	●	8　防災ネットかみかわの活用に関すること
		●	●	●	9　防災会議及び本部会議に関すること
		●	●	●	10 町災害対策（警戒）本部の設置・運営に関すること
		●	●	●	11 業務継続計画の発動及び解除に関すること
		●	●	●	12 災害時受援計画の発動及び解除に関すること
		●	●	●	13 防災行政無線に関すること
		●	●	●	14 フェニックスの活用に関すること
		●	●	●	15 県等への災害報告に関すること
		●	●	●	16 自治組織の連絡調整・支援に関すること
		●	●	●	17 各関係機関との連絡及び調整に関すること
		●	●	●	18 危険物資等の保安対策に関すること
		●	●	●	19 有害物資等の保安対策に関すること
			●	●	20 被災者台帳に関すること
			●	●	21 広域支援の受入場所の確保に関すること
			●	●	22 災害救助法の適用申請事務に関すること
				●	23 水質検査に関すること
				●	24 町営住宅に関すること
				●	25 死体の処理、埋葬に関すること
				●	26 廃棄物、し尿の処理に関すること
				●	27 フェニックス共済に関すること
				●	28 災害復興計画に関すること
				●	29 被災者住宅の再建支援に関すること
				●	30 被災者生活復興資金貸付制度に関すること
				●	31 被災者生活再建支援金に関すること
				●	32 住宅災害復興融資利子補給に関すること
				●	33 災害応急対策の実施状況等の整理に関すること

対策班名	担当課	時期区分			事務分掌
		初動	応急	復旧	
総務班	総務課	●			1　避難住民の誘導に関すること
		●	●	●	2　職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に関すること
		●	●	●	3　職員の活動支援、安否、補償等に関すること
		●	●	●	4　町の所有に属する財産・車両等の管理等に関すること
		●	●	●	5　広報・広聴に関すること
		●	●	●	6　外国人の保護に関すること
		●	●	●	7　報道機関への報道要請及び情報提供に関すること
		●	●	●	8　輸送車両の確保及び配車に関すること
			●	●	9　指定避難所の運営（開設１週間程度から）に関すること
			●	●	10　災害応急対策関係予算その他財産に関すること
			●	●	11　国、地方公共団体等からの視察対応に関すること
			●	●	12 高速道路援助申請証明書の発行
			●	●	13 災害に係る問い合わせ、相談、要望等の応対に関すること
			●	●	14 電算システム、通信設備、ネットワークの点検・確保及び復旧に関すること
			●	●	15 町議会への報告、連絡調整並びに提出資料の整理に関すること
				●	16 人権の擁護に関すること
				●	17 不服申立、争訟等に関すること
				●	18 義援金の募集・配分及び広報活動に関すること
				●	19 義援金配分委員会に関すること
				●	20 兵庫県義援金の取扱いに関すること
情報連絡班	税務課 会計課	●	●		1　気象及び地震等の情報収集・伝達・記録に関すること
		●	●	●	2　写真等による情報の記録・収集等
			●		3　被災情報の収集・提供・記録に関すること
			●		4　人的被害及び家屋被害等のとりまとめに関すること
			●	●	5　安否情報の収集・提供等に関すること
			●	●	6　家屋の被害調査及び報告に関すること
			●	●	7　家屋の被害調査及び土地等の損害評価調査に関すること
				●	8　町税・諸収入に関すること
				●	9　罹災証明書に関すること
				●	10 被災者への租税等減免に関すること
資材輸送班	地域振興課 地籍課	●	●		1　資機材の配分及び輸送に関すること
		●	●	●	2　食品、生活必需品の給与、確保、記録に関すること
			●	●	4　救援物資の集配等に関すること
			●	●	5　費用の出納及び物品の調達に関すること
			●	●	6　運送の計画、手配、運営に関すること
			●	●	7　応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達に関すること

対策班名	担当課	時期区分			事務分掌
		初動	応急	復旧	
現地対策班	建設課 ひと・まち・みらい課	●	●		1　消防団の災害応急対応の指示に関すること
		●	●	●	2　道路の状況確認、確保、情報提供に関すること
		●	●	●	3　ライフライン（電気・ガス・電話）の確保に関する連絡調整等に関すること
		●	●	●	4　市街地等の状況把握、対策に関すること
		●	●	●	5　公共土木施設等の状況把握、対策に関すること
		●	●	●	6　農林道の状況確認、確保、情報提供に関すること
		●	●	●	7　危険箇所、支障となる工作物の除去等に関すること
		●	●	●	8　土木資機材等の手配に関すること
		●	●	●	9　道路障害物の除去に関すること
		●	●	●	10 緊急輸送道路に関すること
		●	●	●	11 交通規制に関すること
			●		12 応急公用負担等に関すること
			●		13 応急危険度判定に関すること
			●	●	14 応急仮設住宅等の手配、建設、供与に関すること
			●	●	15 災害における救助に関すること
			●	●	16 災害の応急、復旧等に関すること
			●	●	17 用地の確保、土地の使用・提供等に関すること
			●	●	18 商工業関係の被害調査等に関すること
			●	●	19 観光業、観光客の保護に関すること
			●	●	20 農林水産業に関すること
			●	●	21 家畜防疫、へい獣処理等に関すること
要援護者支援班	健康福祉課	●	●	●	1　災害時要援護者の保護に関すること
		●	●	●	2　避難所の避難者状況の収集・報告に関すること
		●	●	●	3　福祉避難所の開設・運営に関すること
		●	●	●	4　他対策部に属しない生活支援及び保護に関すること
			●		5　社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること
			●	●	6　被災者の福祉に係る相談及び情報提供に関すること
			●	●	7　入浴施設、トイレ等の確保、提供に関すること
			●	●	8　被災地における防疫・保健指導等に関すること
			●	●	9　感染症の予防・対策等に関すること
			●	●	10 食品衛生、食中毒防止等に関すること
			●	●	11 住民の健康維持、保健衛生に関すること
			●	●	12 ボランティアに関すること
				●	13 社会福祉施設の復旧に関すること

第２節　動員の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　震度に即した地震時の初動体制 (1)　第１号配備　→　（職員）全管理職員及び防災・消防担当 (2)　第２号配備　→　（職員）全管理職員、予め定められた職員及び住民生活課職員 （消防団）消防団員は班長以上 (3)　第３号配備　→　（職員）全員　（消防団）全消防団員 2　勤務時間外の震度４以上の地震時の初動体制 ↓ 自動発令 ｛ ①人命救助 ②被害状況の収集 ③緊急初動体制	各対策班共通

第１　計画の方針

地震発生に際し、災害応急対策活動に必要な災害応急対策要員を招集し、その活動を確実にするため各班において状況に応じた人員の動員を図るものとする。

第２　動員体制

1　地震が発生した場合の初動体制

	配　備　基　準	動　員　数	実　施　事　項	
第1号配備	1　町の地域で震度４の地震を観測したとき。【自動発令】	全管理職員及び防災・消防担当	1　地震に関する情報の収集(被害なしの場合→通常業務、時間外の場合は報告後解散) 2　被害情報の把握 3　被害情報の県への報告 4　必要に応じて関係機関等への通報 5　必要に応じて防災担当部長及び市長等への報告 6　初期災害応急対策 7　災害情報に関する広報	災害警戒本部又は、必要に応じ災害対策本部設置
第2号配備	1　町の地域で震度５以上の地震を観測したとき。【自動発令】	全管理職員、予め定められた職員及び住民生活課職員	1　地震に関する情報の収集(被害なしの場合→通常業務、時間外の場合は報告後解散) 2　被害情報の把握 3　被害情報の県への報告 4　関係機関等への通報 5　当該課長及び町長等への報告 6　災害対策本部の設置に関すること。 7　初期災害応急対策 8　災害情報に関する広報	災害対策本部設置
		消防団員は班長以上	1　被害状況の把握 2　消火・救助活動 3　警戒・広報	
第3号配備	1　町の地域で震度６以上の地震を観測したとき。	全　員	全職員が直ちに登庁しそれぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施	
		全消防団員	1　被害状況の把握 2　消火・救助活動 3　警戒・広報 4　避難誘導	

2　災害対策本部未設置における初動体制

（1）　勤務時間中は、原則として平常勤務態勢で対応するものとする。

（2）　勤務時間外において、震度４未満の地震を観測し、小規模の災害が発生したときは、関係課長等は直ちに出動し、情報集・伝達等にあたるものとする。

（3）　勤務時間外において、震度４以上の地震を観測したときは、地震発生の発表をもって配備態勢が自動発令されたこととし、以下のとおり対応することとする。

ア　担当課員は、直ちに被害情報の収集にあたり、必要に応じてこれらの状況を防災特命参事に報告するものとする。

イ　あらかじめ定めた職員等は、原則として直ちに参集し、気象情報の収集・伝達等にあたるとともに、町長に状況を報告し、災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。

ウ　災害対策本部員及び関係職員は配備体制に基づいて、速やかに参集できる体制及び災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。

３　勤務時間外に地震が発生した場合の初動体制

（１）　勤務時間外に震度５以上の地震が発生した場合【自動発令】
地震が発生した場合の動員は、原則として配備基準に基づいて行う。
震度５強までの初動体制は主に被害調査を行う。

（２）　勤務時間外に震度６以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統により【自動発令】、全職員は参集するものとする。

時系列的事項	実　施　内　容
1　参集準備	職員は、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2　人命救助	職員は、近隣の被災状況を把握し、必要により人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
3　参　集	(1) 全職員が自主的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2) 災害その他により、災害対策本部に参集できない職員は、最寄りの避難所等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告する。
4　被害状況の収集	職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5　被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を情報連絡班に報告する。 (2) 情報連絡班は、被害状況を集約する。
6　緊急対策班の編成	職員の参集率が低い又は低いと予想される場合は、必要により先着した職員から緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務（注１・２）にあたる。
7　緊急初動体制の解除	災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制（緊急対策班体制）を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

注１　初期に必要な業務とは、主に次のようなものである。
(1) 被害状況調査
(2) 地震に関する情報調査
(3) 関係機関等への情報伝達
(4) 災害対策本部の設置
(5) 防災用資機材の調達・手配
(6) 広報車等による住民への情報伝達
(7) 支援物資調達準備計画の策定
(8) 安全な避難場所への誘導
(9) 避難所の開設
(10) 広域応援要請

注２　緊急対策班の編成は、次のとおりである。
(1) 職員の参集率が低く各部で充分な人員を確保できないとき、又は地震の規模から確保ができないと予想されるときは、各部の事務分掌にかかわらず、順次参集した職員から班を編成する。
(2) 緊急対策班は、主に初動時に必要な次の業務を実施する。
ア　被害状況収集、広報関係
(ｱ)　広報車等による住民への呼びかけ
(ｲ)　県、姫路市消防局、警察等関係機関との連絡
(ｳ)　消防団、住民組織との連絡
(ｴ)　被害調査班の編成
(ｵ)　問い合わせ電話への対応
イ　災害対策本部の設置
(ｱ)　災害対策本部の設置と関係機関への周知

(ｲ)　必要備品（電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、防災服等）の準備
(ｳ)　本部員会議に関する準備、連絡
(ｴ)　広域応援要請の検討、決定

ウ　避難所及び救護所の設置
(ｱ)　住民の避難状況の確認
(ｲ)　避難所の開設
(ｳ)　救護所の設置と救護班の派遣要請

エ　食料、物資の放出及び調達
(ｱ)　備蓄物資の放出
(ｲ)　関係団体、業者への調達手配
(ｳ)　他市町、県への応援要請

オ　水道、トイレ対策
(ｱ)　上水道の被害状況調査
(ｲ)　上水道の応急復旧
(ｳ)　被災者への給水
(ｴ)　仮設トイレの確保、設置

第３節　情報の収集・伝達

第１款　災害情報収集伝達計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
１　被害情報の収集 (1)　発災直後→各地区ごとに被害調査担当係の設置 (2)　被害調査担当係の調査報告に基づき、項目ごとに担当課が把握 ２　県への報告 ［通常］　町　→　県災害対策中播磨地方本部（中播磨県民センター）　→　県 ［非常］　町　→　消防庁 ３　報告内容 ①　緊急報告、②　災害概況即報、③　被害状況即報、④　災害確定報告	各　対　策　班　共　通

資料編・45. 播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書

第１　計画の方針

地震発生時において災害応急対策を適切に実施するため、県及び防災関係機関と相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達するものとする。

第２　地震情報の収集伝達

町は、気象庁の発表する正確な地震情報を兵庫衛星通信ネットワーク、テレビ、ラジオ等により一刻も早く入手し住民等に伝達するとともに、地震発生後の初動体制をとることとする。

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられている。

第３　収集すべき被害情報

震度５以上の大地震が発生した場合、その被害は同時多発的に全町域に及ぶことが考えられる。町は、速やかな応急対策を実施するため、迅速的確に被害調査を行い、被害状況を把握する必要がある。

そのため、町は発災直後の被害概況調査を目的とした体制と、その後災害が終結し被害確定調査を目的とした体制について定めるものとする。

１　発災直後

町は、ブロック（越知谷、大山、粟賀、寺前、小田原、長谷）ごとに各班において被害調査担当係を定め、担当者は、自治会長あるいは地域住民の協力を得て、短時間に担当地区の被害調査を行い、調査結果を情報連絡班に報告するものとする。

２　町の措置

町は、各地区の被害調査担当係の調査報告に基づき、関係担当班により被害状況を迅速かつ正確に把握するものとする。

（１）　地震発生直後

情報収集内容		主　要　な　担　当　班
1	人命危険の有無及び人的被害の発生状況	各班共通、消防団
2	家屋等建物の倒壊状況	現地対策班、消防団
3	火災等の二次災害の発生状況及び危険性の把握	消防団
4	避難の必要の有無及び避難の状況	危機管理対策班、消防団

情報収集内容		主　要　な　担　当　班
5	住民の動向把握	総務班、教育情報班
6	道路及び交通機関の被害状況	現地対策班、消防団
7	電気、上下水道、電話等ライフラインの被害状況	危機管理対策班、上下水道対策班
8	観光施設の状況把握	現地対策班
9	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	各班共通

（２）　その後の段階

情報収集内容		主　要　な　担　当　班
1	被害状況	各班共通
2	避難指示又は警戒区域の設定状況	危機管理対策班、現地対策班、消防団
3	避難所の設備状況	要援護者支援班、教育情報班
4	避難生活の状況	要援護者支援班、教育情報班
5	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況	資材輸送班、上下水道対策班
6	電気、上下水道、電話等ライフラインの復旧状況	危機管理対策班、上下水道対策班
7	医療機関の開設状況	医療班
8	救護所の設置及び活動状況	医療班
9	傷病者の収容状況	医療班
10	道路及び交通機関の復旧状況	現地対策班

第４　県への報告

１　報告基準

町は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告することとする。

（一般基準）

（１）　災害救助法の適用基準に合致するもの。

（２）　災害対策本部を設置したもの。

（３）（１）又は（２）に定める災害になるおそれのある災害。

（４）　神河町内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害が生じている災害。

（風水害）

（５）　崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（６）　河川の溢水等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（雪　害）

（７）　雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（８）　道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

（社会的影響基準）

（９）　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

（その他）

（10）　災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

２　報告系統

町は、前記１の報告基準に達した場合には、県に災害情報を報告することとするが、通信の不通等により県に報告できない場合には、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報

告することとする。ただし、その場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告することとする。

（注）県（地方本部・災害対策本部）及び消防庁の連絡窓口を次のとおりとする。

		県の連絡窓口		消防庁の連絡窓口	
		災害対策中播磨地方本部（中播磨県民センター）	災害対策本部（災害対策センター）	通常時（応急対策室）	夜間・休日等（宿直室）
NTT回線	電話	079-281-3001 079-281-9035（夜間）	078-362-9900	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	079-285-1102	078-362-9911 078-362-9912	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話			9-90-49013	9-90-49102
	FAX			9-90-49033	9-90-49036
地域衛生通信ネットワーク	電話	7-173-511 7-173-512	7-151-5330,5332 5343,5367	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102
	FAX	7-173-611	7-151-6380	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

3　災害情報の収集・伝達手段

（1）　町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに町域の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力することとする。

（2）　町は、必要に応じて一般電話又はファクシミリ、電子メールなども活用することとする。

（3）　有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク等を利用することとする。また、必要に応じ、警察無線等他の防災機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。

（4）　すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

（5）　携帯電話、アマチュア無線等についても有効に活用できるよう、体制の整備を図るものとする。

4　報告内容

県への報告の種類は、次のとおりである。

（1）　緊急報告

町は、震度４以上の地震を観測した場合、又は被害が発生するおそれがある場合には、周辺の状況を〔庁舎緊急報告〕により県（災害対策本部、中播磨県民センター経由）へ、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で通報することとする。なお、震度5強以上の地震を観測した場合は消防庁に対しても直接報告を行う事とする。

（報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえないこととする。）

町は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、町及び姫路市消防局への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（中播磨県民センターを経由して県災害対策本部）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく、直接報告することとする。

（2）　災害概況即報

町は、報告すべき災害を覚知したときは直ちに第一報を県（災害対策本部、県民センター経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、［災害概況即報］により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、県民センター経由）へ連絡することとする。特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、県民センター経由）へ報告することとする。

（　災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。）

（３）　被害状況即報

町は、被害状況に関する情報を収集し、［被害状況即報］により県（災害対策本部、県民センター経由）に報告することとする。

被害状況に関する情報をとりまとめる時間は、県により指定されるが、町は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時県に報告することとする。

（４）　災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、県民センター経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

第５　支援要請

町は、大規模な被害により単独に応急活動あるいは行政事務を実施することが困難になった場合の主な応援要請経路をあらかじめ定めておくこととする。

第６　被災者支援のための情報の収集・活用

１　住民からの問い合わせに対する回答

必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

２　被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

３　り災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

第２款　災害通信計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
１　通信施設の利用 (1)　通常　⇒　①災害対応総合情報ネットワークシステム　②兵庫衛星通信ネットワーク ③電話　④電報　⑤FAX (2)　非常　⇒　上記のほか、①非常・緊急通話　②非常・緊急電報 ２　１で不足する場合　⇒　①非常通信経路計画による他機関の通信施設の利用 ３　通信設備の使用優先順位の周知	危機管理対策班

第１　計画の方針

災害発生時には通信連絡網の混乱が予想されるため、災害情報の収集及び応急対策の指示連絡方法を定め、迅速かつ正確な通信連絡により災害応急対策の円滑な実施を図るものとする。

第２　災害時における通信連絡

災害時における災害通信連絡については、一般加入電話及び災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)等により速やかに行うものとする。

第３　通信連絡の確保

１　災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)

町は、県、市町、消防本部、警察との間を光回線及びＩＳＤＮで二重化された災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)で結んでおり、通信連絡の確保を図っている。

２　兵庫衛星通信ネットワーク

（１）　衛星系

町は、被災、輻そう等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク(衛星系)を使用して関係機関との通信を確保する。

（２）　地上系

被災等により衛星系システムが使用できない場合には、地上系システムにより通信の確保を図るものとする。

３　災害対策基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等

災害に関する情報の伝達及び応急措置の実施等に関し、緊急かつ特別の必要があるとき、又は一般加入電話が途絶した場合等においては、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条に基づき、次の方法により通信設備を優先的に利用し、又は使用し、通信手段を確保するものとする。

（１）　電気通信設備の優先利用

非常災害時においては、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）で電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれのあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取扱わなければならないことになっており、これを利用する。

非常通話	１　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電話は、非常電話として取扱われ、他の通話に先だって最優先的に接続される。 (1)　気象、水象、地象、若しくは地震の観測の報告又は警報を内容とする通話であって、気象機関相互間において行うもの (2)　洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項を内容とする通話であって、水防機関(消防機関を含む。以下同じ。)相互間において行うもの (3)　災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする通話であって、消防機関又は災害救助機関相互間において行うもの (4)　鉄道その他の交通施設(道路等を含む。以下同じ。)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの (5)　通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

非常通話	(6)　電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの (7)　災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする通話であって、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者がその災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対して行うもの 2　原則として、あらかじめ兵庫支店の承認を受けた番号の加入電話で請求しなければならないが、相手方の電話番号は登録しておく必要はない。 3　非常通話の請求に際しては、非常通話の必要な理由を電話交換取扱者に説明しなければならない。 なお、説明を求められた場合には、非常通話の必要な理由を具体的に説明しなければならない。
緊急通話	1　火災その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電話は、緊急電話として取扱われ、他の通話に先だって接続される。 (1)　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間において行うもの (2)　天災、事変その他の災害に際し、その災害状況を報道するための市外通話であって、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間において行うもの 2　原則として、あらかじめ兵庫支店の承認を受けた番号の加入電話で請求しなければならないが、相手方の電話番号は登録しておく必要はない。 3　緊急通話の請求に際しては、その必要な理由を電話交換取扱者に説明しなければならない。 なお、説明を求められた場合には、緊急通話の必要な理由を具体的に説明しなければならない。
非常電報	1　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は、非常電報として取扱われ、他のすべての電報に先だって伝送及び配達される。 (1)　洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、水防機関(消防機関を含む。以下同じ。)相互間に発受するもの (2)　災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、消防機関又は災害救助機関相互間に発受するもの (3)　鉄道その他の交通施設(道路等を含む。以下同じ。)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの (4)　通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの (5)　電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの (6)　災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする電報であって、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者がその災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対して発するもの (7)　気象、水象、地象、若しくは地震の観測の報告又は警報に関する電報であって、気象機関相互間に発受するもの 2　非常電報を発信するときは、発信人は非常電報であることを告げるものとする。 3　非常電報を発信する場合において、電報取扱局の請求があるときは、発信人はその電報が非常電報に該当するものであることを証明しなければならない。
緊急電報	1　火災その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は、緊急電報として取扱われ、他の一般電報に先だって伝送及び配達される。 (1)　航空機の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とする電報であって、遭難の事実を知った者と、その救援に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの (2)　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの (3)　天災、事変その他の災害に際し、その災害状況の報道を内容とする電報であって、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間に発受するもの 2　緊急電報を発信するときは、発信人は緊急電報であることを告げるものとする。 3　緊急電報を発信する場合において、電報取扱者の請求があるときは、発信人はその電報が緊急を要するものであることを証明しなければならない。

（２）　有線電気通信設備又は無線設備

一般公衆電話が途絶した場合は、町長は、有線電気通信法第３条第４項第３号に掲げる次の者の協力を得て、当該有線・無線通信設備を使用し、通信連絡を確保するものとする。ただし、災害対策基本法第 57 条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続きにより行うものとする。

ア　警察事務を行う者（警察電話及び無線）
イ　消防事務を行う者（消防電話及び無線）

４　非常通信経路計画

災害時において、有線電気通信回線が利用できないか、又は利用することが著しく困難な場合に「兵庫地区非常通信経路計画」により通信経路を確保するものとする。

（１）　通報内容

ア　人命の救助、遭難者の救助に関するもの
イ　犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
ウ　防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
エ　鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の調達、運搬要員の確保などに関するもの
オ　その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関係して緊急措置を要する内容。

（２）　非常通報の記載方法

ア　用紙は特に規定していないが、できるだけ電報頼信紙を使用することとする。
イ　頼信紙の記載欄又は用紙の上部に「非常」と朱書することとする。
ウ　あて先は、住所、氏名をはっきり書くこととする。また、なるべく電話番号を括弧で囲み付記することとする。
エ　通報の形式は、文書形式でも電報形式でも良いが、本文の文字は 200 字以内(カタカナ)とすることとする。
オ　発信人の住所、氏名、電話番号を発信人欄に記載することとする。

（３）　発信依頼

非常通報の発信(伝送)の依頼は、原則として「非常通信経路計画」により選定した受付局に対して行うこととする。

非　常　通　信　の　経　路

区　間	総　合 信頼度	町役場 からの 距　離	（発着信局）　　非常通信経路　　（発着信局）	県　庁 までの 距　離
神河町 ⇔神戸市	B	K 0.1	ＪＲ寺前駅 ―――――――― ＪＲ元町駅	K 0.4

第４　通信設備の使用優先順位

災害発生時における通信は、相当の輻そうが予想されるので、次のものから優先して発信するものとする。

１　人命に関するもの
２　財産に関するもの
３　災害の予防、発生及び救助に関するもの
４　災害の予報又は警報に関するもの
５　その他町長が必要と認めたもの

第４節　防災関係機関等との連携促進

第１款　自衛隊への派遣要請

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　派遣要請の要求 〔通　常〕　⇒　知事 〔緊　急〕　⇒　自衛隊に直接通知 2　要請明示事項　⇒　①災害状況及び要請理由　②派遣希望期間 ③派遣希望区域及び活動内容　④その他必要事項 3　受入体制の整備　⇒　①現場責任者の設定　②必要資機材の準備 ③派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備 4　ヘリポート予定地　⇒　町民グラウンド、グリーンエコー笠形、ふれあい広場	危機管理対策班

第１　計画の方針

災害の発生に際し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の派遣を知事に要請し、迅速、的確な救助活動の実施を図るものとする。

第２　実施責任者

自衛隊の派遣要請要求は、町長が知事に対して行う。ただし、緊急の場合で、町長が不在等のときは、本部長の職務代理者が行うものとする。

第３　災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、自衛隊の活動内容としては概ね次による。

区　分	活　動　内　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の捜索活動	行方不明者、傷者等の捜索救助(通常他の救援作業等に優先して実施)
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等
消火活動	利用可能な消防車等その他防火用具(必要な場合は、航空機等)による消防機関への協力(消火剤などは、通常関係機関が提供)
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫(薬剤等は、通常派遣要請者[町長]が提供)
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない限度で実施
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る)
炊飯及び給水	炊飯及び給水の支援
物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

第４　災害派遣要請手続

1　要請手続

（1）　町長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、中播磨県民センター長、福崎警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し自衛隊の派遣要請を求めるものとする。

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　要請責任者の職氏名
オ　災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
カ　派遣地への最適経路
キ　連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

ク　その他参考となるべき事項

（２）　町長は、通信の途絶等により、知事に対して要請ができない場合には、直接その旨及び災害の状況を、自衛隊に通知することができる。なお、この場合において町長は、事後速やかに知事にその旨通知しなければならない。

災害派遣及び撤収要請手続経路

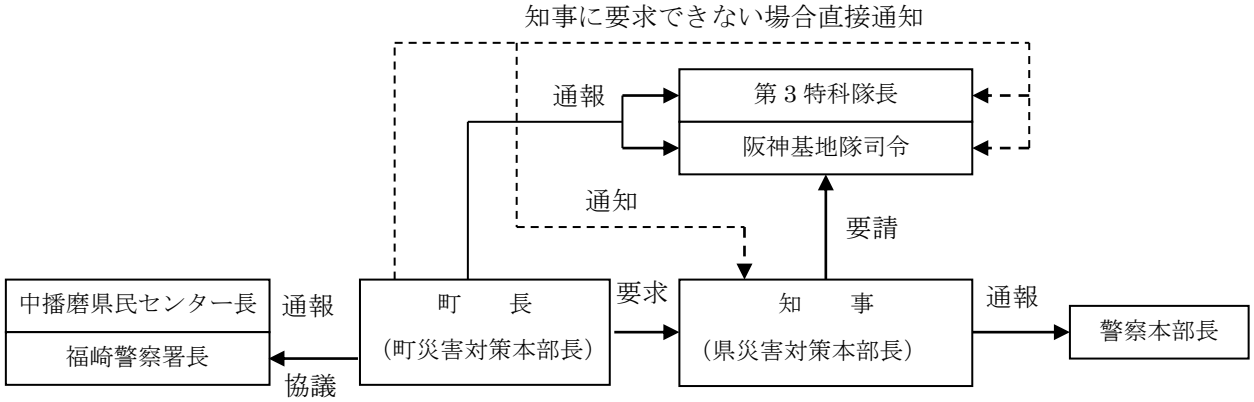

２　連絡先

自衛隊の災害派遣要請連絡先は、資料編に記載のとおりである。

資料編・２０．自衛隊災害派遣要請連絡先

第５　自衛隊災害時の対応

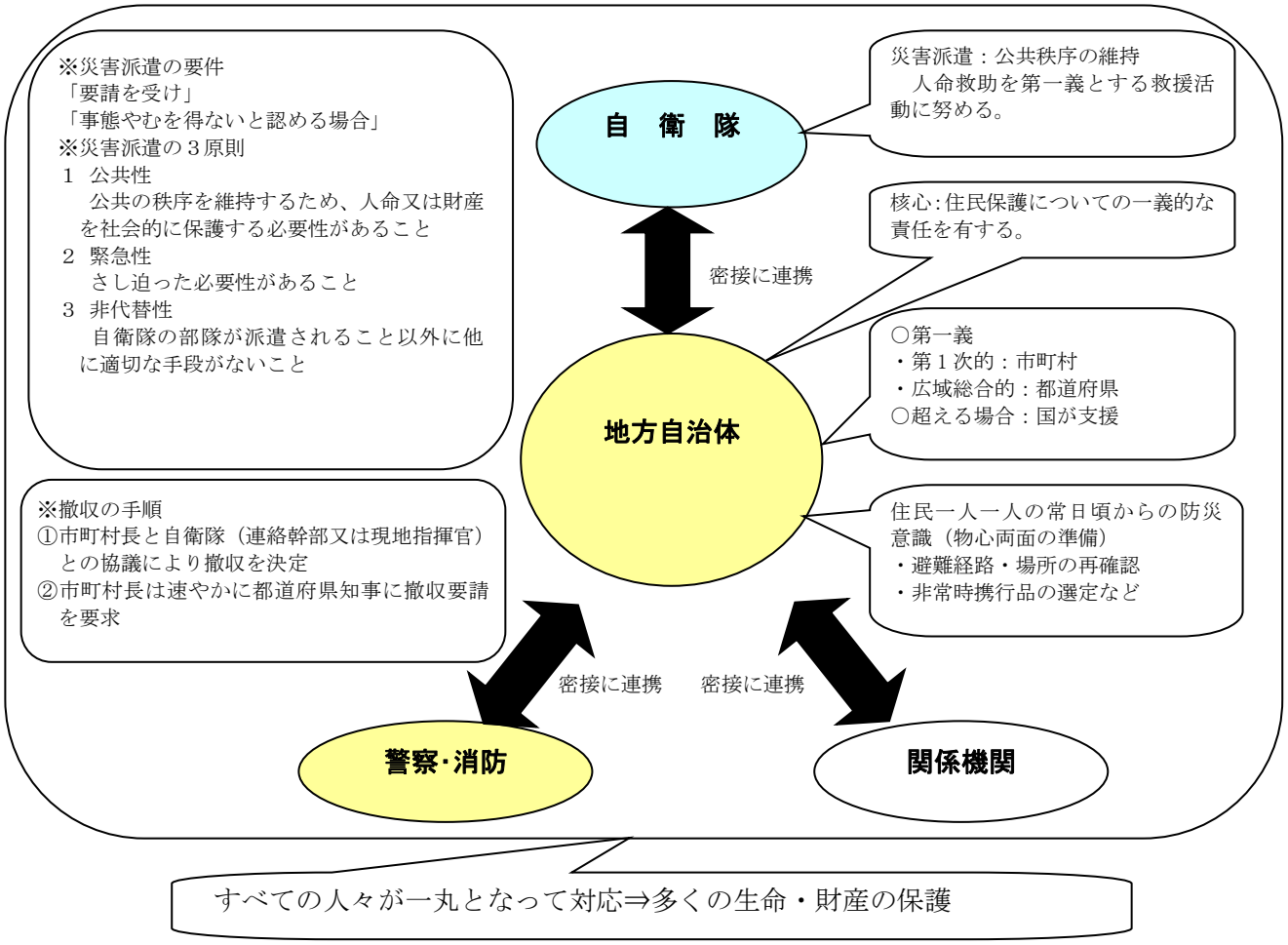

第６　自衛隊派遣受入体制及び準備

町は、自衛隊の派遣が決定したときは、自衛隊の応急対策における救護活動が迅速かつ効果的に実施できるように次の事項についてあらかじめ準備しておくものとする。

１　作業実施期間中の現場責任者の設定
２　派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備にかかるものを除く。）
３　派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

第７　ヘリコプター臨時離着陸場適地

町内のヘリコプター臨時離着陸場適地は、資料編に記載のとおりである。

資料編・１９．ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

第８　自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。なお、その場合には、事後できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとるものとする。

自主派遣の判断基準は、次のとおりである。

１　災害に際し、関係機関に対して当該災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
２　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、市町長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
３　航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
４　その他災害に際し、上記１から３に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第９　撤収要請

町長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議のうえ、知事に自衛隊の撤収の要請を行う。

第９　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として災害派遣を受けた町が負担するものとする。

１　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備にかかるものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
２　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
３　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
４　派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊装備にかかるものを除く。）

第２款　関係機関との連携

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　応援要請先 ①他市町　②県　③指定地方行政機関　④自衛隊 2　連絡窓口　⇒　住民生活課 3　受入体制の確立　⇒　①作業内容　②作業場所　③宿泊場所等	危機管理対策班 総務班

第１　計画の方針

町内に災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合に備え、積極的に相互応援協定の締結に努めるとともに、災害に際し町のみでは対応が困難な場合には、本計画に基づき作成した『神河町災害時受援計画』により、県及び他の市町等に応援を要請し迅速な対策を図るものとする。

第２　実施責任者

県、他市町等への応援要請は、町長が行う。

第３　実施基準

応援協力の要請は、住民の生命及び財産を保護するための応急対策の実施が不足又は困難と判断される場合とする。

第４　応援要請

1　他市町への応援要請

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定に基づき、他の市町長等に対し応援を求めることができる。

2　県への応援要請

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定の基づき、知事に対し次の事項を明記した文書をもって応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（1）　災害の状況及び応援を求める理由
（2）　応援を希望する機関名
（3）　応援を希望する物資、資機材、器具等の品名及び数量
（4）　応援を必要とする期間
（5）　応援を必要とする場所
（6）　応援を必要とする活動内容
（7）　その他必要な事項

3　指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の長に対し、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、災害対策基本法第30条に基づき、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

（1）　町長が指定地方行政機関の職員の派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）
　ア　派遣を要請する理由
　イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
　ウ　派遣を必要とする期間
　エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
　オ　その他職員の派遣に必要な事項

（2）　町長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）
　ア　派遣の斡旋を求める理由
　イ　派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
　ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

第５　応援受入体制の確保

１　連絡体制の確保

町長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び他市町等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

また、相互の協力が円滑に行われるようあらかじめ協議をしておくものとする。

２　受入体制の確保

（１）　連絡窓口の明確化

町長は、県及び他市町等との連絡を速やかに行うため、住民生活課に連絡窓口を定めておくものとする。

（２）　受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入態勢を確立しておくものとする。

第６　相互応援協力の推進

町長は、平素より他市町との相互応援協定の締結を推進し、災害に備えることとする。

町が現在締結している協定は、資料編のとおりである。

資料編・３２．兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定
・３３．西播磨地域災害時等相互応援に関する協定
・３４．姫路市、市川町、福崎町、及び神河町における消防相互応援協定書
・３５．朝来市及び神河町における消防相互応援協定書
・３７．災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書（大河内郵便局）
・３８．災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書（神崎郡郵便局）
・４０．神河町多可町広域消防相互応援協定
・４２．災害時等の応援に関する申し合わせ（姫路河川国道事務所）
・４４．播磨広域防災連携協定
・４５．播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書

第７　県に対する兵庫県消防防災航空隊ヘリコプター出動要請

災害に際し、兵庫県消防防災航空隊ヘリコプターの活動を必要とする場合には、第３章第５節第３款「兵庫県消防防災航空隊ヘリコプター支援要請計画」の定めるところにより知事に消防防災ヘリコプターの出動要請を行うものとする。

第８　自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際し、自衛隊の救援を必要とする場合には、本節第１款「自衛隊への派遣要請」に定めるところにより知事に自衛隊の派遣の要請するものとする

第９　「応急対策職員派遣制度」よる応援職員の派遣

町は、「応急対策職員派遣制度」基づく県の要請により、被災市町村の災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員として職員を派遣するものとする

第５節　災害救助法の適用

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　住家滅失世帯数の算定基準 (1)　全壊・全焼等世帯　⇒　1世帯 (2)　半壊・半焼等顕著な損傷世帯　⇒　１／２世帯 (3)　床上浸水・土砂堆積等による一時的居住不能世帯　⇒　１／３世帯 2　町の災害救助法適用基準 (1)　基準１号　⇒　40世帯　(2)　基準２号　⇒　20世帯 3　災害救助法に基づく救助の実施内容及び基準の周知	危機管理対策班 要援護者支援班 医療班 教育情報班

第１　計画の方針

大規模地震の発生など一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

第２　実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、知事から通知された事項については、町長が行うものとする。

第３　災害救助法の適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号に該当するときに、災害救助法が適用される。

1　基準１号(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第１条第１項第１号)

町の住家滅失世帯数が、下表の基準に達したとき。

町　の　人　口	住家滅失世帯数
10,884人（2021年12月31日現在）	40世帯

2　基準２号(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第１条第１項第２号)

県の区域内の住家のうち滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ町の区域内の住家滅失世帯数下表の基準に達したとき。

町　の　人　口	住家滅失世帯数
10,884人（2021年12月31日現在）	20世帯

3　基準３号(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第１条第１項第３号)

県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のために生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合で厚生労働大臣の承認を受けたものであること。

4　基準４号(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第１条第１項第４号)

多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること。

（１）　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合。

（２）　被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合。

（注）　住家滅失世帯数の算定基準は、次のとおりである。(全て住家を対象とする。)

①　全壊し、又は全焼した世帯は、１世帯とする。

②　半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって１世帯とする。

③　床上浸水、土砂の堆積等により一時的な居住不能世帯は、３世帯をもって１世帯とする。

第４　災害救助法の適用手続

（１）　災害救助法の適用申請手順

①　家屋の被害状況等を把握し、災害救助法の適用基準に該当する又は該当する見込みがあるか判断する。

②　口頭又は電話により、知事に災害救助法の適用を申請する。

（２）　救助実施状況の取りまとめ

①　各部局が実施する救助実施状況を把握し、実施内容を取りまとめる。

②　救助の期間の延長が必要な場合は、知事にその旨を要請する。

（３）　救助実施状況の報告

①　各部局が実施した救助実施状況に関して、様式を作成する。

②　様式を取りまとめ、救助の実施内容及び救助にかかった費用等を県に報告する。

（４）　災害救助法が適用されない場合の救助

災害対策基本法第５条に基づき、本部長が応急措置を実施する。

報　告　系　統　図

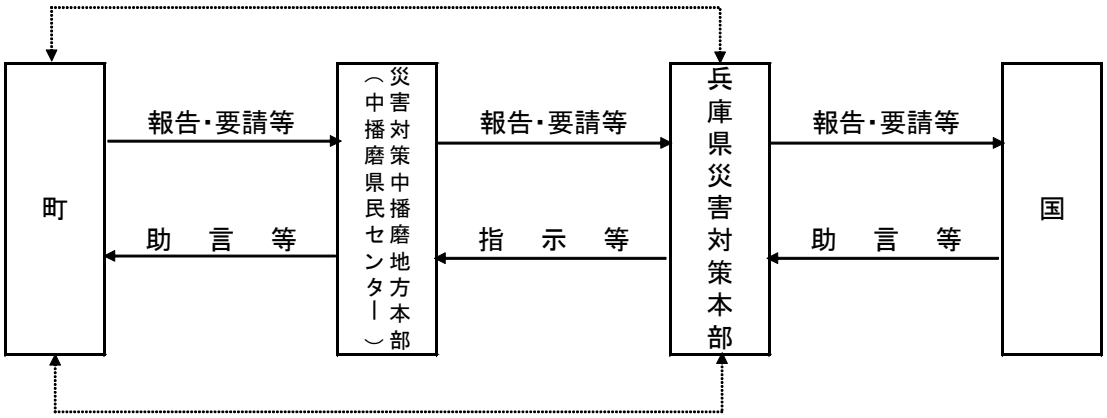

（注）　……　は、緊急の場合及び補助ルートとする。

第５　救助の実施内容

知事は次の救助を実施する。この場合において、町長は知事から通知された事項について行うものとし、その他については知事を補助し救助を実施するものとする。

1　避難所の供与
2　応急仮設住宅の供与
3　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
4　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
5　医療及び助産
6　災害にかかった者の救出
7　災害にかかった住宅の応急修理
8　学用品の給与
9　埋葬
10　死体の捜索及び処理
11　災害によって住居、又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第６　災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は資料編に掲載のとおりであるが、この基準により実施することが困難な場合は知事に要請し、内閣総理大臣の同意を得て知事が定める基準により実施するものとする。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早期早見表

第３章　円滑な災害応急活動の展開

第１節　地震火災の消火活動の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　消防団の集合場所 (1)　消防団長及び副団長　⇒　・火災－現場 ・地震その他の災害－災害対策本部 (2)　消防団員　⇒　・火災－現場 ・その他の災害－消防団詰所 2　消防団の活動 ①出火防止の呼び掛け・初期での消火　②情報収集活動　③消火活動 ④救助・救急　⑤避難方向の指示 3　自主防災組織の活動　⇒　①各家庭に出火防止の呼び掛け　②初期消火　③救助・救急 4　住民の活動　⇒　①火元のチェック　②電気器具への対処　③消火器の整備	危機管理対策班 消　防　団

第１　計画の方針

地震発生時において出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ的確に実施し、また消防団の活動体制の整備充実及び消防相互応援協定に基づく他町の協力を図り、住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものとする。

第２　消防責任の所在

消防組織法第3章により、消防責任は町にある。したがって災害防除活動は、町がその責任において行う。ただし、県は災害防除活動に対して補完責任を有しているため、大災害等で県の応援出動が必要な場合は、関係法令の規定によって県に要請することができる。

第３　地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは地震火災に次のような特徴が認められるためである。

１　火災が、不意に、同時に多数発生すること。

２　地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。

３　危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。

４　破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ大問題である。このため消防体制を整備し、出火防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第４　相互応援協定

災害対策基本法第67条及び消防組織法第21条の規定により、隣接町との間において積極的に応援しなければならない。したがってこの場合の応援区分、費用分担区分等についてあらかじめ協定を結んでおくとともに、知事の応援指示権の発動があった場合は応援出動を指示し、人的確保に努める。

現在の消防相互応援協定等の締結状況は、次のとおりである。

資料編・３４．姫路市、市川町、福崎町及び神河町における消防相互応援協定書
・３５．朝来市及び神河町における消防相互応援協定書
・４０．神河町多可町広域消防相互応援協定

第５　編　成

消防の組織

町　長 ― 消防団長 ― 各副団長 ― 各分団長 ― 各副分団長 ― 分団員

第６　消防団の活動体制

消防団は、地域に密着した防災機関として、分団受持区域内の住居に対して出火防止、初期消火等の指導及び現有装備を活用し、火災その他災害に対し消防団長の指揮のもとに消防活動にあたるものとする。

なお、町職員、消防団員自身の被災又は電話不通により非常招集あるいは指揮命令の伝達が行われない場合でも行動に移れるマニュアルの整備を行っておくものとする。

１　集合場所

（１）　消防団長及び副団長

火災の場合は現場に直行する。地震等その他の災害の場合には、災害対策本部に集合し、災害に関する情報を入手し、団員へ適切な指示を行う。

（２）　消防団員

火災の場合は現場に直行する。地震等その他災害の場合は、消防団詰所に集合する。

２　出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を呼び掛けるとともに、出火した場合は自主防災組織等と協力して初期での消火に努める。

３　情報収集活動

無線、オートバイ、自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の有無など被災状況の情報を収集し、災害対策本部、姫路市消防局、福崎警察署等防災関係機関に連絡する。

４　消火活動等

消火活動及び避難道路、避難地確保のため道路障害物の除去等を行う。

５　救助・救急

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血等の応急措置を行い、安全な場所への移送を行う。

６　避難方向の指示

避難指示等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに、防災関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等的確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と避難所の防護活動を行う。

第７　防火管理者等の活動

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたることとする。

なお、指示等にあたっては、防災関係機関からできるだけの正確な情報の入手に努め、実施するものとする。

第８　自主防災組織の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛け、火災が発生したときは消火栓及び消火器等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急措置等を行う。

なお、姫路市消防局、消防団が到着したときはその長の指揮に従う。

第９　住民の活動

まず身の安全を確保し、出火の防止に努める。

１　使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

２　プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

３　電気器具は電源コードをコンセントからはずしておく。停電時における火気の使用及び通電

時における電気器具の使用に万全の注意を払う。

４　火災が発生した場合は消火器等で消火活動を行うとともに、隣人等に大声で助けを求める。

５　地震発生直後は姫路市消防局等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報については、火災発生、救助、救急要請等必要な情報のみ通報する。

第10　災害の報告

災害が発生したら消防組織法第22条及び災害対策基本法第53条の規定に基づき町長は知事に報告する。

第11　警察との協力

消防組織法第24条により消防と警察は相互に協力し住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

第12　自衛隊の派遣要請

町長は、災害の状況により必要と認めた場合は、知事に自衛隊の派遣要請を行うものとする。

第13　惨事ストレス対策

消火活動を実施する機関は、消防吏員、消防団員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第２節　被災者救出計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　救出班の編成　→　町職員、消防団員等 2　救出活動 (1)　関係機関と連絡、協力 (2)　一般の救出作業では困難な場合　⇒　姫路市消防局 (3)　救助機械器具が不足する場合　⇒　建設業者、運送業者、関係機関及び区域住民等の協力を得て調達 3　県への協力要請 明示事項　⇒　①応援理由　②必要人員・資機材等　③応援場所　④応援期間等	危機管理対策班 消防団

第１　計画の方針

地震災害のため、生命、身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出して、その者の保護を図るものとする。

第２　実施責任者

被災者等の捜索及び救出は町長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事が行うものとするが、知事から通知された事項については、町長が行うものとする。

第３　救出の方法

1　救出班の編成

救出活動は、町職員、消防団員等により救出班を編成して行い、負傷者等の早期発見に努めるものとする。なお、班編成にあたっては、本部長、消防団長と協議して編成するものとする。

2　救出活動

（1）　救出作業

救出班は、装備している資機材を活用し、班員を指揮して救出活動にあたる。この場合において、現場付近の関係機関と連絡をとり協力するものとする。

又、特殊な救出作業、高所、低所等の救出について一般の救出作業では困難な場合は、姫路市消防局に要請するものとする。

（2）　救助機械器具の調達

要救助者の状況に応じて救出作業に必要な人員、設備、機械器具を利用して救出を行うものとするが、不足する場合は、建設業者、運送業者、関係機関及び区域住民等の協力を得て行うものとする。

第４　県への協力要請

1　災害が甚大で、町内のみの動員又は町が保有している資機材では救出が困難な事態の場合は、県に可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請するものとする。

（1）　応援を必要とする理由
（2）　応援を必要とする人員、資機材等
（3）　応援を必要とする場所
（4）　応援を必要とする期間
（5）　その他必要な事項

2　高所からの救出、孤立した場合の救出等で町の救出班では救出し得ないような場合は、自衛隊の救出活動を県に要請するものとする。

なお、県と連絡がつかない場合には、直接自衛隊に連絡し、事後速やかに県に報告するものとする。

第５　住民による初期救出の実施

大規模地震等の災害が発生した場合は、各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

したがって、自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努めることとする。

1　組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
2　救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
3　警察、消防機関等への連絡

第６　災害救助法適用時の費用限度額及び期間等

災害救助法が適用された場合の被災者救出の費用限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第３節　救急医療の提供

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　事故が発生した場合の関係機関の業務の分担　→　第２に定めるとおり 2　負傷者の発見、連絡 負傷者の発見者 第１報受信機関 →　関係機関に速やかに連絡 ・災害発生の日時・場所 ・災害の状況 ・死傷者数の数 3　負傷者の搬送　→　①救急自動車等による搬送 ②救急自動車が不足する場合は次の措置を実施 ・救急指定病院の患者搬送車の活用 ・その他の応急的に調達した車両の活用 ・隣接町の応援要請 ③県又は神戸市にヘリコプターの出動要請	危機管理対策班 医療班

第１　計画の方針

地震災害により、短時間に集団的に発生する負傷者等の発見、通報から搬送、救急医療の提供にいたるまでのケア対策について定める。

第２　実施責任者

業　務	担当機関			
	一般道路上の場合	一般有料道路・高速道路上の場合	鉄道上の場合	工場・鉱山等の場合
発見・通報	事故等発見者	事故等発見者	事故等発見者	事故等発生責任機関
関係機関への連絡	第１報受信機関 警　察 消　防	第１報受信機関 道路公団等 警　察 消　防	事故等発生責任機関 第１報受信機関 警　察 消　防	事故等発生責任機関 第１報受信機関 労働基準局 産業保安監督部 警　察 消　防
現場における傷病者の救出	警　察 消　防	警　察 消　防 道路公団等	事故等発生責任機関 警　察 消　防	事故等発生責任機関 （警　察） （消　防）
医療施設への傷病者の搬送	警　察 消　防		事故等発生責任機関 消　防	事故等発生責任機関 消　防
援護班医療関係者の出動要請	事故等発生責任機関 （町） （県）	事故等発生責任機関 （町） （県）	事故等発生責任機関 （町） （県）	事故等発生責任機関
現場及び搬送中の救急処置	医療関係者及び救急隊員	医療関係者及び救急隊員	医療関係者及び救急隊員	医療関係者及び救急隊員
傷病者の収容	救急指定病院 その他の医療機関 事故等発生責任機関 町	救急指定病院 その他の医療機関 事故等発生責任機関 町	事故等発生責任機関	事故等発生責任機関
死体の収容	事故等発生責任機関 町	事故等発生責任機関 町	事故等発生責任機関	
関係機関への協力（出動）要請	警　察 町 県 事故等発生責任機関	警　察 町 県 事故等発生責任機関	事故等発生責任機関 町 県	事故等発生責任機関 （町） （県）

第３　実施方法

1　負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等発生責任機関から第１報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ関係機関（第２に掲げる機関）に直ちに連絡することとする。

２　現場における負傷者等の救出

救出を要する負傷者に関する通報を受信した救出担当機関は、災害の規模・内容等を考慮のうえ、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出にあたることとする。

３　現場から医療施設への負傷者等の搬送

（１）　負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関は、直ちに救急自動車並びに救急隊員を現場に出動させ搬送にあたることとする。

（２）　救出自動車等が不足する場合は、次に応急措置を講じることとする。

ア　救急指定病院の患者搬送車の活用

イ　その他の応急的に調達した車両の活用

ウ　隣接町の応援要請

（３）　搬送担当機関は、空中輸送を必要とするときは、神戸市消防局に県消防防災ヘリコプター又は自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。尚、ドクターヘリの要請は県医務課へ要請を行う。

４　医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急処置

（１）　事故等発生責任機関は、事故等の規模・内容を考慮のうえ、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急処置の万全を期することとする。

（２）　町は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等発生責任機関等から要請があり必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させることとする。

医　療　関　係　者　の　出　動　要　請　図

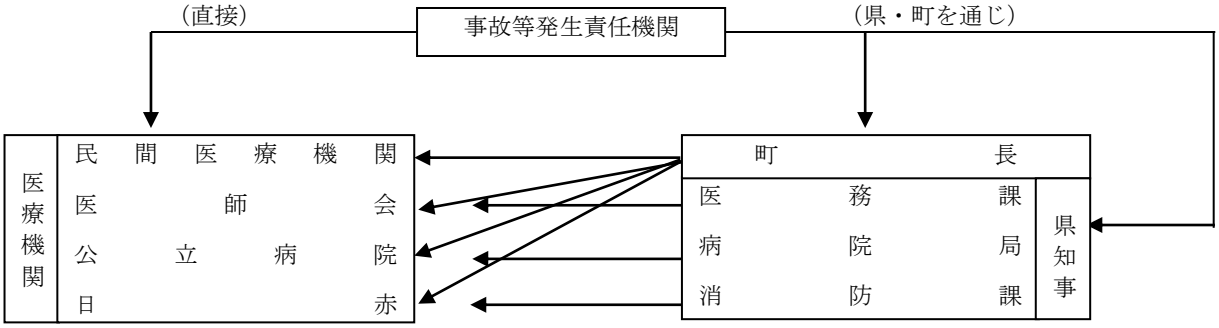

５　負傷者等の収容

（１）　負傷者等の収容については、事故等発生責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設を活用することとする。

ア　公立神崎総合病院

イ　その他の救急告示病院、医療施設

ウ　公民館、学校に設置された救護所

エ　寺院、すぱーく神崎（死者の場合）

（２）　死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに福崎警察署に連絡し、死体見分その他所要の処理を行わなければならない。

速やかな死体見分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、県医師会を通じて兵庫県警察との事前合意に基づいて、兵庫県医師会死体検案認定医等の臨床医の協力も得ることとする。

６　関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時期を失することなく関係機関に協力を要請することとする。

7　諸活動の調整

県に災害対策本部が設置された「事故等」の場合にあたっては、県災害対策本部長（又は県災害対策本部長の指名する者）が、諸活動の調整にあたるものとする。

なお、県に災害対策本部が設置されない「事故等」の場合にあっては、概ね次の機関の現場指揮者が諸活動の調整にあたるものとする。

区　分	陸　上　事　故　等　が　発　生　し　た　場　合			
	一般道路上の場合	一般有料道路・高速道路上の場合	鉄道上の場合	工場・鉱山等の場合
諸活動の調整にあたるもの	警察又は町の（消防機関）現場指揮者	同　左	事故等発生責任機関の現場指揮者	事故等発生責任機関の現場指揮者

第４　医療機関の災害初動時相互応援協力

1　公立神崎総合病院は、「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」に基づき、情報集約担当病院あるいは総合調整担当病院を通じて西播ブロックの会員病院へ応援要請を行うものとする。

なお、総合調整担当病院及び西播ブロックにおける情報集約担当病院は、次のとおりである。

（１）総合調整担当病院

第１次総合調整担当病院…会長が開設する会員病院
第２次総合調整担当病院…第１次総合調整担当病院が被災した場合、副会長が開設する病院
第３次総合調整担当病院…第１次及び第２次総合調整担当病院が被災した場合、東播ブロックの理事の会員病院
第４次総合調整担当病院…第１次、第２次及び第３次総合調整担当病院が被災した場合、但馬ブロックの理事の会員病院

（２）情報集約担当病院（兵庫県自治体病院開設者協議会西播磨ブロック）

開設者名	病院名	担当課	情報集約担当病院	
			第１次	第２次
相生市	相生市民病院	庶務課	赤穂市民病院	たつの市民病院
赤穂市	赤穂市民病院	総務課	相生市民病院	たつの市民病院
神河町	公立神崎総合病院	総務課	公立宍粟総合病院	市立西脇病院
たつの市	たつの市民病院	庶務課	相生市民病院	高砂市民病院
宍粟市	公立宍粟総合病院	庶務課	公立神崎総合病院	相生市民病院
兵庫県	県立姫路循環器病センター	庶務課	県立加古川病院	高砂市民病院

2　公立神崎総合病院は、災害により被災した場合、兵庫県広域災害・救急医療情報システムにより、患者転送要請、医療スタッフ応援要請を行う。

また、被災をまぬがれた場合は、受入可能患者数、医療スタッフ提供可能数等の支援情報を入力し、要請に対応できるようにする。

資料編・３９．兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

第５　費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理できるものは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とする。

第４節　医療・助産対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　救護所の設置⇒①救護所設置予定場所に必要に応じ設置 ②設置した場合は地域住民に広報車などにより周知徹底 2　救護班の編成 (1)　編成基準　⇒医師１名、看護師４名（補助員２名を含む)、事務連絡員１名、 (2)　不足する場合は、神崎郡医師会等に応援要請 3　医療マンパワーの確保 (1)　中播磨健康福祉事務所(福崎保健所)と連携してマンパワーの活動調整の実施 (2)　県を通じて災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣を要請	危機管理対策班 医療班

第１　計画の方針

災害のため医療機関が混乱し、被災者の住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し及び助産の処置を確保し、被災者の救護に万全を図るものとする。

本町では、公立神崎総合病院において広域的な医療活動を行うものとする。

第２　実施責任者

被災者等に対する保健医療活動は、町長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行う。

第３　救護所の設置

1　町は、次のような場合に救護所を設置するものとする。なお、救護所を開設した場合には、速やかに当該地域住民に広報車等により周知を図るものとする。

（１）　現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合

（２）　患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

（３）　被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

2　救護所の設置予定場所

救護所の設置予定場所は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・２１．避難所及び収容人員一覧

第４　救護班の編成及び活動

災害発生とともに、町内医療機関において医師１名、看護師４名（補助員２名を含む)、事務連絡員１名計６名による救護班を編成する。なお不足する場合は、神崎郡医師会等に応援を要請するものとする。

発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は内科的治療を中心に、災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療にあたる。

第５　医療マンパワーの確保

1　医療マンパワーの活動調整

町は中播磨健康福祉事務所（福崎保健所）と連携して医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置等、マンパワーの活動調整を行うものとする。

中播磨健康福祉事務所（福崎保健所）は、地域医療情報センター（中播磨健康福祉事務所企画課）等と連携を図り、医療マンパワーの配置等を決定し指示するものとする。

2　災害救護専門ボランティア（医療ボランティア）

町は、県を通じて災害救護専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣を要請するものとする。

３　広域救急医療体制

中播磨地域において大災害が発生した場合、町、郡内の医療機関のみでは対応が困難となることが予想される。そのため、中播磨中部二次保健医療圏域地域において策定している災害救急医療マニュアルに基づき、圏域内の医師会、医療機関、県等の関係機関と連携を密にし被災者の対応にあたる。

第６　精神医療の実施

精神科救護活動は、震災後に予想される(1)治療中断した被災患者への診療機会の提供、(2)被災体験及びその後の避難所生活などのストレスによって事例化（心的外傷ストレス症候群･･･ＰＴＳＤ）してきたケースへの対応、(3)入院病床の確保及び患者の搬送手段並びに夜間対応等が必要であり、精神科救護所の設置を必要により県へ要請する。

第７　医薬品等の確保

町は、町内の医療機関及び薬局・薬店より医療活動に必要な医薬品、医療資器材を確保するものとする。特に、発災後３日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮することとする。

確保すべき品目は、次のとおりとする。

区　　分	期　　間	主　な　医　薬　品
緊急処置用	発災後３日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤　等
急性疾患用	３　日　目　以　降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤　等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病，高血圧等への対応

医療機関及び薬局・薬店は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・２５．医療機関一覧
・２６．町内薬局・薬店一覧

第８　負傷者の搬送

救護所において応急処置を施したのち、さらに医療行為を必要とするときは、庁用車等を使用し後方の病院又は医療機関へ搬送する。

また、早急に医療を施さなければならない場合で、空中輸送を必要とするときは、神戸市消防局に県消防防災ヘリコプター又は自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。尚、ドクターヘリの要請は県医務課へ要請を行う。

第９　書籍及び帳簿等の整備

医療及び助産を施した場合は、次の書類、帳簿等を整備及び保存しなければならない。

１　救助実施記録日計票
２　医薬品衛生材料受払簿
３　救護班活動状況
４　病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
５　医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
６　助産台帳
７　助産関係支出証拠書類

第10　災害救助法適用時の費用限度額及び期間等

災害救助法が適用された場合の医療及び助産の費用限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

災害時の医療救護体制のイメージ

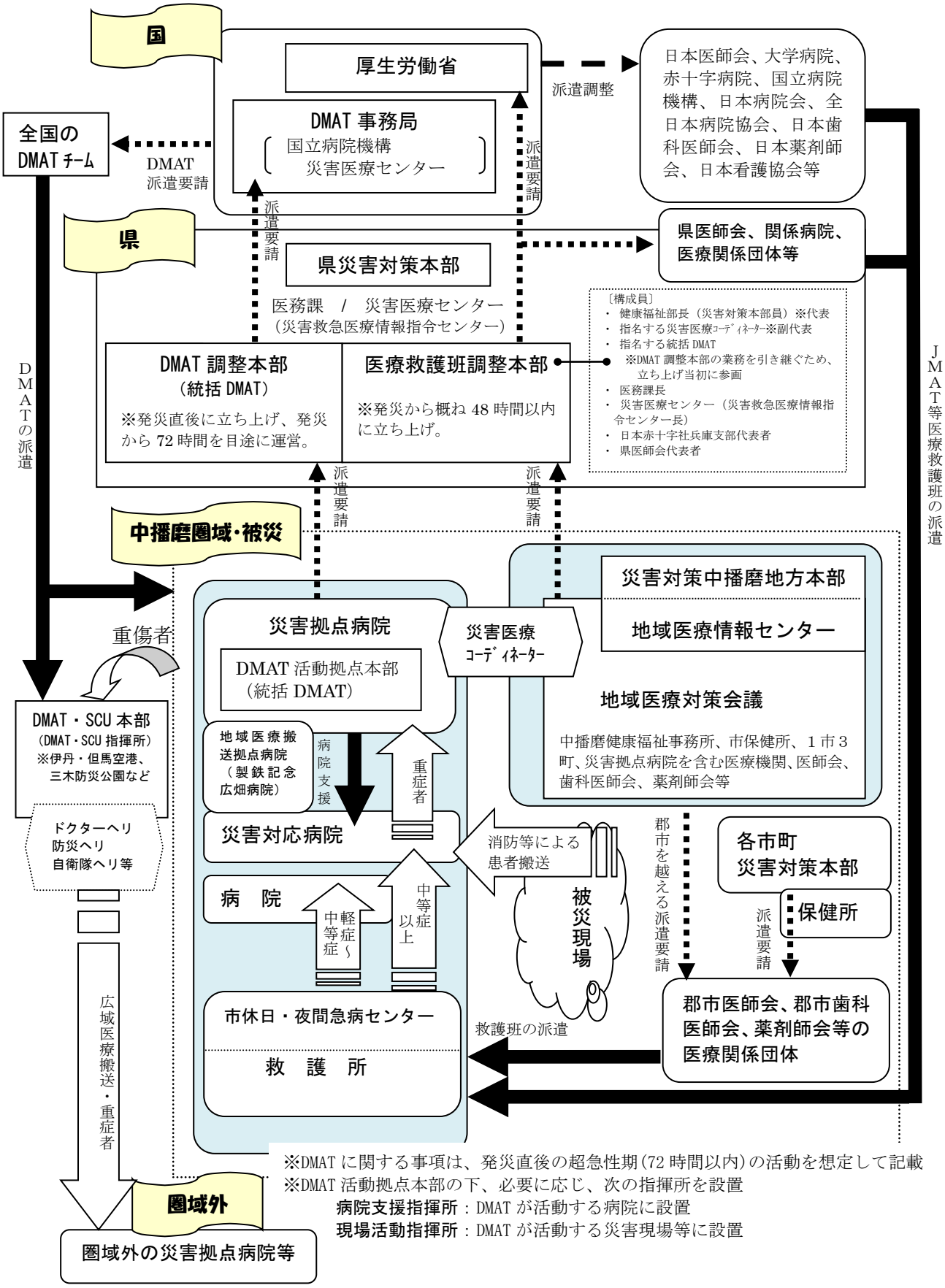

※DMAT に関する事項は、発災直後の超急性期(72 時間以内)の活動を想定して記載
※DMAT 活動拠点本部の下、必要に応じ、次の指揮所を設置
病院支援指揮所：DMAT が活動する病院に設置
現場活動指揮所：DMAT が活動する災害現場等に設置

災　害　救　護　活　動　体　系　図

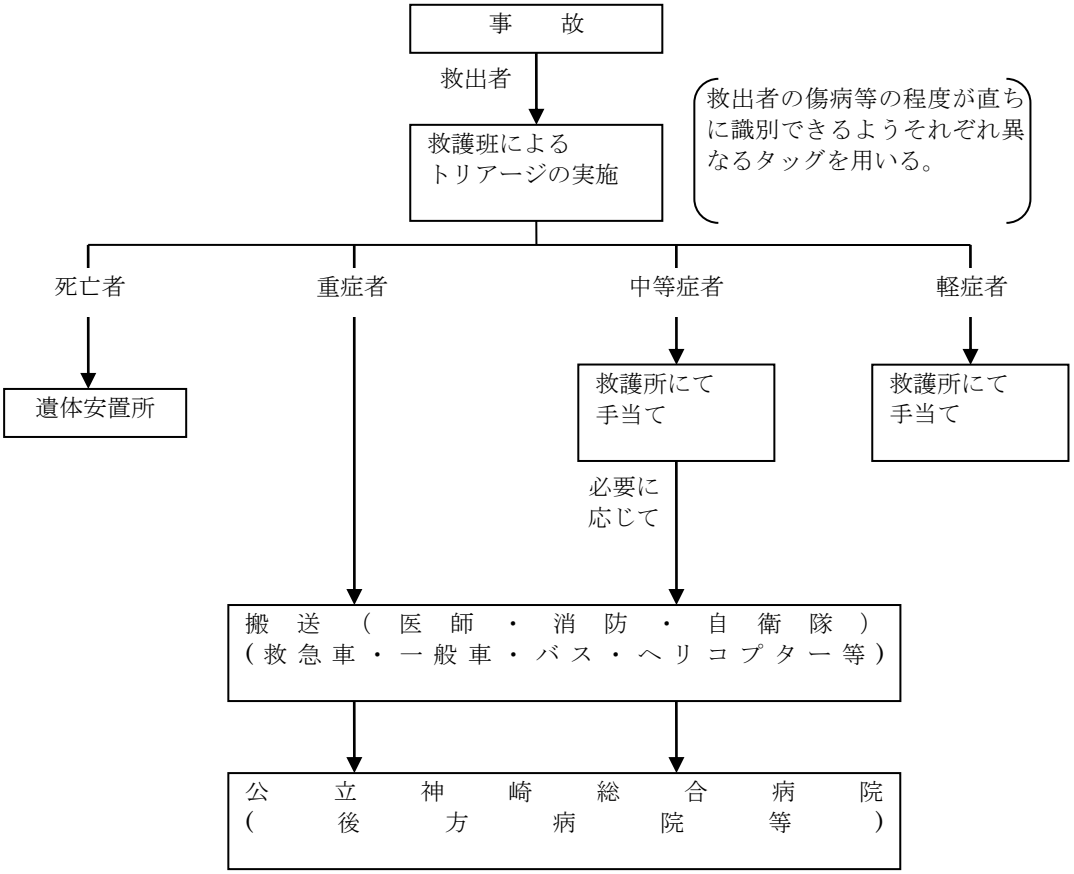
事　故
救出者
救護班による
トリアージの実施
救出者の傷病等の程度が直ちに識別できるようそれぞれ異なるタッグを用いる。
死亡者
重症者
中等症者
軽症者
遺体安置所
救護所にて
手当て
救護所にて
手当て
必要に
応じて
搬送（医師・消防・自衛隊）
(救急車・一般車・バス・ヘリコプター等)
公立神崎総合病院
(後方病院等)

第５節　交通・輸送対策の実施

第１款　交通の確保対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　道路・橋梁等の危険箇所・災害箇所の調査の実施 2　被害状況を警察等関係機関へ連絡 3　住民への交通規制に関する広報の実施 4　緊急啓開道路の確保 5　地震発生時の運転者のとるべき措置 (1)　走行中　→　①道路の左側へ停止　②カーラジオ等による情報の収集 ③エンジンキーをつけたまま、ドアはロックしない。 (2)　避難用自動車の使用禁止 6　交通規制時の運転者のとるべき措置 (1)　速やかな車両の移動 (2)　緊急通行車両の通行の妨げとならない方法での駐車	危機管理対策班 現地対策班

資料編・４１．災害時の応援に関する申し合わせ（国交省近畿地方整備局）

第１　計画の方針

震災時において警察、道路管理者が相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通規制等を実施し一般交通の安全と緊急通行車両の交通を確保するなど交通の混乱を最小限にとどめるものとする。

第２　実施責任者

1　町長は、自ら管理する道路、橋梁の応急処置を行い、福崎警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、町で対処することができないときは、県に要員等の応援を要請する。

2　交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範　　囲	根　拠　法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 町長	1　道路の破損、欠壊その他の事由により危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警察	公安委員会	1　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

第３　交通応急対策

1　危険箇所の把握

災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合、福崎警察署と連携協力して道路パトロールを強化し、道路、橋梁等の危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。

2　道路、橋梁等の応急処置

町は、町の管理する道路、橋梁等に危険箇所、災害箇所を発見した場合は、被災状況を調査するとともに、被災状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置などの応急工事により交通の確保を図る。

その際、緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。

３　道路管理者等自らによる車両等の移動

車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合、又は車両の故障、前後に車両が近接している等により運転者等自らでは直ちに移動できない場合、運転者等が不在の場合は、道路管理者等自らにより車両等を移動する。

４　通報連絡体制の確立

（１）　道路、橋梁等に危険箇所、災害箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報するものとする。通報を受けた警察官又は町長は、関係機関に連絡するものとする。

（２）　電力、通信、水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、速やかに応急処置を行い交通を確保する。

５　交通規制

道路管理者は、交通規制を実施する場合には、通行の禁止等を行う区域又は区間、対象、期間等を福崎警察署に連絡するとともに、道路標識の設置、迂回路の設定及び表示等を行い、交通の混乱を未然に防止するものとする。

６　広報活動

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、緊急通行車両の通行の障害とならないよう、福崎警察署との連携により広報車、表示板の掲示又は報道機関を活用し、交通関係業者、一般通行者に対し速やかに広報するものとする。

第４　通行禁止等における義務及び措置命令

１　車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

２　警察官等の措置命令及び措置

（１）　警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

なお、上記措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためにやむを得ない限度において、当該措置にかかる車両その他の物件を破損することができる。

（２）　自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の権限として規定されている車両の移動等の措置命令及び措置を準用できる。

第５　緊急啓開道路の確保

災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点を結ぶ主要道路において、町道については町長が啓開し、国道・県道については各道路管理者に啓開を要請し、応急対策の実施体制の確保を図るものとする。

緊急啓開作業を行うにあたっては、福崎警察署、消防機関等の各防災関係機関と連絡を密にし、救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、町内建設業者等との協力により迅速かつ効率的に実施するものとする。

第６　運転者のとるべき措置

１　地震が発生した際には走行中の車両の運転者は、次の要領により行動するものとする。

（１）　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

（２）　停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

（３）　車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
（４）　駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

２　避難のために車両を使用しない。

３　災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（通行規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にいたる運転者は次の措置をとるものとする。
（１）　速やかに、車両を次の場所に移動させること。
ア　道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
イ　区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
（２）　速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
（３）　通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第２款　緊急輸送対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　輸送の順位　⇒　(1)生命の安全確保に要するもの (2)災害の拡大防止に要するもの (3)災害応急対策に要するもの 2　輸送の方法　⇒　①車両、②ヘリコプター、③人力等 3　町有車両の集中管理及び配車　⇒　総務班 4　車両燃料の確保 5　緊急通行車両の事前確認又は申請手続の実施	総務班 現地対策班 資材輸送班

第１　計画の方針

地震災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図る。

第２　実施責任者

応急対策に必要な人員及び物資等の緊急輸送は町長が実施する。

第３　緊急輸送活動の基本方針

1　輸送にあたっての配意事項

町は、輸送活動を行うにあたって、次のような事項に配慮して行うこととする。

（1）　人命の安全
（2）　被害の拡大防止
（3）　災害応急対策の円滑な実施

2　輸送対象の想定

（1）　第１段階
　ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員及び物資
　イ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
　ウ　政府・県・町各災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等
　エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等
　オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（2）　第２段階
　ア　上記(1)の続行
　イ　食料、水等生命の維持に必要な物資
　ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送
　エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

（3）　第３段階
　ア　上記(2)の続行
　イ　災害復旧に必要な人員及び物資
　ウ　生活必需品

第４　輸送路等に関する状況の把握

町は、広域応援の実施に備え、関係機関の協力を得て、ヘリポート、緊急輸送路等の被災状況等の把握に努めるものとする。

第５　輸送方法

輸送方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を総合的に勘案して、次のうち最も迅速、適切な方法により行うものとする。

1　自動車による輸送

（1）　車両の確保

ア　町有車両

災害時における町有自動車の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務対策部が行い、各部は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは総務班に依頼するものとする。

総務班は、稼動可能な車両数を掌理し、要請に応じ配車を行う。

町有車両の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・１７．庁用自動車一覧（町有車両一覧）

イ　その他の車両の確保

町有車両が不足する場合又は町有以外の車両を確保する必要がある場合は、営業用、自家用車等を借り上げ、なお次の関係機関に協力を要請する。

(ｱ)　県災害対策本部

(ｲ)　兵庫県トラック協会

(ｳ)　神姫グリーンバス株式会社

(ｴ)　その他

（２）　燃料の確保

緊急通行車両等の燃料を確保するため、町内の給油所等に要請する。なお、災害時に円滑な対応が図れるよう、あらかじめ協定の締結について検討することとする。

２　ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合に、町長は、県に消防防災ヘリコプター等による輸送を要請するものとする。

また、必要により、県に自衛隊の派遣を要請するものとする。

３　人力による輸送

前各号による輸送が不可能な場合は、人力輸送を行うものとする。

第６　緊急通行車両の確認

緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限が行われた場合は、災害対策基本法施行令第33 条の規定に基づき、知事又は公安委員会が緊急通行車両の確認(標章及び証明書の交付)を行う。

町長は、災害応急対策による緊急輸送をする場合は、県知事又は公安委員会へ緊急通行車両の申出をし、標章並びに緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

なお、町は災害応急対策が円滑に行われるよう、緊急通行車両等事前届出済証により町有車両のうち災害応急対策に従事する車両を事前に届け出て、確認を済ませておくものとする。

第３款　兵庫県消防防災航空隊ヘリコプター支援要請計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　要請の範囲　⇒　①救急活動、②救助活動、③火災防御活動、④災害応急対策活動 2　要請方法 (1) あらかじめ電話等で神戸市消防局司令課に要請 (2) 事後、所定の要請書を県(消防課)に提出 3　連絡事項　⇒　①災害の発生場所・発生時間・内容・原因、②要請を必要とする理由、③活動内容・目的地・搬送先、④現場の状況・受入体制・連絡手段等	危機管理対策班

第１　計画の方針

災害の状況に応じ、県に対し消防防災航空隊ヘリコプターの出動を要請し、迅速な応急対策を行うものとする。

第２　実施責任者

消防防災航空隊ヘリコプターの出動要請は、町長及び姫路市消防局長が行うものとする。ただし、緊急の場合で、町長及び姫路市消防局長が不在等のときは、職務代理者が行うものとする。

第３　実施方法

１　要請の範囲

町長及び姫路市消防局長は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の用務に該当するとき、神戸市消防局司令課に消防防災航空隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。

（１）　救急活動
（２）　救助活動
（３）　火災防御活動
（４）　災害応急対策活動
（５）　広域航空消防防災応援活動
（６）　災害予防活動
（７）　訓練のための活動
（８）　その他防災監が必要と認める活動

２　要請方法

県消防防災航空隊ヘリコプターの要請は、あらかじめ電話等により神戸市消防局警防部司令課に要請し、事後速やかに所定の要請書を県(消防課)に提出するものとする。

３　緊急要請連絡先

区　　分	要　請　先	電　話　番　号	ＦＡＸ番号
8:45～17:30	航空隊	078-303-1192	078-331-0987
上記時間外	神戸市消防局司令課	078-331-0986	078-362-9911
県災害対策本部が設置された場合	災害対策本部事務局 (県災害対策センター内)	078-362-9900 ～9902	078-362-9911

４　連絡事項

町は、神戸市消防局司令課に支援を要請する場合、次の事項について連絡を行うものとする。

（１）　災害の発生場所、発生時間、内容、原因
（２）　要請を必要とする理由
（３）　活動内容、目的地、搬送先
（４）　現場の状況、受入体制、連絡手段
（５）　現地の気象条件
（６）　現場指揮者
（７）　その他必要事項

5　町の措置事項

支援を要請する場合には、町は次の措置を行うものとする。

（1）　着陸すべき場所に、適当な人員を配置し、危険防止のための措置を行う。

（2）　着陸場にいたる交通機関等を確保する。

（3）　現地責任者を離着陸場に待機させ、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

（4）　緊急輸送の場合、患者の航空機輸送について医師が承認していることを明らかにする。
なお、輸送のため、搭乗できるのは医師又は看護師１名とする。

6　手順

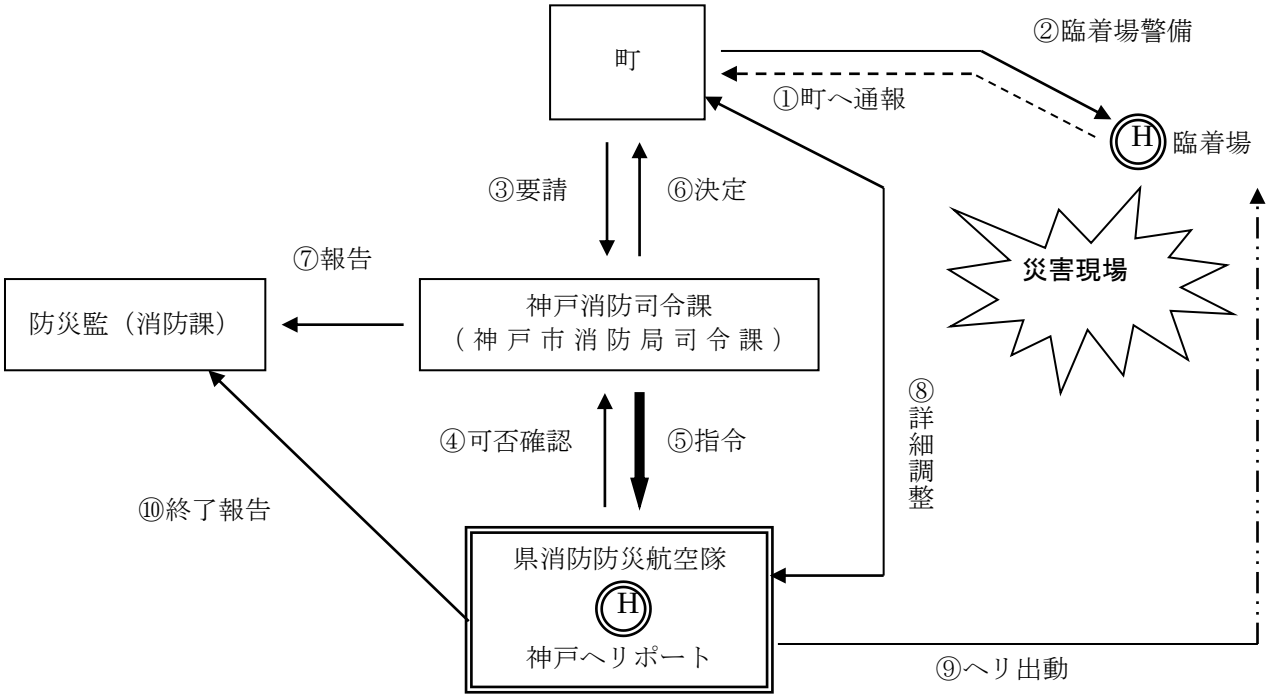

7　その他

航空機の運航は、原則として昼間に限るものとし県の災害対策用務に支障のないときとする。

第６節　避難対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　避難指示の実施　⇒　中播磨県民センター　⇒　知事へ報告 2　避難の周知徹底 (1)　伝達方法　⇒　①広報車による伝達　②防災行政無線放送、メールによる伝達 ③戸別訪問による伝達　④警鐘、サイレン等による伝達 (2)　指示の内容　⇒　①避難対象地域 ②避難経路及び避難先 ③避難時の服装、携行品 ④避難行動における注意事項 3　避難所の開設 (1)　①避難状況の把握　⇒　②職員の派遣 (2)　学校等における長期避難時の留意事項 ア　避難者と児童生徒との住み分け イ　避難者のプライバシー確保 4　保健衛生対策 (1)　公立神崎総合病院等で対応できない場合　⇒　①神崎郡医師会に救護班を要請 ②救護所の設置 (2)　仮設トイレ、仮設風呂、洗濯機等の設置 5　住民の避難時の確認事項 (1)　複数の避難所・避難経路の確認 (2)　避難経路上の危険物の事前確認 (3)　災害時要援護者の避難支援	各対策班共通

第１　計画の方針

地震が大規模である場合の避難所の開設及び学校等の避難対策等について、次のとおり定めるものとする。

第２　避難指示等の種類と実施者

避難の指示の実施責任者は、災害の種類により次のとおりである。なお、町長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難を的確な措置により実施するものとする。

1　避難指示等の種類

避難情報等	発令時の状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
【警戒レベル４】 避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害等が発生した状況	・避難指示等の発令後で、避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに生命を守る最善の行動をとる

２　避難指示等の実施者

避難の指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

区分	実施者	発令基準及び根拠法令	報告・通知
高齢者等避難【警戒レベル3】	町長	高齢者等避難発令時に住民の計画的な避難を円滑に実施させる必要があるとき。	知事に報告
避難指示【警戒レベル4】	町長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（災害対策基本法第 60 条第１項）	知事に報告
	知事	当該災害の発生により、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。（災害対策基本法 60 条第 6 項）	公示を要する。
	警察官	町長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき。（災害対策基本法 61 条）	町長に通知
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。（自衛隊法第 94 条）	町長に通知
	知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（地すべり等防止法第 25 条）	警察署長に通知
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水のはん濫により著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（水防法第 29 条）	警察署長に通知
緊急安全確保【警戒レベル5】	町長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（災害対策基本法 60 条１項）	知事に報告
	知事	当該災害の発生により、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。（災害対策基本法 60 条第 6 項）	公示を要する。
	警察官	町長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき。（災害対策基本法 61 条）	町長に通知
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。（自衛隊法第 94 条）	町長に通知
	知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（地すべり等防止法第 25 条）	警察署長に通知
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水のはん濫により著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（水防法第 29 条）	警察署長に通知

※　避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

３　警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うことができる。

なお、知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することができる。（災害対策本法第73条第1項）

（１）設定基準及び実施者

実施者	設定基準及び根拠法令	通知・報告
町長又はその委任をうけて町長の職権を行う町の吏員	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために必要があるとき（災害対策基本法第 63 条第 1 項）	―
知事	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために必要があるとき（災害対策基本法第 73 条第 1 項）	公示を要する
警察官	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う吏員がその場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき（災害対策基本法第 63 条第 2 項）	町長に通知
災害派遣を命ぜられた自衛官	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う吏員がその場にいないとき（災害対策基本法第 63 条第 3 項）	町長に通知

（２）規制の内容及び実施方法

ア　町長は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。

イ　町長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

第３　避難の周知徹底

１　避難指示等の伝達方法

避難のための指示は町長が行い、伝達は次のいずれかの方法により、住民に迅速かつ確実に周知するものとする。

（１）　広報車により住民に伝達周知させる。

（２）　防災行政無線放送、携帯メール、テレビ、ラジオ等の情報伝達手段により住民に伝達周知させる。

（３）　災害対策本部及び関係機関の広報車を動員し、関係地域を巡回して伝達周知させる。

（４）　その他上記による伝達が不可能な場合あるいは夜間停電時及び豪雨、暴風雨の場合には、消防団、自主防災組織等に協力を依頼し、戸別訪問で伝達周知させる。

（５）　その他警鐘、サイレン等を鳴らして伝達周知させる。

２　避難指示等の内容

避難の指示等を行う場合、住民に次の事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全の確保を図るものとする。

（１）　避難の指示等が出された地域名

（２）　避難経路及び避難先

（３）　避難時の服装、携行品

（４）　避難行動における注意事項

ア　火気の点検

イ　家屋の戸締り

ウ　携帯品

エ　服装

オ　その他

第４　知事への報告

避難指示等を実施したときには、速やかにフェニックス防災システムに入力し県へ報告する。

第５　関係機関への連絡

１　施設の管理者への連絡

町内の避難所として利用する学校、集会施設等の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求めるものとする。

２　警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に避難指示等の内容を伝えるとともに、協力を求めるものとする。

３　隣接町への連絡

隣接町の施設を利用しなければならない住民に対し、避難指示等を行うときは、その内容を直ちに当該町へ連絡し協力を求めるものとする。

第６　避難誘導活動

避難誘導は、人命の安全を第一に考え、混乱を避け、安全かつ円滑に行うよう努めるとともに、災害時要援護者の避難にも十分配慮するものとする。

１　事前処理

（１）　避難所・避難経路の確認

町長は、避難の万全を図るため、避難所、避難経路等をあらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

（２）　避難行動要支援者の把握

町は、災害発生直後から、名簿等に基づき、地域の民生委員、自主防災組織等の避難支援機関、介護・看護事業者、支援団体を通じて避難行動要支援者の安否確認を行う。

２　避難誘導

（１）　避難の誘導は、総務対策部を中心とした町職員のほか、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるものとする。

（２）　町は、あらかじめ名簿や避難支援計画等により災害時要援護者（避難行動要支援者）の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難誘導と確認に努める。また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

（３）　住民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難経路等をを把握しておく。

（４）　予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かう。

（５）　町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは，居住者等に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

（６）　外来者、一時滞在者の避難誘導については、警察、消防、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て行う。

（７）　避難広報、避難誘導等の閉鎖活動を行う町職員、消防職団員、民生委員・児童委員などについては、無線等の情報伝達手段を備えることなど、安全の確保を図り、自らの命を守ることを最も基本とし、避難誘導等を行う。

３　誘導の優先順位

避難の誘導は、災害時要援護者及び各々に必要な避難支援者から優先的に避難させる。

４　避難方法

住民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かうこととする。

５　避難用自家用車の使用自粛
町は、住民が避難に自家用車を使用しないよう徹底指導するものとする。

６　避難時の携帯品
避難誘導をする者は、避難立退きにあたっての携帯品を必要最小限度(貴重品、必要な食料、衣類、日用品等)とするよう適宜指導するものとする。

第７　避難所の開設及び管理等

１　避難所の開設
（１）　町長は、災害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を収容保護するものとする。
（２）　避難所は、町長が指定した学校、集会施設等の公共施設とするが、さらに不足するとき又は災害の状況により民間施設を利用するものとする。
（３）　原則として町が避難所の開設の要否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設することとする。
（４）　指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や､道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は､あらかじめ指定避難所に指定していたとしても原則として開設しないものとする。
（５）　想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付ける。
（６）　町長は、避難所での３密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討することとする。
（７）　町長は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避 難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する 等、避難の円滑化に努めるものとする。

資料編・２１．避難所及び収容人員一覧

２　避難状況の把握
大規模地震の発生とともに、直ちに町職員は災害対策本部に参集するものとするが、できる限り参集途上において最寄りの避難所に立ち寄り、あるいは消防分団及び区長と連絡をとりあい、被災者の避難状況を把握するものとする。

３　避難所管理職員の派遣
災害対策本部は、参集職員等の情報に基づき、避難所開設の必要度の高い所から町職員及び消防団員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたるものとする。
また、広域避難所が開設され、人員が不足する場合は、必要に応じて職員を派遣する。

４　避難住民の把握
町は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊出し等を行うものとする。

５　パトロール隊の巡回活動
町は、必要により警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施することとする。なお、町で対応が困難な場合は、県に要請するものとする。

６　避難所の運営
（１）　避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行う。
（２）　町と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保する。
（３）　非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
（４）　災害時要援護者や女性、子育て家庭等への配慮
①　災害時要援護者に対しては、特に、部屋割りの段階において家族の希望を聞き、可能な

限り要望に沿うよう努めるなど、十分に配慮するとともに、必要に応じて、福祉避難所を開設する。長期の避難生活が予想される場合は、被災現場から離れた適切な医療施設等に移送することについても検討する。

② 女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくりなど男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

③ 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

（５） 必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

（６） 避難の長期化への対応

① 避難が長期化した場合は、たたみ、布団、冷暖房機、洗たく機、仮設トイレ、仮設風呂などの調達にも配慮する。なお、その確保が困難な場合は、県にあっせんを依頼する。

② 必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施し、防犯等安全の確保に努める。

③ 避難所生活では極度のストレスに悩まされることから、こころのケア対策を実施する。

④ 感染症予防のための衛生対策や食品衛生対策を実施する。

（７） 避難者の自活力の育成

自活力の育成に配慮した対応に努める。

自主防災組織等は、避難所の運営に対して、町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

（８） 町は、避難所の開設時には、避難場所開設指令に基づき、迅速に避難所ごとに担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織とも連携して、円滑な初動対応を図ることとする。

（９） 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

ア 施設等開放区域等の明示

イ 避難者誘導・避難者名簿の作成

ウ 情報連絡活動

エ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

オ ボランティアの受入れ

カ 炊き出しへの協力

キ 避難所運営組織づくりへの協力

ク 重傷者への対応

(10) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保することとする。

(11) 町は、避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受け入れにあたっては、受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行うこととする。

(12) 町は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行うこととする。

(13) 町は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めることとする。

(14) 町は、必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施することとする。なお、町で対応が困難な場合は、県が実施することとする。

(15) 県、町は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持に細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。

(16) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、

女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

7　避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

8　災害時の町内宿泊施設の有効活用

長期の避難生活が予想される場合、災害時要援護者は町が指定している避難所及び広域避難所での避難生活を送ることは困難であるため、社会福祉施設や町内の協定宿泊施設を有効活用し、応急仮設住宅の完成、あるいは住宅の再建・補修の完了まで宿泊できるように優先的に配慮する。

9　避難者と児童生徒との住み分け措置

避難所が学校である場合は、教職員と協議の上、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童生徒との住み分けを行い、学校機能の早期回復に配慮する。

10　災害時要援護者対策

高齢者や身体等に障害のある災害時要援護者のための場所を確保する。また、必要により災害時要援護者のみを収容する専用施設を開設し、ヘルパー、ボランティア等介護の体制を整備する。

11　避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほどプライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置等避難者への配慮を行う。

12　その他の事項

（1）　避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

ア　給水措置
イ　給食措置
ウ　毛布、寝具等の至急
エ　衣料、生活必需品の支給

（2）　避難所の管理に関する事項

ア　避難収容中の秩序保持
イ　避難者に対する災害情報の伝達
ウ　避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
エ　避難者に対する各種相談業務
オ　避難者の健康管理

町は、救護班に避難者の健康管理に関する留意を要請するが、必要により保健師等を派遣する。

第８　保健・衛生対策

1　救護所の設置

公立神崎総合病院及びその他の町内医療機関だけでは、医療活動が対応できない場合には、町は神崎郡医師会に救護班を要請するとともに、救護所設置予定場所の中から救護所を設置し対応するものとする。

2　仮設トイレの確保

断水等により水洗トイレが使用不能の場合は、避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。その確保が困難な場合は、県に斡旋要請を行うものとする。

3　入浴、洗濯対策

町は、仮設風呂や洗濯機等の日常生活施設の整備を図るものとする。その確保が困難な場合は、県に、民間業者の斡旋や自衛隊への協力要請等を行うものとする。

４　食品衛生対策
食品の衛生管理に配慮する。

５　感染症予防対策
ア　感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。
イ　県、町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第９　大災害時における措置等

大規模災害等により、町内の公共施設及び民間施設では被災者を収容できない場合には、隣接町の施設を避難所として利用することについて、次の事項を明らかにして県に要請するものとする。
１　避難希望地域
２　避難を要する人員
３　避難期間
４　輸送手段
５　その他必要事項

第10　避難所の閉鎖

町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し指示するものとする。ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させる等の措置をとるものとする。

第11　学校等における避難計画

学校などにおいては、自ら判断して行動することのできない多数の園児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策計画を策定する。また、避難誘導にあたっては、常に児童生徒等の生命及び身体の安全確保に努め、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた避難行動がとれるように措置する。

１　避難誘導の基本
（１）　児童生徒等の身体及び生命の安全確保を第一とする。
（２）　児童生徒等の恐怖心を大きくしないように、教職員等は的確なる判断と厳然たる態度をもち、信頼を失わないようにする。
（３）　平素からあらゆる機会を捉えて集団行動の規律の徹底を図り、統一のとれた行動ができるように指導する。

２　避難要領
大規模地震が発生した時は、適切な情報を得て的確な判断のもとに行動する。混乱を招かないために、心理的にまず冷静になるよう指導する。
（１）　地震発生時には児童生徒等の混乱が予想されるので、原則として一時机の下などに退避し、最初の大揺れが止むと同時に次の退避措置をとる。
（２）　緊急事態の際は、学級又は学年毎に教職員の指示に従って、それぞれ安全な場所に退避する。
（３）　児童生徒等を掌握し（人員点呼）、常に安全を確認する。

３　家庭への連絡と児童生徒等の引き渡しを確実に行う。

第12　住民による確認事項

地震などによる災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々

である。

したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項の確認を事前、事後に行うものとする。

１　家から最も近い避難所を２箇所以上確認しておき、避難所にいたる経路も複数の道路を設定しておくものとする。

２　避難所にいたる経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。

３　避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、避難所への最短の経路にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。

４　災害時要援護者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

第 13　広域避難・広域一時滞在

１　県内における広域避難及び広域一時滞在

（１）　町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告のうえ、予測される被災状況具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れについて直接協議することができる。

町は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

（２）　広域一時滞在の協議を受けた場合

町は、県内他市町から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる避難所を決定し、被災住民を受入れる。

２　県外における広域避難・広域一時滞在

（１）　広域避難及び広域一時滞在を行う必要がある場合

町は、県と協議のうえ、他の都道府県域における広域避難・広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。

（２）　広域一時滞在の協議を受けた場合

町は、県から他の都道府県内被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる避難所を決定し、被災住民を受入れる。

３　被災住民に対する情報提供と支援

被災市町村は、広域一時滞在を受入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

広域一時滞在を受入れた市町村は、被災市町村と連携し、受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第14　災害救助法適用時の費用限度及び期間等

災害救助法が適用された場合の避難所設置の費用限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第７節　住宅の確保

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
１　用地の選定　→　①公共用地を優先 ②飲料水の入手、衛生環境、交通の便、学校への距離等を考慮 ２　建設資機材及び業者の確保 ３　入居者及び修理対象者の選考 ⑴　高齢者、障害者等を優先 ⑵　被災者の資力その他実情の調査 ４　障害物の除去　→　対応が困難な場合は県に応援要請 ５　住宅相談窓口の設置	危機管理対策班 現地対策班

第１　計画の方針

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対し、県、その他関係機関の協力のもとに、応急仮設住宅の設置あるいは応急修理等を実施する。

第２　住宅対策の主な種類と順序

１　災害直後直ちに行う必要のあるもの

（１）　避難所の設置
（２）　空き家の斡旋
（３）　緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
（４）　仮設住宅の供与、住宅の応急修理、障害物の除去
（５）　建築基準法による建築制限、禁止区域指定
（６）　住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、斡旋

２　上記１に引き続き実施すべき対策で、できるだけ早く実施すべきもの

（１）　住宅金融公庫による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
（２）　公営住宅法による災害公営住宅等の建設
（３）　公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
（４）　罹災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
（５）　土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施
（６）　都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
（７）　民間住宅の復興に対する支援

第３　応急仮設住宅の供与

１　供与対象者

（１）　住家が全焼、全壊又は流出した者であること。
（２）　住居する住家がない者であること。
（３）　自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

２　応急仮設の供与要請

（１）　住宅の被害状況、応急仮設住宅に関するニーズ等を把握するとともに、建設用地の選定及び既存空き住宅について調査する。
（２）　町は、次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請する。
　ア　被害戸数
　イ　設置を必要とする型別戸数、建設場所
　ウ　連絡責任者
（３）　県は町から供給あっせんの要請があったとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応する。
（４）　県は町からの情報等に基づき、応急仮設住宅の供与方法を決定する。

3　応急仮設住宅の建設

（1）　実施機関

応急仮設住宅の建設は県で実施し、管理は町で実施することとする。　なお、災害救助法適用町が一つのみなどの場合は、町による建設も検討することができる。

（2）　建設方法

ア　町は、平時から、あらかじめ建設可能な土地を把握しておくこととする。

イ　建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮することとする。

ウ　県は、大規模災害を想定し、プレハヴ建築協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。

エ　県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や、国（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に建設業者や資機材のあっせん等を要請することとする。

オ　住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮することとする。

カ　県、町は、必要に応じ高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。

4　県への協力要請

町は、大規模災害により町では対応できない場合には、次の事項を県に示して、供給の斡旋を要請するものとする。

（1）　被害戸数

（2）　設置を必要とする戸数

（3）　調達を必要とする建設業者数

（4）　連絡責任者

（5）　その他参考となる事項

5　民間賃貸住宅の借上げ

（1）　県、町は、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借上げて供給する。

（2）　県、町は、平時から業界の協力を得られるよう努める。

6　入居者の選定

町は、入居者の選考にあたって民生委員児童委員の意見等を徴し、被災者の資力その他の生活条件等を十分調査のうえ認定するものとする。また、高齢者、障害者の優先入居等、災害時要援護者に十分配慮するものとする。

7　管理主体

町において、通常の管理を行うこととする。

8　生活環境の整備

（1）　町は、仮設住宅の整備とあわせて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進するものとする。

（2）　町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要なひとり暮らし高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めるものとする。

第４　住宅の応急修理

1　町は、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半焼）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままではすむことができない状態にあるが、破損個所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施するものとする

２　町は、建築業者が不足したり建築資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示して斡旋、調達を依頼するものとする。
（１）　被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
（２）　修理を必要とする戸数
（３）　調達を必要とする資機材の品目及び数量
（４）　派遣を必要とする建築業者数
（５）　連絡責任者
（６）　その他参考となる事項

第５　住宅等に流入した土石等障害物の除去

１　町は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施することとする。

２　町は、対応が困難なときは県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めることとする。
（１）　除去を必要とする住家戸数
（２）　除去に必要な人員
（３）　除去に必要な期間
（４）　除去に必要な機械器具の品目別数量
（５）　除去した障害物の集積場所の有無
（６）　その他参考となる事項

第６　公営住宅法による災害公営住宅

１　実施機関
　災害公営住宅は、原則として町が建設し、管理するものとする。ただし、被害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理するものとする。

２　建設のための要件
（１）　地震による場合
　ア　被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
　イ　町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
　ウ　滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の10％以上のとき
（２）　火災による場合
　ア　被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
　イ　滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の10％以上のとき
（３）　入居者の条件
　ア　当該災害により住宅を滅失した世帯であること
　イ　月収が26万8千円を超えない世帯であること。ただし、当該災害発生の日から３年を経過した後は20万円を超えない世帯であること。（月収は世帯の所得合計から同居親族１人について38万円等を控除した額の１／12）
　ウ　現に居住し、又は同居しようとする親族がある世帯であること。（ただし、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令で定める者にあっては、本項は適用しない。）
（４）　建設戸数
　被災滅失戸数の30％以内（激甚災害の場合は50％以内）
（５）　規格
　住宅１戸の床面積の合計が19㎡以上75㎡以下
（６）　国庫補助
　標準建設費の２／３国庫補助（激甚災害の場合は３／４）
（７）　建設年度
　原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

第７　公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

　既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施するものと

する。

第８　被災住宅に対する融資等

災害の被災者に対しては、被災住宅の復興に必要な資金として、独立行政法人住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

第９　住宅相談窓口の設置

町は、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずるものとする。

第10　災害救助法適用時の費用限度額及び期間等

災害救助法が適用された場合の仮設住宅の建設又は応急修理の費用限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第８節　食料の供給

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　災害時の調達　→　①小売販売業者に提供依頼 ②県へ供給斡旋要請 2　救援物資集積場所　→　①グリーンエコー笠形「海洋センター体育館」 ②神河町中央公民館「グリンデルホール」 3　炊き出し実施予定場所　→　①避難所予定場所 ②①で対応できない場合は、給食センター等の公共建築物 4　町の備蓄 (1)　中播磨・西播磨地域広域防災計画による保存食料の備蓄 (2)　災害時要援護者、少数者に配慮した品目の設定 5　住民に対し３日分の食料の備蓄の推進	危機管理対策班 総務班 資材輸送班 現地対策班 教育情報班

第１　計画の方針

地震発生時に、避難所に収容された者等被災者に対し食料の調達及び供給を迅速かつ的確に実施するものとする。

第２　実施責任者

被災者等に対する食料の供給は、町長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第３　食料の供給

1　供給対象者

供給対象者は、次のとおりであるが、高齢者、乳幼児、児童、身体障害者に対して優先的に供給するものとする。

（１）　避難所等に収容されている被災者

（２）　住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者

（３）　病院、旅館等の滞在者及び縁故先への一時避難者

（４）　救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2　供給品目

供給する品目として一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮するものとする。

なお、食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。

（１）　炊出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食

（２）　即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類、調理用缶詰等の副食

（３）　粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

（４）　ビタミン、ミネラル類の不足を補う食品（例：果物缶詰、野菜ジュース、ドライフルーツなど）

第４　食料の供給体制の整備

1　食料の備蓄並びに調達体制の整備

震災時における食料の供給については、備蓄の推進によるものとするが、大規模な地震が発生した場合は、発災後3日間被災者に供給できる食料があれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられるので、まず第１に発災後の3日間の食料を各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指すものとする。確保の方法としては業者との協定締結等を検討する。

なお、備蓄・調達の際には災害時要援護者等についても配慮した品目の選定を行うものとする。町においては、西播磨５市６町における「中播磨・西播磨地域広域防災対応計画」により、保存食料等の備蓄を推進している。

２　米穀の調達

（１）　町は、町内では食料の供給が困難な場合には、必要に応じ次の事項を示して県に供給斡旋を要請するものとする。

ア　供給斡旋を必要とする理由

イ　必要な副食の品目及び数量

ウ　引き渡しを受ける場所及び引き渡し責任者

エ　荷役作業者の派遣の必要の有無

オ　その他参考となる事項

（２）　災害救助法が発動された場合で、かつ県と連絡がつかない場合には、町長は「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定書」に基づき、兵庫農政事務所に対して、災害救助用米穀の引渡しを要請するものとする。

３　その他の食品の調達

町長は、食糧販売業者、商工会及び製パン業者に、副食、調味料等及び乾パン等の供給を要請し調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、県に食料の供給を要請するものとする。

第５　住民への備蓄の啓発

町は、住民に対し震災に備え、世帯人数の３日分の食料の備蓄を図るよう、広報紙、パンフレット等により啓発するものとする。

第６　救援物資の集積及び供給

甚大な被害により、救援物資による供給を行う場合は、次のとおりとする。

１　救援物資集積場所

町の救援物資集積場所は次のとおりとするが、地震発生後、速やかに救援物資の受入れ体制の確立を図るものとする。

救　援　物　資　集　積　場　所

名　　称	所　在　地	電話番号
グリーンエコー笠形「海洋センター体育館」	神河町根宇野 1019-13	（0790）32-1307
神河町中央公民館「グリンデルホール」	神河町寺前 64	（0790）34-1450

２　物資の供給等

（１）　物資等の調達、配送等は次の区分にて行う。

担　　当　　班	調達等の内容
総　　務　　班	町有車両の確保及び緊急車両の調達
資 材 輸 送 班	食料の調達、生活必需品の調達
要援護者支援班	救助物資の受付・配分 炊出しの手配
教 育 情 報 班	炊出しに伴う給食施設の管理

（２）　物資等が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他班の職員、地域住民及びボランティアの協力を得て行う。

（３）　甚大な震災により、避難所を開設した場合の食料の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立的段階に応じた供給を行うよう心掛けるものとする。

	食　　材
第　一　段　階 （生命の維持）	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの
第　二　段　階 （心理面・身体面への配慮）	温かい食べもの（煮物等）、新鮮野菜、野菜ジュース等
第　三　段　階 （自立心の誘発）	食材の給付による避難者自身の炊出し

震災時の食料、生活必需品等の供給の流れ

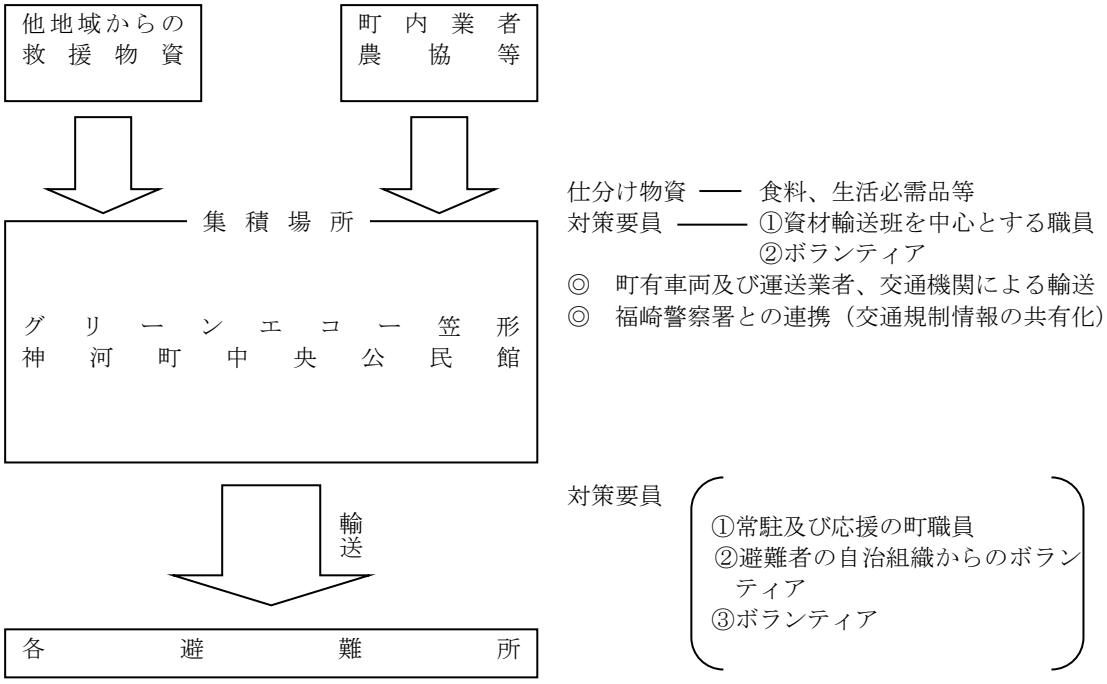

第７　輸送

（１）輸送にあたっては、緊急輸送路を活用する。

　また、輸送協定を締結する業者に対して、災害発生時での「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の発行を効率的に受けさせるため、業者から警察に「緊急通行車両事前届出書」を提出させ、「緊急事前届出済証」の交付を受けさせることとする。また、災害発生時には、これらの業者に搬送を依頼する。

（２）町長は、物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。

第８　災害救助法適用時の費用限度額及び期間等

災害救助法が適用された場合の食品給与の費用限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第９節　応急給水の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　給水方法 (1)　町保有応急給水資機材による運搬給水 (2)　相互応援協定町、県に応援を要請 (3)　医療機関、救護所、避難所等緊急性の高いところから優先して給水 2　応急復旧　→　町の能力では復旧が困難な場合は、給水装置工事事業者に応援要請 3　住民に対し３日分の飲料水の備蓄の推進	上下水道対策班

資料編・４３．災害時における飲料水の提供に関する協定書

第１　計画の方針

災害のため飲料水が、枯渇し、又は汚染し、現に飲料水に適する水を得ることができない者に対し、必要最小限の飲料水及び生活用水の確保を図り、円滑な飲料水の供給を行うものとする。

第２　実施責任者

被災者等への飲料水及び生活用水の供給は町長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第３　給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者に供給する。

第４　水源及び給水量

1　水源

町は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応するものとする。

2　給水量

町は、災害発生から３日以内は１人１日３ℓ、10日目までには３～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準まで回復させるものとする。

内容／時系列	期　間	１人あたり水　量（ℓ／日）	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第１次給水	災害発生から３日間	3	生命維持のため最小限必要量	自己貯水による利用とあわせ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第２次給水	４日目から10日まで 11日目から20日まで	３～20 20～100	調理、洗面等最低限生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第３次給水	21日目から完全復旧まで	100～被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※　期間は、水道が４週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

第５　給水方法及び広報

1　給水の方法

（1）　町は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、町保有応急給水資機材等による運搬給水を実施する。

ア　飲料水が汚染したと認められるときは、ろ水器により浄水して供給する。

イ　被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から容器により運搬供給する。

ウ　飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、又は交付して飲料水を確保する。

上下水道課所有応急給水資機材

・給水タンク（２ｔ）	２台
・給水タンク（１ｔ）	１台
・ポリ容器（10ℓ）	90 個

（２）　町は、必要な人員、資機材等が不足するときは、相互応援協定による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請するものとする。

ア　給水を必要とする人員
イ　給水を必要とする期間及び給水量
ウ　給水する場所
エ　必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
オ　給水車両借り上げの場合は、その必要台数
カ　その他必要な事項

（３）　給水は、医療機関、救護所、避難所等緊急性の高いところを優先して行う。

２　広報

給水を実施する場合には、町は、広報車等を使用してその時間及び場所について広報するものとする。

第６　給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合は、迅速かつ効果的に応急復旧を行うとともに、町の能力をもって応急復旧困難な場合は、町内給水装置工事事業者の応援を求めて実施する。

資料編・２８．町指定給水装置工事事業者一覧

第７　住民による備蓄の推進

大規模災害発生時には、給水が困難であることから、平素より住民に対し世帯人数の３日分程度（出来れば7日分）の飲料水の備蓄を行うよう広報を行うものとする。

第８　災害救助法適用時の費用限度額及び期間等

災害救助法が適用された場合の飲料水供給の費用限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第１０節　物資の供給

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　物資の調達及び配分 (1)　調達　→　①資材輸送班が実施 ②備蓄品の供出 ③小売業者、商工会等に要請 ④県に供給斡旋要請 (2)　配分　→　①資材輸送班が実施 ②区長を各地区の物資支給責任者とし協力要請 2　救援物資の集積場所　→　①グリーンエコー笠形「海洋センター体育館」 ②神河町中央公民館「グリンデルホール」 3　非常災害用木材の調達　→　中はりま森林組合に協力を要請	危機管理対策班 総務班 資材輸送班 現地対策班

第１　計画の方針

地震災害時における被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与並びに物資の供給については、県その他関係機関の協力のもとに実施し、被災者の日常生活の確保を図るものとする。

第２　実施責任者

被災者等への緊急物資の供給は町長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、町長は、知事から通知された事項を行うものとする。

第３　供給対象者

供給対象者は、次のとおりである。

1　住家が被害を受けた者
2　被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
3　生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

第４　衣料等物資の範囲

災害のため、供給する衣料等物資は次に掲げるもののうち必要と認めた最小限度のものとする。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児のニーズにも配慮することとする。

1　寝具（就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等）
2　外衣（作業衣、婦人服、子供服等）
3　肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等）
4　身の回り品（タオル、手拭等）
5　炊事道具（鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等）
6　食器（茶わん、汁わん、皿、はし等）
7　日用品（石けん、ちり紙、歯みがき等）
8　光熱材料（マッチ、ローソク、薪、木炭等）
9　その他（日常生活に欠くことのできないと認められるもの）

※　障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

第５　物資の供給及び配分

1　生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

町は、想定される被災人口を目標として、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の備蓄に努めるものとする。備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の災害時要援護者へも配慮するものとする。

また、避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結の検討等に努めるものとする。

2　県への応援要請

町は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次の事項を可能な限り明らかにし

て供給斡旋を要請するものとする。
（１）　供給斡旋を必要とする理由
（２）　必要な緊急物資の品目及び数量
（３）　引き渡しを受ける場所及び引受責任者
（４）　連絡課及び連絡担当者
（５）　荷役作業員の派遣の必要の有無
（６）　その他参考となる事項

３　救援物資の受入及び供給、配分の要領
（１）　物資の給与又は貸与は、各地区の物資支給責任者を各区長とし、その協力により行うが、必要により自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。
（２）　配分に際しては、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえ、配給品目、数量等を明らかにして、被災者間に不公平が生じないよう適切に実施する。
（３）　救援物資等の集積、配送に関し、民間物流事業者等の倉庫、資機材やノウハウを活用するため協定の締結を推進する。
（４）　協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。
（５）　受入物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。

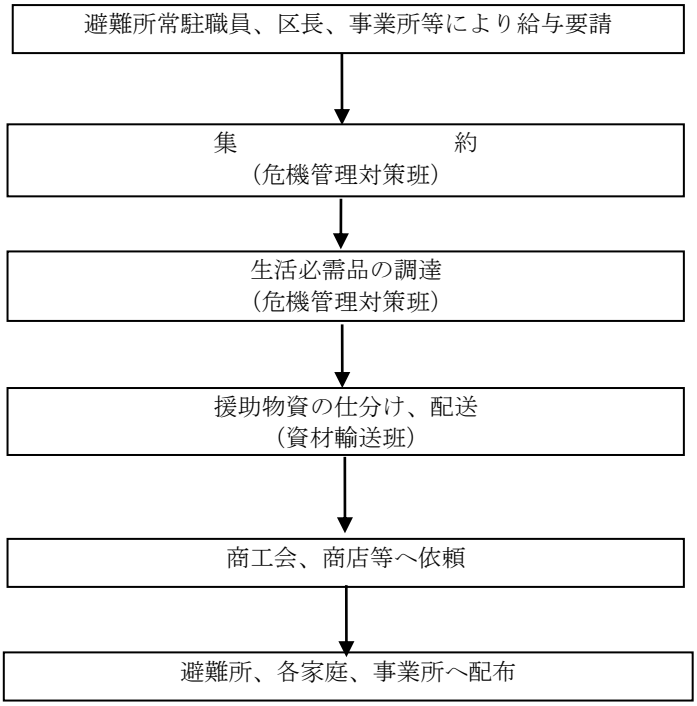

４　段階に応じた物資の供給
甚大な震災により、避難所を開設した場合の食料の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立的段階に応じた供給を行うよう心掛けるものとする。

	物　資
第　一　段　階 （生命の維持）	毛布（季節を考慮したもの）
第　二　段　階 （心理面・身体面への配慮）	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第　三　段　階 （自立心の誘発）	なべ、食器類、衣料類 テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置

第６　住民への備蓄の啓発
町は、住民に対し震災に備え、世帯人数の３日分の飲料水の備蓄を図るよう、広報紙、パンフレット等により啓発するものとする。

第７　救援物資の集積場所

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、次のとおりである。

救　援　物　資　集　積　場　所

名　　称	所　在　地	電話番号
グリーンエコー笠形「海洋センター体育館」	神河町根宇野 1019-13	（0790）32-1307
神河町中央公民館「グリンデルホール」	神河町寺前 64	（0790）34-1450

第８　非常災害用木材の供給

町は、災害発生に際し、中はりま森林組合等に協力を要請し、木材を調達するものとする。

第９　輸送

（１）輸送にあたっては、緊急輸送路を活用する。

また、輸送協定を締結する業者に対して、災害発生時での「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の発行を効率的に受けさせるため、業者から警察に「緊急通行車両事前届出書」を提出させ、「緊急事前届出済証」の交付を受けさせることとする。また、災害発生時には、これらの業者に搬送を依頼する。

（２）町長は、物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。

第10　災害救助法適用時の費用限度額及び期間等

災害救助法が適用された場合の被服等の給与の費用限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第１１節　健康対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　巡回健康相談の実施⇒県及び県看護協会と連携 (1)　巡回健康相談及び家庭訪問 (2)　コミュニティや見守り体制づくり (3)　生活不活発病等の予防 2　巡回栄養相談の実施⇒県栄養士会、中播磨健康福祉事務所等と連携 ・避難所、仮設住宅、給食施設等を巡回 3　こころのケア対策の実施⇒県及び中播磨健康福祉事務所と連携 ・こころのケアに関する相談訪問活動の実施	要援護者支援班 医療班

第１　計画の方針

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策の実施について定める。

第２　巡回健康相談の実施

1　町、県及び県看護協会は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

2　町、県及び県看護協会は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談及び健康教育を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。

3　町及び県は、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握及び県との連携に努め、支援が必要な者については、医療機関（救護班）やこころのケアチーム等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。

4　町及び県は、巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努める。

5　町及び県は、サービス提供に向け保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行う。

第３　巡回栄養相談の実施

1　町は、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県栄養士会、中播磨健康福祉事務所等と連携して、避難所、仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握するとともに、早期にアレルギー対策を実施し、栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談を実施する。

2　町は、避難所解消後においても、被災者の食の自立が困難である場合には、中播磨健康福祉事務所等と協力して、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養のバランスの適正化を支援する。

3　町は、巡回栄養相談の実施にあたり、中播磨健康福祉事務所等と協力して、災害時要援護者をはじめ被災者の栄養状態の把握に努める。

第４　こころのケア対策

1　こころのケアに対する相談・普及啓発活動

町は、中播磨健康福祉事務所等と協力して、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努める。

2　こころのケア相談窓口の設置

町及び県は、被災の状況を踏まえ、被災者の精神的不安に長期的に対応するとともに、被災精神障害者の地域での生活を支援するため、中播磨健康福祉事務所等と協力して、地域に根ざした精神保健活動の拠点となるこころのケア相談窓口を設置する。

第１２節　感染症対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　感染症班の編成⇒民生対策部を中心として編成 2　検病調査及び健康診断 (1)　県の編成する検病調査班により実施 (2)　町は、県と協力して避難場所、滞水地域等の検病調査、検水を実施 3　感染症の処置⇒知事の指示により主に次の事項を実施 ①　感染症の病原体に汚染された場所の消毒 ②　ねずみ族、昆虫等の駆除 ③　物件にかかる措置 ④　生活用水の供給 4　感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに県に連絡 5　器具器材の整備、点検の実施	要援護者支援班

第１　計画の方針

地震災害発生時における感染症措置は、生活環境の悪化、感染症及び食中毒の発生防止並びに二次感染予防の重要性を鑑み行われるものであるから、迅速かつ的確な感染症の実施方法等を定めることにより、被害を最小限にとどめ町民の健康安全の確保を図るものとする。

第２　実施責任者

災害時における感染症対策は町長が実施する。ただし、町における被害が甚大であるため又は町の機能が著しく阻害されているため、町長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事が代執行を行うものとする。

第３　感染症班の編成

感染症対策の実施のため要援護者支援班を中心として感染症班を編成する。感染症班は、関係機関・関係者と協議のうえ、当該災害に即応した感染症対策を企画し、町における感染症対策活動を推進する。

第４　感染症の処置

感染症予防上必要があると認める場合及び県の指示があった場合は、災害の規模、態様に応じ、次の措置を行う。

１　感染症の病原体に汚染された場所の消毒
２　ねずみ族、昆虫等の駆除
３　物件にかかる措置
４　生活用水の供給

第５　感染症の種別及び方法

１　検病調査及び健康診断

検病調査及び健康診断は、県の編成する検病調査班により実施されるが、町は避難場所、滞水地域など悪条件の地域を県と協力して検病調査、検水を行うものとする。

２　感染症の病原体に汚染された場所の消毒

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この款において「法」という。）第 27 条に基づく知事の指示により感染症の病原体の性質その他の状況を勘案し、また消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して次に定める場所を消毒する。

（１）　感染症の患者がいる場所又はいた場所
（２）　感染症で死亡したものの死体がある場所又は汚染された疑いのある場所
（３）　感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

３　ねずみ族、昆虫等の駆除

法第 28 条に基づく知事の指示により、対象区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の状況を勘案し、また消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して駆除を実施する。

4　物件にかかる措置

法第 29 条に基づく知事の指示により、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、感染症の病原体の性質その他の状況を勘案し、また消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次により実施する。

（1）　消毒にあっては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。

（2）　廃棄にあっては、消毒、(3)に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。

（3）　物件措置としての滅菌にあっては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火災滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

5　生活用水の供給

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止した場合には、町は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

6　患者に対する措置

感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに県に通知する。また、県が行う感染症指定医療機関への搬送について協力するとともに、県の指示により患者住家等の消毒の実施及び指導を行うものとする。

7　避難所の感染症対策指導等

町は、県感染症対策職員の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図るものとする。

8　県への連絡

町長は、感染症が発生し、又は発生するおそれがある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

第６　器具器材の整備

最低限常備する必要のある器具器材は、普段より整備するとともに、災害時又はそのおそれが予想される場合に備えるべき器具器材は、随時点検を行い、いつでも使用できる状態に保っておく。

第１３節　遺体の火葬等の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　遺体の捜索 (1)　消防団等に協力要請し捜索班を編成 (2)　必要により県及び近隣町の応援を要請 2　遺体の収容処理 (1)　消防機関等に協力要請 (2)　遺体の一時保存　⇒ ①原則として町内医療機関及びすぱーく神崎 ②寺院等の借り上げ ③適当な施設がない場合は天幕、幕張り等の設置 3　遺体の埋葬 (1)　原則として火葬 (2)　町で実施できない場合は県に調整を要請	危機管理対策班 要援護者支援班 消防団

第１　計画の方針

地震災害により既に死亡していると推定される者の捜索及び死亡者が発生した場合の処理及び埋葬について、関係機関の協力のもとに応急的な対策を実施し、人心の安定を図るものとする。

第２　実施責任者

遺体の処置及び埋葬などは町長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第３　遺体の捜索

1　行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索を行う。

2　遺体の捜索活動は、町長が消防団員等に協力を要請し、必要な機械器具を借上げ、捜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得るものとする。

3　応援の要請

町のみでは捜索の実施が困難であり、近隣町の応援を要する場合又は遺体が流失等により他町に漂着していると考えられる場合は、県及び近隣市町並びに遺体漂着が予想される町に対して、次の事項を明示して要請する。

（1）　遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
（2）　遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
（3）　応援を要請する人員又は舟艇、器具等

第４　遺体の収容処理

1　実施方法

遺体の収容及び処理は、町長が警察署など関係機関等に協力を要請して実施する。また、必要に応じ町内の医師、地域住民等の協力を求める。

2　処理の内容

（1）　遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

遺体識別等のための処置であり、原則として救護班により実施し、遺体の撮影等により身元確認の措置を行う。

（2）　遺体の一時保存

原則として、町内医療機関及びすぱーく神崎とするが、遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、寺院等の施設を借上げ、埋葬するまで保存する。適当な建物がない場合は天幕、幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

（3）　警察への通報

遺体を発見したときは、速やかに警察に通報する。

３　関係者への連絡
遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ遺体を引渡すものとする。

４　身元不明遺体の取扱い
身元不明遺体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

第５　遺体の埋火葬

１　埋火葬の基準
遺族が次のような場合で、遺体の埋火葬が困難な場合には、町が実施する。
（１）　緊急に避難を要するため、遺族において埋火葬を行うことが困難な場合
（２）　災害の際死亡した者の遺族がない場合
（３）　墓地又は火葬場の浸水又は流失等により個人では埋火葬を行うことが困難な場合
（４）　その他埋火葬を行うことが困難な場合

２　埋火葬の方法
災害により死亡した者で、その遺族が自己の資力で埋火葬を行うことが困難な場合又は身元不明の場合については、棺、骨つぼ等の現物給付を行うほか、町が火葬に付し、遺体の埋葬を行う。
（１）　埋火葬は、原則として火葬とする。
（２）　埋火葬は、災害時一時混乱期に行うものであるので仮葬とする。
（３）　町内の火葬能力では不十分な場合は、県に調整を要請し、県の調整結果に基づき具体的に他町の各火葬場と打合せを行い遺体を搬送するものとする。

３　埋火葬の期間
埋火葬を実施する期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、災害対策本部長が必要と認めた場合は、知事に要請しその期間を延長することができる。

火　　葬　　場

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
市 川 斎 場	神崎郡市川町屋形 1068 番地の 40	(0790)28-0780

第６　災害救助法適用時の費用限度額及び期間等

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索・収容処理・埋葬の費用限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第１４節　生活救援対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
１　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 (1)　死亡した住民の遺族・・・・・・・・・・・・・災害弔慰金の支給 (2)　被害を受けた世帯の世帯主・・・・・・・・・・災害援護資金の貸付 (3)　精神又は身体に著しい障害を受けた住民・・・災害障害見舞金の支給 ２　災害時要援護者への援護 (1)　社会福祉施設等への緊急保護 (2)　避難所内の和室など生活しやすい場所を優先的に利用	要援護者支援班

第１　計画の方針

災害による被災者の生活の安全を促進するための救援対策について定めるものとする。

第２　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

１　実施責任者

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく神河町災害弔慰金の支給等に関する条例に定めることにより、一定規模以上の暴風、豪雨等の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対し、災害弔慰金や災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行うこととする。なお、町は、これらの支給措置の早期実施を図るため、発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、り災証明等の交付体制を整備するものとする。

２　対象者

一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主とは次のとおりである。

（１）　死亡した住民の遺族・・・・・・・・・・・・・災害弔慰金の支給
（２）　被害を受けた世帯の世帯主・・・・・・・・・・災害援護資金の貸付
（３）　精神又は身体に著しい障害を受けた住民・・・災害障害見舞金の支給

３　実施基準等

支給対象及び貸付対象等実施基準は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・２９．災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準

４　その他の支給及び貸付

（１）　災害援護金等の支給

災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、兵庫県災害援護金の支給に関する規則に該当するときは、県が実施機関となり災害援護金等の支給を行うものとし、被災者への支給事務を町に委任するものとする。なお、実施基準等は、県地域防災計画資料編に掲載のとおりとする。

（２）　生活福祉資金

災害により被害を受け生活困窮等となり、自立更生のために資金を必要とする低所得世帯に対し、県社会福祉協議会が実施主体となって資金の貸付を行うものとする。なお、実施基準等は、県地域防災計画資料編に掲載のとおりとする。

第３　救援物資の受入れ及び配分

本章第 10 節「物資の供給」に定めるとおりとする。

第４　災害時要援護者への援護

１　社会福祉施設等への緊急保護

町は、高齢者・障害者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対し、一時入所等の措置を講じることとする。

２　避難所における配慮

町は、避難者を避難所に収容する場合は、高齢者、障害者等が避難所内の和室など生活しやすい場所を優先的に利用できるようにするなど配慮するものとする。

第１５節　災害時要援護者支援対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　災害時要援護者への情報提供 (1)　情報伝達ルート　社会福祉協議会、福祉ボランティア等 (2)　伝達手段　防災行政無線放送、広報誌、ＦＡＸ、インターネット、携帯メール、文字放送等 2　災害時要援護者への支援 (1)　避難対策、生活支援 (2)　すまい支援 (3)　社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置 (4)　外国人への情報伝達等 (5)　震災障害者（震災で障がいを負った方）への対応 (6)　震災遺児（震災で親（保護者）をなくした子ども）への対応 (7)　災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言	要援護者支援班

第１　計画の方針

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対する迅速、的確な対応について定める。

第２　災害時要援護者への支援

1　情報提供

町は、県と協力し、災害時要援護者に対する情報提供ルートの確立及び伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

（1）　情報伝達ルート　社会福祉協議会、福祉ボランティア等

（2）　伝達手段　防災行政無線放送、広報誌、ＦＡＸ、インターネット、携帯メール、文字放送等

2　避難対策、生活支援

（1）　避難行動要支援者名簿等に基づき、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と協力し、避難情報の伝達及び安否確認を行い、救助、避難誘導・支援を行う。なお、緊急の場合は、本人同意のない避難行動要支援者情報についても、個人情報保護に配慮しつつ、救助関係機関等に提供する。

（2）　負傷や馴れない避難所生活等によって要配慮状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員等の協力のもと、保健師・看護師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問などを行い、災害時要援護者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

（3）　災害時要援護者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

（4）　医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームの設置を県に要請するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。

（5）　災害時要援護者等に配慮して、福祉避難所の開設や被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

（6）　避難所等における配慮

①　相談窓口の設置

避難所等において、災害時要援護者用窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応並びに確実な情報伝達と支援物資の提供を行う。

②　食料、生活必需品の供給

粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等、災害時要援護者のニーズに対応した食料及び生活必需品の供給に配慮する。

③　福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細やかな対応に努める。その際、避難所においても、介護保険サービスの利用が可能であることに留意する。

④　快適な空間の確保
要介護高齢者や妊産婦等が静養しやすいよう、専用スペースの確保に努める。

3　すまい支援
避難所、仮設住宅及び恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障害者等災害時要援護者の状況や利便性に配慮する。
仮設住宅について、必要に応じて、高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するよう努める。

4　社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置
町及び県は、社会福祉施設の被害状況調査を実施するとともに、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

5　外国人への情報伝達等
（1）　外国人への情報提供
町は、県と協力して、インターネット等により多言語で情報提供を行うよう努める。
（2）　外国人の被災状況の把握
町、県、警察等は、相互に連絡して、安否確認（外国人住民の死亡者数確認）及びニーズの把握を行う。

6　震災障害者（震災で障がいを負った方）への対応
町及び県は、震災障害者の把握に努め、必要に応じて、こころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供及び総合的な相談を実施する。
震災障害者は、入院等で被災地外に移動する場合があり、また、障がいが固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して、所在の把握や支援を行う必要があることに留意する。

7　震災遺児（震災で親（保護者）をなくした子ども）への対応
（1）　震災遺児の把握と支援の実施
町及び県は、震災遺児の把握に努め、必要に応じて、保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。
（2）　民間支援団体等との連携
震災遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

8　災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言
介護保険施設等の災害時要援護者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。
また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的に実施できていない場合には、指導・助言を行う。

第１６節　愛玩動物の収容対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　愛玩動物対策の実施⇒獣医師会及び動物愛護団体と連携 (1)　動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供 (2)　避難所等での対応の実施	危機管理対策班

第１　計画の方針

町は、獣医師会及び動物愛護団体と連携協力のうえ、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づいて、動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、愛玩動物の収容対策を実施する。

第２　愛玩動物対策の実施

1　飼養されている動物に対する餌の配布
2　負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
3　放浪動物の収容・保管・譲渡
4　飼養困難な動物の一時保管・譲渡
5　動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供
6　動物に関する相談の実施
7　被災動物救援体制の整備
8　犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供
9　動物の応急保護収容施設設置のための調整等
10　愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により、直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
11　町は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、獣医師会、動物愛護団体が連携・協力して設置する動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。

第１７節　災害情報等の提供と相談活動の実施

活動のポイント	関係対策班
1　実施責任者　⇒　総務班 2　被災者等のニーズに応じた多様な内容の広報の提供 3　各種情報に最も適した広報手段の選択 (1)　被害状況　⇒　広報車、防災行政無線放送、携帯メール、ホームページ等 (2)　生活情報　⇒　広報車、防災行政無線放送、携帯メール、掲示板、ホームページ等 (3)　安否情報　⇒　掲示板、ホームページ、新聞折込等 3　住民に対する広報 (1)　被害の状況(停電、断水及び交通機関の運行等の状況) (2)　対策の実施状況 (3)　注意事項 (4)　協力要請	危機管理対策班 総務班

第１　計画の方針

地震発生時において適切な行動と人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況や各種の生活情報等を被災者をはじめとする住民に対して迅速かつ的確に提供するよう、積極的に広報活動を実施するものとする。

第２　実施責任者

災害時の広報活動は、総務班が行う。ただし、勤務時間外に大規模地震が発生し緊急を要する災害情報は、関係班において積極的に関係機関への通報に努め、事後危機管理対策班に報告するものとする。

第３　広報の内容

町は、広報車、防災行政無線放送、携帯メール、掲示板、ホームページ等を使用して、次の事項について適切かつ迅速に広報活動を実施する。

1　発生した地震に関する観測情報
2　余震等、地震の発生に関する今後の見通し
3　被災状況と応急措置の状況
4　避難の必要性の有無（避難勧告等の発令状況等）
5　避難所の設置状況
6　交通規制及び各種輸送機関の運行状況
7　ライフラインの状況
8　地震発生時におけるガス安全対策
9　医療機関の状況
10　防疫・感染症対策活動の実施状況
11　食料、生活必需品の供給状況
12　相談窓口の設置状況
13　その他住民や事業所の取るべき措置
（1）　火災、地すべり、危険物施設等に対する対応
（2）　電話、交通機関等の利用の制約
（3）　食料、生活必需品、燃料の確保
14　余震対策に関する情報

有効な伝達手段

対象機関	方法
報道機関	口頭、文書、電話、ＦＡＸ、Ｌ－ＡＬＥＲＴ（災害情報共有システム）
各関係機関	災害対応総合情報ネットワークシステム、衛星通信ネットワーク、電話、ＦＡＸ、広報車、連絡員の派遣、パソコン通信、インターネット、Ｌ－ＡＬＥＲＴ（災害情報共有システム）
一般住民、被災者	広報車、防災行政無線放送、携帯メール、電話、ＦＡＸ、広報紙、サイレン、ホームページ、CATV、Ｌ－ＡＬＥＲＴ（災害情報共有システム）

対　象　機　関	方　法
庁　内　各　班	庁内放送、庁内電話、口頭、庁内メール、Ｌ－ＡＬＥＲＴ（災害情報共有システム）
そ の 他 必 要 と す る 者	掲示板、チラシ（新聞折込）、Ｌ－ＡＬＥＲＴ（災害情報共有システム）

第４　災害資料及び情報の収集

災害情報の収集については、次の要領によって収集するものとする。

１　総務班の職員を現場に派遣し、災害現場写真を撮影する。

２　町内の防災関係機関が撮影した写真の収集を図る。

３　その他災害の状況により、総務班のほかに余剰人員を招集して特別調査班を編成し、現地に派遣して資料の収集を図る。

第５　報道機関との連携

総務対策部は、被害状況及び対策等の情報について、必要の都度、報道機関に対し発表を行うものとする。また、町は、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に連携協力するものとする。

第６　住民に対する広報

人心の安定を図るため、被害の状況(停電、断水及び交通機関の運行等の状況)とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

また、広報車を利用する際は、越知谷・大山・粟賀・寺前・小田原・長谷の６ブロックに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意するものとする。

第７　相談活動

町は、被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図るものとする。

第８　災害放送の要請

１　災害時における放送要請

（１）　町長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と認めるときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次に掲げる事項を明らかにして、やむを得ない場合を除き県を通じて放送を要請するものとする。

ア　放送要請の理由

イ　放送事項

ウ　放送希望日時

エ　その他必要事項

（２）　放送の要請は、原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によるものとする。

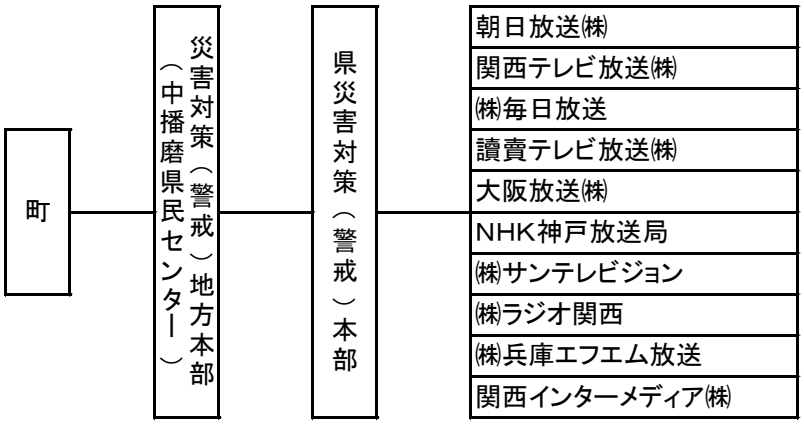

２　緊急警報放送の要請

（１）　町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に住民に対し周知する必要があると認めるときは、災害対策基本法第57条に基づき無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）を次に掲げる事項を明らかにし、やむを得ない場合を除き知事に要請するものとする。

ア　住民への警報、通知等

イ　災害時における混乱を防止するための指示等

ウ　前各号のほか、町長が特に必要と認めるもの

（２）　緊急警報放送の要請は、原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話等によるものとする。

第１８節　廃棄物対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　ガレキ処理班・清掃班の編成 (1)　ガレキ処理班　⇒　現地対策班及び町内廃棄物処理業者 (2)　清掃班　⇒　各班余剰人員 2　情報の収集及び連絡　⇒　①被災状況、避難所の状況を確認 ②廃棄物の処理の必要性や処理見込みの把握 3　一時保管場所の確保 ガレキ、ごみ等を早期に処理ができない場合には、一時的な保管場所を確保する。	危機管理対策班 総務班 現地対策班

第１　計画の方針

地震災害により発生したガレキ(災害廃棄物)、ごみ及びし尿処理の対策について定めるものとする。

第２　実施責任者

被災地域の清掃の計画及び実施は、町長が行う。

第３　ガレキ処理班・清掃班の編成

１　ガレキ処理班

ガレキ（災害廃棄物）処理のため、ガレキ処理班を編成する。

ガレキ処理班は、現地対策班及び廃棄物処理業者により構成し、処理を行う。

２　清掃班

ごみ処理及びし尿処理のため、清掃班を編成する。

清掃班は、各班余剰人員により構成し、処理を行う。

第４　処理の方法

１　ガレキ処理

（１）　情報の収集及び連絡

町は、損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡するものとする。

（２）　仮置場の確保

ガレキ処理には長時間を要する場合があることから、選別、保管等が可能な仮置場を確保するものとする。

（３）　撤去作業

町は、地震等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上の支障があるもの等から優先的に撤去するものとする。

（４）　全体処理量の把握

町は、計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握するものとする。

（５）　処理方法

町は、現有の資機材を用いて処理を行うが、必要により建設業者等の車両を借り上げ、又は廃棄物処理業者に委託して、迅速に処理するものとする。

（６）　その他

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

２　ごみ処理

（１）　情報の収集及び連絡

町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握するものとする。

（２）　ごみ処理施設の被害状況と稼動見込みの把握

町は、中播北部クリーンセンターの被害状況と稼動見込みを速やかに把握し、必要に応じ

仮置場を確保するものとする。

（３）　生活ごみ・粗大ごみの収集、処理

町は、避難所の生活に支障が生じることがないよう避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも３～４日以内には収集を開始し、７～10 日以内には収集を完了するようにする。本町におけるごみの収集は、統括部において実施するものとするが、ごみの量が多大若しくは収集困難なときは、建設業者等の車両を借上げるとともに被災地住民及び消防団員等の協力を得て迅速に行うものとする。

（４）　ごみの一時保管場所の確保

町は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をすることとする。

３　し尿処理

（１）　情報の収集及び連絡

町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設便所の必要数やし尿の収集・処理見込みを把握することとする。

（２）　し尿処理施設の被害状況と稼動見込みの把握

町は、中播衛生施設事務組合の被害状況と稼動見込みを把握し、必要により仮設トイレを避難所等に設置するものとする。

（３）　消毒剤等の資機材の準備、確保

町は、仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をするものとする。

第５　県等への応援要請

１　町は、ガレキ・生活ごみ・し尿等の収集・処理に必要な人員、処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣町等に応援要請を行うものとする。

２　町は、近隣町等で応援体制が確保できない場合又は最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、県に対し支援の要請を行うものとする。県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

３　町は、あらかじめ民間の建設業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努めるものとする。

第６　建築物の解体撤去工事等に対する措置

町は、県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況実態調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

第１９節　災害ボランティアの受入

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　災害救援専門ボランティアの派遣要請 (1)　派遣要請先　⇒　県 (2)　活動分野　⇒　①救急・救助　②医療　③介護　④手話通訳、⑤建物判定 ⑥ボランティア・コーディネーター、⑦輸送 2　災害ボランティアセンター（ボランティアの受入窓口）　⇒　神河町社会福祉協議会 3　災害ボランティアの確保と調整 神河町社会福祉協議会、日本赤十字社兵庫県支部その他のボランティア団体と連携	要援護者支援班

第１　計画の方針

大規模な地震災害が発生した場合、円滑な災害応急活動を推進するため、ボランティアの受入態勢の整備を図る。

第２　災害救援専門ボランティアの派遣要請

町は、災害が発生し、必要があると認めるときは、県に対して県災害救援専門ボランティアの派遣を要請するものとする。

災害救援専門ボランティアの活動分野は、次のとおりである。

1　救急・救助
2　医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
3　介護
4　手話通訳
5　建物判定
6　ボランティア・コーディネーター
7　輸送
8　情報・通信

第３　災害ボランティアセンターの開設

町及び神河町社会福祉協議会は、大規模災害が発生した場合、神河町社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの受入窓口を定め、次の活動についてボランティアの協力を得るものとする。

1　災害情報、生活情報等の収集、伝達
2　避難所等における炊出し、清掃等の被災者支援活動
3　救援物資、資機材の配分、輸送
4　軽易な応急・復旧作業
5　災害ボランティアの受入事務

第４　災害ボランティアの確保と調整

町は、被災地域におけるボランティアニーズを把握しながら、神河町社会福祉協議会、日本赤十字社兵庫県支部その他のボランティア団体と連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努めるものとする。

第２０節　ライフラインの応急対策の実施

第１款　電力の確保【関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社】

第１　計画の方針

災害発生に際し、電力施設の防護及び被災地に対する電力供給の確保について定める。

第２　災害発生直後の対応

１　防災体制

（１）対策組織の設置

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱の各支社長が所管する地域（以下、「地域という。」）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

町内で、非常災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

ア　播磨・但馬地域非常災害対策総本部
イ　播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部
ウ　播磨・但馬地域送配電警戒本部
※送配電とは関西電力送配電のことをいう。

（２）総本部の設置基準

総本部の設置基準は、次のとおりとし、対策組織はこれに準じて設置する。

① 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。
ア　播磨・但馬地域内で震度６弱以上の地震が発生した場合
イ　播磨・但馬地域内に大津波警報が発令された場合
ウ　南海トラフ地震臨時情報が発令された場合
エ　南海トラフ域を震源とする M7.9 以上の海溝型地震が発生した場合

② 総本部の設置については、関西電力㈱の長と関西電力送配電㈱の長が協議し、決定する。
ア　非常災害が発生した場合または発生することが予想される場合にあって、関西電力㈱と関西電力送配電㈱が連携して、対応していくことが必要と認められる場合
イ　その他必要な場合

（３）体制の確立

関西電力㈱および関西電力送配電㈱は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

ア 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整 備する。
イ 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常 事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

２　災害時における情報収集

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

（１）　一般情報
ア　気象、地象情報
イ　一般被害情報
ウ　対外対応状況
エ　その他災害に関する情報（交通状況等）

（２）　当社被害情報
ア　電力施設等の被害状況及び復旧状況
イ　停電による主な影響状況
ウ　復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項
エ　その他災害に関する情報

３　対策要員の確保

（１）　夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、

地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

（２）　対策組織が設置された場合は、対策要員はすみやかに所属する対策組織に出動する。

（３）　復旧要員の広域運営

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

４　情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等からの独自に収集した情報を収集し、総合的被害状況の把握に努める。

５　通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては総務室長、地域にあっては支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

６　災害時における復旧資材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

（１）　調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的すみやかに確保する。

ア　現地調達

イ　対策組織相互の流用

ウ　他電力会社からの融通

（２）　輸送手段の確保

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

（３）　復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

第３　災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

１　応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

２　応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア　水力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ　送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ　変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ　配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ　通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

３　災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分考慮して実施する。

４　災害時における広報活動

（１）広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

（２）広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、ＳＮＳ及びＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

※　停電情報 URL　https://www.kepco.co.jp/energy_supply/supply/teiden-info/

５　ダムの管理

関西電力㈱はダムの管理を次のとおりとする。

（１）　洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械、観測、警報施設の点検整備を行う

（２）　通知、警告

流水の状況に著しい変化が生じる前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

（３）　ダム放流

ダム放流に当たっては、「ダム管理規定」等に基づき、下流水位が急上昇しないよう、バルブを操作して放流を行う。

第４　災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、警察、消防機関等からの要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

第５　災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、 本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

第６　災害復旧に関する事項

（１）復旧計画

ア 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

(a) 復旧応援要員の必要の有無
(b) 復旧要員の配置状況
(c) 復旧用資機材の調達
(d) 復旧作業の日程
(e) 仮復旧の完了見込
(f) 宿泊施設、食糧等の手配
(g) その他必要な対策

イ 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

（２）　復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第２款　ガスの確保
【兵庫県プロパンガス協会・財団法人兵庫県エルピーガス防災協会】

資料編・４６．災害時におけるＬＰガス等の支援協力に関する協定書

第１　計画の方針

地震災害により機能が停止したガスの早期復旧のため、㈳兵庫県エルピーガス防災協会は、次のとおり応急対策を実施するものとする。

第２　地震発生直後の対応

１　災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合には、直ちに㈳兵庫県エルピーガス防災協会内に、兵庫県エルピーガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講ずることとする。

２　情報の収集伝達

集中監視システム等を活用して、被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達することとする。

３　応急対策の実施

（１）　緊急措置の周知

町、区長会等に依頼し、広報車等を利用して、直ちにプロパンガス容器のバルブを閉めるよう住民に周知する。

（２）　ローラー作戦の展開

プロパンガス消費家庭等が災害のため被害を受け、プロパンガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、２名１組で点検調査（緊急措置）班を編成し、応急対策を実施する。

（３）　危険箇所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険箇所からのプロパンガス容器の撤収については、消防機関等との協力を得て迅速に回収することとする。

（４）　高齢者・身体障害者等対策

プロパンガス販売事業所の保安台帳により、高齢者･身体障害者等の家庭をチェックし、最優先で点検調査、安全対策等を実施することとする。

（５）　プロパンガスの供給

病院･避難所等を優先に、プロパンガスの供給を行うこととする。

（６）　電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションにプロパンガス電話相談窓口を開設し、住民の要望に対応することとする。

（７）　不要容器の回収

不要となったプロパンガス容器･カセットボンベについては、統括部と連携を取りながら、迅速に回収することとする。また、災害用のプロパンガス容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付け、返却を周知することとする。

（８）　要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿ＬＰガス防災協会連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得ることとする。

第３款　電気通信の確保【西日本電信電話株式会社】

第１　計画の方針

地震災害により機能が停止した電気通信の早期復旧のため、西日本電信電話㈱は、次のとおり応急対策を実施するものとする。

第２　内容

１　地震発生直後の対応

（１）　被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保

（２）　防護措置

設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置の実施

２　復旧作業にいたるまでの対応

（１）　通信の途絶の解消と通信の確保

地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。

ア　自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保

イ　衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成

ウ　電話回線網に対する交換措置、伝送路切換措置等の実施

エ　応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成

オ　非常用可搬形ディジタル装置の運用

カ　臨時･特設公衆電話の設置

キ　災害時における公衆電話の無料化

（２）　通信の混乱防止

地震の発生に伴い､全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻そうに陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を下記により規制し、110 番、119 番、災害救助活動に関係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保することとする。

ア　通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施

イ　非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先した取扱いの実施

ウ　「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」での輻そう緩和の実施

３　復旧作業過程

（１）　復旧順位に基づく復旧箇所の決定

第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある期間、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関
第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社、及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体

（２）　復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報

ア　被災状況（防災設備、規模)、応急復旧状況（特設公衆電話設置場所、設置数、災害対策機器の運用等)、回復見込み等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達することとする。

イ　被害の状況に応じた案内トーキの挿入等を通じ、一般利用者に対し、被災状況、応急復旧状況、回復見込み等を広報することとする。

第４款　水道の確保【上下水道対策班】

第１　計画の方針

地震災害により機能が停止した水道の早期復旧のため、町は、次のとおり応急対策を実施するものとする。

第２　地震発生直後の対応

１　応急対策人員の動員

地震発生直後直ちにあらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、災害対策を実施するものとする。

２　被害（断水状況）の把握

水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施するものとする。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うものとする。

３　県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請や、県を通じて県内町及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行うものとする。

第３　復旧過程

１　復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧にあたる工事班編成（人員･資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示するものとする。

２　施設毎の復旧方法

（１）　貯水、取水、導水並びに浄水施設

応急復旧にあたり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械･電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者等の専門技術者を動員し、早急に対処するものとする。

（２）　送･配水施設並びに給水管

配水場・ポンプ場については、上記（1）と同様に対処し、管路については、被害状況により、復旧順位を定め、幹線から段階的に復旧を進めるものとする。

ア　第１次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第一次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消するものとする。

イ　第２次応急復旧

第１次応急復旧により、ほぼ断水地域が解消した段階で引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

３　復旧の記録

地震による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整えるものとする。

４　復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。

第５款　下水道の確保【上下水道対策班】

第１　計画の方針

地震災害により機能が停止した農業集落排水施設、コミュニティプラント施設及び公共下水道の早期復旧のため、町は、次のとおり応急対策を実施するものとする。

第２　地震発生直後の対応

１　被害状況の把握

地震発生後、町は県と緊密に連携し、処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施するものとする。

（１）　被害状況の調査と点検

災害発生後、次の事項に留意して、速やかに被害状況の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施するものとする。

ア　二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

イ　調査･点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

ウ　調査･点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

２　他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行うものとする。

第３　復旧過程

１　復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧にあたっては、その緊急度を考慮し、工法･人員･資機材等も勘案のうえ、全体の応急復旧計画を策定して実施するものとする。

２　施設毎の応急措置・復旧方法

（１）　管路施設

ア　管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じるものとする。

イ　マンホール等からのいっ水

(ｱ)　水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。

(ｲ)　可搬式ポンプを利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。

(ｳ)　分流式下水道の汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じたうえ、排水路に誘導して緊急排水する。

ウ　吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じるものとする。

（２）　ポンプ場及び処理場施設

ア　ポンプ設備の機能停止

損傷箇所などの点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じるものとする。

イ　停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認のうえ、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施するものとする。

ウ　自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努めるものとする。

エ　燃料タンク等からの危険物の漏洩

危険物を扱う設備については、地震発生後、速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合は速やかに応急措置を講じることとする。

オ　汚泥焼却関係設備からの消化ガスの漏洩

地震発生後、速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合は次の応急措置を講じるものとする。

(ｱ)　火気使用の厳禁及び立入禁止の措置

(ｲ)　漏洩箇所のシール

(ｳ)　漏洩箇所付近の弁等の閉鎖

カ　消毒施設からの塩素ガスの漏洩

消毒設備において、塩素ガスの漏洩が生じた場合は、保護呼吸器を着用して速やかに漏洩箇所の修復を実施し、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関及び付近の住民に連絡することとする。

キ　水質試験室における薬品類の飛散・漏洩

地震発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じるものとする。

ク　池及びタンクからのいっ水や漏水

土のうなどによって流出防止に措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止するものとする。

３　復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。

第２１節　教育対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　大規模地震発生時に学校が避難所として使用される際に生じる問題点の事前検討 2　地震発生時の状況に応じた児童・生徒の行動 ①登下校時　②在校時　③校外活動時　④部活動時 3　教育施設の応急復旧 (1)　教育施設の被害状況を県教育委員会に報告 (2)　一時的な復旧工事、体育館の仮間仕切、仮設トイレの設置等の実施	教　育　情　報　班

第１　計画の方針

地震災害により教育施設・設備が被災し、又は児童、生徒、園児（以下「児童生徒等」という。）の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急教育及び学用品等の供給等応急対策を実施し、教育の確保を図るものとする。

第２　実施責任者

1　保育所、幼稚園、小・中学校の応急教育及び教育施設・社会教育施設の応急復旧対策並びに教職員の確保は、教育情報班が行う。

2　災害に対する各学校（園）等の措置については、校長等（以下「園長」を含む。）が具体的な応急対策をたてる。

3　教科書及び学用品の供給については、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第３　事前計画の策定が必要な問題

大規模地震の発生時においては、住居の全壊、半壊又は保護者の死亡による児童生徒等の一時疎開や教職員の避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。そこで今後、次の事項について特に検討を行うものとする。

1　避難所の運営における教職員の協力方法（７日以内を原則として可能な範囲）
2　児童生徒等の安否確認の方法
3　学校(園)機能を早急に回復するために、学校(園)内において避難者と児童生徒等で共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
4　避難所になった場合に必要な備品等の整備
5　授業中等に発災した場合の児童生徒の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置
6　避難所受入れ体制等の整備

避難所となる学校教職員は、その運営が町の災害対策本部に引き継がれるまでの間、災害対策本部との連携を密にしながら、避難住民の受入れ体制の整備を図る。

（１）　避難所機能と教育機能の共存方策

学校が避難所として活用される一方で、その利用の仕方によっては、円滑な授業再開の障害ともなりうるため、授業再開を念頭に置いた避難所としての利用範囲、利用方法、運営方法等の基準を定める。

（２）　避難所運営における教職員の役割

学校が避難所となった場合、教職員は、必要に応じ７日以内を原則として可能な範囲でその運営等救援業務に協力するとともに、二次災害の防止や学校再再開のための施設の安全点検などを行う。

第４　状況別対応行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて児童生徒がとる基本的な行動を例示したものである。児童生徒の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態に応じた対応の検討を図るものとする。

	児　童　生　徒　の　行　動
登下校時	・　登下校中の児童生徒等は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ・　交通機関利用生徒等は、駅員等の指示に従う。 ・　在宅の場合は登校しない。ただし、危険予想地域在住の児童生徒等は、直ちに避難所に避難する。 【地震発生時の注意点】 ・　できるだけ安全な空間を確保する。 ・　カバン・コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 ・　古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ・　がけ下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・　プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれていたり、ひび割れしているところは、速やかに遠ざかる。 ・　火災現場から遠ざかる。 ・　狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・　倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校時	留守家庭の児童及び交通機関利用生徒は、学校に留まる。 〔教室〕 ・　教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・　机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・　大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 〔廊下・階段〕 ・　できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 〔グラウンド〕 ・　校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・　教室・校舎には戻らない。 【注意点】 ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかり守る。
校外活動時	基本的には帰宅する。ただし状況により以下のようにする。 〔所属校から離れている場合〕 ・　鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難所へ避難する。 ・　避難については地元町の指示に従う。 ・　山崩れ、がけ崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 〔所属校に近い場合〕 ・　ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 【注意点】 ・　教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかり守る。 ・　自分勝手な言動を絶対にとらない。 例･････勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・　デマ等に惑わされない。 ・　避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場所を除き、走らない。
部活動時	〔校内の場合〕 ・　顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・　１人で勝手に行動しない。 ・　人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・　帰宅できない児童生徒は顧問の指示に従う。 〔校外の場合〕 ・　校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指定された避難所へ集団で避難する。 ・　合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第５　教育対策

１　災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は町が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、７日以内を原則として可能な範囲で協力することとする。

２　応急教育の実施のための措置

（１）　町教育委員会は、児童生徒等の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県教育委員会に報告することとする。

ア　短縮授業、二部授業、分散授業、リモート授業等の検討
イ　校区の通学路や交通手段等の確保
ウ　児童生徒等の衛生、保健管理上の適切な措置と指導
エ　学校給食の応急措置
　災害救助法が適用された場合には、県教育委員会に学校給食の実施について協議、報告するほか学校給食の実施が困難になった場合も報告するものとする。

（２）　町教育委員会は、被災状況により次の措置を講ずるものとする。
ア　適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき。）
イ　授業料の免除や奨学金制度の活用
ウ　災害時における児童生徒等の転校手続き等の弾力的運用
エ　被災職員の代替等対策
(ｱ)　複式授業の実施
(ｲ)　昼夜二部授業の実施
(ｳ)　近隣府県、町等からの人的支援の要請
(ｴ)　非常勤講師又は臨時講師の発令
(ｵ)　町教育委員会事務局職員の応援

第６　教育施設の応急復旧対策

１　学校施設の応急復旧対策
被災者が発生した場合は、災害の多少を問わず次のような措置をとるものとする。

（１）　災害直後の施設の被害の範囲、程度、被害部分の位置等を説明する写真を県教育委員会事務局に提出する。

（２）　直接的応急復旧
被害を受けた部分について本工事を実施する前に一時的な復旧工事を行う。

（３）　間接的応急復旧
被害箇所そのものの復旧ではないが校舎が全壊（半壊）したために応急教育計画に基づき講堂又は体育館の仮設仕切、仮設トイレの設置等を行う。

２　学校施設の確保

（１）　校舎
軽微な被害の校舎は即時応急修理を行い教室に不足をきたす場合は、特別教室を転用する等の処置を講じて授業を行う。なお、被害が甚大で応急修理が不可能な場合は、応急復旧が終わるまで応急教育実施予定場所において実施する。

（２）　校庭
校庭の被害については使用に危険のない程度の応急修理を行い、校舎等復旧工事の完了をまって整備する。

（３）　備品等
被害により、流失、破損等使用不能の児童生徒用机、椅子の補充については、余剰のものを使用する等授業に支障のないようにするものとする。

３　社会教育施設の応急復旧対策
町の管理する社会教育施設（体育館、社会体育施設等）が災害等により、被害を受けた場合は次のような措置をとる。

（１）　程度、範囲等を調査して電話連絡及び所定の様式により県教育委員会事務局に報告を行う。

（２）　学校施設に準じて応急復旧対策を行う。

第７　応急教育実施の予定場所

町教育委員会は、校長を通して、教育施設や園児、児童、生徒の被災の状況を確認し、安全にして適切な応急教育方法の措置を講ずるとともに実施状況を逐次教育事務所を通じて県教育委員会へ報告する。学校施設の被害が激しく仮設教室の建設が著しく遅延するときは、最寄りの公

民館、社寺等を借り上げて応急教育を実施する。

第８　こころのケア対策

災害によって大きく生活の変化を余儀なくされる児童生徒等の不安や心のストレスを取り除くため、相談やカウンセリングなどこころのケアの専門家や関係機関等の協力を得て実施する。

第９　文化財の応急復旧対策

指定を受けている文化財については、平素より所有者若しくは管理者によって十分管理を行うよう指導する。また、修理等必要な事業については県費補助を得て、順次施行するよう努める。

資料編・２３．指定文化財一覧

第 10　災害救助法が適用された場合の学用品の給与

町は、学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行うこととする。

１　対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

２　学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

３　県への報告

災害により補給を要する教科書、教材、学用品の実数及び補給の状況を教育事務所を通じて県教育委員会へ報告する。

第 11　災害救助法適用時の費用限度額及び期間等

災害救助法が適用された場合の学用品の給与費限度額及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第 12　学校給食対策

１　災害地域における学校給食の応急措置

（１）　学校給食の実施にあたっては、町長はその実施校数、人員、給食種別（災害発生時における完全給食、捕食給食又は未実施の別）及び実施期間について所定の様式により県教育委員会に報告する。

（２）　応急給食の実施にあたっては、衛生管理に万全を期し食中毒等の事故が発生しないよう十分注意する。

２　台風等の災害に伴う学校給食関係被災害状況報告

地震等の災害発生によって学校給食の運営が極めて困難となった場合、又は、学校給食物資に著しい被害を生じた場合等には、速やかに県教育委員会に報告する。

第２２節　危険物等の応急対策の推進【危機管理対策班】

第１　計画の方針

危険物による災害は、その性質上大災害に発展する危険性が大であり、特に迅速な措置を要するので、関係機関は密接なる連絡協力のもとに迅速的確な災害応急対策を実施するものとする。

第２　実施責任者

危険物による災害の発生に際しては、当該事業所等は、直ちに姫路市消防局、中播磨健康福祉事務所等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、町、県及びその他関係機関との連携による総合的な災害応急対策を実施するものとする。

第３　災害応急対策

1　消防法に定める危険物（石油等）

（1）　事業所が実施する処置

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとるものとする。

ア　連絡通報

(ｱ) 責任者は、発災時に直ちに119番で消防本部に連絡するとともに、必要により、付近住民並びに近隣企業に通報するものとする。

(ｲ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報するものとする。

イ　初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行うものとする。なかでも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最前の方途を講ずるものとする。

ウ　医療救護

企業内救急班は、応急救護を実施するものとする。

エ　避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施するものとする。

オ　住民救済対策

企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の補償で救済するものとする。

（2）　町が実施する措置

災害規模、様態に応じ、町は、関係機関との密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施するものとする。

ア　災害情報の収集及び報告

町長は、災害現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う者とする。

イ　災害広報

災害による不安、混乱を防止するため、町、県、報道機関等は相互に協力して、広報車、新聞、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

情　報　系　統　図

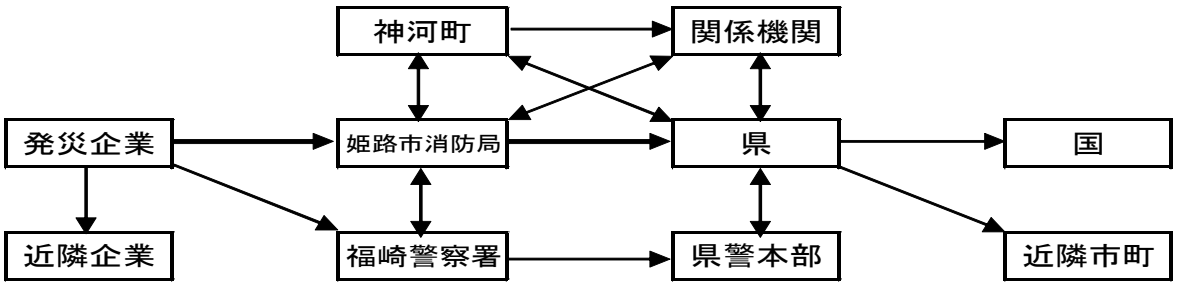

ウ　救急医療

被災地における負傷者等の救出及び救急医療業務は、当該事業所、警察、姫路市消防局、消防団、医療機関、県、その他の関係機関と連携して行う。

エ　消防応急対策

姫路市消防局び消防団は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

オ　避難

町長は、被災の状況によっては、避難のための立退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

カ　交通応急対策

道路管理者は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域及びその周辺の交通対策に万全を期するものとする。

キ　給水

町は、必要により飲料水の供給を行うものとする。

ク　住民救済対策

住民の救済対策については、企業、町、県、その他関係機関が合同してこれにあたる。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによるものとする。

２　高圧ガス

（１）　事業所等が実施する措置

ア　緊急通報

高圧ガス関係事業所は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合はあらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、町、姫路市消防局、警察）に通報するものとする。

イ　災害対策本部等の設置

事業所は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施するものとする。

ウ　応急措置の実施

事業所及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施するものとする。

(ｱ)　状況により、設備を緊急運転停止

(ｲ)　火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水

(ｳ)　ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止措置

(ｴ)　状況により立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定

(ｵ)　状況により防災要員以外の従業員の退避

(ｶ)　発災設備以外の設備の緊急総合点検

(ｷ)　交通規制措置

エ　防災資機材の調達

事業所は､防災資機材が不足又は保有していない場合､直ちに近隣の事業所あるいは　町等から調達するものとする。

オ　被害の拡大防止措置

事業所は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努めるものとする。

（２）　町が実施する措置

ア　防災関係機関との連絡調整

町は、高圧ガス関係事業所より高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった旨の報告を受けた場合、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図るものとする。

イ　防災資機材の調達

町及び姫路市消防局は、当該事業所による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達するものとする。

ウ　避難

町は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避

難について防災関係機関と協議し、必要に応じ避難の勧告、指示を行うものとする。

３　火薬類

（１）　事業所等が実施する措置

ア　緊急通報

事業者は、火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、町、姫路市消防局、警察）等に通報することとする。

イ　災害対策本部等の設置

事業者は、火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連絡して応急対策を実施することとする。

ウ　応急措置の実施

事業者は、防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずることとする。

(ｱ)　火薬類製造所における応急措置

ａ　作業者は原則として機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに合成反応の仕込みの停止等の二次災害防止のための措置を行うよう努めることとする。

ｂ　火災・爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、消防機関（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供することとする。

各監督者は、その判断により防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させることとする。

(ｲ)　販売所（庫外貯蔵所）における応急措置

ａ　事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼が及び貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出することとする。搬出にあたっては、警察、消防機関及び町等の関係機関に対して、連絡を密にして対処することとする。

ｂ　事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、消防機関（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行うこととする。

(ｳ)　消費場所における応急措置

火薬類の使用者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外を立入禁止とすることとする。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄することとする。

(ｴ)　運搬中における応急措置

ａ　運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視することとする。

ｂ　運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受けることとする。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力することとする。

ｃ　町、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力することとする。

（２）　町が実施する措置

ア　防災関係機関との連絡調整

町は、火薬類関係事業所より火薬類施設が発災又は危険な状態となった旨の通報を受けた場合、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図るものとする。

イ　防災資機材の調達

町及び姫路市消防局は、当該事業所による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資材を調達するものとする。

ウ　避難

町は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について防災関係機関と協議し、必要に応じ避難の勧告、指示を行うものとする。

４　毒物・劇物

（１）　事業所等が実施する措置

ア　緊急通報

事業所は、毒物・劇物が流出し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合には、中播磨健康福祉事務所、町、姫路市消防局、警察等へ緊急通報を行うものとする。

イ　緊急措置の実施

事業所は、危害防止のためのマニュアルに即した緊急措置を実施する。

（２）　町が実施する措置

ア　火災時の措置

姫路市消防局及び消防団は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努めるものとする。

イ　被災者の救出救護等

町は、姫路市消防局等と連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施することとする。

ウ　広報活動及び避難

町長は、速やかに地域住民に対し広報活動を実施し、必要があれば避難の勧告、指示を行うものとする。

第２３節　農林業関係対策の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　農作物応急対策 県、兵庫西農業協同組合、中はりま森林組合等と協力して生産者に対し応急対策の徹底 2　家畜伝染病の防除　→　①防疫指導、②薬剤散布、③ワクチン接種、④消毒 3　飼料の確保　→　必要に応じ県に要請 4　林産物対策　→　①けい留、②早期除去、③薬剤散布	資　材　輸　送　班

第１　計画の方針

地震災害により農作物、林産物等に被害が発生したときは、的確、円滑な応急対策を実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

第２　実施責任者

農林業災害の応急対策は、農業関係機関等と連携し、町長が実施する。

第３　農作物応急対策

1　主要作物

町は、県及び兵庫西農業協同組合等と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。

（1）　水稲

ア　地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保

イ　成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫

ウ　地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

（2）　大豆

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

2　野菜

町は、県及び兵庫西農業協同組合等と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、温室､ハウス等施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行うこととする。

3　果樹

町は、県及び兵庫西農業協同組合等と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。

（1）　露出した根部への覆土(地震により地割れ、地すべり等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合)

（2）　倒伏した主幹の引き起こしと支柱等による補強

4　花き

町は、県及び兵庫西農業協同組合等と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

5　しいたけ

町は、県及び中はりま森林組合等と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

第４　畜産応急対策

1　病害虫の駆除

（1）　災害が発生したときは、畜舎を清潔に保つため、ネズミ、害虫等の防除徹底の指導に努めるものとする。

（2）　町長は、被災地における病家畜の早期発見に努め、家畜及び畜舎施設等の被害状況を姫路家畜保健衛生所に報告するものとする。

（３）　家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、姫路家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の散布を行う。また、発生のおそれのある疾病については、姫路家畜保健衛生所に要請し、ワクチン接種を行うものとする。

（４）　伝染病による家畜の病死又は広域感染のおそれのある病気が発生したときは、関係機関と連携し、病家畜の出荷停止、死亡獣畜の埋却並びに畜舎内外の消毒の徹底に努めるものとする。

２　飼料の確保

災害時において畜産農家は自給飼料の確保に最大限の努力をするものとし、万一手持飼料が流出し、又は供給機関からの供給が途絶えたときは、町は、県に要請する等飼料の確保に努めるとともに、貯蔵に際しては品質を損なわないよう指導するものとする。

第５　林産物災害応急対策

１　町は、中はりま森林組合等関係機関と協力し被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

２　町は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、川筋等にある木材の流失を防ぐため、直ちに関係者に対し、そのけい留を指示するものとする。

３　町は、関係者に対し、伐採木の流失を防ぐため、それぞれ伐採木の早期搬出及び施設等に集積した木材のけい留を行い、また、林産施設の流失、損壊を防ぐ措置を指導するものとする。

４　災害により倒木、折損木等の被害を大量に受けたときは、森林病害虫の発生防除のため折損木等の早期除去を指導するものとし、状況に応じて薬剤散布の徹底に努めるものとする。

第６　流通対策

町は、災害発生時において情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めるものとする。

第２４節　公共土木施設等の応急復旧及び余震対策の推進

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　公共土木施設の緊急点検による被害状況及び危険箇所の把握 ↓ (1)　施設管理者・ライフライン施設関係者への通知 (2)　地域住民への広報 2　建築物対策　→　県に応急危険度判定士の派遣を要請 3　余震情報の提供　→　①印刷媒体　電波媒体による広報 ②災害時要援護者向け等の余震対策マニュアルの作成	危機管理対策班 現地対策班
資料編・３６．災害時における応急対策業務に関する協定書（町建設業協会）	

第１　計画の方針

地震災害により公共土木施設が決壊、流出又は埋没等した場合には、復旧及び補強並びに付け替え等応急対策に必要な措置を速やかに講じ、人心の安定、社会経済活動の早期回復を図るものとする。

第２　実施責任者

公共土木施設の応急対策は町長が実施する。

第３　応急対策

1　土砂災害

（1）　町は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

（2）　町は、管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。

ア　緊急復旧資材の点検・補強

イ　観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）

ウ　クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策

（3）　町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

（4）　町は、地すべり防止区域において異常等が発見された場合、関係機関等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行うこととする。

2　道路、橋梁

（1）　道路管理者は、早急に緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するものとする。

（2）　道路管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や住民への周知を図るものとする。

（3）　道路管理者は、緊急輸送路について重点的に復旧を行い、交通の確保を図るものとする。

（4）　道路管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施するものとする。

3　河川

（1）　河川管理者は、緊急点検を実施し、被害状況を把握のうえ、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施するものとする。

（2）　河川管理者は、河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施するものとする。

（3）　河川管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制の整備を図るものとする。

4　ため池

（1）　ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。

（2）　ため池管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。

ア　緊急復旧資材の点検・補強

イ　ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削

（3）　町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うものとする。

5　森林防災対策
（1）　町は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。
（2）　町は、管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。
ア　緊急復旧資材の点検・補強
イ　警報機付伸縮計の設置の推進
ウ　危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去
（3）　町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うものとする。

6　農業土木施設
（1）　施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努めるものとする。
（2）　既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行うものとする。

7　宅地防災対策
（1）　町は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。
（2）　町は、管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。
ア　ビニールシート等の応急措置
イ　宅地防災相談所等の設置
（3）　町は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行うものとする。

8　建築物対策
（1）　町は、公共施設の被災状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じるものとする。
（2）　町は、必要に応じ応急危険度判定のための判定実施本部を設置し、県に応急危険度判定士の派遣を要請するものとする。

9　危険物対策
町は、姫路市消防局と連携し、危険物施設の立入検査等を要請するなど、必要により適切な措置を講じるものとする。

第４　住民への余震情報の提供

町は、余震に関する情報提供に努めることとする。
1　印刷媒体、電波媒体による広報
2　災害時要援護者向け等の余震対策マニュアルの作成

第２５節　被災建築物・宅地応急危険度判定の実施

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　被害状況の把握　→　応急危険度判定実施の要否判断 2　応急危険度判定実施本部設置 ①　県に対し応急危険度判定士の派遣要請 ②　応急危険度判定作業の準備 ③　判定作業の広報 3　応急危険度判定の実施 ①　判定結果の表示 ②　判定結果の集計・報告 4　応急措置に関する指導・相談	現地対策班 総務班

第１　計画の方針

地震で被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するための応急危険度判定について定める。

第２　応急危険度判定実施体制の確立

1　応急危険度判定実施本部の設置

（1）　応急危険度判定実施本部設置の判断

地域対策部は、地震発生後の被害概況に基づき、被災建物の応急危険度判定実施の必要性について検討を行う。

町長は、応急危険度判定の実施が必要であると認めた場合は、被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「町判定実施本部」という。）を設置する。

（2）　応急危険度判定士の派遣要請

町長は、町判定実施本部を設置したときは、県に対し応急危険度判定士の派遣の要請を行う。

2　応急危険度判定作業の準備

地域対策部は、以下のような応急危険度判定作業実施のために必要な準備を行う。

（1）　判定マップと判定場所の割り当ての決定
（2）　判定士受入名簿の作成と判定チームの編成
（3）　判定実施マニュアル、判定調査票、判定標識、判定備品等の調達
（4）　車両の調達、判定士の宿泊場所等の確保

3　判定作業の広報

総務対策部は、広報紙等を通じ被災者へ応急危険度判定作業に関する広報を行うこととする。なお、この応急危険度判定は、人命の安全性を確保するために緊急的に危険度を判定する作業であり、り災証明のためのものではないことを正確に広報することに留意する。

第３　応急危険度判定の実施

1　判定結果の表示

応急危険度判定士は、判定結果を、判定した建築物の入口若しくは外壁等の見やすい位置に表示するとともに、関係者へ安全指導を行うものとする。

危　　険	この建築物に立ち入ることは危険です。
要　注　意	この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい。
調　査　済	この建築物の被災程度は小さいと考えられます。

2　判定結果の集計・報告

応急危険度判定士は、判定作業を実施した場合、判定結果、進捗状況等を町判定実施本部に報告する。

町判定実施本部は、必要に応じ県判定実施支援本部へ応急危険度判定結果について中間報告を行い、判定調査完了後、判定結果の最終確定報告を行うこととする。

第４　指導・相談

１　応急措置に関する指導・相談

町は、倒壊のおそれのある建築物等の危険防止に関する相談・指導を実施するとともに、事故防止のための住民に対する広報を実施する。

２　復旧に関する指導・相談

町は、被災建築物の復旧に関する技術的な指導・相談を実施するため、必要に応じ相談窓口を設置し、次の相談を行う。

（１）　復旧に関する技術的指導及び相談

（２）　復旧の助成に関する相談

第５　被災宅地危険度判定の実施

被災宅地危険度判定の実施に関しては、被災建物危険度判定と同様とし、現地対策班において被災宅地応急危険度判定実施本部（以下「町判定実施本部」という。）を設置することとする。

第２６節　り災証明の発行

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　被害状況の把握　→　被害家屋調査の事前準備 2　被害家屋調査 　①　第１次調査　→　り災台帳の作成 　②　第２次調査　　再調査の申し出と再調査の実施 3　り災証明書の発行 4　その他のり災証明　　①火災　②その他	危機管理対策班 情報連絡班

第１　計画の方針

り災証明書の交付や各種の被災者救護対策の基礎となる家屋被害調査及び被災者に対する見舞金、税の減免等あるいは被災者の災害保険請求時に伴うり災証明書発行事務について定める。

第２　被害家屋調査

1　被害家屋調査の事前準備

調査部は、以下のような被害家屋調査のために必要な準備を行う。

（1）　調査全体計画を判断するため、被害の全体状況を把握する。

（2）　調査概要の検討及び全体計画の策定

（3）　調査員の確保

調査の全体量より、部員のみ又は町職員のみで対応が可能かどうか判断し、専門職（建築士等）等が必要である、あるいは、人員が不足すると予想される場合は、ボランティア建築士の募集や他町への職員派遣を要請する。

（4）　調査備品等の準備

（5）　車両の調達、応援職員等の宿泊場所等の確保

2　被害家屋調査の実施

（1）　第１次調査

被害家屋を対象に２人１組で棟単位に外観から目視調査を行う。

（2）　第２次調査

第１次調査の結果に不服のあった家屋及び第１次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、再調査を実施する。

（3）　認定基準

り災証明を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和 43 年６月 14 日結審第 115 号内閣総理大臣官房審議室長）に基づき実施する。

3　再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定結果に不服がある場合又は第１次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生の日から３月以内であれば再調査を申し出ることができる。

申し出があった家屋に対し、建築士等の専門知識を有する者の応援により、２人１組で、内部立入調査を含め再調査を実施する。

第３　り災証明書の発行

1　り災台帳の作成

判定結果、家屋データ、地番、住民基本台帳等のデータによるり災台帳を作成しり災証明書発行の基本台帳とする。

2　り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき発給する。ただし１世帯１枚の発行とする。

3　り災証明書発行の広報

総務対策部は、広報紙等を通じ被災者へり災証明書発給に関する広報を行うこととする。なお、地震直後に実施される被災建築物応急危険度判定とり災証明書発給にかかる被害家屋調査の違いを正確に広報することに留意する。

第４　その他のり災証明

り災証明の発行は、被害調査を所管する課（税務課）が発行する。

第５　被災者台帳の作成

町は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

また、県は、災害救助法に基づき、被災者の救助を行ったときは、町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

（被災者台帳に記載する事項）

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
- 援護の実施状況
- 災害時要援護者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由
- 電話番号その他連絡先
- 世帯の構成
- り災証明書の交付状況
- 町長が台帳情報を神河町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

第６　家屋被害認定士養成研修への参加

災害時において、家屋の被害調査に基づく、り災証明は、被災者支援施策に大きな意味をもつ。このため、調査員が認定する被害割合が統一化されなければならない。

県では、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を養成することにより、被害調査の迅速化と統一化を目的とした研修を実施しており、町は、職員の研修への参加を推進する。

第２７節　税・使用料の徴収猶予及び減免

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
１　町税の納税緩和措置 (1) 期限の延長　(2) 徴収猶予　(3) 滞納処分の執行の停止　(4) 減免 ２　使用料等の減免措置	情　報　連　絡　班

第１　計画の方針

被災した住民や事業者等に対し、地方税法又は町条例あるいは臨時の特例措置により、期限の延長及び減免措置をそれぞれの事態に応じて、適時適切に講じる。

第２　税の徴収猶予及び減免

１　町税の納税緩和措置

（１）　期限の延長（地方税法第20条の５の２）

被災した納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出、又は町税を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害が収まった後２ヶ月以内に限り、当該期間を延長する。

①　災害が広域にわたる場合は、町長が権限により、適用の地域及び期限の延長日を指定する。

②　その他の場合、災害が収まった後、速やかに被災した納税義務者等による申請があったときは、町長が納期限を延長する。

（２）　徴収猶予（地方税法第15条第１項）

被災した納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に１年以内の延長を行う。

（３）　滞納処分の執行の停止（地方税法第15条の７第１項）

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

（４）　減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について、次により減免を行う。

①　住民税・国民健康保険税

被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて、納期未到達分にかかる税額につき減免を行う。

②　固定資産税

被災した固定資産（土地、家屋、償却資産等）の被災の程度に応じて、納期未到達分にかかる税額につき減免を行う。

２　使用料等の減免措置

災害により甚大な被害を受け、通常の生活を確保することが困難となった者に対し、減免措置を実施する。

第４章　その他の災害の応急対策の推進

第１節　大規模火災の応急対策の推進

活　動　の　ポ　イ　ン　ト	関係対策班
1　消防団員の招集 (1)　団長の招集により出動 (2)　招集を受けない場合であっても火災の発生を知ったときは直ちに出動 2　集合場所 (1)　消防団長及び副団長　→　・火災－現場 ・その他の災害－災害対策本部 (2)　消防団員　→　・火災－現場 ・その他の災害－災害対策本部 3　火災が大規模化した場合 (1)　消防相互応援協定に基づく要請 (2)　自衛隊派遣要請	危機管理対策班 消防団

第１　計画の方針

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防応急対策について定める。

第２　消防責任の所在

消防組織法第３章により、消防責任は町にある。したがって災害防除活動は、町がその責任において行う。ただし、県は災害防除活動に対して補完責任を有しているため、大災害等で県の応援出動が必要な場合は、関係法令の規定によって県に要請することができる。

第３　相互応援協定

災害対策基本法第67条及び消防組織法第21条の規定により、隣接町との間において積極的に応援しなければならない。したがって、この場合の応援区分、費用負担区分等についてあらかじめ協定を結んでおくとともに、知事の応援指示権の発動があった場合は応援出動を指示し、人的確保に努める。

現在の消防相互応援協定の締結状況は、次のとおりである。

資料編・２０．自衛隊災害派遣要請連絡先
・３４．姫路市、市川町、福崎町及び神河町における消防相互応援協定書
・３５．朝来市及び神河町における消防相互応援協定書
・４０．神河町多可町広域消防相互応援協定

第４　編　成

消防の組織

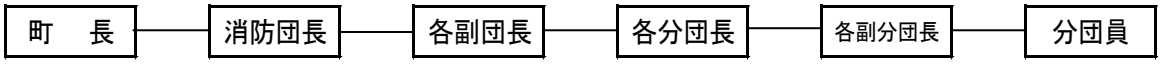

第５　消防業務

火災発生に際し、住民の生命身体及び財産を保護するとともに保有消防力をあげて火災の警戒、被害の軽減を図る。

1　消防業務の内容

（1）　火災の予防、警戒

火災発生危険の除去、人命危険の発見、排除に努め火災の予防警戒にあたる。

（2）　火災予警報の発令・解除

火災発生の危険性が高い気象予警報が発令された場合は、町は放送設備及び広報車を通じて団員及び住民に広報する。

（３）　招　集

火災その他の災害に際し、団員は団長の招集によって出動し職務する。

招集を受けてない場合であっても、火災の発生を知ったときはあらかじめ指定するところに従い、直ちに出動服務しなければならない。

（４）　集合場所

ア　消防団長及び副団長

火災の場合は現場に直行する。地震等その他の災害の場合は、災害対策本部又は現地災害対策本部に集合し、災害に関する情報を入手し、団員へ適切な指示を行う。

イ　消防団員

火災の場合は現場に直行する。地震等その他の災害の場合は、消防団詰所に集合する。

（５）　火災の防ぎょ活動

火災を認知した場合、神河町消防団緊急出動態勢及び応援体制に基づき出動し、通常火災は団長の指示により火災防ぎょにあたる。

火災防ぎょ活動の主眼は、人命救助・延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場最高指揮者は保有する消防力の全能力をあげてあらゆる戦術をもって延焼を防止するための態勢をとる。

（６）　人命救助

火災に対する第一義は、人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。

現場指揮者は、火災現場に到着したら要救助者の有無を確認し、必要があれば検索を実施する。

要救助者があれば各隊は協力し、救出隊、救護隊、救急隊の連携活動を行い救助活動に全力を投入する。

（７）　火災の原因と損害の調査

火災の原因、損害の調査については、姫路市消防局で行う。

第６　消防水利

消防水利の現状は資料編に掲載のとおりであるが、町内に消防水利不足地域が多く存在するので、今後消防水利の増強整備を図るものとする。

第７　教育・訓練

火災その他の災害に対処するにあたり、保有する消防機械器具を活用し、消防力を効果的に発揮するため、消防団員の知識技術を向上し、災害が要求する諸般の事情を遺憾なく処理する目的をもって教育、訓練を実施する。

第８　消防信号

水、火災、その他の災害に際し住民への報知と消防機関の出動の迅速を図るためサイレン等による消防信号を吹鳴する。

第９　災害の報告

災害が発生した場合、消防組織法第22条及び災害対策基本法第53条の規定に基づき町長は知事に報告する。

第10　警察との協力

消防組織法第24条により消防と警察は相互に協力し町民の生命、身体及び財産の保護に努める。

第11　自衛隊の派遣要請

町長は、災害の状況により必要と認めた場合には、知事に自衛隊の派遣要請を行うものとする。

第２節　危険物等の事故の応急対策の推進

第１款　危険物事故の応急対策の実施【危機管理対策班】

第１　計画の方針

危険物による災害は、その性質上大災害に発展する危険性が大であり、特に迅速な措置を要するので、関係機関は密接な連携協力のもとに迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第２　実施責任者

危険物による災害の発生に際しては、当該事業所等は、直ちに姫路市消防局、中播磨健康福祉事務所等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、町、県及びその他関係機関との連携による総合的な災害応急対策を実施するものとする。

第３　災害応急対策

１　事業所等が実施する措置

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとるものとする。

（１）　連絡通報

ア　責任者は、発災時に直ちに119番で姫路市消防局に連絡するとともに、必要により、付近住民並びに近隣企業に通報するものとする。

イ　責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報するものとする。

（２）　初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行うものとする。なかでも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最前の方途を講ずるものとする。

（３）　医療救護

企業内救急班は、応急救護を実施するものとする。

（４）　避　難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施するものとする。

（５）　住民救済対策

企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の補償で救済するものとする。

２　町が実施する措置

災害規模、様態に応じ、町は、関係機関との密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施するものとする。

（１）　災害情報の収集及び報告

町長は、災害現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うものとする。

情報系統図

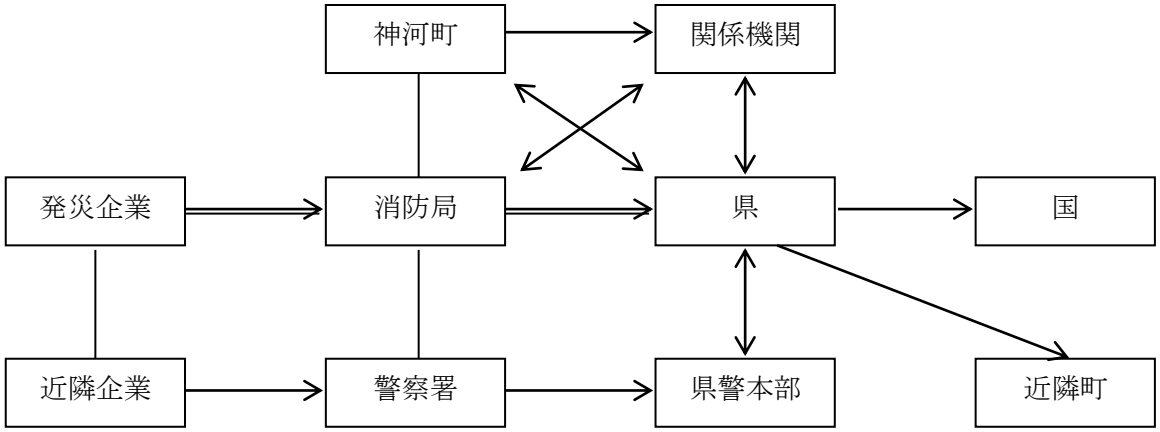

（２）　災害広報

災害による不安、混乱を防止するため、町、県、報道機関等は相互に協力して、広報車、新聞、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

（３）　救急医療

被災地における負傷者等の救出及び救急医療業務は、当該事業所、警察、姫路市消防局、消防団、医療関係、県、その他関係機関と連携して行う。

（４）　消防応急対策

姫路市消防局及び消防団は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

（５）　避　難

町長は、被災の状況によっては、避難のための立退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

（６）　交通応急対策

道路管理者は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域及びその周辺の交通対策に万全を期するものとする。

（７）　給　水

町は、必要により飲料水の供給を行うものとする。

（８）　住民救済対策

住民の救済対策については、企業、町、県、その他関係機関が合同してこれにあたる。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによるものとする。

第２款　高圧ガス事故の応急対策の実施【危機管理対策班】

第１　計画の方針

高圧ガスの製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、当該事業所は関係機関と連携し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立するものとする。

第２　実施責任者

１　当該事業所等が実施する措置

（１）　緊急通報

高圧ガス関係事業所は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合はあらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、町、姫路市消防局、警察）に通報するものとする。

（２）　災害対策本部等の設置

事業所は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施するものとする。

（３）　応急措置の実施

事業所及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施するものとする。

ア　状況により、設備を緊急運転停止
イ　火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
ウ　ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止措置
エ　状況により立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
オ　状況により防災要員以外の従業員の退避
カ　発災設備以外の設備の緊急総合点検
キ　交通規制措置

（４）　防災資機材の調達

事業所は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業所あるいは　町等から調達するものとする。

（５）　被害の拡大防止措置

事業所は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努めるものとする。

２　町が実施する措置

（１）　防災関係機関との連絡調整

町は、高圧ガス関係事業所より高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった旨の報告を受けた場合、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図るものとする。

（２）　防災資機材の調達

町及び姫路市消防局は、当該事業所による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達するものとする。

（３）　避　難

町は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について防災関係機関と協議し、必要に応じ避難の勧告、指示を行うものとする。

第３款　火薬類事故の応急対策の実施【危機管理対策班】

第１　計画の方針

火薬類に関する災害時における応急措置及び被害の拡大防止措置について定める。

第２　実施責任者

火薬類による災害の発生に際しては、当該事業者等が姫路市消防局等に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、町、県及びその他関係機関との連携による総合的な災害応急対策を実施するものとする。

第３　災害応急対策

１　事業所等が実施する措置

（１）　緊急通報

事業者は、火薬類施設は発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、町、姫路市消防局、警察）等に通報することとする。

（２）　災害対策本部の設置

事業者は、火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連絡して応急対策を実施することとする。

（３）　応急措置の実施

事業者は、防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずることとする。

ア　火薬類製造所における応急措置

(ｱ)　作業者は原則として機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに合成反応の仕込みの停止等の二次災害防止のための措置を行うよう努めることとする。

(ｲ)　火災・爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、消防機関（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供することとする。

各監督者は、その判断により防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させることとする。

イ　火薬庫における応急措置

(ｱ)　事業者は、火薬庫周辺に山火事が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬倉庫等に速やかに搬出することとする。なお、搬出にあたっては、警察、消防機関及び町などの関係機関に対して、連絡を密にして対処することとする。

(ｲ)　事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、消防機関（先着の消防隊員）に山火事の消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行うこととする。

ウ　販売所（庫外貯蔵所）における応急措置

(ｱ)　事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出することとする。搬出にあたっては、警察、消防機関及び町等の関係機関に対して、連絡を密にして対処することとする。

(ｲ)　事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、消防機関（先着の消防隊員）に山火事の消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行うこととする。

エ　消費場所における応急措置

(ｱ)　火薬類の使用者は、土砂崩れ、鉄砲水等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外を立入禁止とすることとする。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄することとする。

(ｲ)　火薬類の使用者は、雷が消費場所周辺に発生すれば、発破作業を中止することとし、雷雲の発生、接近を察知するため、作業前に気象情報を把握するとともに、発破発生場所に雷検知器又はラジオを持ち込むこととする。

オ　運搬中における応急措置

(ｱ)　運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視することとする。

(ｲ)　運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受けることとする。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力することとする。

(ｳ)　町、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力することとする。

２　町が実施する措置

（１）　防災関係機関との連絡調整

町は、火薬類関係事業所より火薬類施設が発災又は危険な状態となった旨の通報を受けた場合、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図るものとする。

（２）　防災資機材の調達

町及び姫路市消防局は、当該事業所による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達するものとする。

（３）　避　難

町は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について防災関係機関と協議し、必要に応じ避難の勧告、指示を行うものとする。

第４款　毒物劇物事故の応急対策の実施【危機管理対策班】

第１　計画の方針

当該事業所等は、災害により、毒物又劇物保管施設等が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合には、町、県、姫路市消防局、その他関係機関の協力のもとに迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第２　実施責任者

当該事業所等が西播磨県民局県民交流室環境課や中播磨健康福祉事務所等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、町、県、関係機関等が総合的な対策を実施するものとする。

第３　災害応急対策

１　事業所等が実施する措置

（１）　緊急通報

事業所は、毒物・劇物が流出し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合には、中播磨健康福祉事務所、町、姫路市消防局、警察等へ緊急通報を行うものとする。

（２）　緊急措置の実施

事業所は、危害防止のためのマニュアルに即した緊急措置を実施する。

２　町が実施する措置

（１）　火災時の措置

姫路市消防局及び消防団は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努めるものとする。

（２）　被災者の救出救護等

町は、姫路市消防局等と連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施することとする。

（３）　広報活動及び避難

町長は、速やかに地域住民に対し広報活動を実施し、必要があれば避難の勧告、指示を行うものとする。

第５款　放射性物質事故の応急対策の実施【危機管理対策班】

第１　計画の方針

放射性物質に関する災害時における応急措置及び被害の拡大防止措置について定める。

第２　実施責任者

原子力事業所外運搬に起因する放射性物質による災害の発生に際しては、当該事業者等が防災関係機関等に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、町は、県及びその他関係機関との連携による総合的な災害応急対策を実施するものとする。

第３　災害応急対策

１　事業所等が実施する措置

（１）　緊急通報

事業所外運搬を行っている原子力事業者は、放射性物質等の放出又は放出のおそれとなった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、町、姫路市消防局、警察）等に通報することとする。

（２）　災害対策本部の設置

事業所外運搬を行っている原子力事業者は、放射性物質等の放出又は放出のおそれとなった場合は、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連絡して応急対策を実施することとする。

（３）　応急措置の実施

事業所外運搬を行っている原子力事業者は、防災関係機関との連絡を密にし、放射性物質の性質に基づいた適切な応急措置を講ずることとする。

２　町が実施する措置

（１）　防災関係機関との連絡調整

町は、事業所外運搬を行っている原子力事業者より放射性物質等の放出又は放出のおそれとなった旨の通報を受けた場合、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図るものとする。

（２）　災害広報の実施

町は、災害による不安、混乱を防止するため、町、県及び報道機関等は相互に協力して、防災行政無線放送、携帯メール、広報車、テレビ、ラジオ等を活用し、広報活動を行う。

（３）　住民の避難誘導

町長は、内閣総理大臣からの指示があったときは、その指示内容に基づき、その他の場合にあっては、事業等が行う緊急時モニタリング結果等に基づき、周辺住民等の避難について防災関係機関と協議し、避難の勧告、指示を行うものとする。

第３節　突発重大事案の応急対策の推進【危機管理対策班】

第１　計画の方針

火災をはじめとする突発的な災害は、年とともに増加し、最近は特に一度に多くの尊い人命が失われる大事故が目立ち、大きな社会不安を惹起している現状にある。

これらの突発的な災害に対処して、防災関係機関が緊密かつ有機的な連携協力のもとに、必要な応急対策を実施する。

第２　突発重大事案の定義

航空機事故、列車事故、大規模交通事故、火災事故、爆発事故、放射性物質等の大量放出（サリン等の発散を含む。）、雑踏事故等の突発重大事案であって、多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい事案、又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される突発事案をいう。

第３　突発重大事案発生の対応

町長は、事故現場に出動した消防等の機関から突発重大事案発生の連絡を受け、又は自ら認知した場合は、県に通報するものとする。

第４　現地災害対策本部の設置

１　町長は、突発重大事案が発生した場合、原則として現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置するものとする。

２　現地災害対策本部の構成は、町、防災関係機関、県とし、必要により事故原因者の参加を求めるものとする。

第５　現地災害対策本部の機能

現地災害対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び事故の規模、被災状況など情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整にあたるものとする。

（１）　災害情報の収集及び伝達
（２）　広　報
（３）　防災関係機関の情報交換
（４）　防災関係機関相互間における応急対策の調整
（５）　防災関係機関に対する応援要請
（６）　その他必要な事項

第６　現地災害対策本部の設置場所

１　町長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示するものとする。

２　各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整にあたるものとする。

第７　現地災害対策本部の廃止

町長は、事案に対する応急措置及び救急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を聴いて、現地災害対策本部を閉鎖するものとする。

第８　サリン等の発散による被害発生時の措置

１　警察官又は消防吏員は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害にかかる場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとるものとする。

２　住民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し、又はそれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報するものとする。

３　町は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく県に自衛隊等の専門家の派遣を要するものとする。

第５編　災害復旧復興計画

第１章　災害復旧事業の実施

第１節　災害復旧事業の実施【各課】

第１　計画の方針

災害発生後の人心の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項について定める。

第２　内　容

１　災害復旧事業の種類

（１）　公共土木施設復旧事業

ア　河川災害復旧事業

イ　砂防設備災害復旧事業

ウ　林地荒廃防止施設災害復旧事業

エ　地すべり防止施設災害復旧事業

オ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

カ　道路災害復旧事業

キ　下水道災害復旧事業

（２）　農林水産業施設災害復旧事業

（３）　都市災害復旧事業

（４）　上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業

（５）　住宅災害復旧事業

（６）　社会福祉施設災害復旧事業

（７）　公立医療施設、病院等災害復旧事業

（８）　学校教育施設災害復旧事業

（９）　社会教育施設災害復旧事業

(10)　中小企業の振興に関する事業計画

(11)　その他の災害復旧事業

２　激甚災害の指定

（１）　大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等は以下の通りである。

ア　激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

イ　特別財政援助額の交付手続

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調査書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

（２）　激甚災害に係る財政援助措置

ア　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(ｱ)　公共土木施設災害復旧事業

(ｲ)　公共土木施設災害関連事業

(ｳ)　公立学校施設災害復旧事業

(ｴ)　公営住宅等災害復旧事業

(ｵ)　生活保護施設災害復旧事業

(ｶ)　児童福祉施設災害復旧事業

(ｷ)　老人福祉施設災害復旧事業

(ｸ)　障害者福祉施設災害復旧事業
(ｹ)　婦人保護施設災害復旧事業
(ｺ)　感染症指定医療機関災害復旧事業
(ｻ)　感染症予防施設事業
(ｼ)　堆積土砂排除事業
・公共的施設区域内
・公共的施設区域外
(ｽ)　湛水排除事業

イ　農林水産業に関する特別の助成
(ｱ)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
(ｲ)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
(ｳ)　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
(ｴ)　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
(ｵ)　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
(ｶ)　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
(ｷ)　共同利用小型漁船の建造費の補助
(ｸ)　森林災害復旧事業に対する補助

ウ　中小企業に関する特別の助成
(ｱ)　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
(ｲ)　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
(ｳ)　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
(ｴ)　中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

エ　その他の財政援助措置
(ｱ)　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
(ｲ)　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
(ｳ)　町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
(ｴ)　母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
(ｵ)　水防資機材費の補助の特例
(ｶ)　罹災者公営住宅建設事業に対する特例
(ｷ)　産業労働者住宅建設資金の融通の特例
(ｸ)　公共土木施設、公立学校施設、農地産業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
(ｺ)　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

（３）　民地激甚災害に係る財政援助措置

ア　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
(ｱ)　土木施設災害復旧事業
(ｲ)　土木施設災害関連事業
(ｳ)　学校施設災害復旧事業
(ｴ)　公営住宅等災害復旧事業
(ｵ)　生活保護施設災害復旧事業
(ｶ)　児童福祉施設災害復旧事業
(ｷ)　老人福祉施設災害復旧事業
(ｸ)　障害者福祉施設災害復旧事業
(ｹ)　婦人保護施設災害復旧事業
(ｺ)　感染症指定医療機関災害復旧事業
(ｻ)　感染症予防施設事業
(ｼ)　堆積土砂排除事業
・公共的施設区域内
・公共的施設区域外
(ｽ)　湛水排除事業

イ　農林水産業に関する特別の助成
(ｱ)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(ｲ)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
(ｳ)　森林災害復旧事業に対する補助

ウ　中小企業に関する特別の助成
(ｱ)　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
(ｲ)　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
(ｳ)　中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

エ　その他の財政援助措置
公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

３　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

（１）　農林漁業災害資金
関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、農林漁業者金融公庫法及び自作農維持資金融通法により融資するものとする。

ア　天災資金
関係機関は、暴風雨、豪雨等の天災及び地震等によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

イ　(株)日本政策金融公庫資金
関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補塡資金等に融資するものとする。

（２）　中小企業復興資金
関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うものとする。

（３）　災害復興住宅資金
住宅金融公庫は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施、建設資金又は補修資金の貸付けを行うものとする。

第２節　被災者等の生活再建等の支援【各課】

第１　計画の方針

災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。

第２　被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成１０年法律第　６６号）第６条第１項に規定する被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

（１）適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

① 災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

② １０世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害

③ １００世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害

④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口１０万人未満）における自然災害

⑤ ①～③の区域に隣接し、５世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口１０万人未満）における自然災害

⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口　１０万人未満）若しくは２世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口５万人未満）における自然災害

（２）報告・適用手続

① 報告

県は、上記（１）①～⑥のいずれかに該当する自然災害となることが明白であるか、又は、その可能性があると認められる場合には、次に掲げる事項について、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告する（内容に変更があった場合は、その都度報告）。

ア 災害が発生した日時及び場所

イ 災害の原因及び概況

ウ 住宅に被害を受けた世帯の状況

エ 法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した市区町名又は県名

オ その他必要な事項

② 適用

県は、発生した自然災害が上記（１）①～⑥のいずれかに該当するものと認めた場合は、被災者生活再建支援法の適用を決定する。また、次に掲げる事項について、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告のうえ、公示を行う。

ア 法の対象となる自然災害が発生した市区町名又は県名

イ 当該市区町における住宅に被害を受けた世帯数

ウ 公示を行う日

エ その他必要な事項

（３） 支給対象世帯

① 住宅が全壊した世帯

② 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯

③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯

④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

⑤　半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

（４）　支給額(下記アとイの合計で最大 300 万円)

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

区 分 ((３)支給対象世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	100 万円	建設・購入 200 万円 補修 100 万円 賃借 50 万円
④世帯	50 万円	
⑤世帯	－	建設・購入 100 万円 補修 50 万円 賃借 25 万円

（注）１　単数世帯は上記支給額の３／４

２　申請期間：自然災害発生からアが 13 月間、イが 37 月間

（５）　その他

県及び町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第３　神河町災害見舞金

（１）　目的

本町の区域内で発生した住家災害の被災者に対し、見舞金を支給することにより、被災者の援護を図ることを目的とする。

（２）　内容

①　対象者

ア　被災世帯主、

イ　被災世帯主が死亡している場合は、当該世帯主の同居の親族(同居の親族がいないときは、その遺族)

②見舞金の額

住家の全壊、全焼又は流出	50,000 円
住家の半壊、半焼	30,000 円
住家の床上浸水	10,000 円

資料編・４７．神河町災害見舞金支給規則

第４　神河町災害弔慰金等の支給・災害援護金等の貸付

（１）　目的

神河町に住所を有する者が自然災害により死亡した遺族に対して神河町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を実施する。

資料編・２９．災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準

第５　兵庫県災害援護金等の支給

災害の発生に際し、当該災害による被災者に対して災害援護金及び死亡見舞金を支給することで、被災者の援護を図る。

参照：資料編　兵庫県災害援護金支給等に関する規則

資料編・３１．兵庫県災害援護金支給等に関する規則

第６　兵庫県住宅再建共済制度

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下、「（公財）共済基金」という。）が共済給付金を給付する。

1　対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害

2　共済給付金

区 分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊（損害割合10％以上）を対象とする制度】
住宅再建共済制度	○全壊・大規模半壊･半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○準半壊（損害割合10％以上）で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊（損害割合10％以上）で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円
マンション共用部分再建共済制度	○全壊・大規模半壊･半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数（加入住戸数が上限） ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○準半壊（損害割合10％以上）で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数（加入住戸数が上限） ○準半壊（損害割合10％以上）でマンション補修12万5千円×加入住戸数
家財再建共済制度	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円	―

（注）１ 住宅再建共済制度

(1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の１／２とする。

(2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。

(ｱ) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。

(ｲ) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

２ マンション共用部分再建共済制度

県外での建築の場合は、上記給付金の１／２とする。

３ 家財再建共済制度

賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

3　請求方法

加入者が共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、町の窓口を通じて（公財）共済基金に請求する。

4　請求期間

原則として、自然災害が発生した日から５年以内

第７　地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町は、それらの制度の普及促進に努める。

第３節　災害義援金の募集【住民生活課】

第１　計画の方針

災害による被災者の生活を救援するための災害義援金の募集等について定める。

第２　内　容

１　募集

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、次の関係機関は共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行うこととする。

（１）　神河町
（２）　神河町赤十字奉仕団
（３）　自治会
（４）　商工会
（５）　神河町社会福祉協議会

２　配　分

（１）　町は、１の関係機関と連携して義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定することとする。
　ア　募集方法及び配分方法
　イ　被災者等に対する伝達方法
　ウ　義援金の収納額及びその使途についての寄託者及び報道機関等への周知方法

（２）　募集委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定めることとする。

３　配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理することとする。

第２章　災害復興

第１節　組織の設置【各課】

第１　計画の方針

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

第２　復興本部

町は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後の早期において横断的組織としての復興本部を設置する。

復興本部の組織・運営は、阪神・淡路大震災における県復興本部を参考にして、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定する。

なお、復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

第２節　復興計画の策定【各課】

第１　計画の方針

著しい被害を受けた被災地域住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため、必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方について、定める。

その際、被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）とも調整を図り、災害以前の状態を回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

第２　復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進にあたっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進する。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体から参画を得るため、以下の取り組みに配慮する。

1　被災者、各分野にわたる有識者、住民団体、各地域の住民等への意見募集
2　有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
3　様々な分野におけるシンポジウム、フォーラム等の開催　等

第３　復興計画の策定

1　策定上の留意事項

計画策定にあたっては、次の事項等に留意し、被害の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

（１）　多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活を自分たちで守り創造していく取り組みが重要であるため、町は、住民、事業所、団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、共同して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。

その際、特に女性や要配慮者の参画を促進する。

（２）　ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。

（３）　阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用

阪神・淡路大震災の総括検証・提言事業の成果や復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

2　構成例

（１）　基本方針
（２）　基本理念
（３）　基本目標
（４）　施策体系
（５）　復興事業計画　等

想定される各事業分野

- 生活
- 住宅
- 保健、医療
- 福祉
- 教育、文化
- 産業、雇用
- 環境
- 都市基盤　等

３　分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進するうえで、特に、重要で緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じて、分野別の緊急復興計画を策定する。